

液 化 石 油 ガ ス 販売事業登録申請等について

静岡県危機管理部 消防保安課
静岡市消防局 消防部 予防課
浜松市消防局 予防課 監修

一般社団法人 静岡県LPガス協会

2018年11月

目 次

第1編 法規制と手続き

1. 液化石油ガス法と高圧ガス保安法との関係一覧	1
2. 供給設備と消費設備の規制関係一覧	2
3. 液化石油ガスの販売に係る登録申請の手続き順序	3
4. 書類提出先	4

第2編 液化石油ガス法に係る登録申請の手続き等

第1章 液化石油ガス販売事業の登録

1. 登録申請及び届出等	8
2. 販売事業登録申請	9
3. 液化石油ガス販売所等変更届	11
4. 液化石油ガス販売事業承継届	13
5. その他の届出	17
6. 液化石油ガス販売事業報告	18
様式集（貯蔵施設の基準を含む）	19

第2章 保安機関に係る認定等

1. 保安機関認定申請の手続き順序等	68
2. 保安機関認定申請	70
3. 保安業務規程の認可申請・変更認可申請	72
4. 一般消費者等の数の増加認可申請	72
5. 一般消費者等の数の減少届	73
6. 保安機関変更届	73
7. 保安機関承継届	73
8. その他の届出	74
9. 保安業務実施状況報告	74
10. 保安機関の認定更新	77
様式集	78

第3章 液化石油ガス販売事業者の認定（インセンティブ）

1. 認定制度の概要	1 1 1
2. 認定液化石油ガス販売事業者の認定基準	1 1 2
3. 認定液化石油ガス販売事業者の特例措置	1 1 3
4. 液化石油ガス販売事業者の認定申請	1 1 6
5. 認定液化石油ガス販売事業者状況報告	1 1 6
6. 認定の取消し	1 1 6
様式集（運営管理規程例示を含む）	1 1 7

第4章 特定供給設備・貯蔵施設に係る許可申請等（液石法第36条による）

1. 特定供給設備（1トン以上10トン未満）	1 2 3
2. 貯蔵施設の概要（貯蔵量3トン以上10トン未満）	1 2 5
3. 申請手続きの手順	1 2 6
4. 貯蔵施設等設置許可申請書 （バルク供給による特定供給設備（1トン以上3トン未満））	1 2 8
5. 容器による特定供給設備（3トン以上10トン未満）	1 6 6
6. 容器による貯蔵施設（3トン以上10トン未満）	1 8 2
7. 貯蔵施設等完成検査申請	1 8 5
8. 貯蔵施設等変更届	1 8 6
9. 許可及び届出の不要な工事	1 8 6
10. その他	1 8 6
様式集	1 8 7
資料<バルク供給に係る供給設備について>	1 9 4
バルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化について	1 9 6

第5章 充てん設備の許可申請等（バルクローリー）

1. 充てん設備（バルクローリー）の規制概要	1 9 8
2. 申請手続きの手順	1 9 9
3. 充てん設備許可申請書	2 0 1
4. 充てん設備完成検査申請書	2 0 2
5. 充てん設備変更届	2 0 3
6. 充てん設備の分解点検・整備の周期	2 0 2
7. 保安検査	2 0 4
8. 充てん事業報告	2 0 4
9. その他	2 0 4

様式集	2 3 6
-----	-------

第6章 液化石油ガス設備工事

1. 液化石油ガス設備工事に関する法規制	2 6 5
2. 液化石油ガス設備工事等の届出	2 6 7
様式集	2 7 0
<参考>危険物の貯蔵または取扱いの開始等の届出書	2 7 9
炉、かまど、ボイラー、乾燥設備、 火花を生ずる設備設置の届出について（消防関係）	
1. 届出の手続	2 8 1
2. 届出書の作成要領	2 8 3

第7章 事故届

1. 事故届	2 8 8
様式集	2 9 4

第3編 高圧ガス保安法における届出の手続き等

1. 届出	3 0 0
2. 高圧ガス販売事業届	3 0 1
3. その他の届出	3 0 2
様式集	3 0 4

第4編 業務主任者等の職務

1. 業務主任者等の職務	3 1 5
2. 保安機関の職務	3 2 1
3. 充てん作業者の職務	3 2 3
4. 販売主任者の職務	3 2 4
5. 移動中の災害防止のために必要な注意事項（イエローカード）	3 2 8

付 録

販売事業者が整備すべき帳簿等	3 3 0
保安機関認定更新に関するQ & A	3 3 9

本書で用いた法令名の略称とその正式名称は、次のとおりです。

(ただし、第1編は除く)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

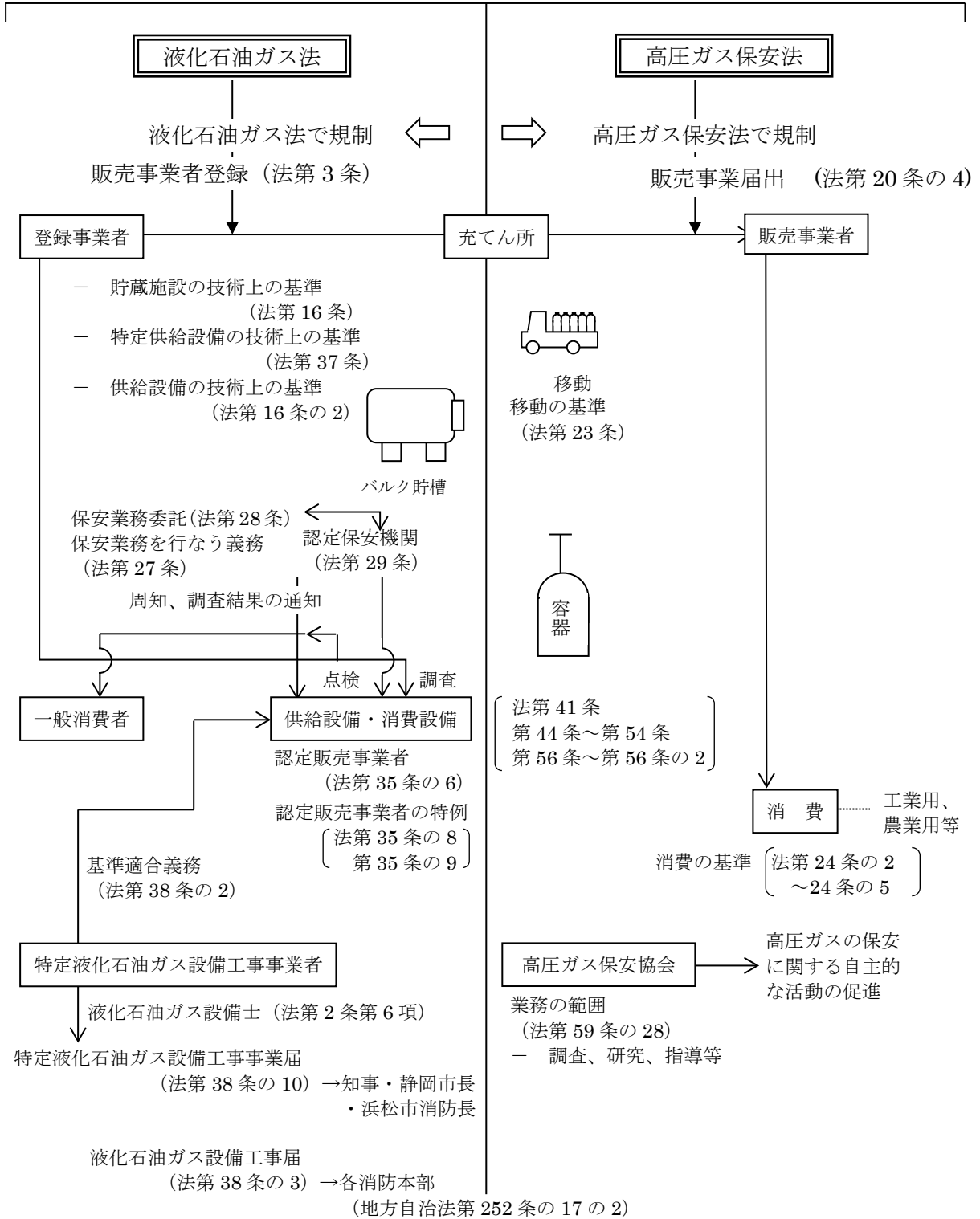
液石法	→	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
規則	→	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
認定販売事業者告示	→	液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示
保安業務告示	→	保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示
供給・消費・特定供給設備告示	→	供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示
バルク供給・充てん設備告示	→	バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件

高圧ガス保安法関係

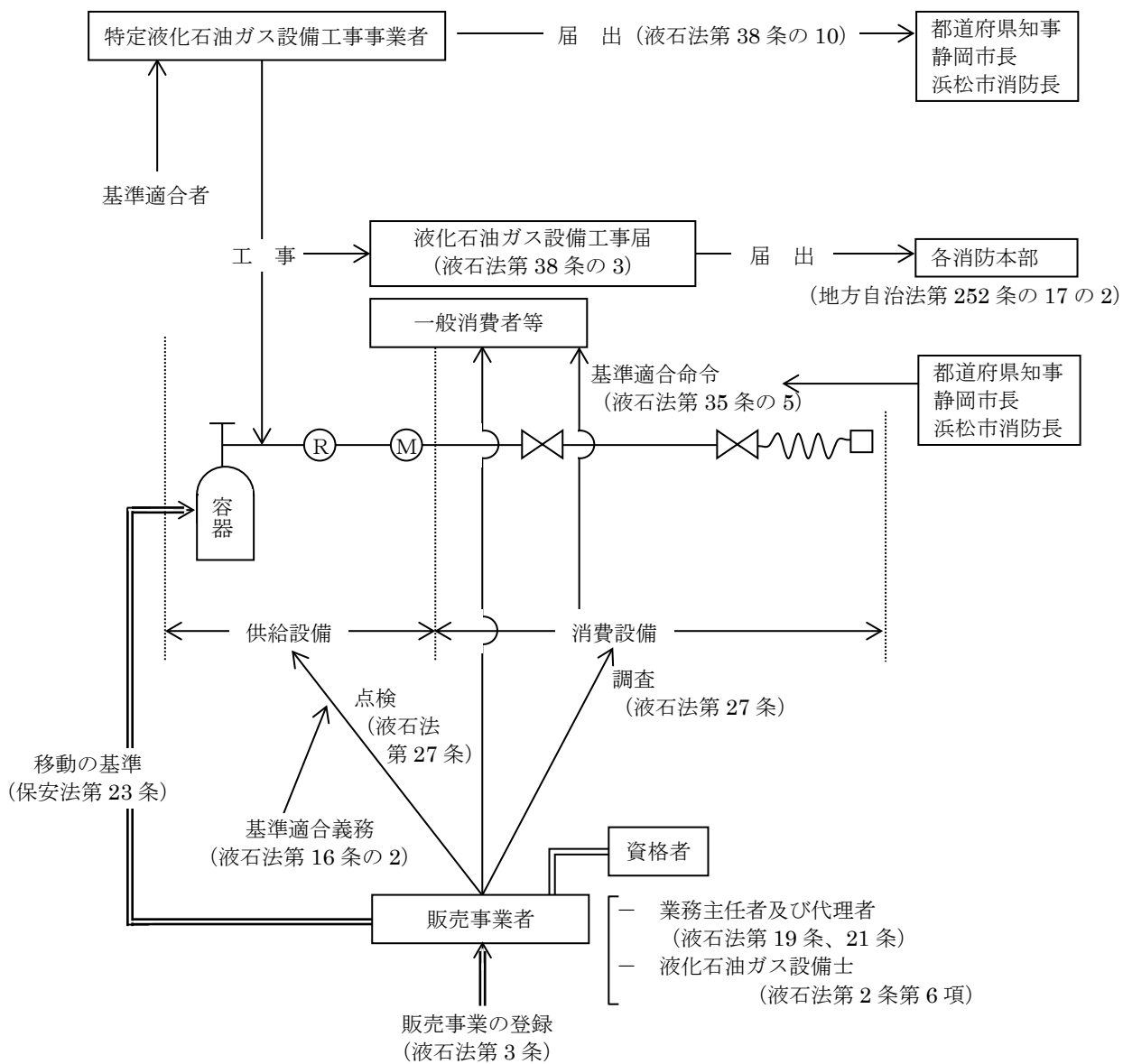
保安法	→	高圧ガス保安法
保安法液石則	→	高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則

第1編 法規制と手続き

1. 液化石油ガス法と高圧ガス保安法との関係一覧

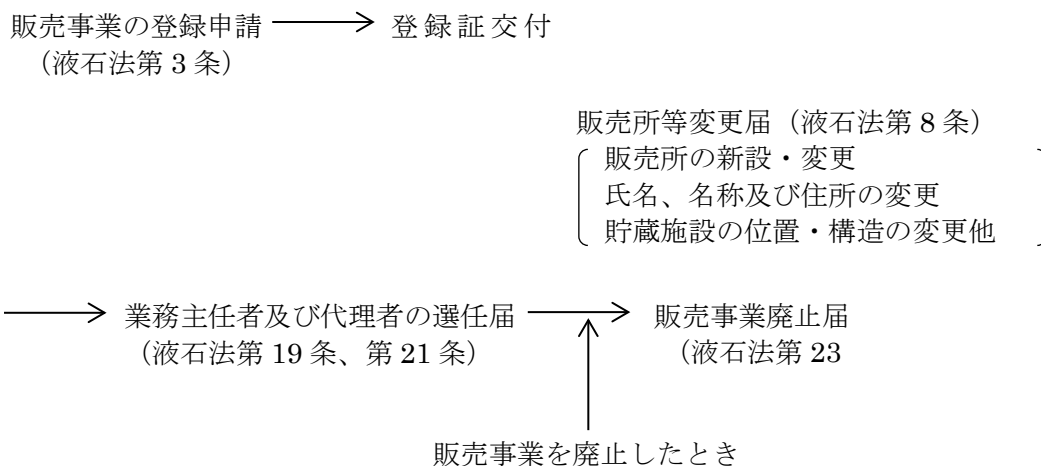


2. 供給設備と消費設備の規制関係一覧

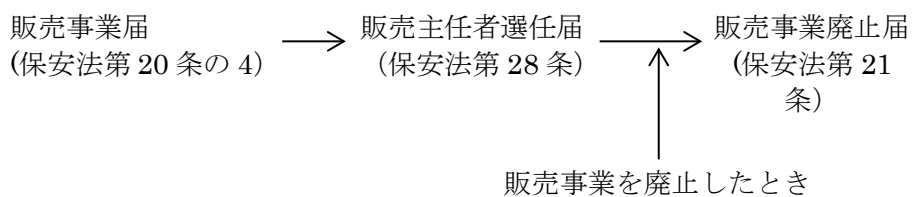


3. 液化石油ガスの販売に係る登録申請の手続き順序

(1) 一般消費者等に販売する場合…………… 液化石油ガス法



(2) 一般消費者以外に販売する場合 (工業用、農業用等に販売する場合)…………… 高圧ガス保安法



4. 書類提出先

(2018年11月1日現在)

【液石法】

区分	提出先(宛先)	該当	担当部局(窓口)
販売事業	県知事	①県内(静岡市・浜松市を除く)に販売所を設置する事業者 ②県内の静岡市とそれ以外の市町、または浜松市とそれ以外の市町に販売所を設置する事業者	静岡県 危機管理部 消防保安課
	静岡市長	静岡市内に販売所を設置する事業者	静岡市消防局 消防部 予防課
	浜松市消防長	浜松市内に販売所を設置する事業者	浜松市消防局 予防課
	経済産業局長 産業保安監督部長	1の経済産業局所管区域内で、2以上の都道府県内に販売所を設置する事業者	経済産業省 産業保安監督部 保安課
	経済産業大臣	2以上の経済産業局所管区域内に販売所を設置する事業者	経済産業省 産業保安グループ ガス安全室
保安機関	県知事	①県内(静岡市・浜松市を除く)に設置された販売所の保安業務を行う事業者 ②県内の静岡市とそれ以外の市町、または浜松市とそれ以外の市町に設置された販売所の保安業務を行う事業者	静岡県 危機管理部 消防保安課
	静岡市長	静岡市内に設置された販売所の保安業務を行う事業者	静岡市消防局 消防部 予防課
	浜松市消防長	浜松市内に設置された販売所の保安業務を行う事業者	浜松市消防局 予防課
	経済産業局長 産業保安監督部長	1の経済産業局所管区域内で、2以上の都道府県内に設置された販売所の保安業務を行う事業者	経済産業省 産業保安監督部 保安課
	経済産業大臣	2以上の経済産業局所管区域内に設置された販売所の保安業務を行う事業者	経済産業省 産業保安グループ ガス安全室
	警察官	自ら行っている保安業務の範囲内で、当該一般消費者等の供給設備または消費設備に災害が発生した事業者	警察官
設備工事	県知事	県内(静岡市・浜松市を除く)に事業所を設置し、特定液化石油ガス設備工事事業を行う事業者	静岡県 危機管理部 消防保安課
	静岡市長	静岡市内に事業所を設置し、特定液化石油ガス設備工事事業を行う事業者	静岡市消防局 消防部 予防課
	浜松市消防長	浜松市内に事業所を設置し、特定液化石油ガス設備工事事業を行う事業者	浜松市消防局 予防課
	県知事 消防長	規則第86条に定める施設に、特定供給設備を除き、貯蔵能力500kgを超える供給設備の設置または変更の工事をした事業者	各消防本部

区分	提出先（宛先）	該 当	担当部局（窓口）
充てん設備	県知事	県内（静岡市・浜松市を除く）を使用の本拠の所在地とする充てん設備を設置する事業者	静岡県 危機管理部 消防保安課
	静岡市長	静岡市を使用の本拠の所在地とする充てん設備を設置する事業者	静岡市消防局 消防部 予防課
	浜松市消防長	浜松市を使用の本拠の所在地とする充てん設備を設置する事業者	浜松市消防局 予防課
特定供給設備（3t以上）貯蔵施設	県知事	県内（静岡市・浜松市を除く）に特定供給設備等を設置する事業者	静岡県 危機管理部 消防保安課
	静岡市長	静岡市に特定供給設備等を設置する事業者	静岡市消防局 消防部 予防課
	浜松市消防長	浜松市に特定供給設備等を設置する事業者	浜松市消防局 予防課
	消防長 消防署長	特定供給設備等の許可申請に添付する意見書の交付申請を行う事業者	各消防本部 各消防署
免状	県知事	液化石油ガス設備士免状の交付、書換え、再交付を行う者	高圧ガス保安協会 試験センター

【保 安 法】

区分	提出先（宛先）	該 当	担当部局（窓口）
販売事業	県知事	県内（静岡市・浜松市を除く）に販売所を設置する事業者	静岡県 危機管理部 消防保安課
	静岡市長	静岡市内に販売所を設置する事業者	静岡市消防局 消防部 予防課
	浜松市消防長	浜松市内に販売所を設置する事業者	浜松市消防局 予防課
事故	県知事	県内（静岡市・浜松市を除く）で発生した事故の報告をする事業者	静岡県 危機管理部 消防保安課
	静岡市長	静岡市内で発生した事故の報告をする事業者	静岡市消防局 消防部 予防課
	浜松市消防長	浜松市内で発生した事故の報告をする事業者	浜松市消防局 予防課
	関東東北産業保安 監督部 保安課	県内の特定消費設備で、死亡、中毒、酸欠、漏えい引火による負傷または物損を伴う事故の報告する事業者	関東東北産業保安 監督部 保安課
免状	経済産業大臣	甲種化学、甲種機械免状の交付、書換え、再交付を行う者	高圧ガス保安協会 試験センター
	県知事	乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種販売免状の交付、書換え、再交付を行う者	高圧ガス保安協会 試験センター

【その他】

区分	提出先（宛先）	該 当	担当部局（窓口）
消 防 法	消防長 消防署長	特定供給設備及び液化石油ガス設備工 事の届出に係る設備以外で、貯蔵量 300kg 以上の液化石油ガスを貯蔵する 事業者	各消防本部 各消防署
	消防長 消防署長	炉、かまど、ボイラー、乾燥設備、火花 を生ずる設備設置の届出を行う事業者	各消防本部 各消防署

【担当部局等住所・連絡先】

名 称	住 所	連 絡 先
経済産業省 産業保安グループ ガス安全室	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	TEL:03-3501-1672 FAX:
経済産業省 関東東北産業 保安監督部 保安課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	TEL:048-600-0418 FAX:048-601-1317
静岡県 危機管理部 消防保安課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	TEL:054-221-2076 FAX:054-221-3327 e-mail:shoubo @pref.shizuoka.lg.jp
静岡市消防局 消防部 予防課	〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町10-30	TEL:054-280-0194 FAX:054-280-0182 e-mail:shobou-yobo @city.shizuoka.lg.jp
浜松市消防局 予防課	〒430-0905 浜松市中区下池川町19-1	TEL:053-475-7542 FAX:053-475-7549 e-mail:hfdyobo@city. hamamatsu.shizuoka.jp
高压ガス保安協会 試験センター	〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル	TEL:03-3436-6106 FAX:03-3436-5746 フリーダイヤル: 0120-66-7966
(一社)静岡県LPガス協会 本部・中部支部	〒420-0064 静岡市葵区本通6-1-10	TEL:054-255-2451 FAX:054-255-2474
(一社)静岡県LPガス協会 東部支部	〒410-0055 沼津市高島本町4-1	TEL:0559-23-1070 FAX:0559-23-1069
(一社)静岡県LPガス協会 西部支部	〒430-0912 浜松市中区茄子町351-2	TEL:053-465-1178 FAX:053-465-7626

【消防本部一覽】

(2018年8月22日 現在)

消防本部名	住 所	連 絡 先	備 考 (管轄)
静岡市消防局	〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町 10-30	TEL:054-280-0120 FAX:054-280-0128	静岡市、島田市、 牧之原市、吉田町、 川根本町
浜松市消防局	〒430-0905 浜松市中区下池川町 19-1	TEL:053-475-0119 FAX:053-472-1198	
熱海市消防本部	〒413-0015 熱海市中央町 1-1	TEL:0557-81-2988 FAX:0557-85-0119	
富士宮市消防本部	〒418-8601 富士宮市弓沢町 150	TEL:0544-22-1198 FAX:0544-22-1244	
富士市消防本部	〒417-8601 富士市永田町 1-100	TEL:0545-51-0123 FAX:0545-53-4633	
磐田市消防本部	〒437-1292 磐田市福田 400	TEL:0538-59-1119 FAX:0538-59-1777	
掛川市消防本部	〒436-0079 掛川市掛川 1102-2	TEL:0537-21-6101 FAX:0537-21-6130	
湖西市消防本部	〒431-0442 湖西市古見 1076	TEL:053-574-0211 FAX:053-576-3679	
御前崎市消防本部	〒437-1612 御前崎市池新田 5151-1	TEL:0537-85-2119 FAX:0537-85-3132	
菊川市消防本部	〒439-0022 菊川市東横地 385	TEL:0537-35-0119 FAX:0537-36-4996	
御殿場市・小山町 広域行政組合 消防本部	〒412-0026 御殿場市東田中 1-19-1	TEL:0550-82-4628 FAX:0550-82-7153	御殿場市、小山町
袋井市森町広域 行政組合 袋井消防本部	〒437-0064 袋井市川井 996-2	TEL:0538-42-0119 FAX:0538-44-5113	袋井市、森町
駿東伊豆消防本部	〒410-0053 沼津市寿町 2-10	TEL:055-920-0119 FAX:055-923-9911	沼津市、伊東市、 伊豆市、伊豆の国市、 東伊豆町、函南町、 清水町
志太広域事務組合 志太消防本部	〒426-0022 藤枝市稲川 200-1	TEL:054-641-5000 FAX:054-646-1000	焼津市、藤枝市
下田消防本部	〒415-0026 下田市 6-1-14	TEL:0558-22-1804 FAX:0558-23-1107	下田市、河津町、 南伊豆町、西伊豆町、 松崎町
富士山南東 消防本部	〒415-0026 三島市南田町 4-40	TEL:055-972-5801 FAX:055-973-0125	三島市、裾野市、 長泉町

第2編

液化石油ガス法に係る登録申請の手続き等

第2編 第1章

液化石油ガス販売事業の登録

1. 登録申請及び届出等

(1) 登録申請届出

区 分		備 考	頁	様式
販 売 事 業 関 係	販売事業登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売事業を始めるとき ▶ 個人商店から法人に組織変更するとき 	P 9	P19
	販売所等変更届書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を変更したとき ▶ 販売所を新設(所管庁の変更を生じないもの)したとき ▶ 一部の販売所を廃止したとき ▶ 既存の販売所の名称を変更したとき ▶ 貯蔵施設の位置及び構造を変更したとき(3,000kg未満) ▶ 貯蔵施設を保有又は占有しない理由を変更したとき(委託先の変更を含む) ▶ 保安機関を変更したとき ▶ 損害賠償責任保険の内容を変更したとき 	P11	P30
	販売事業廃止届書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売事業を廃止したとき 	P17	P31
	業務主任者等選任(解任)届書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 業務主任者又は業務主任者代理者を選任又は解任したとき 	P17	P32
	販売事業承継届書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 法人間において、合併があったとき ▶ 法人において分割(事業の全部承継)があったとき ▶ 個人において、相続があったとき ▶ 事業の全部の譲渡があったとき ▶ 個人事業主が事業を譲渡して法人へ組織変更するとき 	P13	P34
	登録行政庁変更届書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 登録を受けた後、販売所の新設又は廃止があったため所管官庁が変更されるとき 	P18	P41

(注) 提出部数は、事業所控を含む2部とする。

(2) 報告書

区 分	備 考	頁	様式
販 売 事 業 報 告	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 毎事業年度経過後3ヶ月以内に報告 	P18	P42

※ 静岡県においては毎年3月31日時点の状況を報告する。(1部)

(3) 書類の作成

- ① 様式等、本書をコピーして使用する場合は下記のページの数字を削除する。
- ② 日付は提出日を記入する。

2. 販売事業登録申請（液石法第3条）

（1）登録申請に必要な書類

	書類	区分		備考	頁	様式
		法人	個人			
1	販売事業登録申請書	○	○		—	P19
2	貯蔵施設の明細書	○	○		P46	P20
3	認定保安機関一覧表	○	○		—	P24
4	貯蔵施設を所有又は占有しない理由	○	○		—	P25
5	貯蔵施設の位置及び付近の状況を示す図面	○	○	1種2種施設距離 火気との距離 販売所との位置 ※ 3トン未満に限る	—	—
6	貯蔵施設の構造図	○	○	平面、正面、側面図、縮尺の明記 配筋、扉、扉と壁の重なり及び換気口の明示と寸法の記入	—	—
7	販売予定地域等	○	○	販売所ごと	—	P26
8	損害賠償支払能力証明書	○	○	事業団保険の場合付保証明書 その他保険の場合（損害賠償責任保険証券、普通保険約款及び特別約款〈その他これに類するもの〉並びに保険料領収証の写し	—	P27
9	定款及び登記事項証明書	○			—	—
10	登録の拒否要件に該当しないことの誓約書	○	○		—	P29
11	事業所案内図	○	○	設置場所から半径2km程度の図	—	—
12	県収入証紙	○	○	申請手数料	—	—

備考 1. 以上の書類の大きさは、日本工業規格A4とする。（図面等を除く）

2. 3トン未満の貯蔵施設については登録完了後、「圧縮アセチレン等の貯蔵又は取扱の開始届出書」の届出を消防本部に届出ること。
3. 3トン以上10トン未満の貯蔵施設については、新規登録申請前に貯蔵施設等設置の許可を受け貯蔵施設を完成させていなければならない。

(2) 申請上の注意事項

- ① 登録申請時と同時に添付書類として下記書類を用意すること。
 - 1) 書面の交付（液石法第 14 条）
 - 2) 容器管理台帳（消費先の容器明細の様式〈電算処理可〉）
 - 3) 消費者保安管理台帳（規則第 131 条関係〈電算処理可〉）
 - 4) 消費先保安台帳（液石法第 16 条関係〈電算処理可〉）

- ② 登録の申請と同時に保安機関認定申請（液石法第 29 条第 2 項）、並びに業務主任者・同代理者の選任届（液石法第 19 条第 1 項・液石法第 21 条第 1 項）を提出する。

3. 液化石油ガス販売所等変更届（液石法第8条、規則第9条）

(1) 届出が必要な者

(2) の変更の内容に該当する液化石油ガス販売事業者

(2) 届出書類

① 液化石油ガス販売所等変更届書（様式P33）

② 添付書類

	変更の内容	個人	法人	様式
1	販売事業者の氏名又は名称の変更 (本社・本店)	戸籍謄本	登記事項証明書	—
2	販売事業者の住所の変更 (本社・本店)	住民票	及び定款	—
3	法人の組織変更 (合名↔合資、有限↔株式の場合に限る)※	登記事項証明書		—
4	代表者変更	登録の拒否要件に該当しないことの誓約書		P29
5	販売所の新設(静岡県内に限る)	P9の項目2、3、4、5、6、7、8、11を参照し添付する		—
6	販売所の所在地変更	上記項目5. 販売所の新設に同じ		—
7	販売所所在地の住居表示変更	市町の発行する証明書		—
8	販売所の一部を廃止 (支店・営業所)	なし		—
9	販売所の名称変更	なし		—
10	貯蔵施設の新設又は位置、構造の変更(3トン未満に限る)	貯蔵施設等の明細書、貯蔵施設の位置及び構造並びに付近の状況を示す図面		P20
11	貯蔵施設を所有又は占有しない理由が新たに適合する場合	適合内容を証明する書類 (委託契約書の写し)		—
12	貯蔵施設を所有又は占有しない理由に変更があった場合	適合内容を証明する書類 (委託契約書の写し)		—

	変更の内容	個人	法人	様式
13	保安業務を行う者を変更する場合	保安業務委託契約書の写し 認定保安機関一覧表		P24
14	保安業務を行う者の氏名、所在地に変更があった場合	保安業務委託契約書の写し		—
15	損害賠償措置に変更があった場合	損害賠償支払能力の証明となる書類 事業団保険の場合付保証明書		P27

※ 個人商店から法人に組織変更する場合には、新たに登録と個人事業の廃止届が必要となる。

(3) 届出上の注意事項

- ① 3 t以上の貯蔵施設の位置及び構造の変更は、変更許可申請が必要となる。
- ② 貯蔵施設の変更工事については構造明細、図面等を作成し、関係機関と事前協議を行い、工事を施工すること。
- ③ 販売事業者とは本店又は本社、販売所とは支店又は営業所をいう。

(4) 提出先

登録を受けている行政庁

4. 液化石油ガス販売事業承継届(液石法第10条、規則第10条)

(1) 届出が必要な者

液化石油ガス販売事業者の地位を下記の理由により承継した者

- ① 相続
- ② 合併、分割(事業の全部承継)
- ③ 事業の全部譲渡
- ④ 個人事業主が事業を譲渡して法人へ組織変更するとき

(2) 届出書類

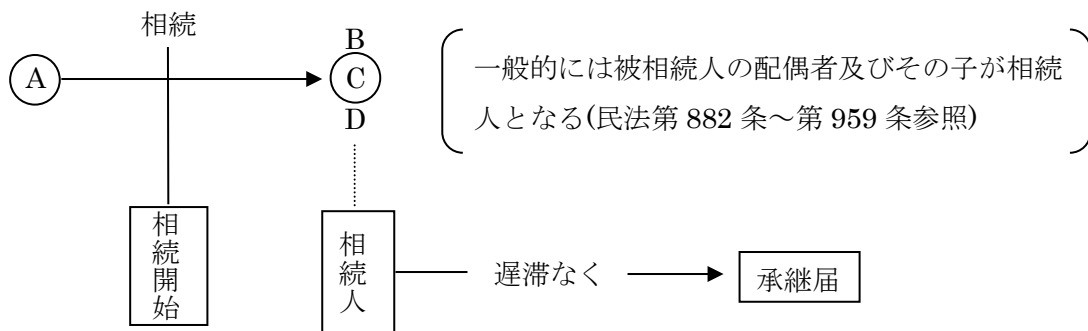
項目	書類等	法人		個人		備考	様式
		合併	譲渡	相続	譲渡		
1	液化石油ガス販売事業承継届(甲)	○	○	○	○	P14~16 参照	P34
2	液化石油ガス販売事業承継届(乙)	○	○	○	○	P14~16 参照	P35
3	液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書		○		○		P36
4	液化石油ガス販売事業者相続同意証明書			○		2人以上の相続人全員の同意による相続の場合	P37
5	液化石油ガス販売事業者相続証明書			○		相続人が1人である場合	P38
6	液化石油ガス販売事業者事業承継証明書		(分割)			分割による全部承継の場合	P39
7	戸籍謄本			○		相続の権利を有する者全員	—
8	損害支払能力の証明となる書類	○	○	○	○	付保証明書等	P27
9	定款	○	○				—
10	登記事項証明書	○	○			地位を承継した法人	—
11	登録の拒否要件に該当しないことの誓約書	○	○	○	○		P29
12	保安業務委託契約書の写し	○	○	○	○		—
13	合併、分割、譲渡を証する書面	○	○		○	総会議事録、 売買契約書の写し等	—
14	承継後の状況表	○	○	○	○		P40

(3) 承継について

液化石油ガス販売事業者について、事業の全部譲渡、相続、合併若しくは分割（事業の全部承継）があった場合は新規登録の特例として、事業の全部譲渡を受けた者、相続人、合併後存続する法人、合併により設立した法人、若しくは分割により事業の全部承継をした法人は、新たに登録を受けることなく販売事業者の地位を承継する。この場合、地位を承継した者は遅滞なくその旨を登録行政庁に届け出なければならない。

承継する者が本法第 4 条の規定による欠格条項に該当する場合は承継は認められない。

① 個人の場合

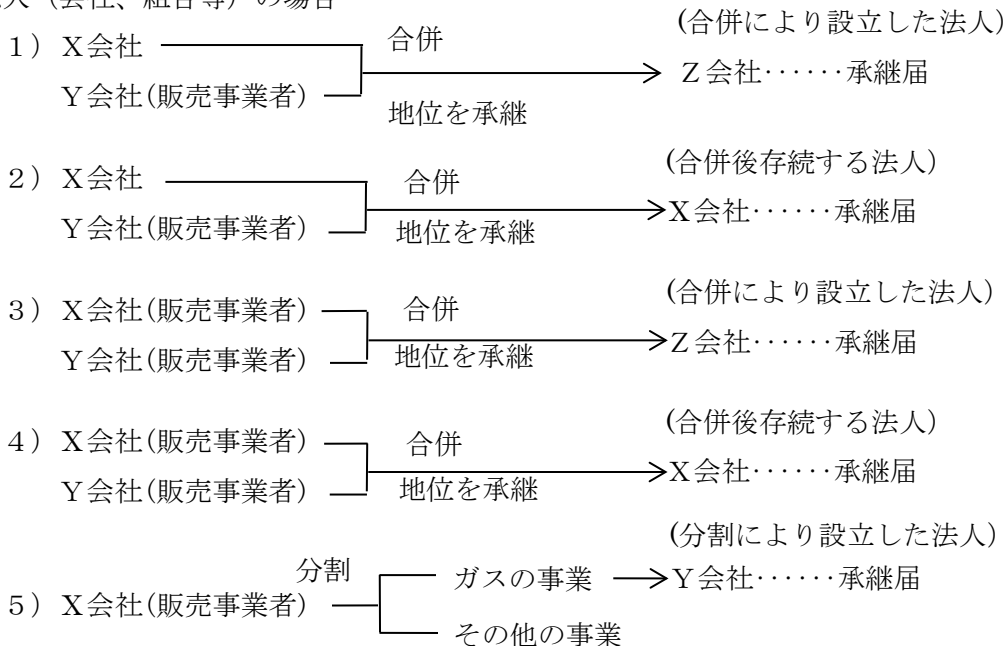


※ 相続は相続開始で相続人はその地位を承継するが、相続人が 2 人以上ある場合は全員の同意により選定された者が販売事業に係る地位を承継する。

相続とは、その事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含まれない。

※ 登録事業者証等の登録番号欄には当初の登録番号を記入すること。

② 法人（会社、組合等）の場合



③ 承継に伴って販売所の名称等に変更があった場合は、届書にその旨を付記すること。

又、販売施設を変更しようとする場合は、別途変更許可申請をすること。

④ (甲) (乙) の様式について

譲り受ける者と譲り渡す者の登録行政庁毎に、甲乙を提出する。

	譲り受ける者の登録	譲り渡す者の登録	(甲) の提出先	(乙) の提出先
1	経済産業大臣	経済産業大臣	経済産業大臣	—
2	経済産業大臣	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業大臣	経済産業局長 産業保安監督部長
3	経済産業大臣	県知事	経済産業大臣	県知事
4	経済産業大臣	静岡市長	経済産業大臣	静岡市長
5	経済産業大臣	浜松市消防長	経済産業大臣	浜松市消防長
6	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業大臣	経済産業大臣	経済産業局長 産業保安監督部長
7	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業局長 産業保安監督部長	—
8	経済産業局長 産業保安監督部長	県知事	経済産業局長 産業保安監督部長	県知事
9	経済産業局長 産業保安監督部長	静岡市長	経済産業局長 産業保安監督部長	静岡市長
10	経済産業局長 産業保安監督部長	浜松市消防長	経済産業局長 産業保安監督部長	浜松市消防長
11	県知事	経済産業大臣	経済産業大臣	県知事
12	県知事	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業局長 産業保安監督部長	県知事
13	県知事	県知事	県知事	—
14	県知事	静岡市長	県知事	静岡市長
15	県知事	浜松市消防長	県知事	浜松市消防長
16	静岡市長	経済産業大臣	経済産業大臣	静岡市長
17	静岡市長	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業局長 産業保安監督部長	静岡市長
18	静岡市長	県知事	県知事	静岡市長
19	静岡市長	静岡市長	静岡市長	—
20	静岡市長	浜松市消防長	県知事	静岡市長 浜松市消防長
21	浜松市消防長	経済産業大臣	経済産業大臣	浜松市消防長
22	浜松市消防長	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業局長 産業保安監督部長	浜松市消防長
23	浜松市消防長	県知事	県知事	浜松市消防長

24	浜松市消防長	静岡市長	県知事	静岡市長 浜松市消防長
25	浜松市消防長	浜松市消防長	浜松市消防長	—
26	未登録	経済産業大臣	経済産業大臣	—
27	未登録	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業局長 産業保安監督部長	—
28	未登録	県知事	県知事	—
29	未登録	静岡市長	静岡市長	—
30	未登録	浜松市消防長	浜松市消防長	—

(4) 承継の届出上の注意事項

液石法第10条（承継）関係

本条は、事業の全部の譲渡し、又は相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る）があった場合を新規の登録の特例として認めているものであり、例えば、一部の販売所に係る事業を譲渡した場合は、液石法第3条第1項の登録又は液石法第8条の販売所等の変更の届出（必要に応じて液石法第36条第1項の許可）が必要である。

事業の全部の譲渡しとは、被承継者の液化石油ガスの販売に係るすべての事業について譲り渡すことであり、すべての販売所についての営業権、店舗及び貯蔵施設、従業員、帳簿等を譲り渡すことをいう。

〈添付書類〉

- ① 液石法第10条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者の地位を承継した相続人
 - 1) 2以上の相続人の全員の同意により選定された者
 - ▶ 液化石油ガス販売事業者相続同意証明書(全員の同意)(P37参照)
 - ▶ 被承継者の戸籍謄本
 - ▶ 承継者の登録の拒否要件に該当しないことの誓約書(P29参照)
 - 2) 1)以外の相続人の場合
 - ▶ 液化石油ガス販売事業者相続証明書(P38参照)
 - ▶ 被承継者の戸籍謄本
 - ▶ 承継者の登録の拒否要件に該当しないことの誓約書(P29参照)
- ② 液石法第10条第1項の規定により、事業の全部譲渡、合併(分割)によって液化石油ガス販売事業者の地位を承継した法人
 - ▶ 法人の登記事項証明書
 - ▶ 定款
 - ▶ 代表者、新役員の登録の拒否要件に該当しないことの誓約書(P29参照)
 - ▶ 合併(分割)時の総会決議録

5. その他の届出

(1) 販売事業廃止届書

- ① 全ての販売所を廃止する場合は、販売事業廃止届書を提出する。
〈添付書類〉
なし
- ② 個人商店から法人に組織変更する場合には新たな登録と個人事業の廃止届が必要となる。

(2) 業務主任者等選任（解任）届書

- ① 従業員の中から販売所ごとに、第二種販売主任者免状所持者であって、6ヶ月以上の液化石油ガス販売の実務経験を有する者のうちから業務主任者及び同代理者を選任すること。ただし、代理者にあつては、高圧ガス保安協会の行う講習の課程を修了し、液化石油ガスの販売の実務に6ヶ月以上従事した経験を有し、かつ18歳以上の者でも可。

（液石法第19条、第21条）

- ② 業務主任者代理者は、業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合、（相当長期にわたる職務遂行不可能な場合をいい、一時的な不在等の場合は含まれない。）その職務を代行できる体制になっていること。
又、業務主任者の代理者は、販売所ごとに選任しなければならない。

（規則第25条）

- ③ 消費者数の合計が1,000戸未満で、通常において自動車等を利用して60分以内に到達可能な範囲に販売所があれば、業務主任者の選任にあたっては、3販売所まで兼任が認められる。また、同一の販売所において保安法第28条第1項の販売主任者と兼任することは認めるが、その職務が過大になって実行できない場合には認められない。

（通達（規則関係）第22条）

- ④ 選解任を同時に行う場合は同一届書に記載のこと。

業務主任者の選任数（規則第22条）

消費者数	業務主任者
1～999	1人
1,000～2,999	2人
3,000戸以上	2,000戸を超えるごとに1名追加

なお、業務主任者の代理者は、販売所ごとに1人以上選任すればよい。

（規則第25条）

⑤ 業務主任者の選任については販売主任者との兼務を可とする。

〈添付書類〉

第二種販売主任者免状の写し

ただし、代理者は業務主任者代理者講習修了証の写しでもよい。

(3) 登録行政庁変更届（承継の場合を除く）

販売所の増減、移転等により所管行政庁が変更になったときは、新行政庁の登録を受け、旧行政庁に登録行政庁変更届を提出する。

〈添付書類〉

なし

6. 液化石油ガス販売事業報告（規則第132条）

液化石油ガス販売事業者は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況を県に報告しなければならない。

（静岡県においては毎年3月31日時点の状況を報告する。1部）

様式第 1 (第 4 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 登録番号	

液化石油ガス販売事業登録申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

Ⓜ

住 所 〒

連絡担当者名

電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条第 2 項の規定により同条第 1 項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 販売所の名称及び所在地

2 貯蔵施設の位置

3 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

「保安機関一覧表」のとおり

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

貯蔵施設の明細書

種 別	登録 ・ 販売所の新設 ・ 貯蔵施設の変更					
※変更の内容、理由			従前の許可番号			
販 売 所	名 称					
	所 在 地	T E L				
	業務主任者の氏名					
販売所からの距離 (到着時間)		同一敷地内 ・ 外 (直線距離 km ・ 分)				
所 有 形 態		自己所有 ・ 占有 (所有者名)				
*変更前の販売業者名 及 び 所 在 地		(名称)				
		(住所) T E L				
貯 蔵 能 力		kg ×	本 =	kg		
*変更前の貯蔵能力		kg ×	本 =	kg		
施 設 距 離	保 安 距 離	第 1 種保安物件名		第 2 種保安物件名		
		法定距離 m	水平距離 m	法定距離 m	水平距離 m	
		保安物件に対する緩和措置		不要・必要 (障壁・構造壁)		
		仰角内対象物 有 ・ 無		緩和措置の方法 ()		
	火 気 と の 距 離	(施設名)				
		法定距離 m		水平距離 m		
緩和措置 有 ・ 無		緩和措置の方法 ()				
		迂回距離 m				

貯蔵施設	面積	(芯・芯)	m × m = m ²			
		(内・内)	m × m = m ²			
	構造	屋根				
		床				
		壁	造り	高さ cm	厚さ cm	
			補強筋	mm φ (間隔)	縦 cm 横 cm	
		扉	型式	片引戸 ・ 両引戸		
			寸法	高さ cm	幅 cm	厚さ mm
	補強間隔		縦 cm	横 cm		
	滞留防止措置	高さ cm	幅 cm	設置場所	箇所位置・方向 方	
		全換気口面積 cm ² (必要面積 cm ²)				
	転倒、転落防止措置					
	消火設備	消火器能力	A - B - C			
		法定本数	本	設置本数	本	
	警戒標	有 ・ 無		電気設備	有 () ・ 無	

備考：登録・設置・変更のいずれかを○で囲む。

なお、登録・設置の場合は※印欄は記入しない。

施設距離：床面積は「芯・芯」とする。(小数点以下第3位を四捨五入)

貯蔵能力：50 kg容器的最大貯蔵本数として次の計算式を用いる。

計算式

$$50 \text{ kg 容器本数} = \text{内法面積} \times 80\% \div 0.16 (50 \text{ kg 容器設置面積})$$

【記載例】

貯蔵施設の明細書

種 別 A		登録・販売所の新設・貯蔵施設の変更			
※変更の内容、理由		従前の許可番号			
販売所	名 称	山川液化ガス㈱			
	所 在 地	静岡市清水区谷田〇〇 - 〇 TEL 0543-〇〇-〇〇〇〇			
	B 業務主任者の氏名	静岡 一郎 浜松 二郎			
販売所からの距離 (到着時間) C		同一敷地内・外 (直線距離 km・分)			
所有形態 D		自己所有・占有 (所有者名)			
*変更前の販売業者名及び所在地		(名称) (住所) TEL			
貯蔵能力 E		50 kg × 188 本 = 9,400 kg			
*変更前の貯蔵能力		kg × 本 = kg			
施設距離	保安距離 F	第1種保安物件名		第2種保安物件名	
		若葉小学校		「山田 一郎宅」	
		法定距離 22.5 m	水平距離 60 m	法定距離 15 m	水平距離 8 m
		保安物件に対する緩和措置		不要・必要 (障壁・構造壁)	
	仰角内対象物 有・無		緩和措置の方法 ()		
	火気との距離 G	(施設名) 焼却炉			
		法定距離 2 m		水平距離 10 m	
緩和措置 有・無		迂回距離 m			

貯蔵施設	面積 H	(芯・芯)	5.50 m × 7.20 m = 39.60 m ²					
		(内・内)	5.35 m × 7.05 m = 37.72 m ²					
	構造 I	屋根	繊維強化セメント板					
		床	コンクリート					
		壁	コンクリートブロック (モルタルを充てん) 造り	高さ	200 cm	厚さ	15 cm	
			補強筋	10 mm φ (間隔)	縦	40 cm	横	40 cm
		扉	型式	片引戸 ・ 両引戸				
			寸法	高さ	190 cm	幅	105 cm	厚さ
	補強間隔		縦	38 cm	30×30mm以上の等辺山形鋼			横
	滞留防止措置 J	高さ 20 cm 幅 40 cm 設置場所 15 箇所 位置・方向 4 方						
全換気口面積 12,000 cm ² (必要面積 11,316 cm ²)								
転倒、転落防止措置 k	壁にフックを取付け鎖がけを行う							
消火設備 L	消火器能力	A-6 B-12 C						
	法定本数	2 本	設置本数	2 本				
警戒標 M	有 ・ 無		電気設備 N	有 (防爆電灯) ・ 無				

備考：登録・設置・変更のいずれかを○で囲む。

なお、登録・設置の場合は※印欄は記入しない。

施設距離：床面積は「芯・芯」とする。(小数点以下第3位を四捨五入)

貯蔵能力：50 kg容器的最大貯蔵本数として次の計算式を用いる。

計算式

$$50 \text{ kg容器本数} = \text{内法面積} \times 80\% \div 0.16 \text{ (50 kg容器設置面積)}$$

基準：A～Nの詳細はP46 (貯蔵施設の明細) を参照

認定保安機関一覧表

販売所名

液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等について液石法第 27 条第 1 項に掲げる業務を行う液石法第 29 条第 1 項の認定を受けた者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

保安業務区分	保安機関の氏名又は 名称及び認定番号	所 在 地
1 供給開始時 点検・調査		
2 容器交換時等 供給設備点検		
3 定期供給設備 点 検		
4 定期消費設備 調 査		
5 周 知		
6 緊急時対応		
7 緊急時連絡		

貯蔵施設を所有又は占有しない理由

販売所名

1. 第1種製造者で貯蔵施設を所有し、又は占有している場合
2. 第1種貯蔵所を所有し、又は占有している場合
3. 充てん容器及び残ガス容器の保管、引渡し及び引取りを次の者に全量委託している場合
イ 貯蔵施設を所有し、又は占有している第1種製造者
名称
事業所所在地
ロ 第1種貯蔵所を所有し、又は占有している者
名称
事業所所在地
4. 全量をバルク供給している場合
イ 自ら全量をバルク供給している場合
ロ バルク供給事業者に全量を委託している場合
充てん事業所の名称
充てん設備の車庫の所在地
ハ 自らバルク供給・バルク供給事業者に委託して全量を供給している場合
5. 登録を受けた協同組合等が貯蔵施設を所有しており、常時仕入れが可能な場合
協同組合等の名称
貯蔵施設の所在地
6. 第1種製造者の貯蔵施設に販売所が近接していると共に資本的結合があり、常時仕入れが可能な場合
第一種製造者の名称
事業所所在地

添付書類	1	保安法第5条第1項の許可書の写し
	2	保安法第16条第1項の許可書の写し
	3	委託契約書の写し
	4-イ	液石法第37条の4第1項の許可書の写し
	4-ロ	委託契約書の写し
	4-ハ	許可書の写しと委託契約書の写し
	5	組合員であることを証する書面の写し
	6	資本的結合があることを証する書面の写し

なお、1、3のイ、6の貯蔵施設とは保安法第8条第1号の技術上の基準に適合するものであり、5については液石法の貯蔵施設である。

販売予定地域等

販売所名

規則第4条第2項第3号による販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量は下記による。

1 販売予定地域

県 市・郡 町の区域

2 販売予定戸数

戸

3 販売予定数量

トン／年間

(事業団保険による場合)

LPガス業者賠償責任保険付保証明書

第 214 号 -

年 月 日

様

(一財) 全国LPガス保安共済事業団
静岡県支部長

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第6条の各号に規定する条件に適合する賠償責任保険が、締結されていることを証明します。

付保証明依頼書

年 月 日

(一財) 全国LPガス保安共済事業団 御中

登録番号 _____

保険 自 年 月 日 住所

期間 至 年 月 日 商号 ⑩

下記の保険契約の証明をお願いします

販売所名	住所	家庭用・業務用 販売トン数	消費者戸数	保険金額 の種類
				A, B, C
				A, B, C
				A, B, C
				A, B, C

*保険金額の種類

タイプ	対人賠償補償限度額		対物賠償補償限度額
	1名あたり	1事故あたり	1事故あたり
A	1億円	8億円	8億円
B	2億円	20億円	20億円
C	50億円		

(事業団保険によらない場合)

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

液化石油ガス販売事業者賠償責任保険契約について

下記のとおり、規則第6条各号の要件に適合する損害賠償責任保険契約が締結されているので届け出ます。

記

1 被保険者の氏名又は名称及び事業所の所在地

2 保険契約者の氏名又は名称及び住所

3 保険者の氏名又は名称及び住所

4 被保険者別の次の事項

(1) てん補限度額

(2) 家庭・業務用液化石油ガスの販売見込量及び消費者戸数

(3) 保険料の負担者

(4) 保険期間

登録の拒否要件に該当しないことの誓約書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

当社及び当社の業務を行う役員

私 は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法

律 第4条第1項に規定する登録の拒否要件に該当いたしません。

(備考)

「当社及び当社の業務を行う役員」(A)又は「私」(B)のいずれかを消してください。

Aの場合は証明書、Bの場合は誓約書を残し、該当しない部分を消してください。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

登 録 番 号

連 絡 担 当 者 名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

変更前

変更後

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業廃止届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 23 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 登録番号

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 10 (第 22 条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

業務主任者
選任 (解任) 届書
業務主任者代理者

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

㊞

住 所 〒

登 録 番 号

連 絡 担 当 者 名

電 話

1 販売所の名称及び所在地並びに一般消費者等の数

名 称

所在地

一般消費者等の数 _____

2 業務主任者又は業務主任者の代理者の氏名及び液化石油ガスの販売に関する経験

選任者(フリガナ)

解任者

○ 氏 名

○ 経 験 別紙添付

3 選任 (解任) の年月日

年 月 日

4 解任の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 業務主任者又は業務主任者の代理者が液石法第 19 条第 1 項又は液石法第 21 条第 1 項の規定に該当することを証明(液化石油ガスの販売に関する経験に係るものを除く。)した書面を添付すること。

3 ×印の項は記載しないこと。

業務主任者・同代理者・販売主任者・選任届添付書

1. 業務主任者等に選任された者の経歴に関すること。

現住所 _____

氏名 _____ 年 月 日 生

2. 職歴（具体的に記入すること。）

(1) 現在勤務先 _____

(2) 液化石油ガスの販売の実務に関する作業経歴並びに従事期間 _____ 年 _____ 月

年 月自 _____

年 月至 _____

年 月自 _____

年 月至 _____

(3) 賞罰

年 月 _____

(4) 免状等の取得

年 月 日 第二種販売主任者免状取得

年 月 日 _____

年 月 日 _____

(5) 最終受講年月日

年 月 日 業務主任者講習（液石法第 19 条） 受講

上記は、このたび液石法第 19 条第 1 項又は第 21 条第 1 項の規定により業務主任者、業務主任者の代理者、又は保安法第 28 条の第 1 項の規定により販売主任者に選任されたことにつき、その添付書として私が記載したものに相違ありません。

年 月 日

氏名

Ⓜ

※ 免状の写しを添付すること。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業承継届書(甲)

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因		
被承継者に関する事項	氏名又は名称	
	法人にあつてはその代表者の氏名	
	住 所	
	登録の年月日及び登録番号	
	販売所の名称及び所在地	
	貯蔵施設の位置	
	保安業務を行う者の氏名又は名称及び事業所の所在地	
承継者に関する事項	登録の年月日及び登録番号	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業承継届書(乙)

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者の登録の年月日及び登録番号	
承継者の登録の年月日及び登録番号	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書

年 月 日

様

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所 〒

㊞

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所 〒

㊞

連絡担当者名
電 話

— —

次のとおり液化石油ガス販売事業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

- 1 登録の年月日
- 2 登録番号
- 3 譲渡しの年月日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者相続同意証明書

年 月 日

様

証明者

氏 名

印

住 所 〒

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 証明書は、液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。
3 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者相続証明書

年 月 日

様

証明者 氏名又は名称及び法人に ㊞
あつてはその代表者の氏名
住 所 〒

氏名又は名称及び法人に ㊞
あつてはその代表者の氏名
住 所 〒

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 証明者は、2人以上とすること。

3 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者事業承継証明書

年 月 日

様

被承継者 氏名又は名称及び法人に ⑩
あつてはその代表者の氏名
住 所 〒

承継者 氏名又は名称及び法人に ⑩
あつてはその代表者の氏名
住 所 〒

次のとおり分割によって液化石油ガス販売事業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 登録の年月日

2 登録番号

3 承継の年月日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

承 継 後 の 状 況 表

承継者の氏名又は 名称及び法人にあつては その代表者の氏名	
住所又は所在地	〒 TEL
登 録 年 月 日	年 月 日
販売事業所登録番号	
販売所名称及び所在地	TEL
貯蔵施設の所在地	
特定供給設備の名称 及び所在地	
業務主任者及び 業務主任者の代理者の氏名	
認定保安機関の名称	
認定保安機関の認定番号	

備考 1. 承継届書(甲)・(乙)及び必要書類に添付して提出すること。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

登録行政庁変更届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 従前の法第3条第1項の登録の年月日及び登録番号

2 新たな法第3条第1項の登録をした者、登録の年月日及び登録番号

3 登録行政庁の変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

液化石油ガス販売事業報告

様

氏名又は事業者名
(法人にあっては、その代表
者名も記入してください。)

〒

住 所

登 録 年 月 日

登 録 番 号

連 絡 担 当 者 名
及 び 電 話 番 号

☎

メ ー ル ア ド レ ス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

販売する一般消費者等の数	戸
--------------	---

※ 未入居等で閉栓されている場合も、メーターが設置されていれば戸数に含めてください。

<※ 「保安業務の委託状況」> 別紙のとおり。

(別紙) 事業所名 _____

保安業務の委託状況 保安業務区分		委託先の保安機関の 名称及び認定番号 (支店又は営業所まで記入)	委託している一般消費者等の数
1	供給開始時 点検・調査		戸
			戸
2	容器交換時等 供給設備点検		戸
			戸
3	定期供給設備 点検		戸
			戸
4	定期消費設備 調査		戸
			戸
5	周知		戸
			戸
6	緊急時対応		戸
			戸
7	緊急時連絡		戸
			戸

- (備考) 1 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には、「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。
- 2 複数委託している事業所にあつては、用紙をコピーのうえ全委託先を明記すること。
- 3 保安機関の認定番号は、機関事業所ごと(取得区分)の記号を記入すること。

液化石油ガス販売事業報告

様

氏名又は事業者名
(法人にあっては、その代表
者名も記入してください。) 静岡プロパン株式会社

住 所 〒420-0064
静岡市葵区本通6-1-10

登 録 年 月 日 〇〇××年××月 ×日

登 録 番 号 22A12××

連 絡 担 当 者 名 清水 太郎
及 び 電 話 番 号 ☎ 054-255-24××

メ ー ル ア ド レ ス XX@XX.ne.jp

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

- 1 報告する事業年度の期間 〇〇××年 4月 1日から〇〇××年 3月31日まで
- 2 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

販売する一般消費者等の数	1,000 戸
--------------	---------

※ 未入居等で閉栓されている場合も、メーターが設置されていれば戸数に含めてください。

<※ 「保安業務の委託状況」> 別紙のとおり。

(別紙) 事業所名 静岡プロパン株式会社

保安業務の委託状況 保安業務区分		委託先の保安機関の 名称及び認定番号 (支店又は営業所まで記入)	委託している一般消費者等の数
1	供給開始時 点検・調査	自 社 22A7234RA-(1)	1,000 戸
			戸
2	容器交換時等 供給設備点検	静岡エルピー(株) 藤枝営業所 22A0000AB-(1)	700 戸
		自 社 22A7234RA-(1)	300 戸
3	定期供給設備 点 検	静岡エルピー(株) 22A0000RA-(1)	1,000 戸
			戸
4	定期消費設備 調 査	静岡エルピー(株) 22A0000RA-(1)	1,000 戸
			戸
5	周 知	自 社 22A7234RA-(1)	1,000 戸
			戸
6	緊急時対応	自 社 22A7234RA-(1)	1,000 戸
			戸
7	緊急時連絡	自 社 22A7234RA-(1)	1,000 戸
			戸

- (備考) 1 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には、「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。
- 2 複数委託している事業所にあつては、用紙をコピーのうえ全委託先を明記すること。
- 3 保安機関の認定番号は、機関事業所ごと(取得区分)の記号を記入すること。

貯蔵施設の基準

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
A B C	種別 販売所 販売所からの距離	P22 参照 P22 参照 (1) 販売所に属する貯蔵施設とは、販売所と同一敷地内にあること、又は敷地を異にする場合には次に掲げる要件に適合する販売所から 5 km以内に設置されるものであることをいう。 (2) 通常の状態において 10 分以内に到着できる車両を有していること。 (3) 貯蔵施設には、貯蔵施設の所有者若しくは占有者の従業員であって規則第 36 条第 2 項に定める要件に適合する者が管理人として貯蔵施設に常駐していること、又は貯蔵施設にさく、へいを設けた施錠等を行うことにより関係者以外の者が容易に立ち入れないようにしていること
D	貯蔵施設の所有形態	(1) 共同の貯蔵施設にあつては、販売事業者ごとに当該販売事業者がその貯蔵施設として占有する範囲を明確に不燃材(さく、くさり等)で区分するとともに、貯蔵施設ごとに必要な器具類は専用のもを備えていること。 (2) 共同の貯蔵施設にあつては、賃貸借契約等により管理責任が明確にされていること。 (3) 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成 8 年法律第 14 号)による改正前の法第 11 条ただし書の許可を受けた販売所で、以下の要件により許可を受けた貯蔵施設については、なお、従前どおりとする。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">通達(規則関係)第 11 条</div>

施 設 基 準	備 考
<p>貯蔵施設は原則として販売所と同一敷地内に平屋建てで専用の建物とする。</p>	<p>やむを得ず同一敷地内に貯蔵施設を分散させる場合は、それぞれの面積が3㎡以上であり、又、それぞれの外壁から合計面積に対応する施設距離を確保すること。</p>

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
		<p>(要件)</p> <p>貯蔵所から 50m以内の場所に面積 3 m²未満の貯蔵施設を所有又は占有する場合であって、次に掲げるすべての条件に適合する場合</p> <p>① 顧客である消費者数が 100 戸以下であって、都市ガスの普及している都心部又は人口減少の続いている山間部のように、今後消費者数が増加する可能性がない地域に販売所があること。(「顧客である消費者数が増加する場合には、貯蔵施設の面積は $S = 0.02A$ の式で算出した面積以上に拡大すること。」の旨の念書がとられていること。)</p> <p>② 容器置場の面積が 1.5 m²以上であって、かつ、次の式で算出した面積以上であること。</p> $S = 0.02A$ <p>(S : 面積 (単位 m²) A : 消費者数)</p> <p>(4) 2 以上の販売所で一つの貯蔵施設を共有することは差しつかえない。</p> <p>ただし、P49 の (1) の①②の要件に適合することが必要なことは当然であり、2 以上の販売所が別々の企業の場合には、この点の審査をとくに十分に行い、また、それぞれの使用部分を明確にさせること。</p> <p>なお、面積は 3 m²に販売所の数を乗じたものを下回ってはならない。</p> <p style="text-align: center;">(通達 (規則関係) 第 11 条)</p>

施 設 基 準

(1) 共同置場による場合

- ① 共同の貯蔵施設にあつては、賃貸借契約等により管理責任者が明確であること。
又、出し入れの決定権は販売所にあること。
- ② 製造事業所敷地内の共同置場は製造事業所に受入能力があること。

(2) 貯蔵施設への専用通路の幅員は自己所有の液化石油ガスの運搬車両が通行できるものでなければならない。

(3) 貯蔵施設には施錠すること。ただし、販売所と同一敷地内にあつて門扉、へい、さく等により、管理できる場合はこの限りでない。

警戒標の設置場所は、販売所にあつては、貯蔵施設の出入口とし、特定供給設備で、さく、へいのある場合は、さく、へい、貯蔵施設等外部から見やすい場所の出入口付近とする。

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等																									
E	貯蔵能力	説明省略																									
F	貯蔵施設の施設距離 貯蔵施設であって、その外面から、第1種保安物件に対し第1種施設距離以上、第2種保安物件に対し第2種施設距離以上の距離を有すること。 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">規則第14条第2号</div>																										
(1)																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">貯蔵施設の区分</th> <th style="width: 35%;">貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離</th> <th style="width: 40%;">貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(イ)</td> <td style="text-align: center;">\varnothing_1 以上</td> <td style="text-align: center;">\varnothing_4 以上 \varnothing_2 未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ロ)</td> <td style="text-align: center;">\varnothing_3 以上 \varnothing_1 未満</td> <td style="text-align: center;">\varnothing_4 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 \varnothing_1、\varnothing_2、\varnothing_3 及び\varnothing_4は、それぞれ下記の(2)表に規定する\varnothing_1、\varnothing_2、\varnothing_3 及び\varnothing_4を表すものとする。</p> <p>(イ) (ロ) は、P51の表2を参照</p>			貯蔵施設の区分	貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離	貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離	(イ)	\varnothing_1 以上	\varnothing_4 以上 \varnothing_2 未満	(ロ)	\varnothing_3 以上 \varnothing_1 未満	\varnothing_4 以上																
貯蔵施設の区分	貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離	貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離																									
(イ)	\varnothing_1 以上	\varnothing_4 以上 \varnothing_2 未満																									
(ロ)	\varnothing_3 以上 \varnothing_1 未満	\varnothing_4 以上																									
(2)																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="width: 15%;">$X < 8$</th> <th style="width: 15%;">$8 \leq X < 25$</th> <th style="width: 15%;">$25 \leq X$</th> <th style="width: 55%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">\varnothing_1</td> <td style="text-align: center;">$9\sqrt{2}$ (12.73)</td> <td style="text-align: center;">$4.5 \sqrt{X}$</td> <td style="text-align: center;">22.5</td> <td>第1種施設距離</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">\varnothing_2</td> <td style="text-align: center;">$6\sqrt{2}$ (8.49)</td> <td style="text-align: center;">$3 \sqrt{X}$</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td>第2種施設距離</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">\varnothing_3</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">$2.25 \sqrt{X}$</td> <td style="text-align: center;">11.25</td> <td>障壁構造時の第1種施設距離</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">\varnothing_4</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">$1.5 \sqrt{X}$</td> <td style="text-align: center;">7.5</td> <td>障壁構造時の第2種施設距離</td> </tr> </tbody> </table> <p>Xは、貯蔵施設の面積(m^2)を表すものとする。</p> <p>\varnothingは、貯蔵施設の施設距離(m)を表すものとする。</p>				$X < 8$	$8 \leq X < 25$	$25 \leq X$	備 考	\varnothing_1	$9\sqrt{2}$ (12.73)	$4.5 \sqrt{X}$	22.5	第1種施設距離	\varnothing_2	$6\sqrt{2}$ (8.49)	$3 \sqrt{X}$	15	第2種施設距離	\varnothing_3	0	$2.25 \sqrt{X}$	11.25	障壁構造時の第1種施設距離	\varnothing_4	0	$1.5 \sqrt{X}$	7.5	障壁構造時の第2種施設距離
	$X < 8$	$8 \leq X < 25$	$25 \leq X$	備 考																							
\varnothing_1	$9\sqrt{2}$ (12.73)	$4.5 \sqrt{X}$	22.5	第1種施設距離																							
\varnothing_2	$6\sqrt{2}$ (8.49)	$3 \sqrt{X}$	15	第2種施設距離																							
\varnothing_3	0	$2.25 \sqrt{X}$	11.25	障壁構造時の第1種施設距離																							
\varnothing_4	0	$1.5 \sqrt{X}$	7.5	障壁構造時の第2種施設距離																							

施 設 基 準

施設距離の基準

(1) 面積 8 m²未満のもの

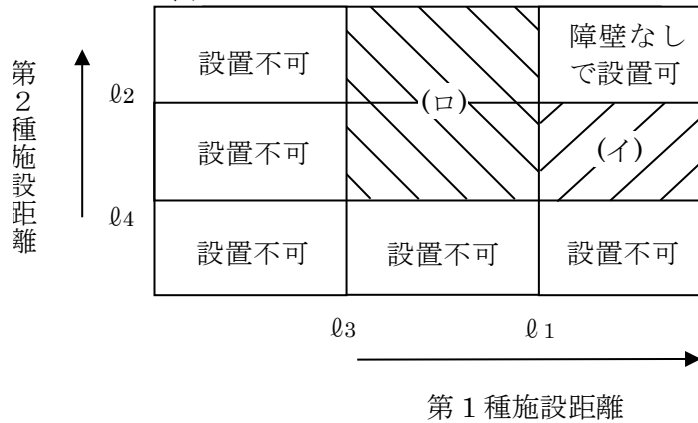
表 1 (単位：m)

第1種・第2種 保安物件	敷地 境界線	他の 構造物	障壁 (防火壁)
0.5	0.5	0.5	0.5

(2) 面積 8 m²以上のものは、法に示された距離を確保するほか、1の規定に準ずること。
自社敷地内で第2種施設距離は確保すること。

(3) 施設距離の算定は(芯・芯)の床面積を基準とすること。

表 2



既設貯蔵施設について

他人の家屋の新築等により、置場距離がとれなくなった場合は、貯蔵施設等変更許可申請(又は貯蔵施設等変更届)により、貯蔵施設の移転又は、貯蔵施設面積の縮小等を行い施設距離を確保すること。

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
G	<p>貯蔵施設の火気距離</p> <p>貯蔵施設の周囲 2m以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵施設に厚さ 9 cm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁を設けた場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">規則第 16 条第 7 号</p> <p>充てん容器等は、常に温度 40 度以下に保つこと。</p> <p style="text-align: center;">規則第 16 条第 8 号</p> <p>貯蔵施設には、携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入らないこと。</p> <p style="text-align: center;">規則第 16 条第 10 号</p>	<p>防火上有効な障壁とは次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート</p> <p>厚さ 9 cm 以上の鉄筋コンクリート造りで、直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋したものであり、高さ 1.8m 以上で火気又は引火性若しくは発火性の物を隔離できるものとする。</p> <p>(2) コンクリートブロック造り</p> <p>厚さ 12 cm 以上のコンクリートブロック造りで、直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋し、特に隅部は確実に結束し、高さ 1.8m 以上のもので、火気又は引火性若しくは発火性の物を隔離できるものであること。</p> <p style="text-align: center;">例示基準 2</p>

施設基準	運用及び解釈
<p>貯蔵施設の換気口と当該火気との間の迂回水平距離は2mを超えること。</p> <p>電気設備を設ける場合は防爆構造の器具を用い、電動機等必要な箇所には100Ω以下のアースをとること。</p> <p>温度計を内部に設置すること。</p>	<p>火気とは一般に火をいい、ライター・マッチの火、煙草の火、焚火、ストーブの火、ボイラーの火、自動車のエンジンの火花等も含まれる。</p> <p>又、電灯類（防爆構造を除く）スイッチ、浄化槽用モーター（密閉式地下埋設型を除く）、空調設備のモーター等も含む。</p> <p>貯蔵施設の換気口から2m以内に火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。</p>

	提出書類及び関係法令	基準・通達等
	<p>保安物件に対する距離の緩和措置の方法</p> <p>(1) の表に掲げる貯蔵施設には、第1種施設距離内にある第1種保安物件又は第2種施設距離内にある第2種保安物件に対し厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の鉄筋コンクリート障壁等を設けること。</p> <p style="text-align: center;">規則第14条第3号</p>	<p>障壁構造とは次の各号に掲げるものであって、高さ1.8m以上で堅固な基礎の上に構築された対象物を有効に保護できるものであること。</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート造り 厚さ12cm以上のコンクリート造りで、直径9mm以上の鉄筋を縦横40cm以下の間隔に配筋したものであること。</p> <p>(2) コンクリートブロック造り 厚さ15cm以上のコンクリートブロック造りで、直径9mm以上の鉄筋を縦横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロック空洞部にコンクリートモルタルを充てんしたものであること。</p> <p>(3) 鋼板製障壁 (イ) 厚さ3.2mm以上の鋼板に、縦横40cm以下の間隔に30×30mm以上の等辺山形鋼を溶接で取り付けて補強したものであること。 (ロ) 厚さ6mm以上の鋼板に、縦横1.8m以下の間隔に30×30mm以上の等辺山形鋼を溶接で取り付けて補強したものであること。</p> <p style="text-align: center;">例示基準2</p>

施 設 基 準	運 用 及 び 解 釈
<p>保安物件に対する障壁は仰角を考慮すること。</p>	<p>「対象物を有効に保護できるもの」とは、障壁の先端を曲げる方法とエキスパンドメタルの設置による方法がある。</p> <p>28 商ガ安第 11 号</p>

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
H	貯蔵施設の面積	<p>面積の算定は、柱、壁の中心線から行う。</p> <p>同一敷地内の貯蔵施設については合算して 3 m²以上であればよい。また、一般消費者等以外の者に販売する液化石油ガスの貯蔵の用にも供するものであっても、面積は販売所ごとに 3 m²以上でよい。この場合一般消費者等に販売するものとその他のものとを区分する必要はない。</p> <p>また、一般消費者等に販売する液化石油ガス以外の高圧ガスの貯蔵をあわせて行う場合には、一般高圧ガスの貯蔵に供される部分を除いて 3 m²以上が必要である。一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 42 号により、液化石油ガスと区分して貯蔵しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">通達(規則関係)第 11 条</p>
I	<p>構造</p> <p>充てん容器(断熱材で被覆してあるものを除く。)に係る貯蔵施設には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けること。</p> <p style="text-align: center;">規則第 14 条第 4 号</p>	<p>不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根は、次の各号の基準による。</p> <p>(1) 屋根組の構造は、形鋼又は軽量形鋼を使用し、柱または障壁に堅固に取り付けられたものであること。</p> <p>(2) 軽量の屋根材は、繊維強化セメント板が最も望ましく、屋根総面積の 1/4 以下の面積に限り、明り採り用としてのみ繊維入り補強プラスチック(ポリエチレンを除く。)を使用してもよい。</p> <p style="text-align: center;">例示基準 3</p>
J	<p>滞留防止措置</p> <p>貯蔵施設は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。</p> <p style="text-align: center;">規則第 14 条第 5 号</p>	<p>漏えいした液化石油ガスが滞留しないような構造又は措置は、次の基準のいずれかに適合するものとする。</p>

施 設 基 準


構造の基準

- (1) 壁は障壁構造とする（充てん所プラットホームと同一の場合は除く。）
- (2) 漏えいしたガスが滞留しない構造とするため有効な換気のための措置を講ずる。
- (3) 屋根の骨組は不燃性又は難燃性の軽量な屋根を設けること。
- (4) 扉は鋼板製障壁構造として次の各号の基準を満たすこと。
 - ① 建物内側の引戸又は内開き戸とし、各扉の左右は建物出入口と 4 cmを超、上下は建物出入口と 5 cm以上重なること、又は各扉の四辺すべてが建物出入口と 3 cm以上重なることとする。ただし、二枚扉の場合は各扉の三辺が 3 cm以上重なればよい。
 - ② 開閉の容易な構造とする。
 - ③ 扉の高さは 1.8m以上とする。
- (5) 床面は平らなコンクリート造り等で、地盤面以上の高さとし、プラットホームを設ける場合はその出入口側に設け、奥行きは 1.8m以下とすること。プラットホームは公道から 0.5m以上の距離をとること。

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
K	<p>転倒、転落防止措置</p> <p>充てん容器等（内容積が 5 リットル以下のものを除く）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。</p> <p style="text-align: center;">規則第 16 条第 9 号</p>	<p>(1) 床面に接し、かつ、外気に面して設けられた換気口の通風可能面積の合計が床面積 1 m²につき 300 cm²（金網等を取り付けた場合は、その太さによって減少する面積を差引いた面積とする。）の割合で計算した面積以上（1 箇所の換気口の面積は 2,400 cm²以下とする。）であること。この場合、四方を障壁等で囲まれている場合にあつては、換気口は 2 方向以上に分散して設けること。</p> <p>(2) 次の基準に適合した強制換気装置を設けること。</p> <p style="padding-left: 2em;">① 通風能力が床面積 1 m²につき 0.5 m³/min 以上であること。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 吸入口を床面近くに設けること。</p> <p style="padding-left: 2em;">③ 排気ガス放出口を地盤面上より 5m 以上高い位置に設けること。</p> <p style="text-align: center;">例示基準 4</p> <p>充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に置くこと。</p> <p>(2) 固定プロテクターのない容器にあつては、キャップを施すこと。</p> <p>(3) 10kg 容器にあつては、原則として 2 段積以下とすること。</p> <p style="text-align: center;">例示基準 9</p>

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
L	<p>充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して貯蔵施設に置くこと。</p> <p>充てん容器等であって、供給管若しくは、配管又は集合装置に接続されていないものは充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して貯蔵施設に置くこと。</p> <p style="text-align: center;">規則第 16 条第 5 号</p> <p>貯蔵施設には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。</p> <p style="text-align: center;">規則第 16 条第 6 号</p> <p>消火設備</p> <p>貯蔵施設には、消火設備を設けること。</p> <p style="text-align: center;">規則第 14 条第 6 号</p>	<p>消火設備は消火器とする。</p> <p>消火器の設置数量は能力 A-4 及び B-10 以上(粉末 A B C 消火器 15 型以上)の粉末消火器を、貯蔵施設の床面積 50 m² で除して得た数値以上とし、最低 2 個とする。消火器の設置場所は販売所と同一敷地内の場合は貯蔵施設から 15m 以内で、緊急の場合直ちに使用できる位置に常置し、貯蔵施設が販売所と同一の敷地内でない場合は、当該貯蔵施設の入口付近に設置するものとし、容器の出し入れを行う場合に当該作業を妨げず、かつ、容易に操作できる位置に置くものとする。</p> <p style="text-align: center;">例示基準 5</p>

施 設 基 準	運 用 及 び 解 釈
<p>貯蔵施設内に「充てん容器」と「残ガス容器」の標示を掲げて容器を区分して置き、作業に必要な物以外は置かないこと。</p>	

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
M	<p>警戒標</p> <p>貯蔵施設は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">規則第 14 条第 1 号</p>	<p>警戒標は次の基準による。</p> <p>(1) 警戒標を掲げる場所は、販売施設の出入口又は販売施設等に近接又は、立ち入ることができる場所の周辺の外部から見やすい場所とする。この場合近接又は立ち入ることができる方向が数方向ある場合には、それぞれの方向に掲げること。</p> <p>(2) 警戒標の表示は次のとおりとする。(いずれもたて型でもよい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① LPガス貯蔵施設 ②  (赤色文字とする) ③ 火気厳禁 (赤色文字とする) <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">例示基準 1</p>
N	<p>電気設備</p>	

施 設 基 準	運 用 及 び 解 釈
<p>販売所から 50m 以上離れた貯蔵施設等には下記の標識を追加すること</p> <ul style="list-style-type: none"> － 無断立入禁止 － 販売所の名称及び所在地 － 貯蔵施設等の管理者の氏名 － 貯蔵施設等の管理者の電話番号 <p>P53 参照</p>	

付近状況図 (例示)

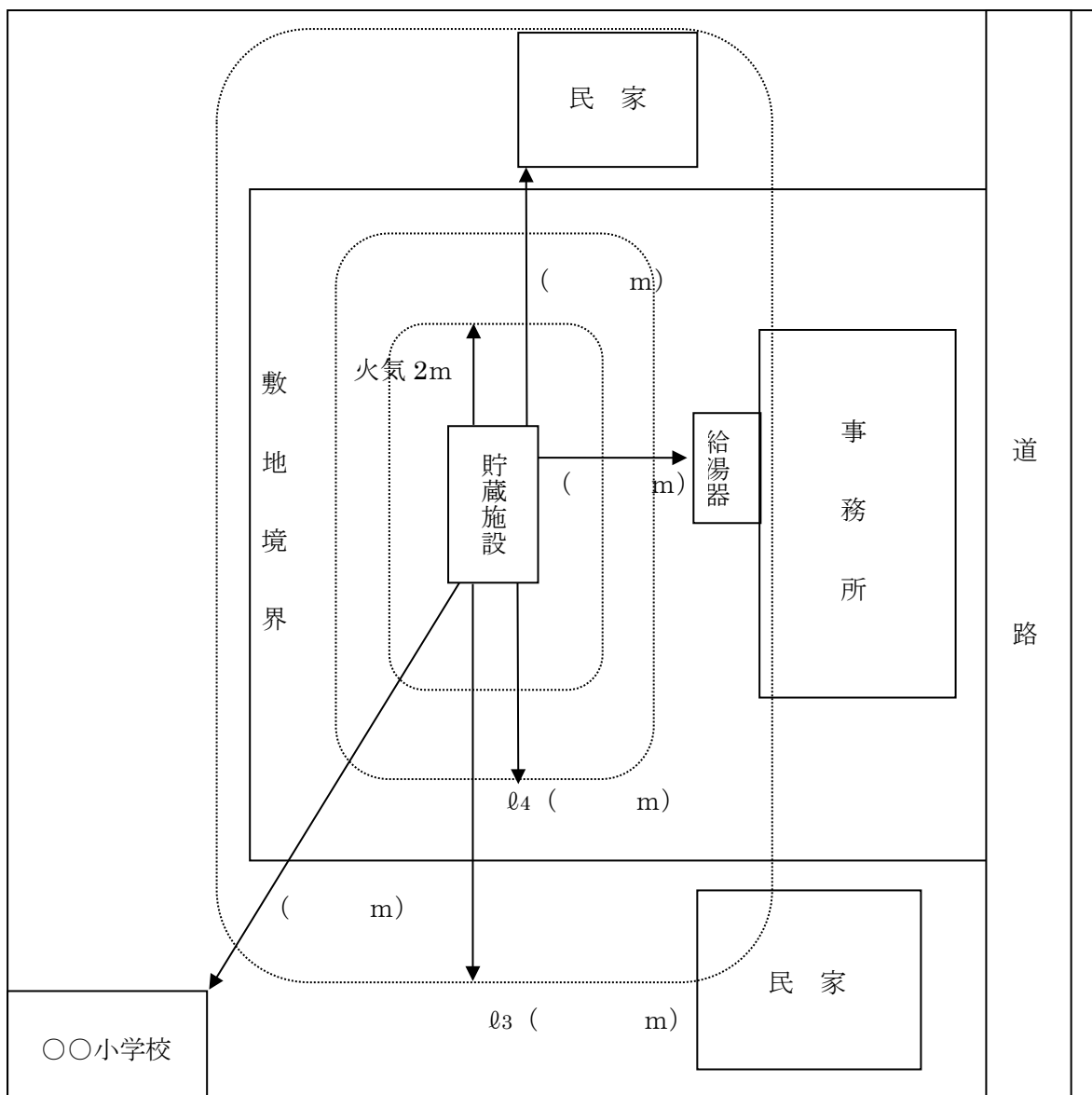
保安距離 (l_3 、 l_4 等) を図示

仰角内に保安物件があれば (l_1 、 l_2 等) を図示

敷地境界を図示

火気に当たるものがあれば図示

約 1/200 (例)

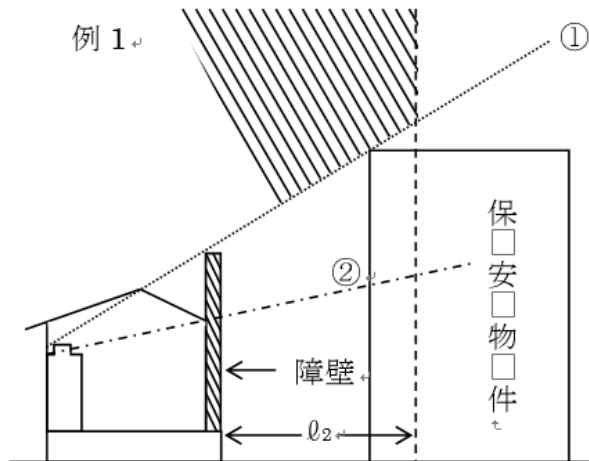


仰角内に保安物件がある場合（例示）

貯蔵施設等が許可物件であって、下記のように l_2 以内に保安物件がある場合、下図のように障壁を高くする措置（屋根は障壁とならないため）を講じ、保安物件に対し、容器の頂部と障壁の頂部を結ぶ線が保安物件にかからないようにすること。

（ l_2 が確保できる場合は、仰角内に保安物件があっても措置を講ずる必要はない。）

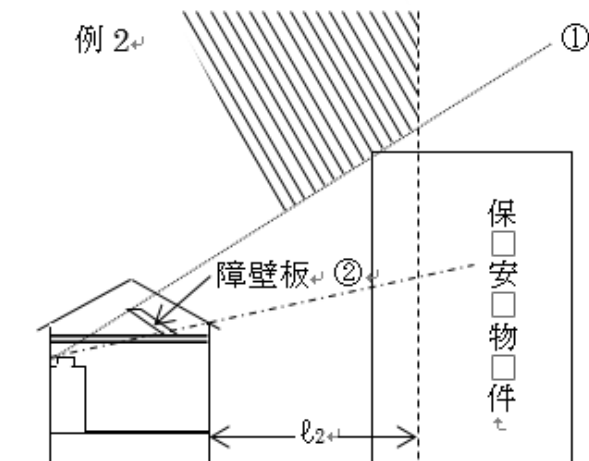
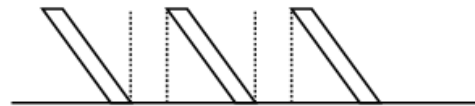
1. 仰角に対する措置が必要な場合



①措置をとった場合

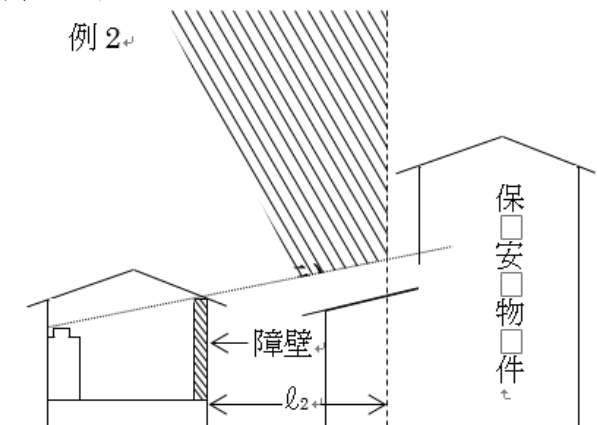
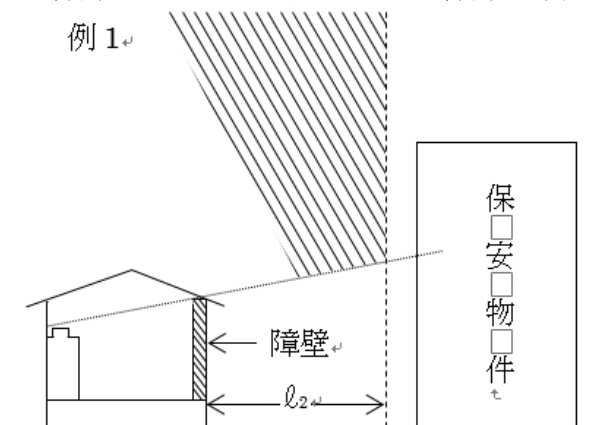
②措置をとらない場合

②の場合、仰角内に保安物件がかかるので措置を取ることにより、容器の頂部と障壁の頂部を結ぶ線が保安物件にかからないようにする（①の状態）



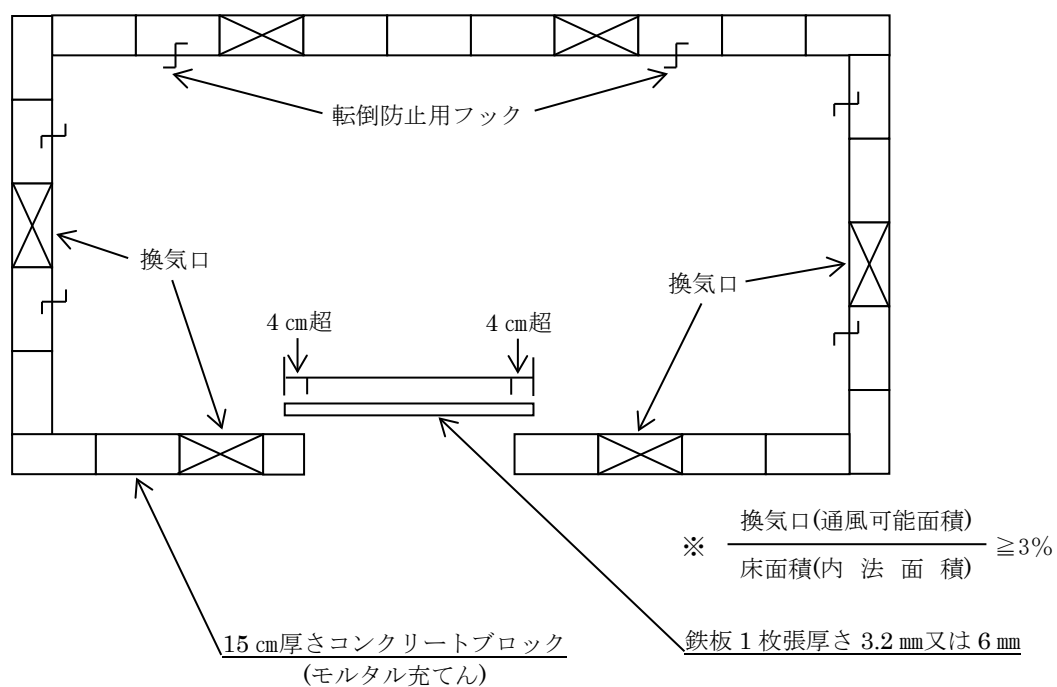
- ▶ 障壁板の構造は鋼板製障壁とする。
- ▶ 障壁板は鉄筋に緊結することにより固定すること。
- ▶ 障壁複数の障壁板を設ける場合、それぞれの障壁板が重ならないこと。（上図参照）

2. 仰角内にあるが l_2 外にあるので仰角に対する措置不要

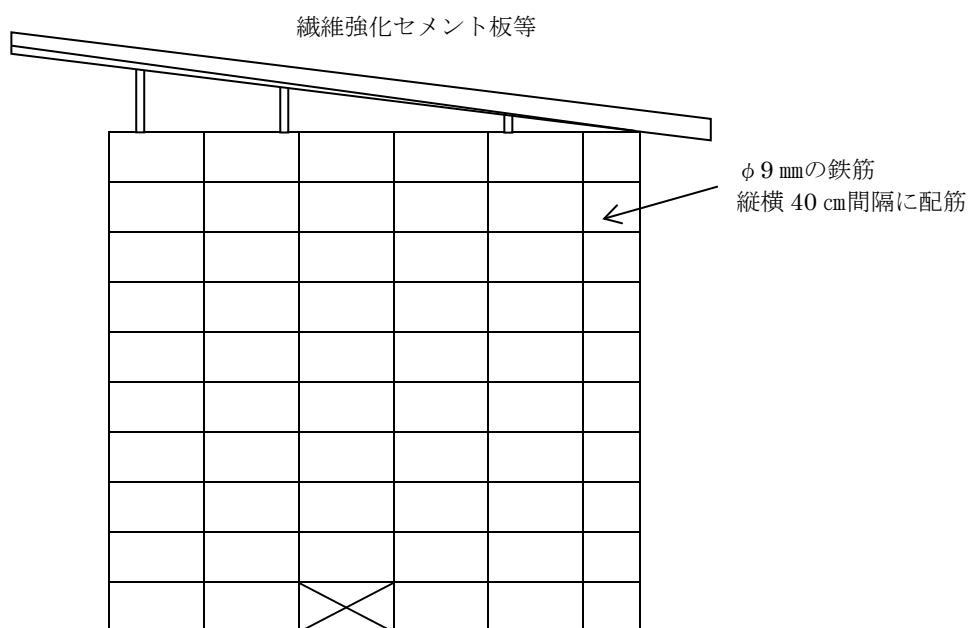


貯蔵施設の構造を示す図面（例示）

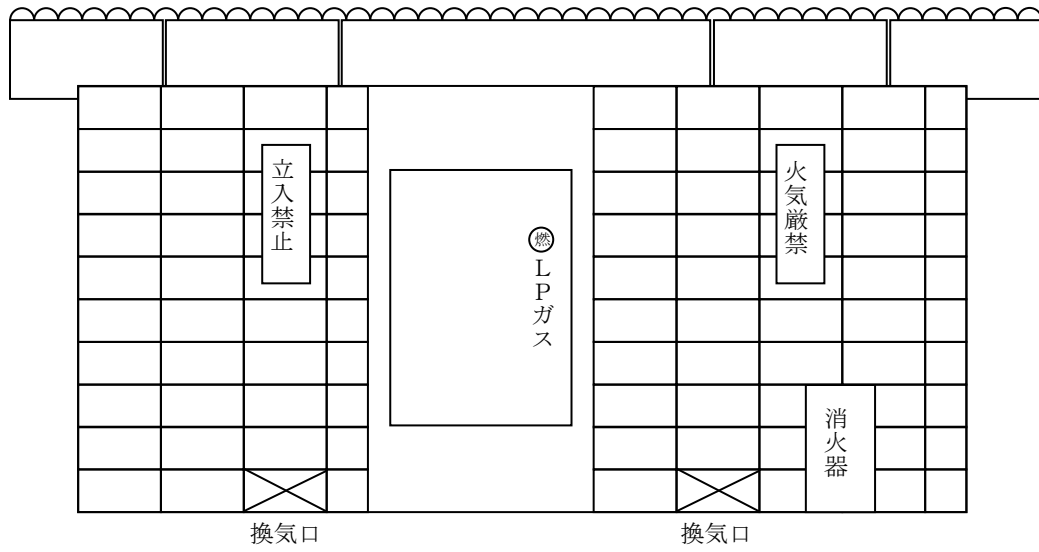
平面図



側面図

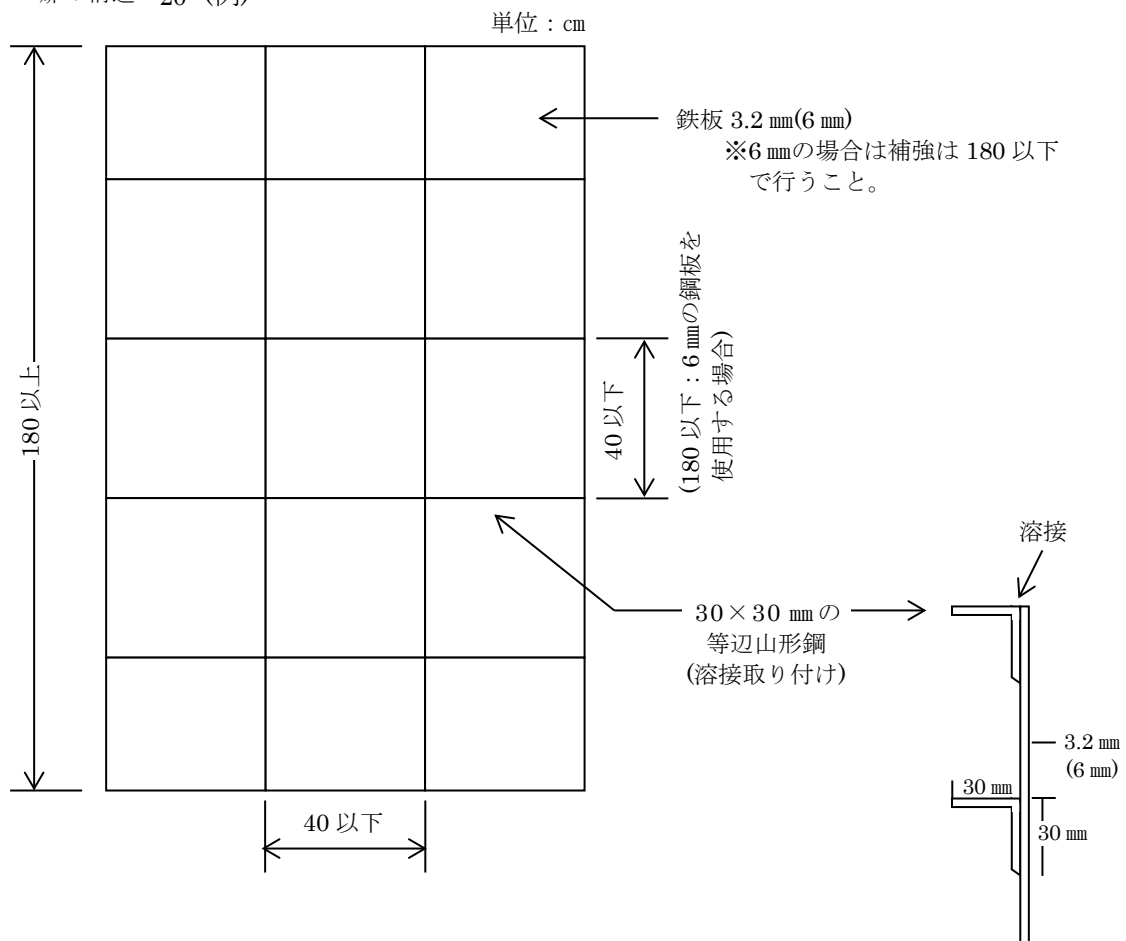


正面図



Ⓒ 火気厳禁、立入禁止は赤色文字とする。

扉の構造 $\frac{1}{20}$ (例)



第2編 第2章

保安機関に係る認定等

1. 保安機関認定申請の手続き順序等

(1) 手続きの流れ

- ▶ [保安機関認定申請] → 認定証交付
 - ▶ [保安業務規程の認可申請] → 認可書交付
 - ※ → [保安機関認定更新申請] → 認定証交付
- (保安機関業務) → 5年間年次報告 → ※
-

※手続き（随時）

- ▶ 一般消費者等の数の増加が生じた場合、[一般消費者等の数の増加認可申請書]により申請する。
- ▶ 一般消費者等の数の減少が生じた場合、[一般消費者等の数の減少届書]により届出をする。
- ▶ 保安業務規程の変更の場合、[保安業務規程変更認可申請書]により申請する。
- ▶ 保安機関認定の際の氏名、名称、住所、法人代表者氏名、保安業務を行う事業所の所在地が変更した場合、[保安機関変更届書]により届出をする。
- ▶ 承継した場合、[保安機関承継届書]により届出をする。
- ▶ 廃止した場合、[保安業務廃止届書]により届出をする。
- ▶ 認定行政庁に変更が生じた場合は[認定行政庁変更届書]により届出をする。

(2) 書類提出先

所管行政庁

(3) 提出部数・手数料・支払い方法

2部（1部は事業者控）

審査して不備があったときは是正する場合がある。

手数料：(6,900円×申請する保安業務区分数) + 34,000円（2018年11月現在）

支払方法：静岡県危機管理部消防保安課 静岡県収入証紙
静岡市消防局 消防部 予防課 現金・納付書
浜松市消防局 予防課 浜松市収入証紙

(4) 立入検査（液石法第83条第4項）

認定を受けた保安機関には、次の事項の実態を調査するため、担当部局による立入検査を行うことがある。

① 保安業務資格者及び調査員の在職

- ② 保安業務資格者及び調査員の資格（免状等の原本）
- ③ 保安業務用機器の種類及び数
- ④ 保安業務区分ごとの点検（調査）票類
- ⑤ 帳簿について、使用する様式等（OA化の場合は画面）
- ⑥ 緊急時対応（連絡）は、通報通信体制（人員配置）及び集中監視システム
- ⑦ その他認定申請に記載されている事項

2. 保安機関認定申請（液石法第 29 条第 2 項）

液石法に基づき、液化石油ガス保安機関になる場合の手続きは次のとおりである。

項目	書 類	新規		更 新	備 考	様式
		法 人	個 人			
1	認 定 申 請 書	○	○			P78
2	認 定 更 新 申 請 書			○		
3	保 安 業 務 計 画 書	○	○	○	認定申請と同時に保安業務規程の 認可申請も行うこと	P79
4	保安業務資格者数一覧表	○	○	○		P80
5	保安業務用機器保有状況 一 覧 表	○	○	○		P82
6	事 業 所 案 内 図	○	○	○	最寄りの鉄道の駅等からの道順が わかるもの	—
7	事業所の位置及び一般消 費者等の範囲の図面	○	○	○	緊急時対応を行おうとする事業所 のみ縮尺を明記する	—
8	損害賠償支払能力証明書	○	○	○	付保証明書等	P83
9	役員又は構成員の構成	○		△	役員名簿、株主のリスト等	P87
10	保安業務以外の業務	○	○	○	会社概要書の添付でも可	P89
11	定款及び登記事項証明書	○		△		—
12	欠格事由非該当 証明書・誓約書	○	○	○		P90
13	認 定 証 の 写 し	○	○	○	区分の追加又は更新の場合	—
14	保安業務に係る事業所 名称・所在地の一覧表	○	○	○	申請に係る事業所が複数の場合は 別紙に事業所の名称・所在地を一覧 表にする	—
15	県 収 入 証 紙	○	○	○	申請手数料	—

○：必要 △：法人の場合

※ 保安業務区分追加の場合は新規と同じ申請となる（この場合、保安業務規定変更認可申請も行うこと）
保安業務規程については液石法通達を参照。

- ① 認定申請の保安業務区分は、一つの区分でも、複数の区分でもできる。
- ② 保安業務区分の追加は、新たな認定申請が必要となる。
 この場合、一つの保安機関において複数の有効期限が存在することとなるが一つの保安機関で有効期限を統一すること。
 また複数の事業所を有する事業者で、既にいずれかの事業所で認定を受けている場合は、一般消費者数の増加で対応できる。
- ③ 申請先の判断は、受託販売所の所在地で決定する。(保安機関の事業所の所在地ではない)
- ④ 申請先は、保安業務区分ごとに経済産業大臣、産業保安監督部長、県知事等の複数の所管行政庁に申請をするのではなく、保安業務を行う者ごとに「一つの行政庁」で行う。
 このため、県知事の認定を受けた後、保安業務を行う販売所の所在地が複数の県にまたがった場合等、所管行政庁が変更になったときは、新行政庁の認定を受け、旧行政庁に「認定行政庁変更届書」を提出する。(承継の場合は除く)
- ⑤ 「保安業務にかかる一般消費者等の数」は実際の一般消費者等の数とは異なった数でも良い。この場合、一般消費者の数は、認定を受けようとする事務所の保安業務の技術的力からみて受託可能な範囲内の数である必要がある。
- ⑥ 法人の役員のうち欠格条項の対象者は、株式会社の取締役、合名会社の業務執行役員、公益法人の理事等で、監査に当たる者は含まれない。
- ⑦ 役員又は構成員 3分の1 を超える者が次に該当しないこと。(緊急時連絡のみ行う保安機関を除く)
- ▶ 液化石油ガス供給機器又は消費機器の製造を主たる事業とする者並びにその役職員
 - ▶ 液化石油ガス供給機器又は消費機器の販売を主たる事業とする者並びにその役職員
 - ▶ 液化石油ガス設備工事を主たる事業とする者並びにその役職員
- なお、構成員とは、株式会社にあつては株主、有限会社にあつては社員をいう。
- ⑧ 保安業務以外の業務を合わせて行う場合には、保安業務部門を設け、保安業務資格者並びに調査員を保安業務に専従させる等の措置を講じなければならない。
- ⑨ 緊急時対応及び緊急時連絡は、一般消費者等への対応ができる体制が求められるので一般消費者からの電話は携帯電話での受信はできない。
- ⑩ 事業団保険によらない場合は、次の書類を添付する。
- 1) 届出書(様式についてはP85のとおり)
 - 2) 損害賠償責任保険証券、普通保険約款及び特別約款(その他これに類するもの)並びに保険領収書の写し
- ⑪ 保安機関認定更新申請は認定の満了する30日前までに手続きをとること。

3. 保安業務規程の認可申請・変更認可申請（液石法第35条第1項）

項目	書類	新規	変更	備考	様式
1	保安業務規程認可申請書	○			P91
2	保安業務規程変更認可申請書		○		P93
3	保安業務規程	○	○	事業所の実態に合った内容として作成する	—
4	保安業務計画書	○	○	変更の場合は変更前・変更後を提出	P79

※ 保安業務規程については液石法通達を参照。

4. 一般消費者等の数の増加認可申請（液石法第33条第1項）

項目	書類	備考	様式
1	一般消費者等の数の増加認可申請書		P94
2	保安業務計画書		P79
3	保安業務資格者数一覧表	変更部分を明確にする	P80
4	保安業務用機器保有状況一覧表	変更部分を明確にする	P82
5	事業所の位置及び一般消費者等の範囲の図面	緊急時対応を行おうとする事業所のみ縮尺を明記する	—
6	損害賠償支払能力証明書	増加件数を明確にする 付保証明書等	P83
7	認定証の写し		—
8	県収入証紙	申請手数料	—

※ 保安業務規程変更認可申請をすること

5. 一般消費者等の数の減少届（液石法 33 条第 2 項）

項目	書 類	備 考	様式
1	一般消費者等の数の減少届書		P95
2	保安業務計画書	当該減少に係る事業所のものに限る	P79
3	保安業務資格者数一覧表	変更部分を明確にする (当該減少に係る事業所のものに限る)	P80
4	保安業務用機器保有状況一覧表	変更部分を明確にする (//)	P82
5	認定証の写し		—

※ 保安業務規程変更認可申請をすること。

6. 保安機関変更届（液石法規則第 33 条第 1 項）

項目	書 類	備 考	様式
1	保安機関変更届書		P98
2	事業所の位置及び一般消費者等の 範囲の図面	緊急時対応を行う事業所の所在地を変更 した場合は縮尺を明記して添付する。	—

7. 保安機関承継届

項目	書 類	備 考	様式
1	保安機関承継届書（甲）	提出先は P174.(3)	P99
2	保安機関承継届書（乙）	④（甲）（乙）の様式についてと同様	P100
3	保安機関事業譲渡証明書	事業譲渡の場合に添付	P101
4	保安機関相続同意証明書	相続の場合に添付	P102
5	保安機関相続証明書	相続の場合に添付	P103
6	戸籍謄本	相続の場合に添付	—
7	法人の登記事項証明書	事業合併・事業の分割承継の場合に添付	—
8	保安機関事業承継証明書	事業の分割承継の場合に添付	P104

8. その他の届出

項目	書 類	備 考	様式
1	認 定 行 政 庁 変 更 届 書	新たな所管行政庁に保安機関の認定申請をすること。	P96
2	保 安 業 務 廃 止 届 書		P97
3	事 故 届 書	第2編 第7章参照	—

9. 保安業務実施状況報告（規則第132条）

項目	書 類	備 考	様式
1	保 安 業 務 実 施 状 況 報 告	毎事業年度経過後3ヶ月以内に報告	P105

※保安機関は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、その事業年度末における保安業務の実施状況等を県に報告しなければならない。

（静岡県においては毎年3月31日時点での状況を報告する。1部）

10. 保安機関の認定更新（液石法第32条）

保安機関の認定更新にあたり、「申請先・申請書式・申請時期・申請事項・申請書類等」は、以下のとおり。

(1) 認定更新申請先

所管行政庁

(2) 申請書式

更新申請は、別紙「保安機関認定更新申請書」と認定申請と同じ添付書類により申請する。（液石法第32条第1項、規則第34条第1項）

(3) 申請時期

保安機関認定更新は、認定した各行政庁に対し、「認定の満了する30日前まで」に受理されるよう、事前相談すること。（規則第34条第1項）

(注) 各行政庁への更新申請は、3ヶ月前位に申請書の事前相談を行うこと。
また、認定有効期間満了30日前の申請は、大変混雑することが予想されるので、早めに申請すること。
万一、認定有効期間満了までに間に合わない場合は、その間の空白期間は保安業務を実施できません。

(4) 申請部数・手数料・支払い方法

2部（1部は事業者控）

手数料：(6,900円×更新する保安業務区分数) + 14,000円（2018年11月現在）

支払い方法：静岡県危機管理部消防保安課	静岡県収入証紙
静岡市消防局 消防部 予防課	現金・納付書
浜松市消防局 予防課	浜松市収入証紙

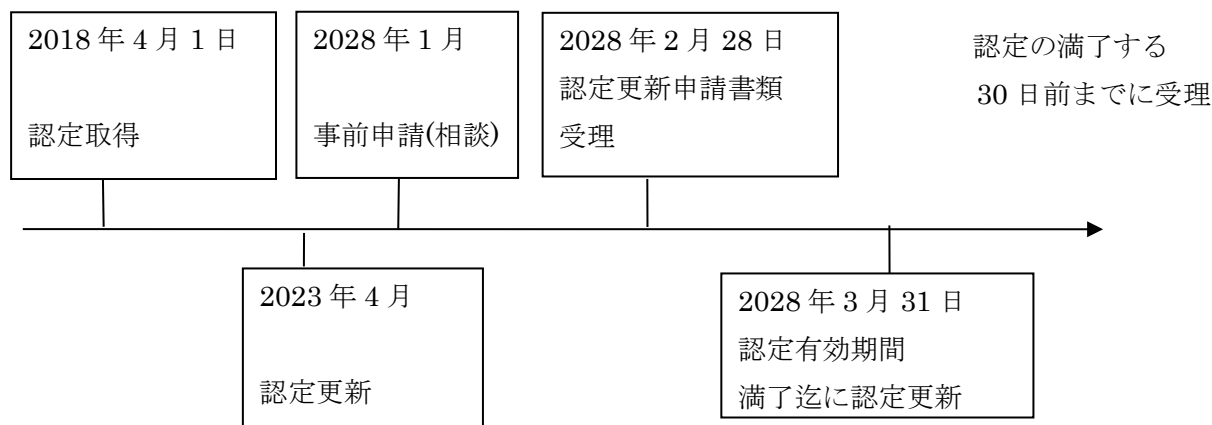
(注) 保安機関認定更新に関するQ&Aは、付録に添付されているので参照してください。

(5) 更新申請する更新事項

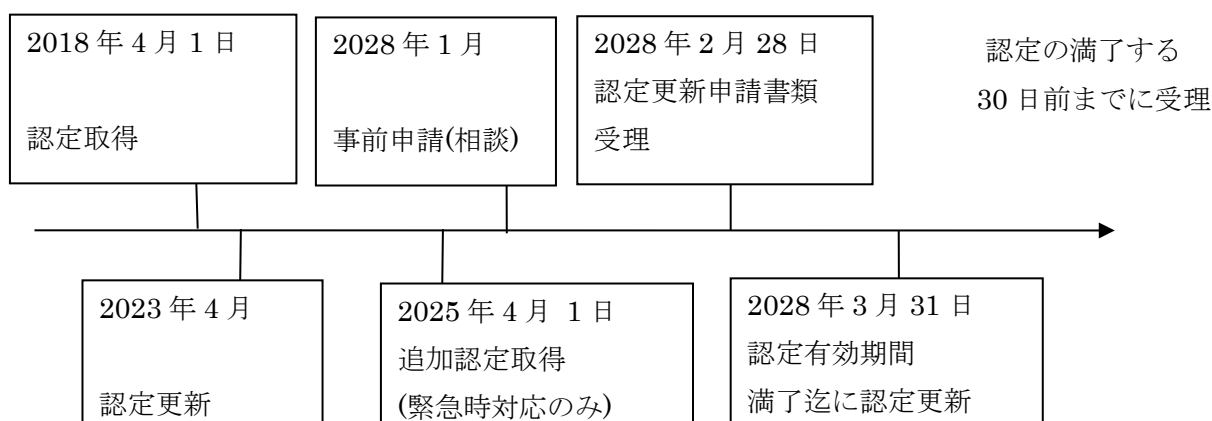
- ① 保安業務区分の追加認定を受けた場合の更新時期は下記のとおり。
- 1) 認定時に受けた保安業務区分は、認定取得時から5年。
 - 2) 追加認定を受けた保安業務区分は、追加認定取得時から最長5年。

「認定時に受けた保安業務区分」「追加認定を受けた保安業務区分」の何れにおいても、保安業務区分ごとに更新することは可能だが、「追加認定を受けた保安業務区分」も「認定時に受けた保安業務区分」の更新に合わせ更新すること。

【例1】 認定時の保安業務区分が（「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」
「定期消費設備調査」・「周知」の場合



【例2】 認定時の有効期間に追加認定の有効期間を合わせる場合



- ② 保安業務区分を取り消す場合
保安業務区分のいずれかを実施しない場合においては、一般消費者等の数の減少届書及び保安業務規程変更認可申請書を提出する。
- ③ 一般消費者等の数の増加による変更認可及び一般消費者等の数の減少による減少届をした場合
- 1) 直近の認定更新認定後、一般消費者等の数を増加申請した場合【例えば(容器交換時等供給設備点検)保安業務の一般消費者等の数を 1 万件から 2 万件に増やした場合】の認定更新起算日は、直近の更新認定を受けた日。
 - 2) 直近の認定更新認定後、一般消費者等の数の増加認可で新規事業所を追加した場合の認定更新起算日は、直近の更新認定を受けた日。
 - 3) 直近の認定更新認定後、一般消費者等の数を減少して減少届を出している場合の認定更新起算日は、直近の認定更新認定を受けた日。
- ※ 一般消費者等の数については変更後の数となる。
変更時前に実際の受託消費者の数が、認定時の一般消費者等の数を超えている場合違法状態にあるので、至急行政担当者と相談すること。
- ④ 承継する場合
行政庁へ承継の手続きを行う。
(更新日については以下のとおりとし、承継された日からでないことに注意すること。)
- 1) 保安機関A社・保安機関B社が合併した場合
A社・B社それぞれの認定取得時より5年だが、最も古い認定に合わせてすべての保安業務区分の認定日を統一するよう更新すること。
 - 2) 保安機関A社が保安機関B社を譲り受けた場合
A社・B社それぞれの認定取得時より5年だが、最も古い認定に合わせて全ての保安業務区分の認定日を統一するよう更新すること。
 - 3) 相続の場合
認定取得時より5年。(相続後ではない。)
- ⑤ 事業所を新設した場合
【例】2018年10月に認定を取得後、2019年5月に事業所を新設した場合の認定起算日は、2018年10月を起算日とすること。
- ※ 認定更新にあたり、保安業務規程の変更認可の必要がある場合は、保安機関の更新とは別に変更認可申請をすること。

様式第 12 (第 30 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認定番号	

保安機関認定申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

住 所 〒

連絡担当者名

電 話 - -

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 29 条第 2 項の規定により同条第 1 項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地 (事業所が 2 以上ある場合は別紙とすること。)

(フリガナ)

名 称 _____ 電話番号 _____

所 在 地 _____ 郵便番号 _____

2 認定を受けようとする保安業務区分及び保安業務区分ごとの一般消費者の数 (事業所が 2 以上ある場合は別紙とすること。)

保安業務区分	一般消費者等の数	備 考
①供給開始時点検・調査	戸	
②容器交換時等供給設備点検	戸	
③定期供給設備点検	戸	
④定期消費設備調査	戸	
⑤周 知	戸	
⑥緊急時対応	戸	
⑦緊急時連絡	戸	

※新たに認定を受けようとする保安業務区分については○印を、すでに認定を受けている保安業務区分については、△印をつけること。

3 当該保安業務に係る液化石油ガス販売事業を行う販売所の所在する都道府県名
静岡県

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

保安業務計画書

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務区分	供給開始時	点検・調査	容器供給交換時等	設備定期供給	設備定期消費	調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡
一般消費者の数									
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 人 製造保安責任者 人 その他 人								
調査員の数	/								
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者	※								
年間実働日数又は平均月間実働日数	日/月		日/年		日/年		/		
保安業務用機器	自記圧力計								
	マノメーター								
	ガス検知器								
	漏えい検知液								
	緊急工具類								
	一酸化炭素測定器								
	ポーリングバー								
緊急時対応を行う場合にあってはその方法	・ 出動のための手段：自動車 台 ・ 連絡の方法：電話等 ・ 集中監視システム：有・無								

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 事業所ごとに記載すること。
 3 保安業務資格者の“その他”は、保安業務員・充てん作業者をいう。
 4 ※ 補助員のことをいう。

保安業務資格者数一覧表

事業所名 _____

表1 基本算定の算定式 (小数点以下第4位を四捨五入し、第3位まで求めること。)

保安業務区分	算定式	保安業務資格者数
イ【供給開始時 点検・調査】	消費者戸数〔 〕 ÷ 20,000	
ロ【容器交換時等 供給設備点 検】	消費者戸数〔 〕 ÷ (100 × 年間実働日数〔 〕) － 調査員数－ 充てん作業員数 〔 〕 (ただし、0未満となる場合にあつては0とする)	
ハ【定期供給設備点検】	消費者戸数〔 〕 ÷ (30 × 年間実働日数〔 〕) ÷ 4－ 充てん作業員数 (補助員を伴う場合には、30を3分の4倍することができる)	
ニ【定期消費設備調査】	消費者戸数〔 〕 ÷ (25 × 年間実働日数〔 〕) ÷ 4 (補助員を伴う場合には、25を3分の4倍することができる)	
ホ【周知】	消費者戸数〔 〕 ÷ 20,000	
ヘ【緊急時対応】	消費者戸数〔 〕 ÷ 20,000	
ト【緊急時連絡】	事業所ごと消費者戸数が2万戸以下の場合： 消費者戸数〔 〕 ÷ 20,000 事業所ごと消費者戸数が2万戸を超える場合： 1 + (消費者戸数〔 〕 - 20,000) ÷ 80,000	
小計		

表2 基本算定にかかわらない算定式 (小数点以下第4位を四捨五入し、第3位まで求めること。)

保安業務区分	算定式	保安業務資格者数
イ【定期供給設備点検】 ＋ 【定期消費設備調査】	消費者戸数〔 〕 ÷ (20 × 年間実働日数〔 〕) ÷ 4 (補助員を伴う場合には、20を3分の4倍することができる)	
ロ【容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査】の1又は2以上の保安業務＋【周知】	周知に係る保安業務資格者の数は 消費者戸数〔 〕 ÷ 40,000	
小計		

合計	表1の小計＋表2の小計 = [] ≤ []
----	-------------------------

※緊急時対応の社内体制がわかる図面を添付（フロー図またはチャート図等）

- 【備考】1. 事業所ごとに少なくとも一人は、第二種販売主任者免状又は液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者が必要
2. 保安業務資格者となるには、業務主任者代理者講習修了者及び保安業務員・調査員にあつては、6ヶ月以上の実務経験を有すること。

保安業務資格者等一覧表

事業所名 _____

保安業務資格者等の氏名	免状・資格（該当するものを○で囲む）			
	第二種販売	設備士	業務主任者代理者	保安業務員
	丙種化学（液石）	調査員	充てん作業者	その他 ()
	第二種販売	設備士	業務主任者代理者	保安業務員
	丙種化学（液石）	調査員	充てん作業者	その他 ()
	第二種販売	設備士	業務主任者代理者	保安業務員
	丙種化学（液石）	調査員	充てん作業者	その他 ()
	第二種販売	設備士	業務主任者代理者	保安業務員
	丙種化学（液石）	調査員	充てん作業者	その他 ()
	第二種販売	設備士	業務主任者代理者	保安業務員
	丙種化学（液石）	調査員	充てん作業者	その他 ()

※免状の写しを添付

保安業務用機器保有状況一覧表

事業所名 _____

保安業務区分	算 定 式 〔小数点以下第4位を四捨五入し、第3位まで求めること。〕	自記圧力計	マノメーター	ガス検知器	漏えい検知液	緊急工具類	一酸化炭素測定器	ボーリングバー
イ【供給開始時点検・調査】	消費者戸数 〔 〕 ÷ 20,000							
ロ【容器交換時等供給設備点検】	消費者戸数〔 〕 ÷ (100×月間実働日数〔 〕)	/	/	/	/	/	/	/
ハ【定期供給設備点検】	消費者戸数〔 〕 ÷ (30×年間実働日数〔 〕) ÷ 4 (補助員を伴う場合には、30を3分の4倍することができる)							
ニ【定期消費設備調査】	消費者戸数〔 〕 ÷ (25×年間実働日数〔 〕) ÷ 4 (補助員を伴う場合には、25を3分の4倍することができる)							
ホ【緊急時対応】	消費者戸数 〔 〕 ÷ 20,000							
小 計 (a)	/	/	/	/	/	/	/	/

※【定期供給設備点検】【定期消費設備調査】双方とも実施する場合には下記の式による。

【定期供給設備点検】 + 【定期消費設備調査】	消費者戸数〔 〕 ÷ (20×年間実働日数〔 〕) ÷ 4 (補助員を伴う場合には、20を3分の4倍することができる)							
	消費者戸数〔 〕 ÷ (25×年間実働日数〔 〕) ÷ 4 (補助員を伴う場合には、25を3分の4倍することができる)	/	/	/	/	/	/	/
小 計 (b)	/	/	/	/	/	/	/	/

合 計 (a) + (b)								
保 有 個 数	/	/	/	/	/	/	/	/

(事業団保険で販売事業者の場合)

LPガス業者賠償責任保険付保証明書

第 214 号 -

年 月 日

様

(一財) 全国LPガス保安共済事業団
静岡県支部長

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第6条の各号に規定する条件に適合する賠償責任保険が、締結されていることを証明します。

付保証明依頼書

年 月 日

(一財) 全国LPガス保安共済事業団 御中

登録番号 _____

保険 自 年 月 日 住所

期間 至 年 月 日 商号

⑩

下記の保険契約の証明をお願いします

販売所名	住所	家庭用・業務用 販売トン数	消費者戸数	保険金額 の種類
				A, B, C
				A, B, C
				A, B, C
				A, B, C

*保険金額の種類

タイプ	対人賠償補償限度額		対物賠償補償限度額
	1名あたり	1事故あたり	1事故あたり
A	1億円	8億円	8億円
B	2億円	20億円	20億円
C	50億円		

(事業団保険で受託用の場合)

LPガス受託認定保安機関賠償責任保険付保証書

第 214 号 -

年 月 日

様

(一財) 全国LPガス保安共済事業団
静岡県支部長

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第32条に規定する条件に適合する賠償責任保険が、締結されていることを証明します。

付 保 証 明 依 頼 書

(一財) 全国LPガス保安共済事業団 御中

年 月 日

保険 自 年 月 日 住所
期間 至 年 月 日 商号

㊞

事業所名	住 所	保険金額の種類		I型・II型	
		付 保 保安業務	保安業務 受託販売所数	保安業務対象 消費者戸数	備考
		イ			
		ロ			
		ハ			
		ニ			
		イ			
		ロ			
		ハ			
		ニ			
		イ			
		ロ			
		ハ			
		ニ			

1. 保険金額の種類は加入した型に○印をつけて下さい。
2. 付保保安業務は右表を参照のうえ、イ～ニの中から加入した保安業務に○印をつけて下さい。
3. 保険金額の種類区分等

タイプ	補償限度額			保安業務内容	
	対人賠償		対物賠償	イ	供給開始時点検調査、周知、緊急時対応
	1人あたり	1事故あたり	1事故あたり	ロ	定期点検、定期調査
I型	1億円	8億円	8億円	ハ	容器交換時点検
II型	2億円	20億円	20億円	ニ	緊急時連絡

(事業団保険によらない場合……受託用)

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

住 所 〒

液化石油ガス保安機関（受託用）賠償責任保険契約について

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第32条各号の要件に適合する損害賠償責任保険契約が締結されているので届け出ます。

記

- 1 被保険者の氏名又は名称及び事務所の所在地
- 2 保険契約者の氏名又は名称及び住所
- 3 保険者の氏名又は名称及び住所
- 4 被保険者別の次の事項
 - (1) てん補限度額
 - (2) 付保した保安業務、保安業務受託販売所数及び保安業務対象消費者戸数
 - (3) 保険料の負担者
 - (4) 保険期間

(事業団保険によらない場合……販売事業者用)

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

住 所 〒

液化石油ガス販売事業者賠償責任保険契約について

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第6条各号の要件に適合する損害賠償責任保険契約が締結されているので届け出ます。

記

- 1 被保険者の氏名又は名称及び事務所の所在地
- 2 保険契約者の氏名又は名称及び住所
- 3 保険者の氏名又は名称及び住所
- 4 被保険者別の次の事項
 - (1) てん補限度額
 - (2) 家庭・業務用液化石油ガスの販売見込量及び消費者戸数
 - (3) 保険料の負担者
 - (4) 保険期間

(法人のみ)

役員名簿

	役職名	氏名	備考欄①②③の 該当の有無
1			有 ・ 無
2			有 ・ 無
3			有 ・ 無
4			有 ・ 無
5			有 ・ 無
6			有 ・ 無
7			有 ・ 無
8			有 ・ 無
9			有 ・ 無
10			有 ・ 無
11			有 ・ 無
12			有 ・ 無
13			有 ・ 無
14			有 ・ 無
15			有 ・ 無

【備考】

- 1 業務を行う役員の職名には、代表取締役、取締役、理事等を記載する。
- 2 役員又は構成員 3 分の 1 を超える者が下記①②③に該当しないこと。(緊急時連絡のみを行う保安機関を除く)
 - ①液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
 - ②液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
 - ③液化石油ガス設備工事業を主たる事業としている者並びにその役職員

構成員の構成に関する説明書

株主の氏名又は名称		備考欄①、②、③の 該当の有無
1		有 ・ 無
2		有 ・ 無
3		有 ・ 無
4		有 ・ 無
5		有 ・ 無
6		有 ・ 無
7		有 ・ 無
8		有 ・ 無
9		有 ・ 無
10		有 ・ 無
11		有 ・ 無
12		有 ・ 無
13		有 ・ 無
14		有 ・ 無
15		有 ・ 無

<備考>

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 3 液化石油ガス工事業を主たる事業としている者並びにその役職員

保安業務以外の業務の種類の説明書（会社概要でも可）

業 務 の 種 類	業 務 の 内 容
L P ガスに関する業務	1. 一般消費者用L P ガス販売 2. 工業用L P ガス販売 3. L P ガス製造（充てん等） 4. L P ガス配送 5. L P ガス器具販売 6. L P ガス設備工事 7. その他（ ）
その他の業務	

【備考】1 L P ガスに関する業務については、現在行っている業務内容に該当する番号に○印を付ける。

2 法人にあっては、定款に記載の業務のうち、現在行っている業務を記載する。

欠格事由非該当 証明書
誓約書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所 〒

印

当社及び当社の業務を行う役員
私 は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する

る法律第 30 条各号に定める欠格事項に該当いたしません。

(備考)

「当社及び当社の業務を行う役員」(A) 又は「私」(B) のいずれかを消して下さい。
A の場合は証明書、B の場合は誓約書を残し、該当しない部分を消してください。

様式第 17 (第 39 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

保安業務規程認可申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条第 1 項前段の規定により保安業務規程の認可を受けたいので、申請します。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 14 (第 34 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認定番号	

保安機関認定更新申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

Ⓜ

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 32 条第 1 項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地 (事業所が 2 以上ある場合は別紙とすること。)

(フリガナ)

名 称 _____ 電話番号 _____

所 在 地 _____ 郵便番号 _____

2 認定更新を受けようとする保安業務区分及び保安業務区分ごとの一般消費者の数 (事業所が 2 以上ある場合は別紙とすること。)

保安業務区分	一般消費者の数	備 考
①供給開始時点検・調査	戸	
②容器交換時等供給設備点検	戸	
③定期供給設備点検	戸	
④定期消費設備調査	戸	
⑤周 知	戸	
⑥緊急時対応	戸	
⑦緊急時連絡	戸	

※新たに認定を受けようとする保安業務区分については○印を、すでに認定を受けている保安業務区分については、△印をつけること。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 18 (第 39 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

保安業務規程変更認可申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑨

住 所 〒

連絡担当者名

電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条第 1 項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 変更後の保安業務規程を添付すること。
3 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

一般消費者等の数の増加認可申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

住 所 〒

連絡担当者名

電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 33 条第 1 項の規定により認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 認定の年月日及び認定番号
- 2 一般消費者等の数を増加しようとする保安業務区分
- 3 増加しようとする一般消費者等の数
- 4 一般消費者等の数の増加に係る事業所の名称及び所在地

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 16 (第 35 条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

一般消費者等の数の減少届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連 絡 担 当 者 名

電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 33 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 認定の年月日及び認定番号
- 2 一般消費者等の数を減少しようとする保安業務区分
- 3 減少した一般消費者等の数
- 4 一般消費者等の数の減少に係る事業所の名称及び所在地

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 19 (第 40 条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

認定行政庁変更届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 4 において準用する同法第 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 従前の法第 29 条第 1 項の認定の年月日及び認定番号

- 2 新たな法第 29 条第 1 項の認定をした者、認定の年月日及び認定番号

- 3 認定行政庁の変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安業務廃止届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 4 において準用する同法第 23 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 認定の年月日及び認定番号

2 保安業務を廃止した年月日

3 保安業務を廃止した理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関変更届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 4 において準用する同法第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

変更前

変更後

2 変更の年月日

3 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関承継届書（甲）

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑨

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 4 において準用する同法第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	氏名又は名称	
	法人にあつてはその代表者の氏名	
	住 所	
	認定の年月日及び認定番号	
	事業所の名称及び所在地	
承継者に関する事項	認定の年月日及び認定番号	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関承継届書 (乙)

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 4 において準用する同法第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者の認定の年月日及び認定番号	
承継者の認定の年月日及び認定番号	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関事業譲渡証明書

年 月 日

様

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

次のとおり保安機関の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1 認定の年月日

2 認定番号

3 譲渡しの年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関相続同意証明書

年 月 日

様

証 明 者 氏 名

㊞

住 所 〒

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 認定の年月日
- 3 認定番号
- 4 保安機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 証明書は、保安機関の地位を承継する者として選定された者意外の相続人全員が記名押印すること。
3 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関相続証明書

年 月 日

様

証明者 氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

㊞

住 所 〒

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

㊞

住 所 〒

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

2 認定の年月日

3 認定番号

4 保安機関の地位を承継した者の氏名及び住所

5 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 証明者は、2 名以上とすること。
3 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関事業承継証明書

年 月 日

様

被承継者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 ⑩
住 所 〒
承継者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 ⑩
住 所 〒

次のとおり分割によって保安機関の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 認定の年月日

2 認定番号

3 承継の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

保安業務実施状況報告

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所 〒
認 定 番 号
連 絡 担 当 者 名
電 話

Ⓜ

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 132 条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日
2. 保安業務実施状況（事業所毎）

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務資格者の数

人（うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示
（平成 9 年通商産業省告示第 122 号）第 2 条第 1 号または第 2 号
に規定する数 人）

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書 に記載した数	保安業務を行う べき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	戸	(戸)	うち再調査 戸(戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	(戸)	戸(戸)
3. 定期供給設備点検	戸	(戸)	うち拒否数 戸(戸)
4. 定期消費設備調査	戸	(戸)	当年調査 戸(戸)
			うち完了数 戸(戸)
			拒否数 戸(戸)
			不在数 戸(戸)
			当年再調査 戸(戸)
			うち完了数 戸(戸)
			拒否数 戸(戸)
			不在数 戸(戸)
5. 周知	戸	(戸)	うち書面配布 戸(戸) 電子メール 戸(戸) ファイル記録 戸(戸) 記録媒体 戸(戸)
6. 緊急時対応	戸	(戸)	戸(戸)
7. 緊急時連絡	戸	(戸)	戸(戸)

3. 役員又は構成員の変更の内容（法人のみ）

変更の内容（いずれかを○でかこむ）	無 ・ 有 （別紙のとおり）
-------------------	----------------

（備 考） 1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために 3 回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。

2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。

(別添1)

役 員 の 変 更

<新 任>

役 職 名	氏 名	備考欄①、②、③の 該 当 の 有 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

<退 任>

役 職 名	氏 名	備考欄①、②、③の 該 当 の 有 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

<備 考>

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 3 液化石油ガス工事業を主たる事業としている者並びにその役職員

(別添2)

構成員の構成に関する説明書

株主の氏名又は名称		備考欄①、②、③の 該当の有無
1		有 ・ 無
2		有 ・ 無
3		有 ・ 無
4		有 ・ 無
5		有 ・ 無
6		有 ・ 無
7		有 ・ 無
8		有 ・ 無
9		有 ・ 無
10		有 ・ 無
11		有 ・ 無
12		有 ・ 無
13		有 ・ 無
14		有 ・ 無
15		有 ・ 無

<備 考>

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 3 液化石油ガス工事業を主たる事業としている者並びにその役職員

保安業務実施状況報告

静岡県知事 様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

静岡プロパン株式会社
静岡 一郎

住 所
認 定 番 号
連 絡 担 当 者 名
電 話

〒420-0064 静岡市葵区本通 6-1-10
22A73XXRA-(1)
清水 太郎
054 - 255 - 24XX

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 〇〇××年 4月 1日から〇〇××年 3月31日
2. 保安業務実施状況（事業所毎）

事業所の名称 静岡プロパン株式会社

事業所の所在地 静岡市葵区本通 6-1-10

保安業務資格者の数 2人（うち
（平成27年）
に規定する数

報告する事業年度の末日現在における、他の保安機関への委託分を除いた、自社で保安業務を実施しなければならない数

る告示
第2号

1人

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の		
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	戸	(戸)	5戸(戸) うち再調査 戸(戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	1,500戸	100戸(戸)	100戸(戸)
3. 定期供給設備点検	1,500戸	10戸(戸)	10戸(戸) うち拒否数 戸(戸)
4. 定期消費設備調査	1,500戸	10戸(戸)	当年調査 10戸(戸)
			うち完了数 8戸(戸)
			拒否数 戸(戸)
			不在数 戸(戸)
			当年再調査 2戸(戸)
			うち完了数 2戸(戸)
			拒否数 戸(戸)
			不在数 戸(戸)
5. 周知	1,500戸	800戸(戸)	800戸(戸) うち書面配布 800戸(戸) 電子メール 戸(戸) ファイル記録 戸(戸) 記録媒体 戸(戸)
6. 緊急時対応	1,500戸	5戸(戸)	5戸(戸)
7. 緊急時連絡	戸	10戸(戸)	10戸(戸)

再調査のみ実施した件数も含めて、事業年度内に行ったすべての再調査について記入する。

3. 役員又は構成員の変更の内容（法人のみ）

変更の内容（いずれかを○でかこむ）	無 ・ <input checked="" type="radio"/> （別紙のとおり）
-------------------	---

（備考）1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。

2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。

(別添1)

役 員 の 変 更

<新 任>

役 職 名	氏 名	備考欄①、②、③の 該 当 の 有 無
取 締 役	清 水 太 郎	有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

<退 任>

役 職 名	氏 名	備考欄①、②、③の 該 当 の 有 無
取 締 役	静 岡 三 郎	有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

<備 考>

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 3 液化石油ガス工事業を主たる事業としている者並びにその役職員

(別添2)

構成員の構成に関する説明書

株主の氏名又は名称		備考欄①、②、③の 該当の有無
1	静岡 一郎	有 ・ 無
2	静岡 花子	有 ・ 無
3	清水 太郎	有 ・ 無
4		有 ・ 無
5		有 ・ 無
6		有 ・ 無
7		有 ・ 無
8		有 ・ 無
9		有 ・ 無
10		有 ・ 無
11		有 ・ 無
12		有 ・ 無
13		有 ・ 無
14		有 ・ 無
15		有 ・ 無

<備考>

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 3 液化石油ガス工事業を主たる事業としている者並びにその役職員

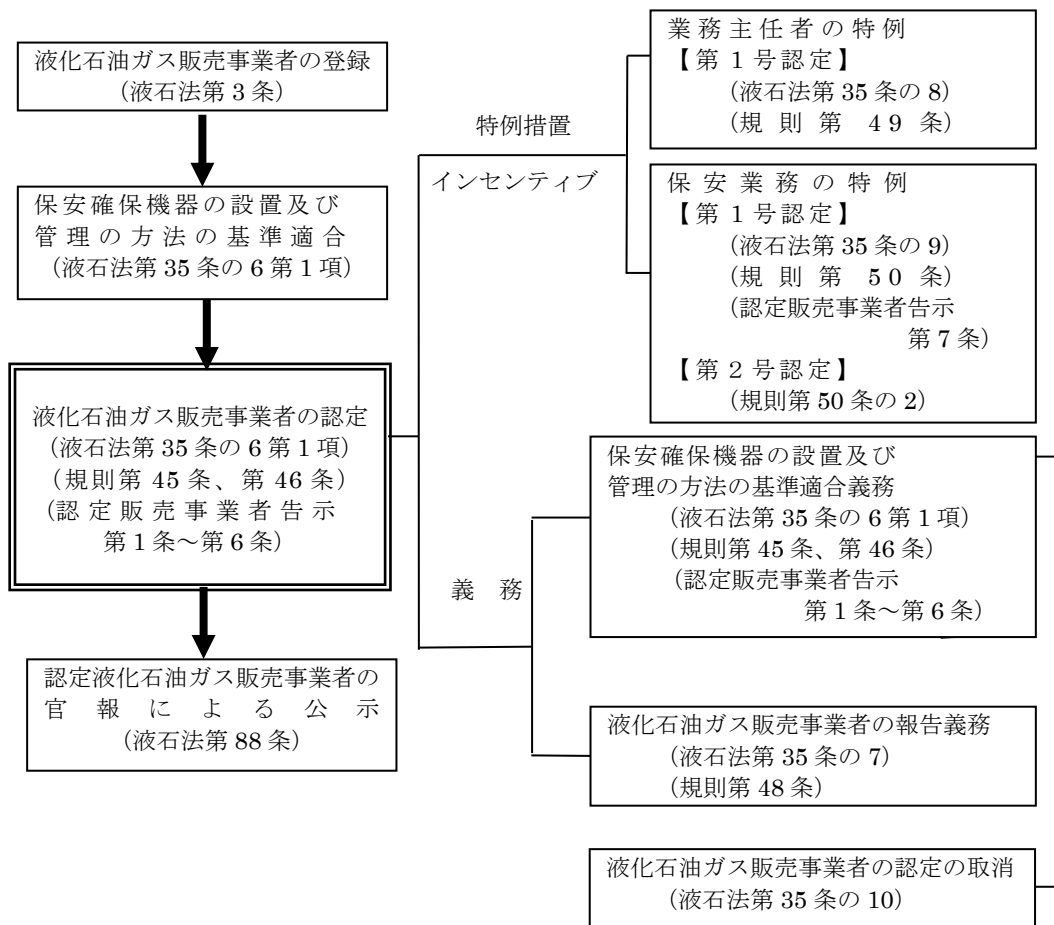
第2編 第3章

液化石油ガス販売事業者の認定(インセンティブ)

1. 認定制度の概要

液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の保安を確保するため、集中監視システム導入の方法等が規則で定める基準に適合していることについての液化石油ガス販売事業者に対する認定、また当該認定を受けた液化石油ガス販売事業者に係る業務主任者の選任等に係る特例制度が設けられた。(液石法第 35 条の 6 第 1 項)

また、平成 28 年 4 月施行の省令の一部改正により、認定要件が緩和・細分化され、現行要件を第 1 号認定液化石油ガス販売事業者（ゴールド保安認定事業者）とし、新しく第 2 号認定液化石油ガス販売事業者（保安認定事業者）が加えられた。



2. 認定液化石油ガス販売事業者の認定基準

(1) 保安確保機器の種類（規則第 45 条）

- ① 異常流量、上流監視機能付きの遮断弁内蔵の S 型マイコンメーター（SB 型）ほか
- ② ①の機器のよりガス供給を停止したこととその他の一般消費者等の保安に係る情報（特定保安情報）を受送信できる伝送装置（NCU）
- ③ ②の機器から伝達された特定保安情報を直ちに示し、①の機器によりガスの供給を停止させることができる機器（集中監視センターに設置されるコンピュータ等）
- ④ 液化石油ガス用ガス漏れ警報器（設置義務施設に限る）・液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（調整器とガスメーターの間に設置されるものに限る）・調整器・液化石油ガス用継手金具付高圧ホース

(2) 保安確保機器の設置及び管理の方法（規則第 46 条）

① S 型マイコンメーター（SB 型）、集中監視システム

- 1) S 型マイコンメーター（SB 型）は個々の一般消費者等の供給設備に設置すること。
- 2) 流量検知式切替型漏えい検知装置等を設置する場合は、貯蔵設備に近接して設置すること。
※ 集合住宅等で上流監視ができない場合にあっては、流量検知式切替型漏えい検知装置等によりマイコンメーターの機能を補完する必要がある。
- 3) (1) ①、②、③、の機器は、特定保安情報を電話回線等を用いて相互に伝達することができるよう設置すること。
- 4) 集中監視センターからマイコンメーターの遮断弁を閉止することができること。

② 認定対象消費者の割合

- 1) 【第 1 号認定】 70%以上
- 2) 【第 2 号認定】 50%以上

保安確保機器の設置割合（全ての販売所の一般消費者等及び認定対象消費者を合計）

$$\text{設置割合（\%）} = \frac{\text{認定対象消費者数}}{\text{全一般消費者数}} \times 100$$

認定を受けた後の設置割合は常に【第 1 号認定】が 70%以上、【第 2 号認定】が 50%以上でなければならない。ただし、合併などの事業承継により、一時的に消費者数が要件を下回る場合は、当該承継の日から 1 年間の猶予期間を設ける（遅滞なく認定行政庁へ報告すること）。

③ 特定保安情報監視のため 24 時間監視者を配置する。

※ 一般消費者等に保安上の指示、助言を行う場合には、保安機関として「緊急時連絡」

の認定を受ける必要がある。

④ 保安確保機器の期限管理等

保安確保機器を技術上の基準に適合させ、かつ次の表の期限内のものを定期交換すること。

保 安 確 保 機 器	期 間
液化石油ガス用ガス漏れ警報器	5 年
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース	(Ⅰ類) 10 年 (Ⅱ類) 7 年
調整器	(Ⅰ類) 10 年 (Ⅱ類) 7 年
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース	(Ⅰ類) 10 年 (Ⅱ類) 7 年
S型マイコンメーター (SB型)	検定満了年月

※ (Ⅰ類・Ⅱ類の説明：認定販売事業者告示別表参照)

⑤ 運営管理規程を作成し、これにより管理を行うこと。

3. 認定液化石油ガス販売事業者の特例措置


(1) 業務主任者選任数の緩和 (規則第 49 条) 【第 1 号認定】

登録販売業者に義務づけられている業務主任者の選任数について、認定対象消費者数を 1/3 倍 (小数点以下切り上げ) として計算することができる。

$$\text{業務主任者選任消費者数} = \frac{\text{認定対象消費者数}}{3} + \text{その他の消費者数}$$


【例】全消費者(1,800戸) = 認定対象消費者(1,500戸) + 認定対象外消費者(300戸)

(1,500戸×1/3)+300戸=800戸
業務主任者 1人



認定あり

1,500戸+300戸=1,800戸
業務主任者 2人



認定なし

(2) 保安業務についての特例

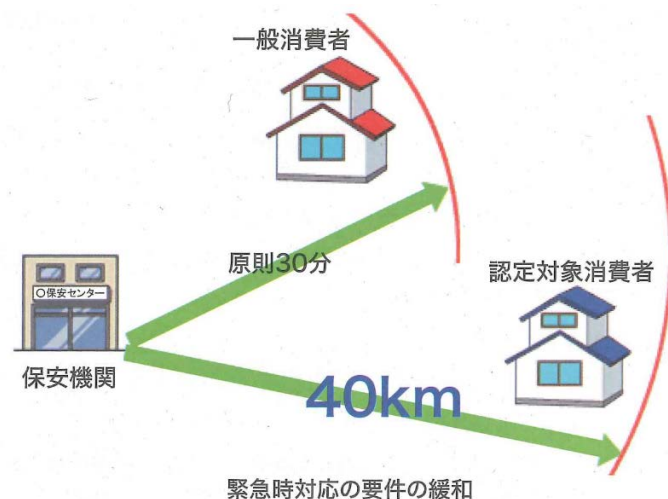
＜＜注意点＞＞

保安業務の特例が受けられるのは、認定を受けた者の認定対象消費者に係るもののみであり、保安確保機器が規則第 46 条で定める方法で設置されていないものは、特例の対象とならない。

① 緊急時対応の範囲の拡大（規則第 50 条 認定販売事業者告示第 7 条）

【第 1 号認定】【第 2 号認定】

緊急時対応については「原則として 30 分以内に到着」の項目については、「保安機関の事業所から半径 40 km 以内の認定対象消費者も対応できる」に緩和。



② 供給設備点検・消費設備調査の延長（規則第 50 条）【第 1 号認定】

集中監視システムにより点検・調査を実施しているとみなされる項目について、4 年に 1 回以上から 10 年に 1 回以上に緩和。（供給設備の点検項目の一部、消費設備のうち配管の腐食防止措置、配管の漏えい試験、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力保持）ただし、目視によらなければ確認できない点検・調査項目及び消費設備のうち燃焼器関係の調査については集中監視システムによってもその異常の有無を確認することができないので、緩和措置に含まれない。

③ 追加特例（規則第 50 条 認定販売事業者告示第 7 条）【第 1 号認定】

1) 追加条件

- ▶ 一般消費者等の設置する燃焼器の全て（飲食店以外の場合には、湯沸器、ふろがま、ストーブの燃焼器）が以下のいずれかの要件を満たした場合には、追加特例を受けられる。
 - a. CO警報器を設置し、ガスメーターと連動して遮断できること
 - b. 不完全燃焼防止装置が付けられていること
 - c. 燃焼器が屋外式であること

2) 追加特例

a. 緊急時対応の要件の更なる緩和

→ 60km 以内を同要件に適合しているとみなす。

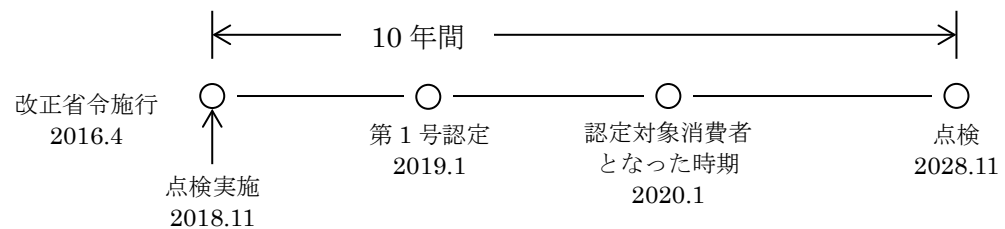
b. 10年に1回以上の頻度の緩和対処を除いた4年に1回以上とされる定期供給設備点検及び定期消費設備調査の頻度の緩和

→ 5年に1回以上とする。

※ 点検サイクル

認定を受けた際、現に液化石油ガスの供給を受けているものにおける確認後の第1回点検・調査は10年までの間に行うものとされており、図解すれば次のようになる。

【例】



4. 液化石油ガス販売事業者の認定申請（液石法第 35 条の 6 第 1 項）

項目	書 類	備 考	様式
1	液化石油ガス販売事業者認定申請		P117
2	運営管理規程	例示参照	P119
3	案内図	液化石油ガス販売事業者の位置	—
4	認定保安機関一覧表	様式については販売事業登録の第 2 編第 1 章 P24 参照	—
5	収入証紙・現金・納付書	申請手数料	—

(1) 一般消費者等の数及び認定対象者の数

認定を受けようとする販売事業者の全ての一般消費者等の数及び認定対象消費者（販売契約済みの一般消費者における、保安確保機器が設置されている一般消費者等）の数を記載すること。（設置割合は 70%以上）

(2) 規則第 45 条第 3 号に定める保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所

- 保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所
- 自ら設置している場合は、販売事業者の氏名又は名称及び住所
- 他の者に委託している場合は、委託先の氏名又は名称及び住所

(3) 運営管理規程

運営管理規程を作成のうえ添付すること（別添作成例を参考に販売事業者の実態に合わせて作成する。）

(4) 書式等

上記の書類正・副 2 部を作成し、所管行政庁に提出する。

5. 認定液化石油ガス販売事業者状況報告（液石法第 35 条の 7）

認定販売事業者は、毎事業年度経過後 3 ヶ月以内にその事業年度末における販売所ごとの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を認定した行政庁に報告しなければならない。

（静岡県においては毎年 3 月 31 日時点での状況を報告する。）

6. 認定の取消し（液石法第 35 条の 10）

5 の報告、立入検査等により取消しに該当する事実が明確になった時は認定が取消される。

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認定番号	

液化石油ガス販売事業者認定申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
法人にあつてはその法人番号

⑩

住 所 〒
連 絡 担 当 者 名
電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 6 第 1 項の規定により認定を受けたいので、申請します。

1 保安確保機器の設置及び管理の方法の別

2 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数

別紙のとおり

3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 45 条第 3 号に定める保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

4 合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者が、申請の日前 1 年以内に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 号ロ (同条第 2 号ロ) に掲げる割合を下回った場合にあつては当該承継の事由及び年月日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

別紙

1 液化石油ガス販売事業登録番号及び登録年月日

2 販売所ごとの一般消費者等の数

販売所の名称	一般消費者の数	認定対象消費者の数	設置割合(%)
計			

3 集中監視業務を行う者の氏名又は名称及び住所等

自社 ・ 委託（該当を○でかこむ）

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 集中監視機器の設置されている場所

※委託の場合は、委託契約書の写しを添付する。

別添

運営管理規程（例）

（目 的）

第1条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第35条の6の規定に基づき、保安確保機器の設置及び管理の方法について定め、もって管理業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（保安確保機器の種類）

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条第1号及び第4号に定める機器のうち、認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置する機器は次の各号に定めるものとする（実際に設置するものを適宜記載すること。）。

一 S型マイコンメーター、SB型マイコンメーター、E型マイコンメーター又はEB型マイコンメーター（雰囲気空気中の一酸化炭素濃度を検知し警報する装置と連動し、当該装置が検知した一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前に自動的にガスの供給を停止する機能を有するマイコンメーターにあつては、当該装置と併せてその旨を記載すること。）

二 流量検知式切替型漏えい検知装置又は流量検知式圧力監視型漏えい検知装置
（ただし、戸以上の集合住宅に設置するものとする。）

三 液化石油ガス用ガス漏れ警報器

四 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅰ類又はⅡ類）

五 調整器（Ⅰ類又はⅡ類）

六 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅰ類又はⅡ類）

2 規則第45条第3号の機器の設置場所（以下「集中監視センター」という。）は自社（他社）の集中監視センターであつて次に掲げる所在地に設置するものとする。

名 称：

所 在 地：

電 話 番 号：

（特定保安情報の種類）

第3条 液化石油ガス販売業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（以下「告示」という。）第6条第2号に定める特定保安情報の種類は次の各号に掲げるものとする。

一 合計・増加流量遮断

二 継続使用時間超過

三 微少漏えい警告

四 圧力監視異常（調整圧力・閉そく圧力）

五 感震遮断

- 六 ガス漏れ警報連動遮断
- 七 不完全燃焼警報連動遮断
- 八 集中監視センターからのガスメーター遮断

(監視する者の業務内容)

第4条 規則第46条第1号ハの監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 集中監視センター内の機器の作動状況を確認し、異常があった場合に必要な措置を講ずること。
- 二 特定保安情報を液化石油ガス販売事業者（保安機関）に連絡すること。
- 三 伝達された特定保安情報について、認定対象消費者等に対し、適確な対応（指示、助言）を行うこと。
- 四 緊急を要するものについては、緊急時対応を行なう保安機関、液化石油ガス販売事業者及び集中監視センター責任者に連絡すること。
- 五 受信票（例えば受信日時、顧客名、特定保安情報の内容、原因、処置事項、担当者等）に必要な事項を記載すること。

(監視員の配置場所及びその体制)

第5条 監視員は、第2条第2項の集中監視センターに常時配置するものとする。

- 2 当該集中監視センターの監視員は当直により対応するものとし、() 人での交代制とする。

(保安確保機器の期限管理)

第6条 規則第45条第1号及び第4号の保安確保機器は、告示第5条の基準に適合するよう設置するものとし、当該年度に設置期限が満了となる機器、交換を要する一般消費者等の氏名及び住所を取りまとめ、期限満了までに適宜交換を行うものとする。

(附 則)

この運営管理規程は 年 月 日から施行する。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

認定液化石油ガス販売事業者状況報告書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
法人にあつてはその法人番号

⑩

住 所 〒
連 絡 担 当 者 名
電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 7 の規定により、次のとおり報告します。

①保安確保機器の設置及び管理の方法の別

設置及び管理の方法の別	
-------------	--

②一般消費者等及び認定対象消費者の数

販 売 所 の 名 称	一般消費者等の数	認定対象消費者の数	設置割合(%)
			/
計			

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数は、毎年 3 月 31 日における数を記入すること。
 3 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書

年 月 日

静岡県知事 様

氏名又は名称及び法人に
 あってはその代表者の氏名
 法人にあってはその法人番号
 住 所 〒
 連絡担当者名
 電 話

⑩

合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 号ロ (同条第 2 号ロ) に掲げる割合を下回ったので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 48 条第 2 項及び第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

①保安確保機器の設置及び管理の方法の別

設置及び管理の方法の別	
-------------	--

②一般消費者等及び認定対象消費者の数

販売所の名称	一般消費者等の数	認定対象消費者の数	設置割合(%)
			/
計			

③承継の原因及び年月日

承継の原因	
承継の年月日	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

第2編 第4章

特定供給設備・貯蔵施設に係る許可申請等

(液石法第36条による)


1. 特定供給設備（1トン以上10トン未満）

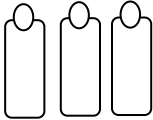
（1）特定供給設備の概要

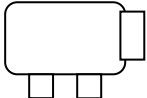
① 特定供給設備の規定


特定供給設備とは、容器：3,000kg以上、
 バルク容器：3,000kg以上、
 貯槽：1,000kg以上、10,000kg未満
 バルク貯槽：1,000kg以上、10,000kg未満の供給設備を
 いう。

（2）特定供給設備となる組合せ

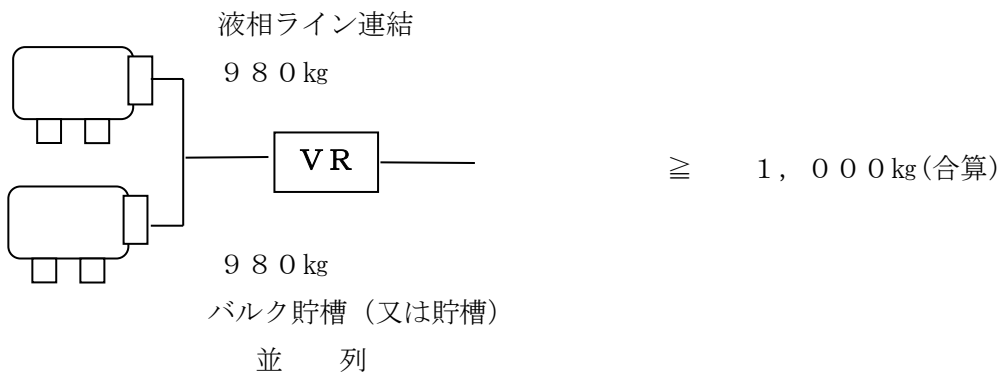
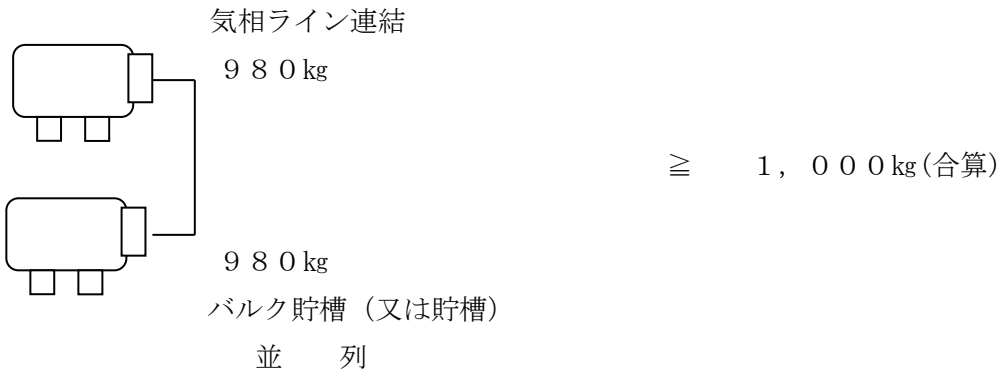
①  × 1基 ≥ 3,000kg
 3,000kg以上

② 
 容器(又はバルク容器) (50kg入) × 60本以上 ≥ 3,000kg

③ 
 バルク貯槽(又は貯槽) × 1基
 1,000kg以上、10,000kg未満 ≥ 1,000kg

④ 
 容器(又はバルク容器) + バルク貯槽 (又は貯槽) ≥ 1,000kg (合算)
 50kg入 × 11本 480kg以上

⑤



留意事項

バルク貯槽はできるだけ単独設置とする。
併設してバルク貯槽を複数設置し、気相または液相ラインを
連結する場合には、液移動の起こらない設備にすること。

2. 貯蔵施設の概要（貯蔵量 3 トン以上 10 トン未満）

- (1) 販売所の貯蔵施設（販売用容器置場）であって、貯蔵量が 3 トン以上 10 トン未満の貯蔵施設にあつては、貯蔵施設の設置許可又は変更の許可等が必要である。
- (2) 販売事業の新規登録にあつては貯蔵施設の所有又は占有する場合にあつて、貯蔵量が 3 トン以上 10 トン未満となる時は、新規の登録申請前に貯蔵施設を完成させていかなければならない。

※ 仮に内法面積 12 m²として貯蔵能力を計算する場合、容器の貯蔵本数は、
 $12 \text{ m}^2 \times 80\% \div 0.16$ （50 k 容器設置面積）の計算式となり
60 本で貯蔵能力は 3,000 kg となる。

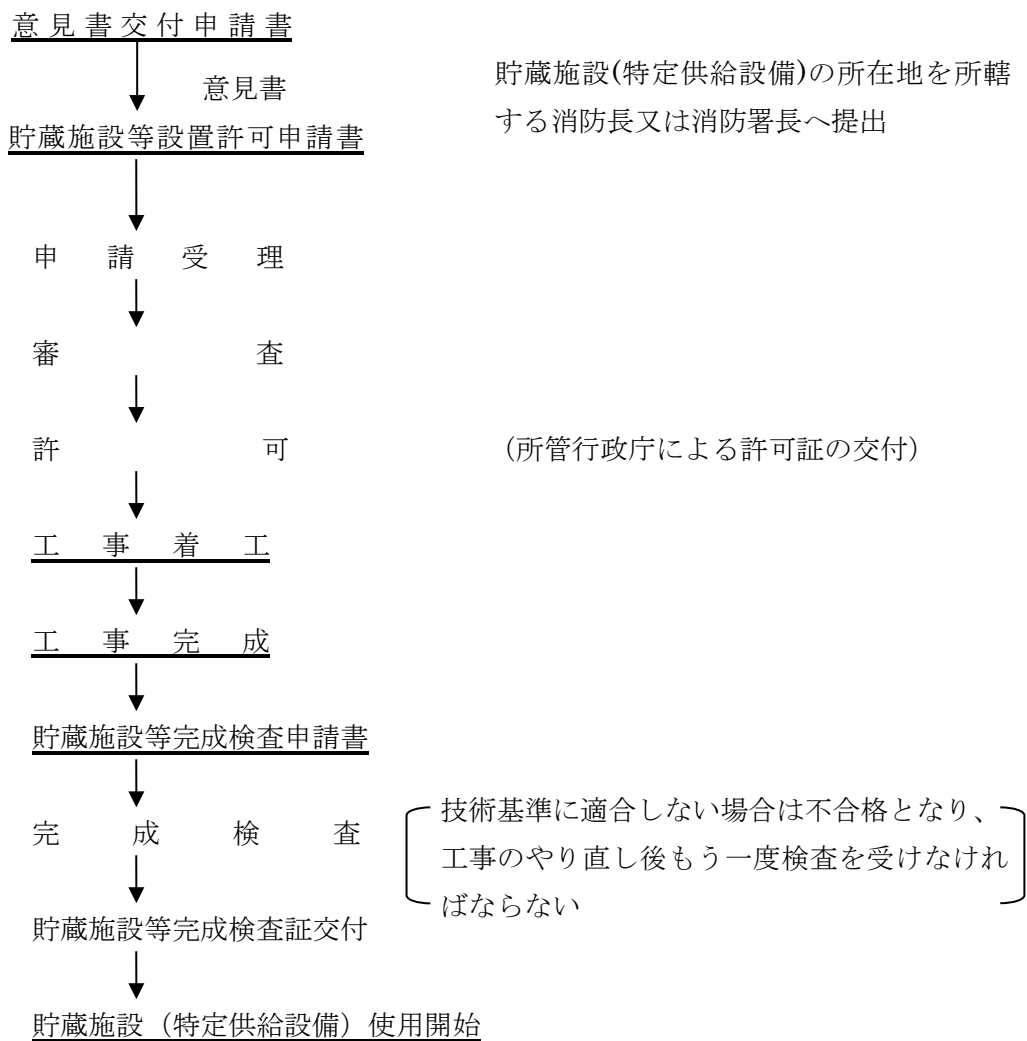
- (3) 販売所の貯蔵施設（販売用容器置場）であつて、貯蔵量が 3 トン以上 10 トン未満の貯蔵施設の施設距離は貯蔵施設の面積により第 1 種保安物件に対して θ_1 以上、第 2 種保安物件に対しては、 θ_2 以上の距離を有すること。（但し、緩和措置あり）
（液石法第 16 条第 1 項、規則第 52 条、規則第 14 条第 2 号）

※ 製造事業所を廃止して、貯蔵施設にする場合は、担当部局に相談すること。

3. 申請手続きの手順

(1) 貯蔵施設等設置許可（液石法第 36 条 規則第 51 条）

（下線が引いてあるものは、申請者がするもの）



※ 許可を受ける必要がある者

① 静岡県内に 3,000 kg 以上の貯蔵施設を設置しようとする者

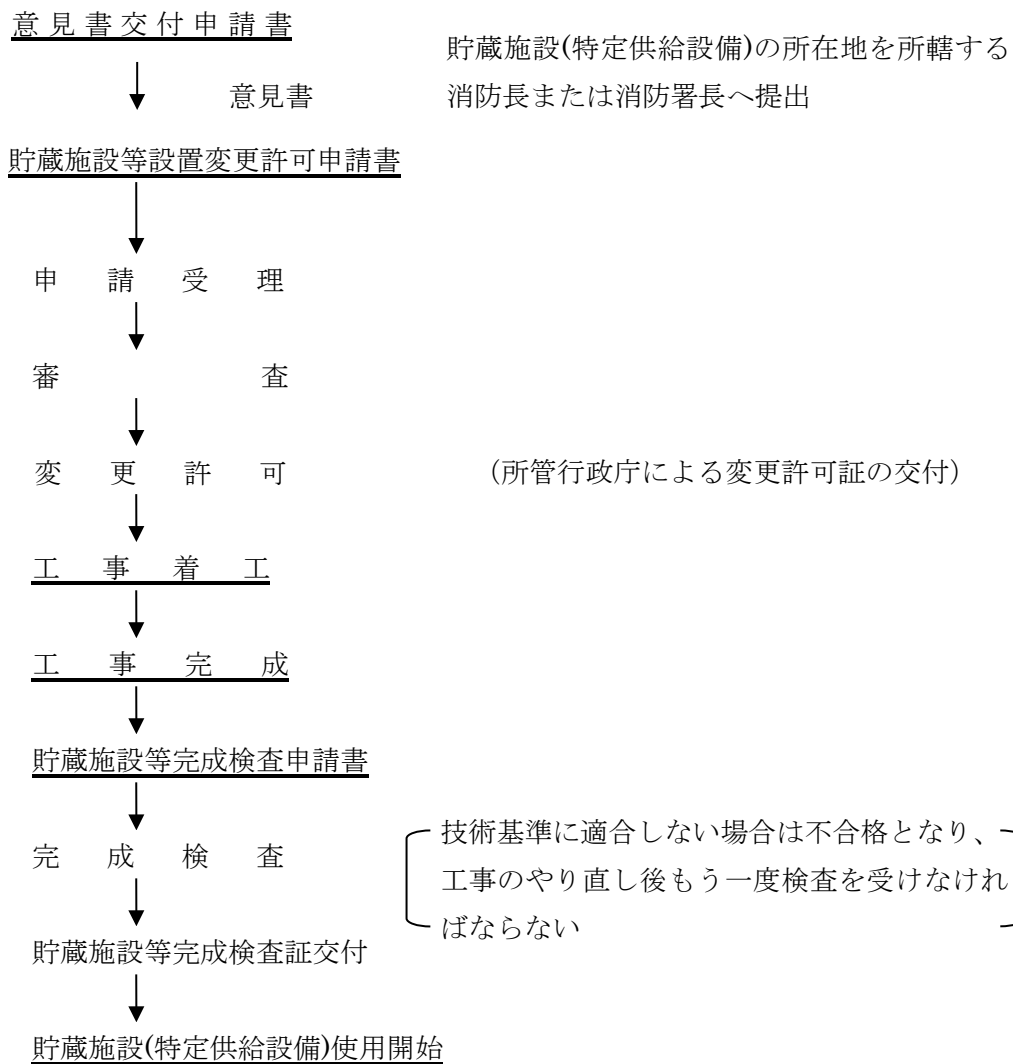
② 静岡県内に特定供給設備を設置しようとする者

（特定供給とは、容器：3,000 kg 以上、バルク容器：3,000 kg 以上、

貯槽：1,000 kg 以上、バルク貯槽：1,000 kg 以上の供給設備）

(2) 貯蔵施設等変更許可 (液石法第 37 条の 2 規則第 56 条)

(下線が引いてあるものは、申請者がするもの)



※ 変更許可を受ける必要がある者

所管行政庁の貯蔵施設等の許可を受けている者で、貯蔵施設等の位置、構造、設備装置を変更しようとする者

4. 貯蔵施設等設置許可申請書(バルク供給による特定供給設備【1トン以上3トン未満】)

許可申請に必要な書類

項目	書類	新規		変更	備考	頁	様式
		法人	個人				
1	貯蔵施設等設置許可申請書	○	○			P134	P187
2	貯蔵施設等変更許可申請書			○		P134	P188
3	委任状	△		△	代理人(支店長等)が申請する場合に限る	P134	—
4	特定供給設備の明細書	○	○	○		P134	P130
5-1	消防の意見書交付申請書				貯蔵施設等の所在地を所管する消防長等へ申請	—	P189
5-2	消防の意見書	○	○	○	消防長が交付する書類	—	—
5-3	防火管理の計画書				消防の意見書交付申請に必要な書類	—	P190
6	貯蔵施設の設計書	○	○	○		P148	P162
7	案内図	○	○	○	設置場所より半径2km程度の図	P148	—
8	緊急時対応地図	○	○	○	保安機関、販売店との距離がわかる図面	P148	—
9	付近状況図	○	○	○	1種2種施設距離、火気距離、ローリー停車位置、ローリー停車位置からの保安距離、火気距離、障壁等の配置図	P150	—
10	貯槽・機器等配置配管図	○	○	○		P150	—
11	貯槽・機器等配管系統図	○	○	○		P150	—
12	機器一覧表					—	—
13	消費配管図	○	○	△	消費機器、警報器、警報盤も明示(静岡県指導)	P150	—
14	緊急時連絡のフローシート	○	○	○	(静岡県指導)	P150	P164

項目	書 類	新規		変 更	備 考	頁	様式
		法 人	個 人				
15	基 礎 図	○	○	△		P150	—
16	地盤の支持力の証明	○	○	△	(静岡県指導)	P152	P153
17	構造壁、障壁の構造図	○	○	△	ある場合のみ	P154	—
18	ガス検知管, 標識杭, 腐食防止措置の明示図	○	○	△	地下バルクの場合	P156	—
19	浮上りを防止する措置の検討	○	○	△	地下バルクの場合	P156	P157
20	貯槽の仕様書及び強度計算書	○	○	△		P158	—
21	アンカーボルトの強度検討書	○	○	△	地上設置の場合 (静岡県指導)	P158	P160
22	ベーパーライザーの仕様書及び強度計算書	○	○	△	ある場合のみ KHK の消費型認定ならば強度計算書は不要	P158	—
23	調整器の仕様書及び強度計算書	○	○	△		P158	—
24	配管・弁類の仕様書及び強度計算書	○	○	△	認定品であれば強度計算書は不要	P158	—
25	対震遮断装置の仕様書及び組立図	○	○	△		P158	—
26	ガス漏れ警報器等の仕様書、組立図	○	○	△		P158	—
27	消火器カタログ	○	○	△		P158	—
28	収入証紙等	○	○	○	申請手数料	P158	—

○：必要 △：必要あれば

申請書の作成は、上記提出書類の順序に従って行うこと。

特定供給設備の〔設置・変更〕明細書（1 t 以上 3 t 未満のバルク貯槽）

※ 変更の内容, 理由		従前の許可番号					
特定供給設備の名称	TEL				— —		
特定供給設備の設置場所	〒						
販売所及び所在地	(名称)						
	〒			TEL		— —	
販売所からの距離 (到着時間)	直線距離		km (分)	供給メーター 個数	個	
※変更前の販売業者名 及び所在地	(名称)						
	(住所)			TEL		— —	
保安機関名 (緊急時対応)	(名称)					(認定番号)	
	(住所)			TEL		— —	
	距離・到着時間 (km) ・ (分)						
ガスの種類	プロパン (P) ・ ブタンミックス (PB) ・ ブタン (BB)						
貯蔵能力	kg ×		基 =		kg		
※変更前の貯蔵能力	kg ×		基 =		kg		
施設 距離	保安距離	第1種保安物件名		第2種保安物件名			
		法定距離 m		水平距離 m		法定距離 m	水平距離 m
		保安物件に対する緩和措置		不要・必要 (障壁・埋設・構造壁)			
		仰角内対象物	有・無	緩和措置の方法 ()			
	火気を取り扱う 施設との距離	(施設名)					
		法定距離 5 m	水平距離 m				
		緩和措置	有・無	緩和措置の方法 ()			迂回距離 m

備考：設置・変更のいずれかを○で囲む。なお設置の場合は、※印欄は記入しない。

バルク貯槽及び周辺の状況	バルク貯槽	設置方法	地上設置式 ・ 地下設置式				
		合格証等の種類	特定設備検査合格証・特定設備基準適合証				
		プロテクター内ガス漏れ検知器	有・無（理由）				
		漏えい情報常時監視	有（監視先）				
	無（理由）						
	地上設置式	アース（方法）	アース線 ・ その他				
		車両接触防止措置	有（ ）高さ cm				
			無（ ）				
		放出管の設置・雨水浸入防止措置	有（キャップ・その他）				
	基礎	cm [地盤面より 5 cm以上]	アンカー直径		mm		
	地下設置式	貯槽頂部と地盤面までの距離	cm	貯槽の位置標識（四隅）	有・無		
		設置の方法	埋設・水没・貯槽室	車両乗入防止	有・無		
		ガス検知用孔あき管の設置	有	プロテクターのふたの断熱(5 cm)	有		
		マグネシウム陽極の質量及び数量	Kg× 本				
		浮上り防止措置	材料	コンクリート・その他（ ）			
			形状	縦	cm×横	cm×高さ	cm
			浮力計算は別途書類による				
	貯槽の絶縁	貯槽本体	方法及び材料				
		配管	方法及び材料				
	ガス放出防止器	液側閉止流量	kg/h	ガス側閉止流量	kg/h		
消火設備	消火器能力						
	法定本数	本	設置本数	本			
表示・警戒標	バルブ開閉表示	有	流れ方向表示	有	警戒標 有		
対震自動ガス遮断装置	形式		遮断部設置位置				
ガス発生設備	切替装置	有・無		系統	液相・気相		
	調整器	供給圧力	k Pa	減圧方式	単段式 ・ 二段式		
		調整能力	kg/h				
	集合装置	集合管（口径）	A（材料）	（接合）			
気化装置	型式		認定番号				
	能力	kg/h× 基	気化方式				

【記載例】

特定供給設備の 設置・変更] 明細書 (1 t 以上 3 t 未満のバルク貯槽)

※ 変更の内容、理由 A		従前の許可番号		
特定供給設備の名称 B	〇 〇 〇 健康センター	Tel 0 5 4 - 2 2 1 - 2 2 6 9		
特定供給設備の設置場所 C	〒 4 2 0 - 0 0 0 1 〇〇市〇〇 3 5 - 1			
販売所及び所在地 D	(名称) △△ガス株式会社△△営業所			
	〒 4 3 0 - 0 0 0 2 △△市△△ 1 1 2	Tel 0 5 4 - 2 2 1 - 1 1 1 1		
販売所からの距離 (到着時間) E	直線距離 2 0 k m (4 0 分)	供給メーター個数	2 個	
※変更前の販売業者名及び所在地 F	(名称)			
	(住所)		Tel	
保安機関名 (緊急時対応) G	(名称) 〇〇保安センター(株)〇〇営業所		(認定番号) 22A4321VA-(1)	
	(住所) 〇〇市〇〇 9 - 6		Tel 0 5 4 - 2 2 2 - 9 9 9 9	
	距離・到着時間 (7 k m) ・ (1 5 分)			
ガスの種類 H	プロパン (P) ・ ブタンミックス (PB) ・ ブタン (BB)			
貯蔵能力 I	2, 9 5 0 k g × 1 基 = 2, 9 5 0 k g			
※変更前の貯蔵能力 J	k g × 基 = k g			
施設距離	第 1 種保安物件名		第 2 種保安物件名	
	〇 〇 〇 健康センター		鈴木 次郎宅	
	法定距離 7 m	水平距離 1 1 m	法定距離 7 m	水平距離 2 5 m
	保安物件に対する緩和措置		不要・必要 (障壁・埋設・構造壁)	
	仰角内対象物	有 無	緩和措置の方法 ()	
火気を取り扱う施設との距離 L	(施設名) 厨房用給湯器			
	法定距離 5 m	水平距離 4 m		
	緩和措置	有 無	緩和措置の方法 (構造壁) 迂回距離 6 m	

備考：設置・変更のいずれかを○で囲む。なお設置の場合は、※印欄は記入しない。
アルファベット (A~W) は、後述の説明項目。

バルク貯槽及び周辺の状況	バルク貯槽	M	設置方法	地上設置式(例1)・地下設置式(例2)				
			合格証等の種類	特定設備検査合格証・特定設備基準適合証				
			プロテクター内ガス漏れ検知器	有・無(理由)				
			漏えい情報常時監視	有(監視先 ○ ○株○情報センター) 無(理由)				
	地上設置式(例1)	N	アース(方法)	アース線・その他				
			車両接触防止措置	有(ガード)高さ80cm 無				
			放出管の設置・雨水浸入防止措置	有(キャップ)その他				
			基礎	30cm [地盤面より5cm以上]	アンカー直径	20mm		
	地下設置式(例2)	O	貯槽頂部と地盤面までの距離	30cm	貯槽の位置標識(四隅)	有・無		
			設置の方法	埋設・水没・貯槽室	車両乗入防止	有・無		
			ガス検知用孔あき管の設置	有	プロテクターのふたの断熱(5cm)	有		
			マグネシウム陽極の質量及び数量	5Kg×6本				
			浮上り防止措置	材料	コンクリート・その他			
				形状	縦170cm×横380cm×高さ25cm			
			貯槽の絶縁	貯槽本体	方法及び材料	絶縁ボルトにて固定		
	配管	方法及び材料		絶縁ソケットにて接続				
ガス放出防止器	P	液側閉止流量	300kg/h	ガス側閉止流量	100kg/h			
消火設備	Q	消火器能力	A-4 B-10 C					
		法定本数	3本	設置本数	3本			
表示・警戒標	R	バルブ開閉表示	有	流れ方向表示	有	警戒標	有	
対震自動ガス遮断装置	S	形式	落球式		遮断部設置位置	一次調整器出口		
ガス発生設備	切替装置	T	有・無		系統	液相・気相		
	調整器	U	供給圧力	2.8 kPa		減圧方式	単段式・二段式	
			調整能力	100 kg/h				
	集合装置	V	集合管(口径)	A(材料) (接合)				
気化装置	W	型式	VP-S100EC		認定番号	5-111		
		能力	100 kg/h×1基		気化方式	電熱温水式		

特定供給設備の基準（バルク貯槽）

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
1	<p>貯蔵施設等設置許可申請書 特定供給設備を設置して液化石油ガスを供給しようとする者は、その所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">液石法第 36 条 1 項規則第 51 条</p>	
2	<p>貯蔵施設等変更許可申請書 液石法第 37 条の 2 詳細は下記 4 の A 参照</p>	
3	委任状	<p>申請者が社長ではなく代理者（支店長等）の時、委任状を添付すること。 様式は問わない。</p>
4 A	<p>特定供給設備の明細書 変更の内容、理由および許可番号 貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、その許可をした都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではない。</p> <p style="text-align: center;">液石法第 37 条の 2 規則第 56 条</p>	<p>旧特定供給設備（容器で 1t 以上 3t 未満）からバルク貯槽へ切替えるときは新設扱いとする。</p>
B～D	名称、設置場所、所在地	説明省略
E	販売所からの距離	直線距離は、地図上の直線距離
F	変更前の販売所の名称、所在地	説明省略

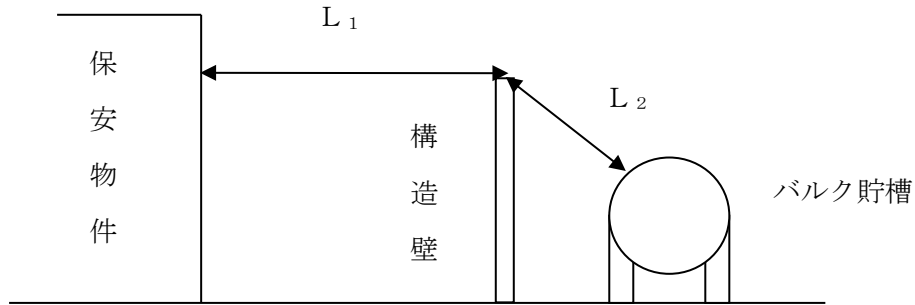
施設基準	備考
	<p data-bbox="836 340 1377 376">許可申請書は2部提出すること。(1部返却)</p> <p data-bbox="836 712 1299 786">変更許可申請書は2部提出すること。 (1部返却)</p> <p data-bbox="836 1086 1091 1122">明細書 P130</p> <p data-bbox="836 1122 1091 1158">明細書記載例 P132</p>

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
G	保安機関	<p>保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。</p> <p style="text-align: center;">保安業務告示第2条第3号ロ</p>
H	ガスの種類	説明省略
I	貯蔵能力	
J	変更前の貯蔵能力	PBの貯蔵能力については、プロパン、ブタンの混合比により算出のこと。
K	<p>保安距離</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 貯蔵能力が1000kg以上3000kg未満のバルク貯槽は、次に定める基準に適合するものであること。 ▶ バルク貯槽は、その外面から第1種保安物件又は第2種保安物件に対し7m以上の距離を有すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 <p>(イ) 告示で定めるところにより、第1種保安物件又は第2種保安物件に対し、加熱試験に合格する構造壁又はこれと同様以上の性能を有する壁を設けた場合。</p> <p>(ロ) 第1種保安物件又は第2種保安物件に対し鉄筋コンクリート障壁等を設けた場合。</p> <p>(ハ) バルク貯槽を地盤面下に埋設した場合。</p> <p style="text-align: center;">規則第54条第2号ロ(1)(i)</p>	<p>第1種及び第2種保安物件に対する保安距離は原則として所有地、または借地権等により確保すること。なお、距離の測定は水平距離によって行う。</p> <p style="text-align: center;">通達(規則関係)第54条</p> <p>第1種保安物件</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校、病院等に対しては、敷地からの距離となる。 ▶ 学校、病院等の施設内で特定供給設備をおく場合は、建物からの距離となる。 <p style="text-align: center;">通達(規則関係)第1条の3</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ P138に構造壁で保安距離の短縮例、P139に障壁で保安距離の短縮例を記載。 ▶ 構造壁、障壁の構造については、P154を参照すること。

施設基準	解釈						
<p data-bbox="199 1160 783 1227">保安距離の緩和のために設ける障壁等は、他の区分より下記の距離以上をとること。</p> <table border="1" data-bbox="261 1263 721 1456"> <thead> <tr> <th data-bbox="261 1263 405 1384">敷地の境界線</th> <th data-bbox="406 1263 550 1384">他の構造物</th> <th data-bbox="552 1263 721 1384">障壁 (防火壁)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="261 1386 405 1456">0.5m</td> <td data-bbox="406 1386 550 1456">0.5m</td> <td data-bbox="552 1386 721 1456">0.5m</td> </tr> </tbody> </table>	敷地の境界線	他の構造物	障壁 (防火壁)	0.5m	0.5m	0.5m	<p data-bbox="836 340 1244 371">委託・受託契約書の添付は不要。</p> <p data-bbox="807 378 954 409"><u>緊急時対応</u></p> <p data-bbox="836 416 1396 519">災害の発生など一般消費者等からの通知又は自らその事実を知った時、すみやかに措置を講ずる業務。</p> <p data-bbox="807 862 1037 893"><u>経済産業省問答例</u></p> <p data-bbox="807 936 1257 967">問1. 解答日 平成16年9月28日</p> <p data-bbox="836 1010 1396 1189">ホテルの1階部分が駐車場となっており(2方向が外壁に囲まれているが、他の方向は開放されている)、その一部分の駐車場として利用しているスペースの地下にバルク貯槽を設置できるか？</p> <p data-bbox="807 1196 836 1227">答</p> <p data-bbox="836 1234 1396 1301">保安物件内での設置であるため原則認められない。</p> <p data-bbox="807 1344 1257 1375">問2. 解答日 平成16年9月28日</p> <p data-bbox="836 1417 1396 1525">ホテルの外壁の近くにバルク貯槽が設置されている所で、ローリーを1階部分の駐車場に停車し、充電作業は可能か？</p> <p data-bbox="807 1532 836 1563">答</p> <p data-bbox="836 1570 1396 1637">保安物件内での充電作業は原則認められない。</p>
敷地の境界線	他の構造物	障壁 (防火壁)					
0.5m	0.5m	0.5m					

施設基準

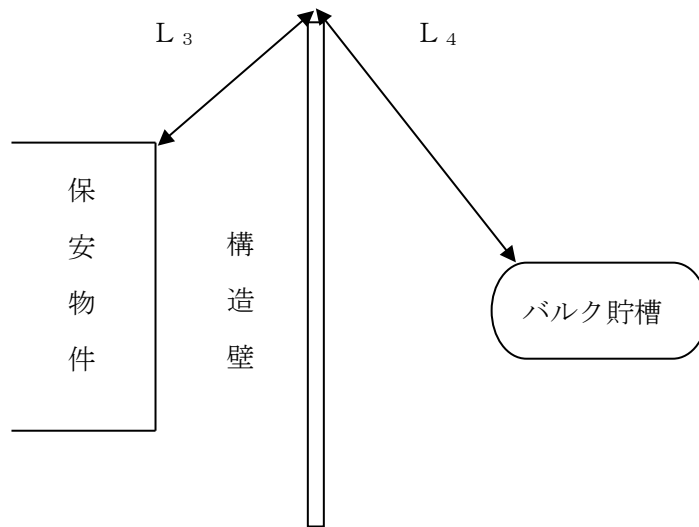
構造壁で保安距離の短縮例



$$L_1 + L_2 \geq 7 \text{ m}$$

L_1 : 構造壁端部から保安物件までの最短距離

L_2 : 貯槽外面と構造壁端部までの最短距離



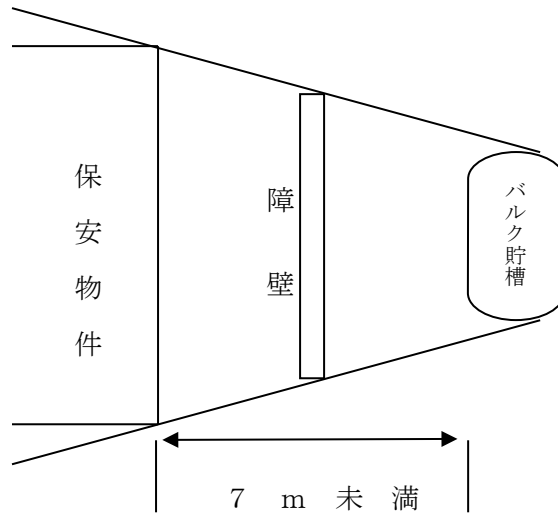
$$L_3 + L_4 \geq 7 \text{ m}$$

L_3 : 構造壁端部から保安物件までの最短距離

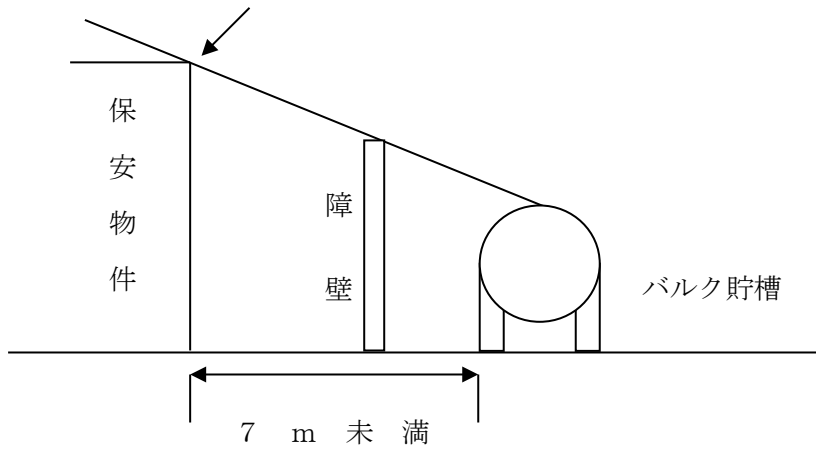
L_4 : 貯槽外面と構造壁端部までの最短距離

バルク供給・充てん設備告示第2条

障壁で保安距離の短縮例



仰角も考慮すること

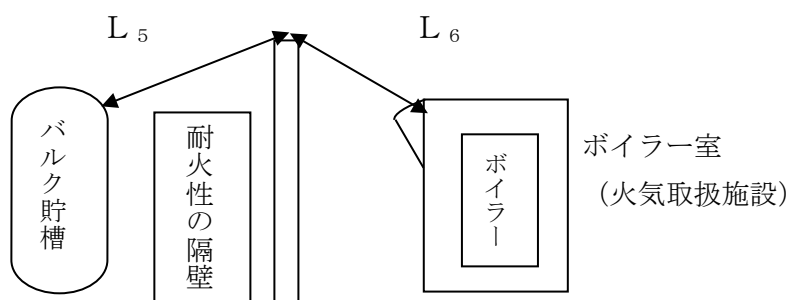


例示基準 2. 障壁

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
L	<p>火気を取扱う施設との距離</p> <p>バルク貯槽は、その外面から火気(当該バルク貯槽に附属する気化装置内のものを除く。)を取扱う施設に対し、貯蔵能力が 3000kg 未満のものにあっては、5m以上(3000 kg以上のものにあつては8m以上)の距離を有し、又は当該バルク貯槽と火気を取扱う施設との間に当該バルク貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。</p> <p style="text-align: center;">規則第 54 条第 2 号ハ</p>	<p>「火気を取扱う施設」とは、ボイラー、ストーブ等通常定置されて使用されるものをいい、煙草の火、自動車のエンジンの火花は含まれない。</p> <p style="text-align: center;">通達(規則関係)第 18 条 2.</p> <p>漏えいした液化石油ガスが火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置は、高さ 2m以上の耐火性の壁類を貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間の迂回水平距離が、貯蔵能力 3000kg 未満の場合は 5m以上、貯蔵能力が 3000 kg 以上の場合は 8m以上となるように設けることとする。</p> <p style="text-align: center;">例示基準 16.</p>

施設基準	運用及び解釈
<p>電気設備（蛍光灯等）を5m未満に設置する場合には、防爆型電気設備を用いること。 地盤面下のバルク貯槽は、プロテクターより5m以上の火気距離をとること。</p>	<p>防爆構造でない電気設備（コンセント、エアコン等含む）は、火気取り扱う施設となる。</p>

流動防止措置例



$$L_5 + L_6 \geq 5 \text{ m (水平迂回距離)}$$

L₅ : 耐火性の隔壁からバルク貯槽外面までの最短距離

L₆ : 耐火性の隔壁から火気取扱施設の開放される可能性のある扉、窓等までの最短距離

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
M	<p>バルク貯槽 バルク貯槽のプロテクター内のガス漏れ検知器</p> <p>バルク容器及びバルク貯槽のプロテクター内に、告示で定めるところにより、ガス漏れ検知器を設け、液化石油ガスの漏えい情報等を常時監視するシステムと接続すること。ただし、告示の定める場合にあつては、この限りではない。</p> <p style="text-align: center;">規則第 19 条第 1 項第 5 号</p>	<p>常時監視するシステムは、出力信号を電話回線等により自動的に伝達する機能を有すること。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">バルク供給・充てん設備告示第 15 条第 1 項第 2 号</p> <p>地上設置の場合、漏えいの有無の確認を 3 ヶ月に 1 回以上実施したときは、ガス漏れ検知器を設置しなくてもよい場合がある。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">バルク供給・充てん設備告示第 15 条第 2 項第 2 号</p> <p>ガス漏れ検知器を設置しなくてもよい場合の例は、P163 を参照。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">バルク供給・充てん設備告示第 15 条第 2 項第 1 号</p>
N	<p>地上設置式 バルク貯槽の接地</p> <p>バルク貯槽と大地とが絶縁されている場合、告示で定めるところにより、大地と電氣的に接続すること。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">規則第 19 条第 1 項第 3 号ニ (4)</p> <p>車両接触防止措置 自動車等車両が接触しない措置を講ずること。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">規則第 19 条第 1 項第 1 号ワ</p>	<p>▶ 接地接続線は、断面積 5.5 mm² 以上 (単線を除く) とする。</p> <p>▶ 接地棒は直径 7 mm 以上、長さ 30 cm 以上の銅製のものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">バルク供給・充てん設備告示第 11 条</p>

施設基準	運用及び解釈
<p data-bbox="209 342 785 412">地下バルクはプロテクター内に、必ずガス漏れ検知器が必要となる。</p> <p data-bbox="209 1458 785 1527">フェンスまたは柵もしくはガードを設けること。</p>	<p data-bbox="809 566 1385 674">地上設置の場合、漏えいの有無の確認を3ヶ月に1回以上実施する場合は、ガス漏えい検知器を設置しなくてもよい。</p> <p data-bbox="809 1536 1385 1677">高さはGLより60cm以上とする。 車の通行する場所に面してバルク貯槽を設置する場合は、原則としてフェンスのほかにガードも設けること。</p>

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等									
0	<p>地下設置式</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ バルク貯槽の頂部は、30 cm以上地盤面から下にあること。 ▶ バルク貯槽を埋設した場所に自動車等車両が乗り入れることのないような措置を講ずること。 ▶ バルク貯槽は、腐食を防止する措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地下水による浮上りを防止する措置を講ずること。 ▶ バルク貯槽の周囲には、ガス検知用の孔あき管を設置すること。 ▶ バルク貯槽の水平投影面の四隅に、埋設後の貯槽の位置を示すための標識杭を設置すること。 ▶ プロテクターのふたは、厚さ 5 cm以上の不燃性の断熱材を裏当てすること。 <p style="text-align: center;">規則第 19 条第 1 項第 3 号ホ</p> <p>貯槽の絶縁</p>	<p>腐食を防止するためマグネシウムを下記の表の数量以上取付けること。</p> <table border="1" data-bbox="863 636 1364 880"> <thead> <tr> <th data-bbox="863 636 1038 719">バルク貯槽の貯蔵能力</th> <th data-bbox="1038 636 1214 719">マグネシウム 1 本当りの正味質量</th> <th data-bbox="1214 636 1364 719">マグネシウムの数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="863 719 1038 801">1000kg 以上 2000kg 未満</td> <td data-bbox="1038 719 1214 801">5 kg 以上</td> <td data-bbox="1214 719 1364 801">4 本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 801 1038 880">2000kg 以上 3000kg 未満</td> <td data-bbox="1038 801 1214 880">5 kg 以上</td> <td data-bbox="1214 801 1364 880">6 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>バルク供給・充てん設備告示第 10 条第 1 項第 3 号ハ</p> <p>バルク供給・充てん設備告示第 13 条</p> <p>ガス検知用孔あき管は、バルク貯槽の周囲 10cm 以内に 1 本以上埋設すること。</p> <p>バルク供給・充てん設備告示第 14 条</p> <p>バルク貯槽とガス取出配管及び液取出配管は、絶縁継手等で取り付けることにより電氣的に絶縁すること。</p> <p>バルク供給・充てん設備告示第 10 条 3 号ヘ</p>	バルク貯槽の貯蔵能力	マグネシウム 1 本当りの正味質量	マグネシウムの数量	1000kg 以上 2000kg 未満	5 kg 以上	4 本	2000kg 以上 3000kg 未満	5 kg 以上	6 本
バルク貯槽の貯蔵能力	マグネシウム 1 本当りの正味質量	マグネシウムの数量									
1000kg 以上 2000kg 未満	5 kg 以上	4 本									
2000kg 以上 3000kg 未満	5 kg 以上	6 本									

施設基準	運用及び解釈
<p data-bbox="220 454 778 521">フェンスまたは柵もしくはガードを設けること。</p> <p data-bbox="244 1048 639 1081">浮上り防止措置の計算例 P157</p> <p data-bbox="220 1682 751 1749">絶縁ソケット、絶縁フランジパッキン等を使い、プロテクター内で絶縁すること。</p>	<p data-bbox="807 454 1382 521">高さは、GLより60cm以上とする。縁石、車止めのみの措置だけでは、認められない。</p>

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等				
P	<p>ガス放出防止器 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出バルブを設けること。</p> <p style="text-align: center;">規則第 19 条第 1 号ロ</p>	<p>取付位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ガス取出バルブ等の内部若しくは、出口又は中圧部に設けること。 ▶ 液取出バルブ又は液取出弁の内部又は出口に設けること。 <table border="1" data-bbox="852 562 1382 714" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">ガス放出防止器</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">調整器の開放流量以下で閉止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">液放出防止器</td> <td style="padding: 5px;">調整器の表示容量の 3 倍以下で閉止</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">バルク供給・充てん設備告示第 7 条</p>	ガス放出防止器	調整器の開放流量以下で閉止	液放出防止器	調整器の表示容量の 3 倍以下で閉止
ガス放出防止器	調整器の開放流量以下で閉止					
液放出防止器	調整器の表示容量の 3 倍以下で閉止					
Q	<p>消火設備 バルク貯槽には、その貯蔵能力が 3000kg 未満のものにあつては、消火設備を（3000kg 以上のものにあつては、防消火設備）を設けること。</p> <p style="text-align: center;">規則第 54 条第 2 号ニ</p>	<p>消火設備は消火器とする。</p> <p>消火器は、能力単位 A-4 及び B-10 以上のもので、バルク貯槽にあつては、貯蔵能力が 2000kg 以下の場合 2 個以上、2000kg を超える場合 3 個以上の粉末消火器等を、その周囲の安全な場所に設置すること。</p> <p style="text-align: center;">例示基準 5. 防消火設備</p>				
R	表示・警戒標	説明省略				
S	<p>対震自動ガス遮断装置 イ又はロに掲げるもの及びハを設置すること。</p> <p>イ. S 型マイコンメーター (SB 型) ロ. ガス漏れを検知したとき自動的にガスの供給を停止するもの ハ. 対震遮断器</p> <p style="text-align: center;">規則第 18 条第 22 号</p>	説明省略				
T~W	ガス発生設備	説明省略				

施設基準		運用及び解釈	
		センサー型式	遮断部 設置位置
イ	S型マイコンメ ーター(SB型)	ボール接点方式	低圧部
ロ	コントローラー と遮断弁	ボール接点方式	低圧部
ハ	対震センサーと 対震遮断弁	落球式 重錘磁石式 倒立振子式	中圧部

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
5-1	消防の意見書交付申請書	1 から 26 の書類を揃え、この特定供給設備の所在地を所管する消防長又は消防署長へ申請すること。
5-2	消防の意見書 許可の申請は、貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見書を添えて行わなければならない。 液石法第 36 条 2 項	
5-3	防火管理の計画書	
6	貯蔵設備の設計書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>例示基準 27.</p> <p>最大消費数量を供給しうる調整器及び消費する液化石油ガスに適合した調整器</p> </div>
7	案内図	
8	緊急時対応地図	

施設基準	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調整器の容量は、最大ガス消費量の 1.5 倍を標準とする。 ▶ 気化器の容量は、最大ガス消費量の 1.2 倍を標準とする。 ▶ ガスメーターの容量は、最大ガス消費量の 1.2 倍を標準とする。ただし、マイコンメーターは、1.0 倍以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 申請書は、2 部提出すること。(1 部返却) ▶ 申請料は、無料。 ▶ 申請書様式は P189 を参照 <p style="margin-left: 40px;">意見書は、およそ 1 週間の返却期間を見ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 防火管理の計画書の書式は P190 を参照 <p style="margin-left: 40px;">設計書の例は、P162 を参照</p> <p style="margin-left: 40px;">設置場所より半径 2 km 程度の図面で、最寄の交通機関等からの道順がわかるもの。</p> <p style="margin-left: 40px;">緊急時対応の保安機関、販売店との距離及び到着時間を明示すること。</p>

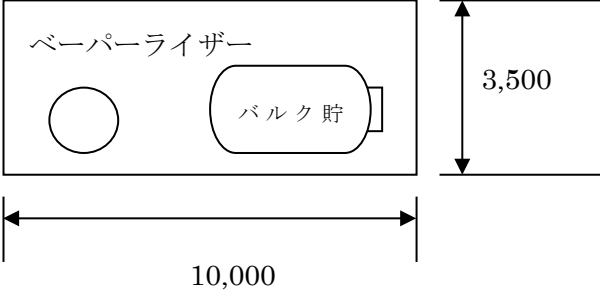
項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
9	付近状況図	
10	貯槽・機器等配置配管図	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、液化石油ガス又はL P ガス及び火気厳禁と朱書きすること。 ▶ バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 10px;">規則第 19 条第 3 号ハ (9) (10)</div>
11	貯槽・機器等配管系統図	
12	機器一覧表	
13	消費配管図	
14	緊急時連絡のフローシート	
15	<p>基礎図</p> <p>基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平かつ地盤面から 5 cm 以上高いものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;">規則第 19 条第 1 号ヲ</div>	

施設基準	運用及び解釈
<p>第1種保安物件、第2種保安物件それぞれの物件名と水平距離及び火気又は火気取扱施設名との距離を明示すること。 障壁がある場合は配置を明示すること。</p>	<p>ローリー停車位置を図面上に記入し、火気距離（2m）を明示すること。</p> <p>車両の接触防止措置を明示すること。 フェンス、柵、ガードの高さは、GLより60cm以上とすること。 警戒標の位置を明示すること。</p> <p>消費機器、ガス漏れ警報器、警報盤の位置を明示すること。</p> <p>緊急時連絡のフローシート P164 を参照</p>

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
16	<p>地盤の支持力の証明 P153 の例を参照し、各自、計算書を添付すること。</p>	

施設基準

地盤の支持力の証明の計算例



コンクリート厚さ 300

ベーパーライザー	運転時の荷重	280kg	①
バルク貯槽	風袋 2,310kg+LP ガス 2,830kg=	5,140kg	②
コンクリート	$10\text{m} \times 3.5\text{m} \times 0.3\text{m} \times 2,350\text{kg}/\text{m}^3 =$	24,675kg	③

(密度 $2,350\text{kg}/\text{m}^3$)

①+②+③ 合計 30,095kg

コンクリート面積 $10\text{m} \times 3.5\text{m} = 35 \text{ m}^2$

したがってコンクリート 1 m^2 には、 $30,095 / 35 = 860\text{kg}/\text{m}^2$ の荷重がかかる。

例示基準 20 より

粘土質地盤の許容支持力度 $20\text{kN}/\text{m}^2$ (この数字を使用すること)

$1 \text{ kg f} = 9.8\text{N}$ $1 \text{ N} = 0.102\text{kg f}$

$20 \times 1,000 \times 0.102 = 2,040 \text{ kg f}/\text{m}^2$ の支持力があります。

よって、 $2,040 \text{ kg f}/\text{m}^2 > 860\text{kg}/\text{m}^2$

地盤支持力 $>$ LP ガス設備の全体荷重

沈下は起こりません。

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
17	構造壁、障壁の構造図 (ある場合のみ) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">規則第 54 条第 2 号ロ(1)イロハ</div>	<p>障壁構造とは次の各号に掲げるものであって、高さ 1.8m 以上、(鉄筋コンクリートの場合は 2m) で堅固な基礎の上に構築され対象物を有効に保護できるものであること。</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート造り 厚さ 12 cm 以上のコンクリート造りで、直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋したものであること。</p> <p>(2) コンクリートブロック造り 直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロック空洞部にコンクリートモルタルを充てんしたものであること。</p> <p>(3) 鋼板製障壁 (イ) 厚さ 3.2 mm 以上の鋼板に、縦横 40 cm 以下の間隔に 30×30 mm 以上の等辺山形鋼を溶接で取り付けて補強したものであること。 (ロ) 厚さ 6 mm 以上の鋼板に、縦・横 1.8m 以下の間隔に 30×30 mm 以下の等辺山形鋼を溶接で取り付けて補強したものであること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">例示基準 2.</div>

施設基準	運用及び解釈
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 構造壁等の設置は、最大2方向までとすること。 ▶ 構造壁等の下部は、地盤面に接するように設置すること。 ▶ 火気を迂回するために設置した構造壁等には、開口部がないこと。 ▶ 構造壁等は、当該構造壁等に投影されたバルク貯槽の縦及び横より7m以上の長さを有していること。ただし、当該バルク貯槽の外面から構造壁等の端部までの距離と当該構造壁等の端部から第1種保安物件または第2種保安物件との距離の和のうち最短の距離が7m以上の長さを有するように構造壁等を設けた場合、並びに当該バルク貯槽に係る他の構造壁等及び地盤面と接する部分については、この限りでない。 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">バルク供給・充てん設備告示第2条第3項</p> <p>構造壁</p> <p>JIS/A1304 規定の30分加熱試験に合格する構造の壁若しくは、同等以上の性能を有する壁。保安物件の外壁がこの規格の壁であればこの外壁を構造壁とみなすことができる。</p>	

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
18	<p>ガス検知管、標識杭、腐食を防止する措置の明示図 (地下バルクの場合)</p> <p>標識杭は、バルク貯槽の水平投影面の四隅に設置すること。</p> <p style="text-align: center;">規則第 19 条第 3 号ホ(6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ガス検知用孔あき管はバルクの周囲 10 cm以内に 1 本以上埋設すること。 ▶ ガス検知用孔あき管は上方は地盤面上に開口させ、土砂が入らないようにふたを取付け、下方の先端はバルク貯槽の底部より深い位置に埋設すること。 <p style="text-align: center;">バルク供給・充てん設備告示第 14 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 防食電位を測定するための端子箱の位置を明示すること。 <p style="text-align: center;">バルク供給・充てん設備告示第 10 条</p>
19	<p>浮上りを防止する措置の検討 (地下バルクの場合)</p>	<p>コンクリート板の質量は、次頁の式を用いて計算し、バルク貯槽及びコンクリート板の質量の合計値が、その浮力の合計値以上となるような質量とすること。</p> <p style="text-align: center;">バルク供給・充てん設備告示第 13 条</p> <p>浮上り防止措置の計算例は P157 参照。</p>

例

浮上がり防止措置の設計（浮力計算）

計算式

$$W_1 + V_2 \times \rho_2 = W_1 + W_2 \geq (V_1 + V_2) \rho_1$$

$$W_2 = V_2 \times \rho_2$$

W_1 : バルク貯槽の空体総質量 (kg) <バルク貯槽仕様書による>

W_2 : コンクリート板の質量 (kg)

V_1 : バルク貯槽の全容量 (L) < 同 上 >

V_2 : コンクリート板容積 (L)

ρ_1 : 水の密度 (kg/L)

ρ_2 : コンクリートの密度 (kg/L)

1. 浮力の計算

(1) V_1 : バルク貯槽の全容量 (L) イ < 4,680 > (L)

(2) V_2 : コンクリート板容積 (L) ロ < 1,615 > (L)

タテ cm × ヨコ cm × 高さ cm / 10^3

<170> cm × <380> cm × <25> cm / 10^3

(3) ρ_1 : 水の密度 (kg/L) ハ < 1.0 >

(4) 浮力の計算

(イ + ロ) × ハ ① < 6,295 > (kg)

2. 質量の計算

(1) W_1 : バルク貯槽の空体総質量 (kg) ニ < 2,510 > (kg)

(2) ρ_2 : コンクリートの密度 (kg/L) ホ < 2.35 >

(3) W_2 : コンクリート板の質量 (kg) ヘ < 3,795 > (kg)

ヘ = ロ × ホ

(4) 質量の合計

ニ + ヘ ② < 6,305 > (kg)

質量 ② \geq 浮力 ①

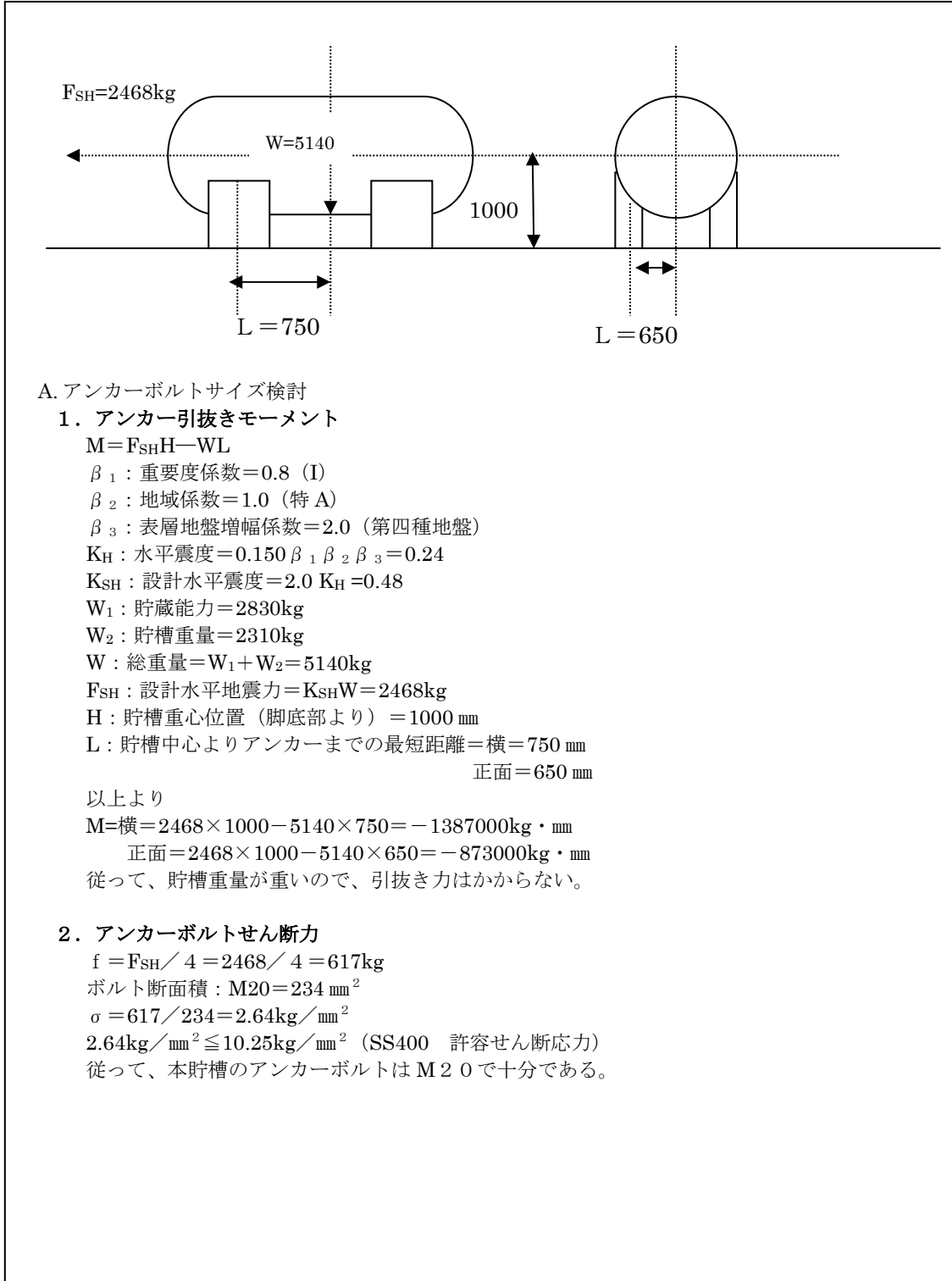
< 6,305 > (kg) \geq < 6,295 > (kg)

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
20	貯槽の仕様書及び強度計算書	
21	アンカーボルトの強度検討書 地上設置の場合	
22	ベーパーライザーの仕様書及び強度計算書	
23	調整器の仕様書及び強度計算書	<div data-bbox="885 719 1377 943" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>例示基準 27. 最大消費数量を供給しうる調整器及び消費する液化石油ガスに適合した調整器</p> </div>
24	配管・弁類の仕様書及び強度計算書	
25	対震遮断装置の仕様書及び組立図	
26	ガス漏れ警報器等の仕様書及び組立図	
27	消火器カタログ	
28	収入証紙 等	

施設基準	運用及び解釈
<p>ベーパーライザーのガス発生能力は、最大ガス消費量の 1.2 倍を標準とする。</p> <p>調整器の容量は、最大ガス消費量の 1.5 倍を標準とする。</p>	<p>参考計算例は P160 と P161 を参照。</p> <p>申請料：1 件につき 21,000 円 完成検査申請料：1 件につき 31,000 円 (2018 年 11 月現在)</p>

アンカーボルト強度検討書（地上設置のみ）

ー 7,000 リットル横型バルク貯槽の検討書（例）



A. アンカーボルトサイズ検討

1. アンカー引抜きモーメント

$$M = F_{SH}H - WL$$

β_1 : 重要度係数 = 0.8 (I)

β_2 : 地域係数 = 1.0 (特 A)

β_3 : 表層地盤増幅係数 = 2.0 (第四種地盤)

K_H : 水平震度 = 0.150 $\beta_1 \beta_2 \beta_3 = 0.24$

K_{SH} : 設計水平震度 = 2.0 $K_H = 0.48$

W_1 : 貯蔵能力 = 2830 kg

W_2 : 貯槽重量 = 2310 kg

W : 総重量 = $W_1 + W_2 = 5140 \text{ kg}$

F_{SH} : 設計水平地震力 = $K_{SH}W = 2468 \text{ kg}$

H : 貯槽重心位置 (脚底部より) = 1000 mm

L : 貯槽中心よりアンカーまでの最短距離 = 横 = 750 mm

正面 = 650 mm

以上より

$$M_{\text{横}} = 2468 \times 1000 - 5140 \times 750 = -1387000 \text{ kg} \cdot \text{mm}$$

$$M_{\text{正面}} = 2468 \times 1000 - 5140 \times 650 = -873000 \text{ kg} \cdot \text{mm}$$

従って、貯槽重量が重いので、引抜き力がかからない。

2. アンカーボルトせん断力

$$f = F_{SH} / 4 = 2468 / 4 = 617 \text{ kg}$$

ボルト断面積 : M20 = 234 mm²

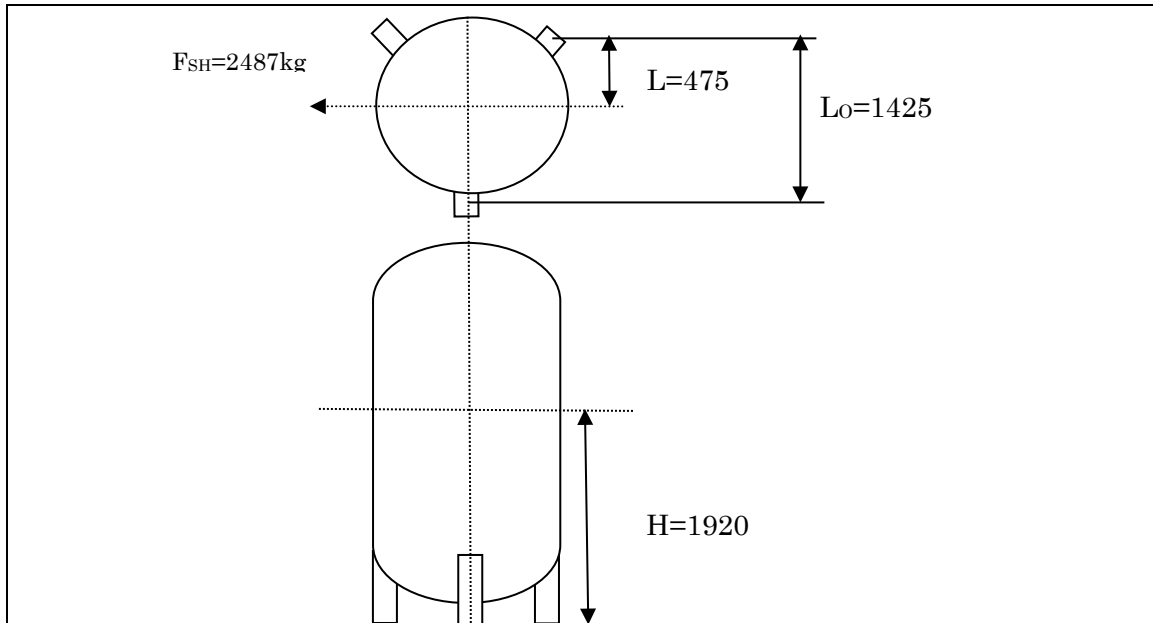
$$\sigma = 617 / 234 = 2.64 \text{ kg/mm}^2$$

2.64 kg/mm² ≤ 10.25 kg/mm² (SS400 許容せん断応力)

従って、本貯槽のアンカーボルトは M20 で十分である。

アンカーボルト強度検討書（地上設置のみ）

ー 7,000 リットル縦型バルク貯槽の検討書（例）



A. アンカーボルトサイズ検討

1. アンカー引抜きモーメント

$$M = F_{SH}H - WL$$

β_1 : 重要度係数 = 0.8 (I)

β_2 : 地域係数 = 1.0 (特 A)

β_3 : 表層地盤増幅係数 = 2.0 (第四種地盤)

K_H : 水平震度 = 0.150 $\beta_1 \beta_2 \beta_3 = 0.24$

K_{SH} : 設計水平震度 = 2.0 $K_H = 0.48$

W_1 : 貯蔵能力 = 2830kg

W_2 : 貯槽重量 = 2350kg

W : 総重量 = $W_1 + W_2 = 5180$ kg

F_{SH} : 設計水平地震力 = $K_{SH}W = 2487$ kg

H : 貯槽重心位置 (脚底部より) = 1920 mm

L : 貯槽中心よりアンカーまでの最短距離 = 475 mm

以上より

$$M = 2487 \times 1920 - 5180 \times 475 = 2,314,540 \text{ kg} \cdot \text{mm}$$

アンカー引抜き力 (引張り力)

$$F = M / L_0$$

L_0 : アンカー同士の最短距離 = 1425 mm

$$F = 2314540 / 1425 = 1624 \text{ kg}$$

アンカー引張り応力

$$\sigma_1 = F / A \quad A: \text{アンカーボルトの断面積 (M24)} = 338 \text{ mm}^2$$

$$\sigma_1 = 1624 / 338 = 4.80 \text{ kg/mm}^2 \quad 4.80 \text{ kg/mm}^2 \leq 10.25 \text{ kg/mm}^2 \text{ (SS400 引張り応力)}$$

2. アンカーボルトせん断力

$$f = F_{SH} / 3 = 2487 / 3 = 829 \text{ kg}$$

ボルト断面積 (M24) = 338 mm²

$$\sigma = 829 / 338 = 2.45 \text{ kg/mm}^2$$

$2.45 \text{ kg/mm}^2 \leq 10.25 \text{ kg/mm}^2$ (SS400 許容せん断応力)

従って、本貯槽のアンカーボルトは、M24 で十分である。

貯蔵設備の設計書の例

1. 設計条件

- (1) 使用貯槽(容器)の種類・・・7,231 ㍓ (2,907kg) バルク貯槽
- (2) 液化石油ガスの規格・・・・・・・・・・い号 (PP95%以上)
- (3) 最大消費数量・・・・・・・・・・127.0kg/h

【最大消費数量算定根拠】

① 温水ボイラー

給湯時消費数量 465 kW=33.21 kg/h (14kW=1 kg/h)

※同時使用率 100%

② 厨房

総消費数量 274 kW=19.57kg/h

※同時使用率 70% (13.70kg/h)

③ GHP

<GH-1> 2.27m³/h ÷ 0.482 × 1 台 = 4.71 kg/h (m³から kg への変換は 0.482 を使用)

<GH-2> 1.91m³/h ÷ 0.482 × 2 台 = 7.93 kg/h

<GH-3> 1.49m³/h ÷ 0.482 × 2 台 = 6.18 kg/h

<GH-4> 2.27m³/h ÷ 0.482 × 13 台 = 61.22 kg/h

80.04 kg/h

※同時使用率 100% (80.04 kg/h)

最大消費数量 = ① + ② + ③ = 33.21 + 13.70 + 80.04 = 127.0 kg/h

2. ローリー充てん周期

$$\frac{\text{貯槽貯蔵量} \times 2/3}{\text{最大消費数量} \times \text{平均稼動時間}} = \frac{2,907 \times 2/3}{127.0 \times 5} = 3.05 \text{ 日}$$

3. 気化装置の選定

最大消費数量 × 1.2 = 127.0 × 1.2 = 152.4 → 200 kg/h 採用

4. 調整器の選定

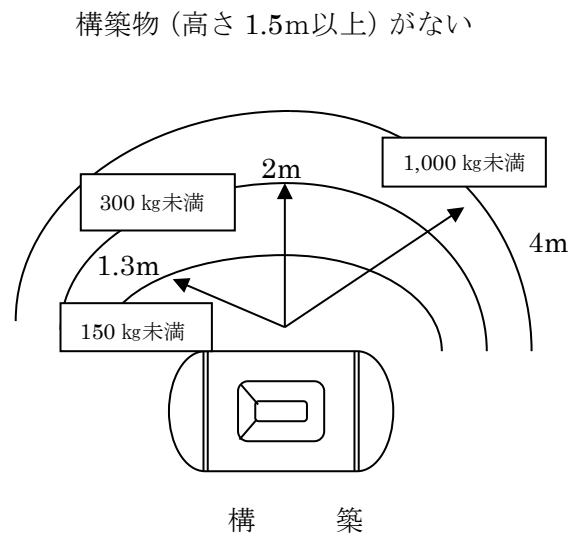
最大消費数量 × 1.5 = 127.0 × 1.5 = 190.5 → 1 次側 200 kg/h

→ 2 次側 200 kg/h

ガス漏れ検知器を設置しなくてもよい場合（バルク供給・充てん設備告示第15条第2項）

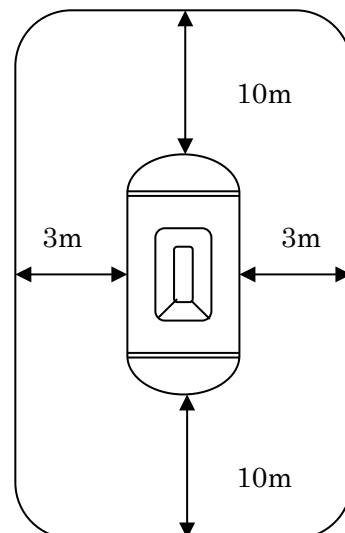
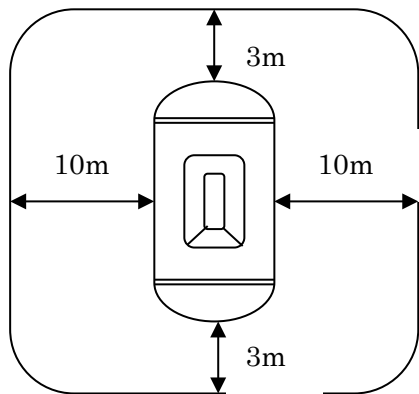
地盤面上に設置したバルク貯槽及びバルク容器で、以下の場合にはガス漏れ検知器を設けなくてもよい。

- ① 貯蔵能力 150 kg未満のバルク貯槽及びバルク容器の場合
バルク貯槽及びバルク容器の外面から水平3方向の周囲 1.3m以内に高さ 1.5m以上の構築物がない場合
- ② 貯蔵能力 150 kg～300 kg未満のバルク貯槽及びバルク容器の場合
バルク貯槽及びバルク容器の外面から水平3方向の周囲 2m以内に高さ 1.5m以上の構築物がない場合
- ③ 貯蔵能力 300 kg～1,000 kg未満のバルク貯槽及びバルク容器の場合
バルク貯槽及びバルク容器の外面から水平3方向の周囲 4m以内に高さ 1.5m以上の構築物がない場合
- ④ 貯蔵能力 1,000 kg以上のバルク貯槽及びバルク容器の場合
バルク貯槽及びバルク容器の外面から幅 3m以内かつ対面する2方向において10m以内に高さ 1.5m以上の構築物がない場合



④の説明

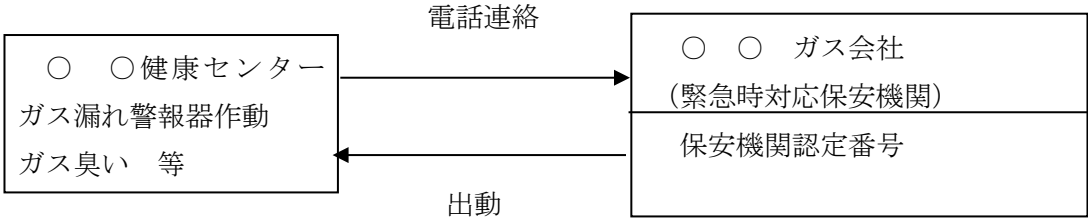
④の説明



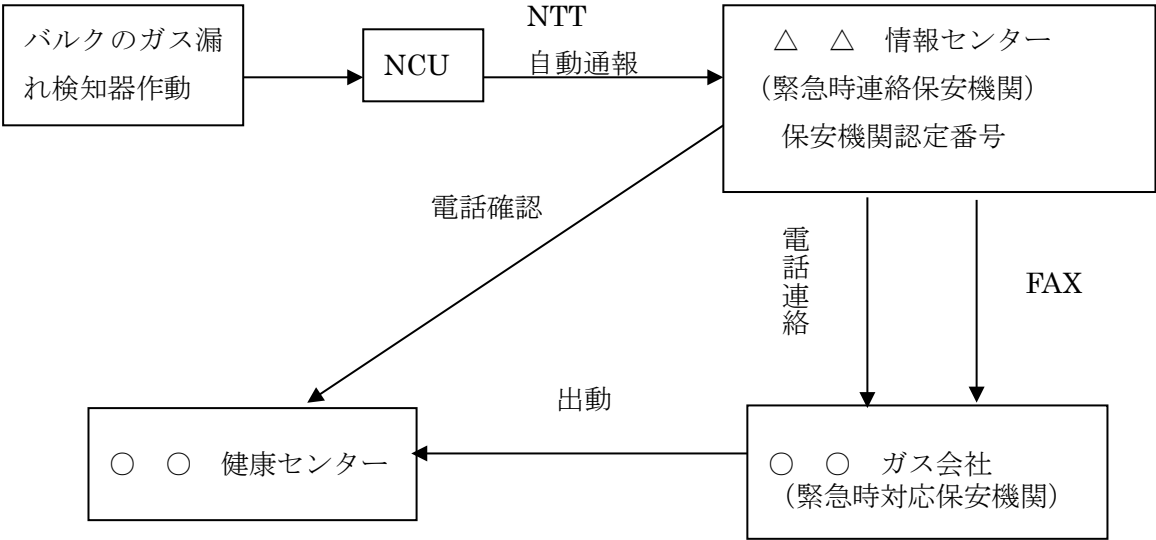
緊急時連絡のフローシートの例 ① ②

① 平日昼間

ー 健康センター内での異常時

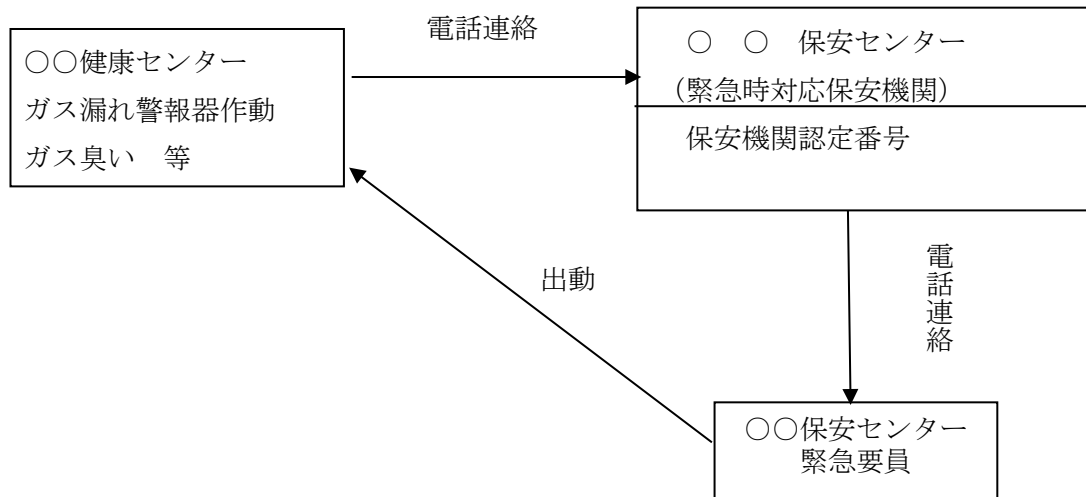


ー 特定供給設備での異常時

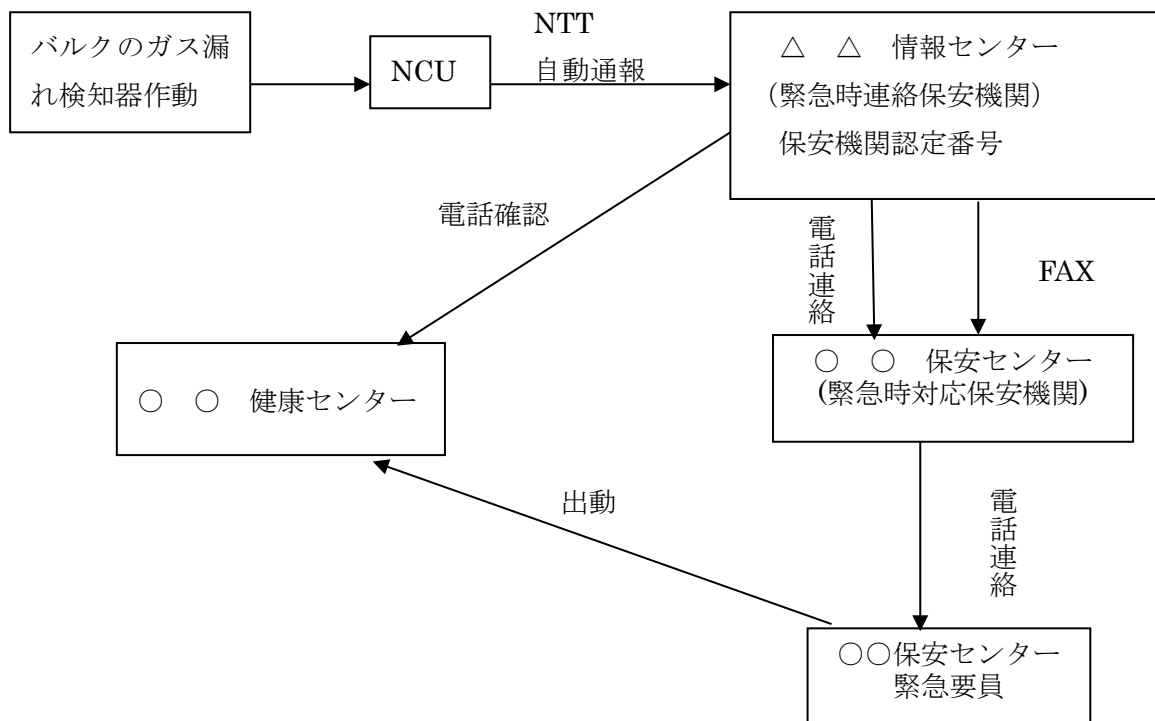


② 休日・祝日・平日夜間

ー 健康センター内での異常時



ー 特定供給設備での異常時



5. 容器による特定供給設備（3トン以上10トン未満）

許可申請に必要な書類

項目	書類	新規		変更	備考	頁	様式
		法人	個人				
1	貯蔵施設等設置許可申請書	○	○			P134	P187
2	貯蔵施設等変更許可申請書			○		P134	P188
3	委任状	△		△	代理人（支店長等）が申請する場合に限る	P134	—
4	特定供給設備の明細書	○	○	○		P134	P168
5-1	消防の意見書交付申請書				貯蔵施設等の所在地を所管する消防長等へ申請	—	P189
5-2	消防の意見書	○	○	○	消防長が交付する書類	—	—
5-3	防火管理の計画書				消防の意見書交付申請に必要な書類	—	P190
6	貯蔵施設の設計書	○	○	○		P148	P162
7	案内図	○	○	○	設置場所より半径2km程度の図	P148	—
8	緊急時対応地図	○	○	○	保安機関、販売店との距離がわかる図面	P148	—
9	付近状況図	○	○	○	1種2種施設距離、火気距離、ローリー停車位置、ローリー停車位置からの施設距離、火気距離、障壁等の配置図	P150	—
10	容器・機器等配置配管図	○	○	○		P150	—
11	容器・機器等配管系統図	○	○	○		P150	—
12	機器一覧表	○	○	○		—	—
13	消費配管図	○	○	△	消費機器、警報器、警報盤も明示（静岡県指導）	P150	—

項目	書 類	新規		変 更	備 考	頁	様 式
		法 人	個 人				
14	緊急時連絡のフローシート	○	○	○	(静岡県指導)	P150	P164
15	貯蔵施設の構造図	○	○	△		P174	—
16	ベーパーライザーの仕様書及び強度計算書	○	○	△	KHKの消費型認定ならば強度計算書は不要	P158	—
17	調整器の仕様書及び強度計算書	○	○	△		P158	—
18	配管・弁類の仕様書及び強度計算書	○	○	△	認定品であれば強度計算書は不要	P158	—
19	対震遮断装置の仕様書及び組立図	○	○	△		P158	—
20	ガス漏れ警報器等の仕様書、組立図	○	○	△		P158	—
21	消火器カタログ	○	○	△		P158	—
22	収入証紙等	○	○	△	申請手数料	P158	—

○：必要 △：必要あれば

申請書の作成は、上記提出書類の順序に従って行うこと。

特定供給設備の〔設置・変更〕明細書（容器3トン以上10トン未満）

※ 変更の内容, 理由		従前の許可番号			
特定供給設備の名称		TEL — —			
特定供給設備の設置場所		〒			
販売所及び所在地		(名称)			
		〒		TEL — —	
販売所からの距離 (到着時間)		直線距離 km (分)		供給メーター個数	個
※変更前の販売業者名 及び所在地		(名称)			
		(住所)		TEL — —	
保安機関名 (緊急時対応)		(名称)		(認定番号)	
		(住所)		TEL — —	
		距離・到着時間 (km) ・ (分)			
ガスの種類		プロパン (P) ・ ブタンミックス (PB) ・ ブタン (BB)			
貯蔵能力		kg × 本 = kg			
※変更前の貯蔵能力		kg × 本 = kg			
施設 距離	保安距離	第1種保安物件名		第2種保安物件名	
		法定距離 m	水平距離 m	法定距離 m	水平距離 m
		保安物件に対する緩和措置		不要・必要 (障壁・埋設・構造壁)	
	仰角内対象物	有・無	緩和措置の方法 ()		
	火気を取り扱う 施設との距離	(施設名)			
法定距離 8 m		水平距離 m			
緩和措置		有・無	緩和措置の方法 ()		
			迂回距離 m		

備考：設置・変更のいずれかを○で囲む。なお設置の場合は、※印欄は記入しない。

容 器 収 納 施 設	面 積	(芯・芯)		m	×	m	=	m ²		
		(内・内)		m	×	m	=	m ²		
	構 造	屋根								
		床								
		壁	造	高さ	cm	厚さ	cm			
			(補強筋)	mm φ	(間隔)	縦	cm	横	cm	
		扉	型 式	片引戸 ・ 両引戸						
			寸 法	高さ	cm	幅	cm	厚さ	mm	
	補強間隔		縦	cm	横	cm	30×30mm以上の 等辺山形鋼			
	滞 留 防 止 措 置	高さ	cm	幅	cm	設置場所	箇所	位置・方向	方	
全換気口面積		cm ² (必要面積 cm ²)								
転落、転倒防止措										
消 火 設 備	消火器能力	A-		B-		C				
	法定本数	本			設置本数	本				
表 示 ・ 警 戒 標	バルブ開閉表示	有	流れ方向表示	有	警 戒 標	有				
対震自動ガス遮断装置	形 式				遮断部設置位置					
ガ ス 発 生 設 備	切 替 装 置	有 ・ 無			系 統	液 相 ・ 気 相				
	調 整 器	供給圧力	k Pa		減圧方式	単段式 ・ 二段式				
		調整能力	kg/h							
	集 合 装 置	集合管 (口径)								
		(材 料)								
気 化 装 置	型 式				認定番号					
	能 力	kg/h	×	基	気化方式					

(記載例)

特定供給設備の「設置・変更」明細書（容器3トン以上10トン未満）

※ 変更の内容、理由 A		従前の許可番号		
特定供給設備の名称 B	〇 〇 〇 健康センター	TEL 054-221-2269		
特定供給設備の設置場所 C	〒420-0001 〇〇市〇〇35-1			
販売所及び所在地 D	(名称) △△ガス株式会社△△営業所		TEL 054-221-1111	
	〒430-0002 △△市△△112			
販売所からの距離 (到着時間) E	直線距離 20 km (40 分)	供給メーター個数	2 個	
※変更前の販売業者名 及び所在地 F	(名称)		TEL	
	(住所)			
保安機関名 (緊急時対応) G	(名称) 〇〇保安センター(株)〇〇営業所		(認定番号) 22A4321VA-(1)	
	(住所) 〇〇市〇〇9-6		TEL 054-222-9999	
	距離・到着時間 (7 km) ・ (15 分)			
ガスの種類 H	プロパン (P) ・ ブタンミックス (PB) ・ ブタン (BB)			
貯蔵能力 I	50 kg × 70 本 = 3,500 kg			
※変更前の貯蔵能力 J	kg × 本 = kg			
施設距離	第1種保安物件名		第2種保安物件名	
	〇 〇 〇 健康センター		鈴木 次郎宅	
	法定距離 16.97m	水平距離 20m	法定距離 11.31m	水平距離 10 m
	保安物件に対する緩和措置		不要・必要 (障壁・埋設・構造壁)	
	仰角内対象物	有・無	緩和措置の方法 ()	
	火気を取り扱う 施設との距離 L	(施設名) 厨房用給湯器		
法定距離 8 m		水平距離 7 m		
緩和措置		有・無	緩和措置の方法 (障 壁) 迂回距離 10 m	

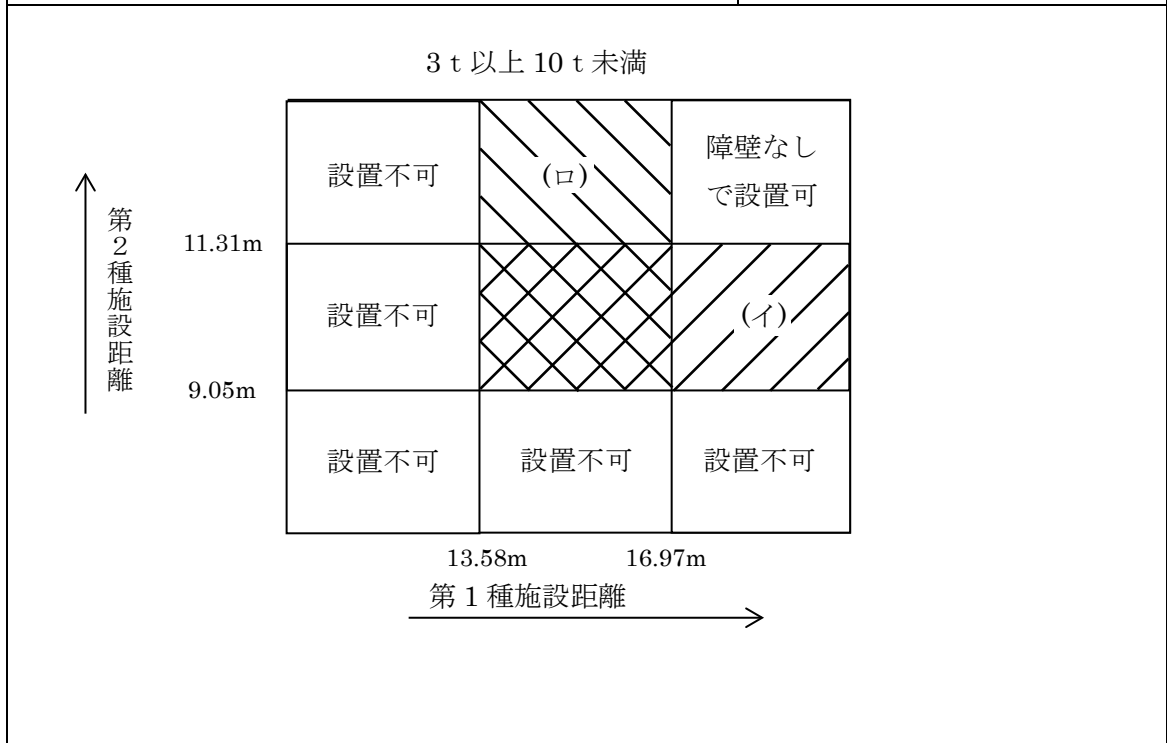
備考：設置・変更のいずれかを○で囲む。なお設置の場合は、※印欄は記入しない。

容 器 収 納 施 設	面 積 M	(芯・芯) 9.35 m × 3.15 m = 29.45 m ²				
		(内・内) 9.20 m × 3.00 m = 27.60 m ²				
	構 造 N	屋根	繊維強化セメント板			
		床	コンクリート			
		壁	コンクリートブロック (モルタルを充てん) 造 高さ 200 cm 厚さ 15 cm			
			(補強筋) 10 mmφ (間隔) 縦 40 cm 横 40 cm			
		扉	型 式	片引戸 ・ 両引戸		
			寸 法	高さ190 cm 幅120 cm 厚さ3.2 mm		
	補強間隔		縦 38 cm 横 40 cm	30×30 mm以上の等辺山形鋼		
	滞留防止措置 O	高さ 20 cm 幅 40 cm 設置場所 12 箇所 位置・方向 4 方				
全換気口面積 9,600 cm ² (必要面積 8,280 cm ²)						
転落、転倒防止措置 P	容器 2 本毎に転倒防止鎖を取付け					
消 火 設 備 Q	消火器能力	A-4	B-10	C		
	法定本数	4 本	設置本数	4 本		
表 示 ・ 警 戒 標 R	バルブ開閉表示	有	流れ方向表示	有	警 戒 標	有
対震自動ガス遮断装置 S	形 式	落 球 式	遮断部設置位置	一次調整器出口		
ガ ス 発 生 設 備	切 替 装 置 T	有 ・ 無		系 統	液 相 ・ 気 相	
	調 整 器 U	供給圧力	2.8 kPa	減圧方式	単段式 ・ 二段式	
		調整能力	100 kg/h			
	集 合 装 置 V	集合管 (口径)	25 A			
		(材 料)	圧力配管用炭素鋼鋼管			
(接 合)		フランジ及び溶接				
気 化 装 置 W	型 式	VP-S100EC	認定番号	5-111		
	能 力	100 kg/h × 1 基	気化方式	電熱温水式		

特定供給設備の基準（容器3トン以上10トン未満）

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等										
1 3 4 A J K	申請書委任状 明細書 保安距離 貯蔵施設(次の表に掲げるものを除く)は、その外面から第1種保安物件に対し16.97m以上、第2種保安物件に対し、11.31m以上の距離を有すること。 規則第53条第1号イ	P134 参照 P134～P135 参照										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">貯蔵設備の区分</th> <th style="width: 35%;">貯蔵設備の外面から最も近い第1種保安物件までの距離</th> <th style="width: 35%;">貯蔵設備の外面から最も近い第2種保安物件までの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ) 貯蔵能力が1万kg未満の貯蔵設備</td> <td>13.58m以上</td> <td>9.05m以上 11.31m未満</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 同上</td> <td>13.58m以上 16.97m未満</td> <td>9.05m以上</td> </tr> </tbody> </table>				貯蔵設備の区分	貯蔵設備の外面から最も近い第1種保安物件までの距離	貯蔵設備の外面から最も近い第2種保安物件までの距離	(イ) 貯蔵能力が1万kg未満の貯蔵設備	13.58m以上	9.05m以上 11.31m未満	(ロ) 同上	13.58m以上 16.97m未満	9.05m以上
貯蔵設備の区分	貯蔵設備の外面から最も近い第1種保安物件までの距離	貯蔵設備の外面から最も近い第2種保安物件までの距離										
(イ) 貯蔵能力が1万kg未満の貯蔵設備	13.58m以上	9.05m以上 11.31m未満										
(ロ) 同上	13.58m以上 16.97m未満	9.05m以上										
上記の表に掲げる貯蔵施設(イ)及び(ロ)には、16.97m以内にある第1種保安物件又は11.31m以内にある第2種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けること 規則第53条第1号ロ		障壁はP154 参照										

施 設 基 準	運用及び解釈
	貯蔵能力 集合管に未使用の根元バルブが 装着されている場合は貯蔵量に 合算する。



項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
L	<p>火気を取り扱う施設との距離貯蔵施設は、その外面から火気(当該貯蔵設備に附属する気化装置内のものを除く)を取り扱う施設に対し 8m以上の距離を有し、又は当該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間に当該貯蔵設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための施設を設けること。</p> <p style="text-align: center;">規則第 53 条第 1 号ハ</p>	<p>漏えいした液化石油ガスが火気を取り扱う施設に流動することを防止するための施設は、高さ 2m以上の耐火性の壁類とし、これを貯蔵設備と火気を使用する施設との間の迂回水平距離が 8m (3000 kg未満のものは5m)以上となるように設けることとする。</p> <p style="text-align: center;">例示基準 16</p>
M	面積	説明省略
N	<p>構造</p> <p>貯蔵設備には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根又は遮へい板を設けること。</p> <p style="text-align: center;">規則第 53 条第 1 号チ</p> <p>貯蔵設備(販売所内に設置されているものを除く)には、さく、へい等を設けること。</p> <p style="text-align: center;">規則第 53 条第 1 号ホ</p>	<p>材料については、例示基準 3. もしくは第 1 章の P56 参照</p> <p>さく、へい等とは、さく、へいの他、コンクリートブロックで建てられたいわゆる貯蔵設備の壁を含む。</p>

施 設 基 準	運用及び解釈
<p>電気設備(蛍光灯等)を設置する場合には防爆型電気設備を用いること。</p> <p>(1) 貯蔵設備は障壁構造とする。</p> <p>(2) 漏えいしたガスが滞留しない構造とするため有効な換気のための措置を講ずる。</p> <p>(3) 屋根の骨組みは不燃性又は難燃性の軽量な屋根を設けること。</p> <p>(4) 扉は鋼板製障壁構造として次の各号の基準を満たすこと。</p> <p>① 建物内側の引戸又は内開き戸とし、各扉の左右は建物出入口と4 cm超、上下は建物出入口と5 cm以上重なること、又は各扉の四辺すべてが建物出入口と3 cm以上重なることとする。ただし、二枚扉の場合は、各扉の三辺が3 cm以上重なればよい。</p> <p>② 開閉の容易な構造とすること。</p> <p>③ 扉の高さは1.8m以上とすること。</p> <p>(5) 床面は平らなコンクリート造り等で、地盤面以上の高さとする。</p>	<p>貯蔵設備は、関係者以外が立ち入らないように、扉には施錠等を行うこと。</p>

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
○	<p>滞留防止措置</p> <p>貯蔵設備は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。</p> <p>規則第 53 条第 1 号ニ</p>	<p>漏えいした液化石油ガスが滞留しないような構造又は措置は、次の基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) 床面に接し、かつ、外気に面して設けられた換気口の通風可能面積の合計が床面積 1 m²につき 300 cm² (金網等を取り付けた場合は、その太さによって減少する面積を引いた面積とする) の割合で計算した面積以上 (1 箇所の換気口の面積は 2,400 cm²以下とする) であること。この場合、四方を障壁等で囲まれている場合にあつては、換気口は 2 方向以上に分散して設けること。</p> <p>(2) 次の基準に適合した強制換気装置を設けること。</p> <p>① 通風能力が床面積 1 m²につき 0.5 m³/min 以上であること。</p> <p>② 吸入口を床面近くに設けること。</p> <p>③ 排気ガス放出口を地盤面上より 5m 以上高い位置に設けること。</p> <p>例示基準 4.</p>
P	<p>転落、転倒防止措置</p> <p>充てん容器等 (内容積が 5 リットル以下のものを除く) には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること。</p> <p>規則第 53 条第 1 号リ</p>	<p>充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 水平で、かつ、上から物が落ちる恐れのない場所に置くこと。</p> <p>(2) 充てん量が 10kg 以上の容器については、鉄鎖、ロープ等により、地震に際して転倒しないようにすること。</p> <p>例示基準 9.</p>

施 設 基 準	運用及び解釈
<p>換気口面積の算定は内法面積を基準とすること。</p>	

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
Q	消火設備 貯蔵設備には、消火設備を設けること。 規則第 53 条第 1 号ト	消火能力は能力 A-4 及び B-10 以上(粉末 ABC 消火器 15 型以上)の粉末消火器を、貯蔵される液化石油ガスの最大貯蔵量 1 トンにつき 1 個以上設置すること。 例示基準 5.
R	表示・警戒標 貯蔵設備はその外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。 規則第 53 条第 1 号へ	警戒標は次の基準による。 (1) 警戒標を掲げる場所は、販売施設の出入口又は販売施設等に近接又は、立ち入ることができる場所の周辺の外部から見やすい場所とする。この場合近接又は立ち入ることができる方向が数方向ある場合には、それぞれの方向に掲げること。 (2) 警戒標の表示は次のとおりとする。(いずれもたて型でもよい。) ① LP ガス特定供給設備 ② 燃 (赤色文字とする) ③ 火気厳禁 (赤色文字とする) ④ 貯蔵施設等の管理者の氏名、住所 ⑤ 貯蔵施設等の管理者の電話番号 例示基準 1.
S	対震自動ガス遮断装置 P146 参照	

施 設 基 準	運用及び解釈
<p>さく、へいのある場合は、さく、へい、貯蔵施設等外部から見やすい場所の出入口付近に表示するものとする。</p> <p>(2)、⑤の次に「無断立入禁止」の標識を追加すること。</p>	

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
T	<p>切替装置</p> <p>貯蔵設備が容器である場合は、一般消費者等への液化石油ガスの供給を中断することなく充てん容器等の交換を行うことができる設備をもうけること。</p> <p>規則第 53 条第 3 号</p>	<p>一般消費者等への液化石油ガスの供給を中断することなく充てん容器等の交換を行うことができる設備は、次の基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) 自動切替調整器</p> <p>使用側の容器から供給される液化石油ガスの圧力が 0.07MPa 以上 0.1MPa 未満の範囲で自動的に予備側の容器から液化石油ガスの供給が開始されるものであること。</p> <p>(2) 継手金具付高圧ホース(チェック弁付のものに限る)</p> <p>例示基準 7.</p>
U	ガス発生装置	説明省略
W		
5-1		P148～P158 を参照
22		

施 設 基 準	運用及び解釈

6. 容器による貯蔵施設（3トン以上10トン未満）

許可申請に必要な書類

項目	書類	新規		変更	備考	頁	様式
		法人	個人				
1	貯蔵施設等設置許可申請書	○	○			P134	P187
2	貯蔵施設等変更許可申請書			○		P134	P188
3	委任状	△		△	代理人（支店長等）が申請する場合に限る	P134	—
4	貯蔵施設の明細書	○	○	○		—	P183
5-1	消防の意見書交付申請書				貯蔵施設等の所在地を所管する消防長等へ申請	—	P189
5-2	消防の意見書	○	○	○	消防長が交付する書類	—	—
5-3	防火管理の計画書				消防の意見書交付申請に必要な書類	—	P190
6	案内図	○	○	○	設置場所より半径2km程度の図	P148	—
7	付近状況図	○	○	○		P150	—
8	施設の構造図	○	○	△		P174	—
9	消火器カタログ	○	○	△		P158	—
10	収入証紙等	○	○	○	申請手数料	P158	—

○：必要 △：必要あれば

申請書の作成は、上記提出書類の順序に従って行うこと。

貯蔵施設の明細書

種 別		設置・変更（内容）			
販 売 所	名 称				
	所 在 地				
	業務主任者の氏名				
貯 蔵 施 設	所 在 地	同一敷地内・外（販売所まで km）			
	所 有 形 態	自己所有・占有（所有者名）			
	面 積	（ 芯・芯 ） 縦	m × 横	m =	m ²
		（ 内・内 ） 縦	m × 横	m =	m ²
	施 設 距 離	01 = m	02 = m	03 = m	04 = m
	貯 蔵 能 力	50 kg 容器 × 本 = kg			
	保 安 物 件 に 対 す る 距 離	第1種保安物件（）		水平距離	m
		第2種保安物件（）		水平距離	m
		緩和措置 有・無 緩和措置の方法（）			
	火 気 距 離	施設名（）		水平距離	m
		緩和措置 有・無 緩和措置の方法（）			
	構 造	屋 根		床	
		壁	造 高さ		cm 厚さ cm
			(補強筋)	mm φ (間隔)	縦 cm 横 cm
扉		型 式	片引戸 ・ 両引戸		
		寸 法	高さ cm	幅 cm	厚さ mm
		補強間隔	縦 cm	横 cm	30×30 mm以上の等辺山形鋼
滞 留 防 止 措 置	高 さ	cm	幅 cm	設置場所 箇所 位置・方向 方	
	全換気口面積 cm ² （必要面積 cm ² ）				
転 落 、 転 倒 防 止 措 置					
消 火 設 備	消火器 本 能力 A- ・ B- ・ C				
警 戒 標 識	有 ・ 無		電気設備	有（）・ 無	

施設距離： 床面積は「芯・芯」とする。(小数点以下第3位を四捨五入)

貯蔵能力： 50 kg 容器の最大貯蔵本数として次の計算式を用いる。

計算式 50 kg 容器本数 = 内法面積 × 80% ÷ 0.16 (50 kg 容器設置面積)

(記載例)

貯蔵施設の明細書

種別	設置・変更(内容)			
販売所	名称	山川液化ガス㈱		
	所在地	静岡市清水区谷田〇〇-〇 TEL0543-〇〇-〇〇〇〇		
	業務主任者の氏名	静岡 一郎 浜松 二郎		
貯蔵施設	所在地	静岡市清水区谷田〇〇-〇 同一敷地内・外(販売所まで km)		
	所有形態	自己所有・占有(所有者名)		
	面積	(芯・芯)縦	5.50 m	横 7.20 m = 39.60 m ²
		(内・内)縦	5.35 m	横 7.05 m = 37.72 m ²
	施設距離	01=22.5 m 02=15 m 03=11.25 m 04=7.5 m		
	貯蔵能力	50 kg容器 × 188 本 = 9,400 kg		
	保安物件に対する距離	第1種保安物件(若葉小学校)	水平距離 60 m	
		第2種保安物件(住宅「山田一郎宅」)	水平距離 8 m	
		緩和措置(有)・無緩和措置の方法(保安物件の方向を障壁構造とした)		
	火気距離	施設名(焼却炉)	水平距離 10 m	
緩和措置(有)・無緩和措置の方法()				
構造	屋根	繊維強化セメント板	床 コンクリート	
		コンクリートブロック(モルタルを充てん)造 高さ200 cm 厚さ15 cm		
	壁	(補強筋)	10 mm φ (間隔) 縦 40 cm 横 40 cm	
		型式	片引戸・両引戸	
		寸法	高さ 190 cm 幅 105 cm 厚さ 3.2 mm	
補強間隔	縦 38 cm 横 35 cm 30×30 mm以上の等辺山形鋼			
滞留防止措置	高さ 20 cm 幅 40 cm 設置場所 15箇所 位置・方向 4方			
	全換気口面積 12,000 cm ² (必要面積 11,316 cm ²)			
転落、転倒防止措置	壁にフックを取付け、鎖がけを行う			
消火設備	消火器 2 本 能力 A- 6 ・ B- 12 ・ C			
警戒標識	(有)・無	電気設備	(有)(防爆電灯)・無	

施設距離：床面積は「芯・芯」とする。(小数点以下第3位を四捨五入)

貯蔵能力：50 kg容器的最大貯蔵本数として次の計算式を用いる。

計算式 50 kg容器本数=内法面積×80%÷0.16(50 kg容器設置面積)

7. 貯蔵施設等完成検査申請

完成検査に必要な書類

項目	書類	備考	特定供給設備		貯蔵	
			バルク種類		容器	容器
			地上	地下		
1	貯蔵施設等完成検査申請書		○	○	○	○
2	委任状	代理人（支店長等）が申請する場合に限る	○	○	○	○
3	配管フローシート	機器番号を記入したもの	○	○	○	
4	バルク貯槽	特定設備検査合格証か、特定設備基準適合証	○	○		
5	検査成績書	調整器、高圧バルブ、安全弁等の高圧ガス設備試験等成績証明書か認定試験者等成績書	○	○	○	
6	配管ミルシート	配管記号表示が無塗装又は写真等で確認できるもの	○	○	○	
7	ガス配管の耐圧・気密検査報告書	高圧部（耐圧 2.6MPa 以上, 気密 1.56MPa 以上） 中圧部（耐圧 0.8MPa 以上, 気密 0.15MPa 以上） （写真必要）	○	○	○	
8-1	写真等	アース棒の設置状況 （絶縁抵抗値の測定は不要）	○		○	
8-2	〃	鉄筋を配筋した状態でメジャーを該当箇所に置き基準に合致していることが判明できるもの（構造壁、障壁等がある場合）	○	○	○	○
8-3	〃	砂の状況、絶縁アンカーボルトの設置状況と絶縁抵抗値 1kΩ 以上のわかるもの（浮き上がり防止措置）、貯槽の搬入状況		○		
8-4	〃	ガス検知用の孔あき管と設置状況 （貯槽と 10cm 以内の距離） 貯槽底部より深い位置がわかるもの（埋込寸法）		○		
8-5	〃	Mg（マグネシウム）防食設置の状況、基準電位（-1.0V 以下）と対地電位（-850mV 以下）の報告書		○		
8-6	〃	基礎の縦、横、高さのわかるもの（メジャー等をつけて）	○	○		
9	収入証紙等	完成検査申請料 1 件につき 31,000 円 （2018 年 11 月現在）	○	○	○	○

※申請書の作成は、上記提出書類の順序に従って行うこと。

※検査当日準備するもの

- ① メジャー
- ② 漏えい検知液
- ③ 検査用窒素（高圧部 1.56MPa 以上、中圧部 0.15MPa 以上）
- ④ ガス漏れ検知器のテスト用器具（監視センターとの確認ができるようにすること）

8. 貯蔵施設等変更届（液石法第37条の2、規則第57条）

（1）届出が必要となる変更

以下の項目1～5に該当する変更

	変更の内容	届出区分		備考
		バルク	容器	
1	貯蔵施設の撤去		○	撤去した貯蔵施設に係る許可証、完成検査証
2	貯蔵施設等の消火設備の変更	○	○	消火能力を証する書面等(カタログ、写真、納品書等)
3	貯蔵施設等に係る換気口の増設		○	換気口の位置、構造図
4	特定供給設備及び貯蔵施設の廃止	○	○	許可証、完成検査証
5	貯蔵施設等の名称変更	○	○	許可証の写し

（2）届出書類

- ① 貯蔵施設等変更届出書（P193 様式第30）
- ② 添付書類

（3）提出先

所管行政庁

9. 許可及び届出の不要な工事

- （1）警戒標の付けかえ
- （2）同一材料での屋根のふきかえ
- （3）同一製造事業者による同一型式の調整器、気化装置等の交換
- （4）高圧部以外の配管の変更

10. その他

（1）譲渡

- ① 第三者が所有している貯蔵施設または特定供給設備を譲り受けた場合

▶ 設置の許可が必要。

なお、第三者から譲り受けた場合であって、当該貯蔵施設または特定供給設備に何の変更も加えないときは、新たに完成検査を受ける必要はない。

- ② 液化石油ガス販売事業者が販売事業承継届を提出した場合

▶ 新たに「設置」の許可を受ける必要はない。ただし、当該貯蔵施設または特定供給設備の変更があるときは、変更の許可が必要である。

（2）廃止

- ▶ 貯蔵量の変更により、特定供給設備の廃止をした場合、貯蔵施設等変更届出書を提出するとともに設備工事届等の届出を提出する必要がある。
- ▶ バルク貯槽を廃止移送する場合は、KHKのLPガスバルク貯槽移送基準（KHKS0740）による。

様式第 28 (第 51 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 許可番号	

貯蔵施設等設置許可申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 36 条の 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地

2 設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 29 (第 56 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 許可番号	

貯蔵施設等変更許可申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地
- 2 設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地
- 3 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	
× 交付年月日	年 月 日
× 交付番号	

意見書交付申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に定めるところにより、貯蔵施設等の許可を受けたいので、同法第 36 条第 2 項又は同法施行規則第 56 条第 2 項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請いたします。

防火管理の計画

名称 所在地				責任者 職氏名			
業務主任者 職氏名				防火担当者 職氏名			
生年月日				生年月日			
販売施設	敷地面積	建物構造・棟数	建物階数	建面積・延面積			
最大貯蔵数量					従業員	男	名
						女	名
						計	名
消火設備等	種別	数量	種別	数量			
各種測定器具類							
自主点検の方法							
消防訓練の方法							

防 災 教 育 の 方 法				
発 災 時 に お け る 措 置				
任 務 分 担	担 当 別	氏 名	担 当 別	氏 名
活 動 の 方 法				
付 近 図 添 付 図 面 の 通 り	N			

様式第 31 (第 59 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 検査番号	

貯蔵施設等完成検査申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 3 第 1 項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

2 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

貯蔵施設等変更届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

㊞

住 所 〒

連 絡 担 当 者 名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

資 料

〈 バルク供給に係る供給設備について 〉

(1) バルク貯槽・バルク容器は、その貯蔵能力・充てん方法に応じて定められている保安距離を確保すること。

規則第 19 条 72 条 バルク供給・充てん設備告示第 2 条

貯蔵能力 1000 kg未満のバルク貯槽の技術上の基準（規則第 19 条 3）

(1) 保安距離

バルク貯槽・バルク容器の保安距離は、貯蔵能力によって次表の保安距離が必要となる。

貯蔵能力 (Q：トン)	貯蔵形態		保安距離等(注1)			
			d 1	d 2	d 3	d 4
Q < 1	バルク貯槽	地上設置	(注2) 1.5m→構造壁:0	(注2) 1.0m→構造壁:0	2m超	—
		地下設置	(注2) 0	(注2) 0	2m超	—
	バルク容器		—	—	2m超	—

(注1) d1：第1種保安物件との保安距離

d2：第2種保安物件との保安距離

d3：火気との距離

d4：火気取扱施設との距離

(注2) 構造壁を設けた場合、バルク貯槽を地下に設置した場合は保安距離を短縮できる。

▶ 厚さ 12 cm以上の鉄筋コンクリート造り又は同等以上の強度を有する障壁を設けた場合、バルク貯槽を地下に設置した場合は保安距離を短縮できる。

▶ 学校、病院等の施設には、校庭、病院の庭等が含まれる。(ただし、当該学校、病院等にLPガスを供給するための貯蔵設備に適用する場合を除く。なお、当該学校、病院の庭等に貯蔵設備を設置する場合には、当該施設を利用する者が通常通行しない場所に設置する等、保安の確保に努めること。)

(2) 構造壁等（構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁）の設置方法

① 構造壁の目的

貯蔵能力が 1000 kg未満のバルク貯槽を地上設置する場合は、第一種保安物件及び第二種保安物件に対して保安距離を設ける必要がある。この保安距離は、火災等の影響のおそれの無い距離として設定したものである。

保安距離を緩和するためには、加熱試験に合格する構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁をバルク貯槽と保安物件の間に設置する。構造壁等は、保安物件を火災等から防護するために設置することを目的としている。

② 建築物の外壁の条件

LPガスの供給を受ける消費設備が設置されている建築物の外壁が、JISA1304(1994)（建築構造部分の耐火試験方法）に規定される30分加熱試験に合格するものと同等以上の性能を有する場合にあたっては、当該外壁を構造壁とみなすことができる。ALCパネル、強化石膏ボード等に、30分加熱試験に合格するものと同等以上の性能を有する壁に該当するものがある。（詳細については材料メーカーに確認する。）

バルクローリーの保安距離（規則第72条）

バルクローリーの保安距離は、バルク貯槽及びバルク容器にLPガスを充てんするバルクローリーの種類に応じて下表の保安距離が必要となる。

充てん設備	第1種保安物件	第2種保安物件
新型バルクローリー（民生用バルクローリー）	1.5m	1.0m
従来型バルクローリー（工業用バルクローリー）	15.0m	10.0m

（注1）保安距離は充てん設備の外表面（充てん口を含む）から確保できる。

（注2）構造壁等を設けた場合は、保安距離を短縮できる。

バルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化について

(1) 作業計画の作成及び作業責任者の指名等（規則第 16 条第 22 号の 2）

バルク貯槽の告示検査は、次のイからへまでに掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

- イ 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監督の下に行うこと。
- ロ 修理等をするときは、あらかじめ、その内部の液化石油ガスを液化石油ガスと反応しにくい不燃性のガス又は液体で置換する等の危険を防止する措置を講ずること。
- ハ 修理等のため作業員が貯槽等内に入るときは、ロの規定による置換に使用されたガス又は液体を空気で再置換すること。
- ニ 貯槽等を開放して修理等をするときは、当該貯槽等に他の部分から液化石油ガスが漏えいすることのないよう当該貯槽等の前後のバルブを閉止するとともに、仕切板を施す等の措置を講ずること。
- ホ ニの規定により閉止されたバルブ（操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等）又は仕切板には、誤操作を防止するため、操作してはならない旨を表示するとともに施錠をする等の措置を講ずること。
- ヘ 修理等が終了したときは、当該貯槽等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後でなければ使用しないこと。

(2) 検査時における仮設供給設備の貯蔵能力の特例（規則第 21 条第 2 項）

貯蔵能力 1,000kg 未満のバルク貯槽に仮設供給設備を連結した場合、合計の貯蔵能力が 1,000kg 以上になれば、特定供給設備の許可及び完成検査が必要となるが、次の①②の条件を満たせば、当該バルク貯槽に現に貯蔵されている L P ガスの数量を、貯蔵能力とみなす。

- ① 当該バルク貯槽に L P ガスを充填してはならない旨の表示をすること。
- ② L P ガスを充填できないように封印すること。

→ 貯槽等に現に貯蔵されている L P ガス量に（1,000kg－現在の貯蔵量）未満の仮設供給設備を連結した場合は、貯蔵能力 1,000kg 未満とみなし、特定供給設備の許可及び完成検査を免除する。

(2) 仮設供給設備による液化石油ガス設備工事届における貯蔵能力の特例(規則第 87 条第 2 項)

貯蔵能力 500kg 以下のバルク貯槽に仮設供給設備を連結した場合、合計の貯蔵能力が 500kg 以上になれば、液化石油ガス設備工事の届出義務が課せられるが、次の①②の条件を満たせば、液化石油ガス設備工事の届出が免除される。

- ① 当該バルク貯槽にLPガスを充填してはならない旨の表示をすること。
- ② LPガスを充填できないように封印すること。

(3) 告示検査の記録及びその保存(規則第131条第1項の表、第4項)

告示検査の適切な実施を立入検査で確認できるようにするため、バルク貯槽または附属機器等の告示検査を行った場合、次の項目を販売所ごとに帳簿に記載し、2年間保存する。

バルク貯槽の告示検査

- ① バルク貯槽の種類及びその製造事業者の名称
- ② 特定設備検査合格証(保安法第56条の4第1項)または、
特定設備基準適合証(保安法第56条の6の14第2項)の番号及び発行年月日
- ③ 検査を行った年月日
- ④ 検査を行った者の氏名または氏名及び住所
- ⑤ 検査の結果

附属機器等の告示検査

- ① 附属機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称
- ② 検査を行った年月日
- ③ 検査を行った者の氏名または氏名及び住所
- ④ 検査の結果

(4) 内面での非破壊検査(バルク告示第1条第1項第2号イ(1))

バルク貯槽のうち、その内部において作業が可能な場合には、外面に代えて内面について非破壊検査を行うことができる。

(5) 告示検査に合格したバルク貯槽又は附属機器の表示(バルク告示第1条第1項第3号、第2項第3号)

告示検査に合格したものと告示検査を行っていないものを区別するため、告示検査に合格したバルク貯槽又は附属機器等に、次のイ、ロを表示すること。

- イ 検査を行った者の名称又は記号
- ロ 検査を行った年月

(6) 附属機器等の告示検査期間の延長(バルク告示第1条第2項第1号)

附属機器の検査期限経過後1年以内にバルク貯槽が検査期限に到達する場合は、附属機器の検査を延長し、バルク貯槽等の検査に合わせて行うことができる。

第2編 第5章

充てん設備の許可申請等（バルクローリー）

1. 充てん設備（バルクローリー）の規制概要

	充てん設備(液石法)		移動式製造設備（保安法）		移動の 基準
	技術上の基準	充てん作業	技術上の基準	製造の方法	
新型 バルク ローリー	規則 第64条第1項	規則第72条 第1号及び 第2号	規則第64条 第1項 ＋ 保安法液石則 第9条第1項 第5号	規則第72条 第1号及び 保安法液石則 第9条第2項 第2号	保安法 液石則 第48条
従来型 バルク ローリー	保安法液石則 第9条第1項	規則第72条 第3号	保安法液石則 第9条第1項	保安法液石則 第9条第2項	

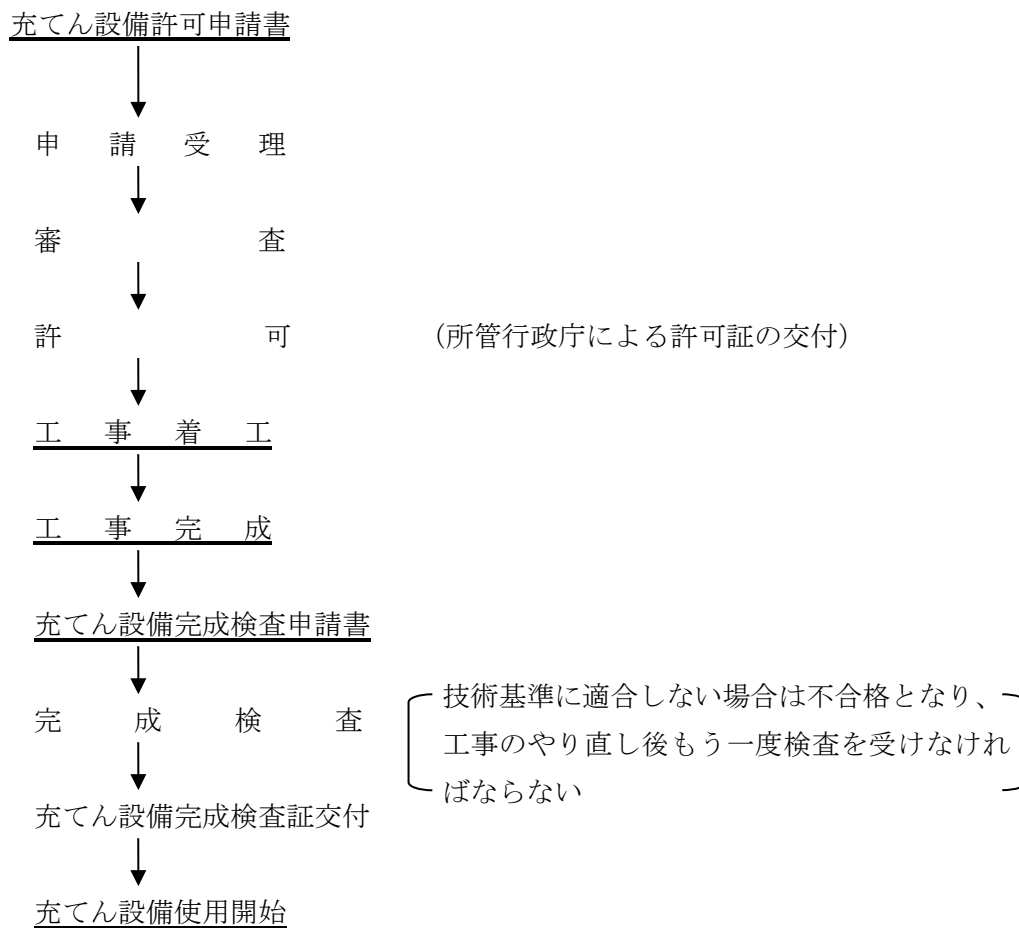
(1) 液石法でいう充てん設備は、保安法では移動式製造設備と呼ぶ。

また、充てん設備を設置する場合、液石法では1台ごとに新規の許可となるが、保安法では事業所ごとの許可が必要になる。

(2) 充てん作業者は、協会が行う充てん作業者再講習を5年ごとに受講する。また移動式製造設備であって、充てん設備の許可を受けている保安係員にあつては、協会が行う充てん作業者講習を5年ごとに受講する。(規則第74条)

2. 申請手続きの手順

- (1) 充てん設備許可申請書（液石法第37条の4第1項）
（下線が引いてあるものは、申請者がするもの）

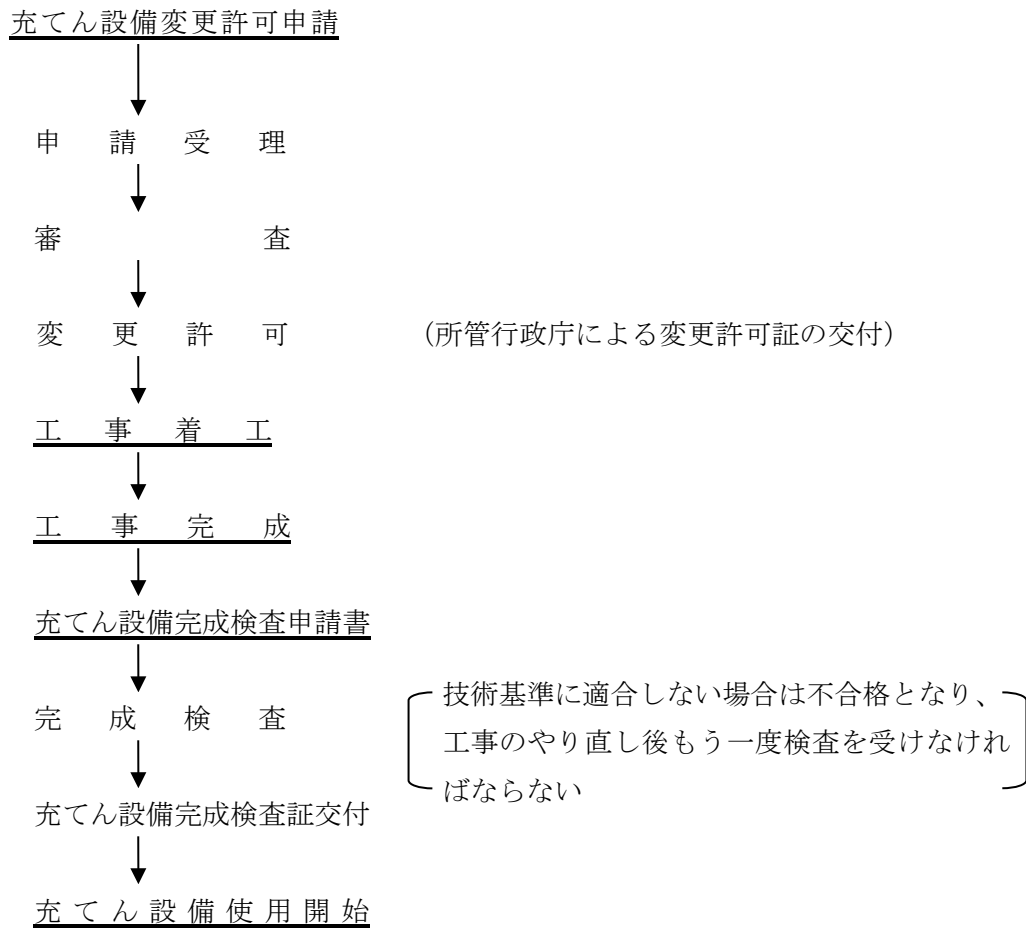


※ 許可を受ける必要がある者

- ① 静岡県内に充てん設備を新たに設置しようとする者
- ② 静岡県内に充てん設備を譲り受けようとする者

(2) 充てん設備変更許可申請書（液石法第37条の4 第3項）

（下線が引いてあるものは、申請者がするもの）



※ 変更許可を受ける必要がある者

所管行政庁に充てん設備の許可を受けている者で、充てん設備の使用の本拠の所在地、構造、設備又は装置を変更しようとする者。

ただし、P201に掲げる充てん設備の場合は充てん設備変更届となる。

なお、充てん設備の使用の本拠の所在地のみの変更で、同時に保安法の移動式製造設備として新規許可又は変更許可を受けた場合は、液石法の充てん設備変更届書を提出するだけでよい。

3. 充てん設備許可申請書

許可申請等に必要な書類

項目	書類	対応法令		備考	頁	様式
		保安法	液石法			
1	充てん設備許可申請書 (充てん設備変更許可申請書等)		○		—	P237 P238
2	高圧ガス製造許可申請書 (高圧ガス製造施設等変更許可申請書等)	○		液化石油ガス製造許可申請等について(赤本)参照	—	P245 P246
3	委任状	○		代理人(支店長等)が申請する場合に限る	—	—
4	案内図	○	○	設置場所から半径 2 km程度の図	—	—
5	付近の状況を示す図面	○	○	縮尺・車庫の構造、容器置場から第1種、第2種保安物件までの距離	—	—
6	製造計画書	○		変更許可申請の場合、変更明細書	—	P247
7	充てん設備・移動式製造設備の技術上の基準の対応状況	○	○		P209	—
8	容器置場の基準	○			P226	P224
9	移動基準の対応状況	○	○		P222	—
10	バルクローリー明細書	○	○		—	P205
11	機器等一覧表	○	○		—	P207
12	フローシート	○	○		—	—
13	処理設備の性能	○	○		—	—
14	高圧ガス設備の強度計算書	○	○		—	—
15	収入証紙 等	○	○	液石法と保安法で申請手数料が異なる	—	—

4. 充てん設備完成検査申請書（液石法第 37 条の 4 第 4 項 規則第 68 条）

許可を受けた充てん設備については、完成検査を受けなければならない。

完成検査に必要な書類

項目	書 類	備 考
1	充てん設備完成検査申請書	
2	高圧ガス製造施設完成検査申請書	
3	フローシート	機器番号を入れる
4	容 器	容器検査成績書
5	附属品	附属品検査成績書
6	検査成績書	高圧ガス設備試験等成績証明書 認定試験者試験等成績書 工業品検査所工業試験所等の証明書又は原材料メーカーのミルシート
7	写真等	容器置場の基準に合致していることを判明できるもの
8	車検証	使用の本拠地
9	充てん作業者講習修了証	
10	収入証紙 等	完成検査申請料

項目 3～6、8 に添付される書類について、液石法と保安法の両方の許可を受けた場合は、いずれかの完成検査申請書に添付する。

※ 検査当日準備するもの

- ①メジャー
- ②漏えい検知液
- ③検査用窒素（2.1MPa 以上）
- ④ガス漏れ検知器のテスト用器具

5. 充てん設備変更届(液石法第 37 条の 4 第 3 項)

(1) 届出が必要となる変更

以下の項目 1～3 に該当する変更 (液石法規則第 66 条)

項目	変更の内容	備考
1	液化石油ガスの通る部分の取替え (同種・同型式のものに限る)	変更前、変更後の内容がわかる図面等
2	液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え	変更前、変更後の内容がわかる図面等
3	充てん設備の撤去	撤去した充てん設備に係る許可証、 完成検査証

(2) 届出書類

- ① 充てん設備変更届書 (P236 様式第 37)
- ② 添付書類

6. 充てん設備の分解点検・整備の周期

移動式製造設備であって、充てん設備の許可を受けている充てん設備にあつては、分解点検・整備の周期はメーカーごとの推奨交換時期 (※) または、使用時間・使用状況・日常点検等を参考に事業者が定める。ただし、次の場合は周期に拘わらず実施する。

- (1) 外観検査を行って、配管、継手等に割れ、腐食、異常変形、その他欠陥が認められ、非破壊試験又は改修を行う必要があると判断したとき。
- (2) 漏洩検査を行って、配管、継手等の溶接部分に漏洩が認められ、分解点検・整備を行う必要があると判断したとき。
- (3) 耐圧試験を行い、変形、異常膨張、漏洩が認められ配管を補修する必要があると判断したとき。

※ 交換時期については、各メーカーに問い合わせること。

7. 保安検査

保安法と液石法の両方の許可を受けているバルクローリーは、液石法の保安検査を受検すれば、保安法の保安検査は不要になる。

保安法の他の製造設備の保安検査手数料については、全体の処理能力から当該バルクローリーの処理能力を除外して算定する。

なお、液石法では1台ごとに保安検査手数料が必要である。

8. 充てん事業報告(規則第132条)

充てん事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度末における充てんに係る一般消費者等の数及び充てんの作業に従事している作業者の数を報告しなければならない。

※ 静岡県においては毎年3月31日時点の状況を報告する。(1部)

9. その他

第三者が所有している設備を譲り受けた場合には、新規の許可が必要である。なお、当該充てん設備に何の変更も加えないときは、新たに完成検査を受ける必要はない。

また、保安法の許可を受けた場合は、次の手続きが別途必要である。

- ▶ 危害予防規程の制定(変更)、届出
- ▶ 保安統括者等の選任、届出
(原則として、液石法のみ新型バルクローリーの場合は不要)
- ▶ 製造の開始の届出
(新規許可申請の場合)

新型バルクローリー明細書

(規則第 64 条第 1 項の技術上の基準に対応する事項)

号	項 目	対 応 事 項	関連資料番号	配管系統No.
	配管系統図			
1	貯蔵設備			
2	耐圧試験			
3	気密試験			
4	肉厚強度			
5	充てんの為のポンプ			
6	発電機			
7	充てんホース			
8	安全継手			
9	カップリング用 液流出防止装置			
10	均圧ホース			
	均圧ホース用安全継手			
	均圧ホース用 脱着用カップリング			
11	緊急遮断装置			
12	液封防止			
13	液面計			
14	温度計			
15	圧力計			
16	誤発進防止装置			
17	緊急停止スイッチ			
18	自動停止装置			
18 イ	ガス検知			
18 ロ	衝撃検知			
18 ハ	扉開閉検知			

充てん設備については規則第 64 条第 1 項の基準を遵守します。

充てん作業については、規則第 72 条第 1 号及び第 2 号の基準を遵守します。

移動については、保安法液石則第 48 条の基準を遵守します。

記入例

新型バルクローリー明細書

インデックスを
添付すること

(規則第 64 条第 1 項の技術上の基準に対応する事項)

号	項目	対応事項	関連資料番号	配管系統No.
	配管系統図	検索分表示	3-6	—
1	貯蔵設備	KHK 容器検査合格品	3-2,3	—
2	耐圧試験	認定品・設備品は省略 他は強度計算書又は別途 4 倍 耐圧計算書添付	強度計算書 2-1~9 組立図 3-8~ 20	12-16,20・ 28-32 36-39
3	気密試験			
4	肉厚強度			
5	充てんの為のポンプ	軸シールレス	3-7	11
		遠隔操作スイッチ	3-6	88
6	発電機	火花を発生しない構造	なし(不使用)	なし(不使用)
7	充てんホース	JIS/k/6347 鋼線編組式 ホース	3-4,5,11,12	12・15
8	安全継手	LPG に侵されないもの	3-15	14・15
		ホース先端より 60cm 以下	3-4,5	
9	カップリング用 液流出防止装置	LPG に侵されないもの	3-4,5,17	16
		使用中移動中の耐振動		
10	均圧ホース	JIS/k/6347 鋼線編組式 ホース	3-4,5,13,14	29,31
	均圧ホース用安全継手	LPG に侵されないもの	3-16	30
		ホース先端より 60cm 以下	3-4,5	
均圧ホース用 脱着用カップリング	LPG に侵されないもの	3-4,5,18	32	
	使用中移動中の耐振動			
11	緊急遮断装置	ローリー用緊急遮断弁	3-4,5	3,4,5
12	液封防止	液封を防止する機構	4-1	3,4,5
13	液面計	フロート式	3-2,3	2
14	温度計	温度計の設置	3-4,5	20
15	圧力計	ブルドン管式	3-4,5	17,18
16	誤発進防止装置	総輪ブレーキ式	3-6	64,81,84,85
17	緊急停止スイッチ	緊急停止スイッチの設置	11	87,88
18	自動停止装置	警報を発生し又は表示	3-6 (操作盤 にて作動)	81,54,61,62
18 イ	ガス検知	接触燃焼方式	3-1,21	82
18 ロ	衝撃検知	加速度検知式	3-1,22	83
18 ハ	扉開閉検知	リミットスイッチ	3-1,23	84,85

充てん設備については規則第 64 条第 1 項の基準を遵守します。
 充てん作業については、規則第 72 条第 1 号及び第 2 号の基準を遵守します。
 移動については、保安法液石則第 48 条の基準を遵守します。

機 器 等 一 覧 表

No.	機器名称	仕様	設計圧力 (MPa)	計算肉厚 (mm)	使用肉厚 (mm)	耐圧試験 圧力(MPa)	気密試験 圧力(MPa)	区分

「区分」の欄
 附：容器附属品、 認：大臣認定品、 製：製造メーカー検査品、 型：型式認定品、 高：高圧ガス設備試験品

機 器 等 一 覧 表

No.	機器名称	仕 様	設計圧力 (MPa)	計算肉厚 (mm)	使用肉厚 (mm)	耐圧試験 圧力(MPa)	気密試験 圧力(MPa)	区分
1	容 器	17,2720 7,400 kg	2. 1	胴9. 14 鏡9. 10	9. 5 10. 5	3. 5	2. 1	容
2	液 面 計	マグネット式	2. 4	0. 07	2. 0	4. 0	2. 4	認
3	容器安全弁	バネ式 46φ	2. 1	0. 72	3. 5	3. 5	2. 1	附

「区分」の欄

附：容器附属品、 認：大臣認定品、 製：製造メーカー検査品、 型：型式認定品、 高：高压ガス設備試験品

保安法第 8 条第 1 号の経産省令で定める基準に対する保安法液石則第 9 条第 3 項の移動式製造設備（液石法第 37 条の 4 第 1 項の充てん設備）の規則第 64 条第 1 項に対する適合状況一覧（例）

号	項目	内容	対応状況	添付書類	No.
1	貯蔵設備	容器であること。	KHK 容器検査合格品とします。	強度計算書 組立図	2-1 3-2、3
2	液化石油ガスの通る部分	高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品又は告示で定めるところにより行う耐圧試験に合格したものであること。	① 高圧ガス設備試験合格品又は大臣認定品又は左記の耐圧試験に合格したものとみなします。 ② 常用の圧力の 1.5 倍以上の圧力で水を使用し行い、膨らみ、伸び、漏洩などの異常が無いことを確認します。 ③ 当該設備が脆性破壊を起こすおそれの無い温度で行います。 ④ 図面及び成績書又は別途 4 倍耐圧成績書を添付します。	強度計算書 組立図	2-1～22 3-8～40
3	気密試験	高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品又は告示の定めるところにより行う気密試験に合格したものであること。	① 高圧ガス設備試験合格品又は大臣認定品は左記の気密試験に合格したものとみなします。 ② 常用の圧力以上の圧力で空気その他の危険性の無い気体を使用して行い、規定圧力を 10 分間以上保持し漏洩の無いことを確認します。 ③ 当該設備が脆性破壊を起こすおそれの無い温度で行います。 ④ 図面及び成績書を添付します。	強度計算書 組立図	2-1～22 3-8～40

号	項目	内容	対応状況	添付書類	No.
4	肉厚強度	高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品又は告示に定める肉厚を有するものであること。	<p>① 高圧ガス設備試験合格品又は大臣認定品は左記の肉厚を有するものとみなします。</p> <p>② 液化石油ガスの通る部分の肉厚の算定は特定設備検査規則第12 条例示基準特定設備の技術上の基準の解釈第6 条を準用します。</p> <p>③ ②の算定方法が適用できないものにあつては水圧による加圧試験により常用の圧力の4 倍の圧力に常用の温度における材料の許容引張応力に対する加圧試験の温度における材料の許容引張応力の比を乗じて得られる値以上の圧力で破壊を生じないものを使用します。</p>	強度計算書 組立図	2-1～22 3-8～40
5	充てんのためのポンプ又は圧縮機	ポンプ又は圧縮機の起動及び停止のスイッチは遠隔操作ができるものであること。	軸シール部の無い構造のポンプを使用し、起動及び停止の起動及び停止のスイッチは遠隔操作ができる構造とします。	強度計算書 組立図	2-14 3-8
6	発電機	発電機は、火花を発しない構造であること。	該当しません	—	—

号	項目	内容	対応状況	添付書類	No.
7	充てんホース	JIS/K6347(1995)に規定した鋼線編組式ホースとすること。	JIS/K6347(1995)と同等以上の鋼線編組式ホースを使用します。	組立図	3-6、12 13
8	安全継手	告示で定めるところにより安全継手を設ける。	以下の条件を満たす安全継手を設けます。 ① 充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないもの。 ② 引張試験を行い、当該安全継手を OPA として、530N の引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ瞬時に液化石油ガスを遮断するもの ③ 充てんホースの先端から 60 cm 以内の位置に設置する。	強度計算書 組立図	2-15 3-6、13 16
9	カップリング用液流出防止装置	告示で定めるところによりカップリング用液流出防止装置を設けること。	以下の条件を満たすカップリング用液流出防止装置を設けます。 ① 充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものとしします。 ② 容易に切り離すことができるものとしします。 ③ 型式ごとに 1 万回以上の接続及び切り離しに耐えることができるものとしします。 ④ 型式ごとに着脱漏れ試験を行い、接続及び切り離しを 10 回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、液体状態に換算して 50 cm ³ 以下であることとしします。	強度計算書 組立図 型式試験成績書	2-8 3-6、18 6-5

号	項目	内容	対応状況	添付書類	No.
			<p>⑤ 型式ごとにキャップを装着して、バルブを装着し、1mの高さからコンクリート面に自然落下させたときに漏れが無く、かつ着脱性能に影響が生じないもの。</p> <p>⑥ 使用中及び輸送中に加えらるる振動に耐えうるもの。</p> <p>⑦ 見やすい箇所に</p> <p>1) 製造事業者の名称又は記号</p> <p>2) 製造番号</p> <p>3) 製造年月</p> <p>4) 呼び径</p> <p>を容易に消えることが無いように表示する。</p>		
10	均圧ホース	JIS/K6347(1995)に規定した鋼線編組式ホースとすること。	JIS/K6347(1995)と同等以上の鋼線編組式ホースを使用します。	組立図	3-6、14 15
	均圧ホース用安全継手	告示に定めるところにより安全継手及び均圧カップリングを設ける。	<p>以下の条件を満たす安全継手を設けます。</p> <p>① 充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないもの。</p> <p>② 引張試験を行い、当該安全継手の内圧を0PAとして、530Nの引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ瞬時に液化石油ガスを遮断するもの。</p> <p>③ 均圧ホースの先端から、60 cm以内の位置に設置する。</p>	<p>強度計算書</p> <p>組立図</p> <p>型式試験成績書</p>	2-18、19 3-6、15 17、19 6-6

号	項 目	内 容	対 応 状 況	添付書類	No.
	均圧ホース用 脱着用カップ リング		<p>以下の条件を満たす脱着用のカップリングを設けます。</p> <p>① 充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないもの。</p> <p>② 容易に切り離すことができるもの。</p> <p>③ 型式ごとの作動試験を行い、1万回以上の接続及び切り離しに耐えることができるもの。</p> <p>④ 型式ごとの着脱漏れ試験を行い、接続及び切り離しを10回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が気体状態で12ℓ以下であるもの。</p> <p>⑤ 型式ごとに1mの高さからコンクリート面に自然落下させたときに漏れが無く、かつ着脱性能に影響を生じないもの。</p> <p>⑥ 使用中及び輸送中に加わる振動に耐えるもの。</p> <p>⑦ 見やすい箇所に</p> <p>1) 製造事業者の名称又は記号</p> <p>2) 製造番号</p> <p>3) 製造年月</p> <p>4) 呼び径</p> <p>を容易に消えることが無いように表示する。</p>		

号	項目	内容	対応状況	添付書類	No.
11	緊急遮断装置	容器に取り付けられた配管に設けること。(容器に設けられている場合はこの限りではない。)	容器胴部にローリー用油圧式緊急遮断弁を設けます。	強度計算書 組立図	2-11 3-4、5 28、29
12	緊急遮断装置の液封防止措置	液封による配管又は充てんホースの破損を防止する機能を有する構造であること。 但し、液封が生じる恐れのある配管又は充てんホースに逃し弁を設置した場合はこの限りではない。	緊急遮断弁内部に液封防止措置を内蔵したものを使用します。 なお、配管部に取り付いている容器元弁は常時「開」と銘板により表示します。	説明書	6-1
13	液面計	告示で定めるところにより液面計を設ける。	以下の条件を満たすフロート式液面計を設けます。 ① 充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないもの。 ② 耐圧部分であるガイドパイプ部に SUS304 を使用し、かつ液面を測定する際、液化石油ガスを放出しないもの。(フロート式液面計) ③ JIS/D1601(1990)自動車部品振動試験に合格するもの。	組立図	3-2、3 34

号	項 目	内 容	対 応 状 況	添付書類	No.
14	温度計	告示で定めるところにより温度計を設ける。	以下の条件を満たす温度計を設けます。 ① 液化石油ガスの液相部を検知することができるものである。 ② 当該液化石油ガスの温度を適切に測定できるものであり、かつ最高目盛と最低目盛の範囲が100℃である。	組立図	3-4、5 32
15	圧力計	告示で定めるところにより圧力計を設ける。	以下の条件を満たすブルドン管式圧力計を設けます。 ① 液化石油ガスの通る部分のうち、通気配管部と液配管部（ポンプ出口）の2ヶ所に設置する。 ② JIS/B7504(1994)ブルドン管式圧力計で、測定範囲が当該区分の常用の圧力を適切に測定できるもの。	組立図	3-4、5 34
16	誤発進防止装置	告示で定めるところにより誤発進防止装置を設ける。	以下の機能を有するブレーキロック式誤発進防止装置を設けます。 ① ホース金具（カップリング受）に取り付いたリミットスイッチによりホースの取り外しを検出し、車両全輪のブレーキを作動させ、誤発進を防止する。 ② 操作箱に取り付いたリミットスイッチにより扉が閉じ、かつ充電ホースを確実にホース金具（カップリング受）に収納したことを検出しなければ①を解除しない。	配管系統図 組立図 防爆型式 検定合格証	3-7 3-1、25 5-3

号	項目	内容	対応状況	添付書類	No.
17	緊急停止スイッチ	告示で定めるところにより緊急停止スイッチを設ける。	1個は車両後部に固定したもの、もう1個は遠隔操作可能かつ携帯式とします。(リモコンタイプ) 緊急遮断の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプの停止と同時に行うものとします。 運転席内にブザーを鳴らし、液晶画面にて表示します。	組立図	3-1
18	インターロック機能	充てん作業中に次のイ～ハの異状を検出した場合、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジン停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあつては発電機の停止を行う機能を有すること。 その場合に警報を発し又は表示する装置を設ける。	充てん作業中に次のイ～ハの異状を検出した場合、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプの停止を同時に行う機能を有します。 その場合、警報として運転席内にブザーを鳴らし、同時に液晶画面が点滅表示します。	配管系統図	3-7 (操作盤)

号	項目	内容	対応状況	添付書類	No.
	(1) ガス検知	操作箱内に設置された設備であって告示で定める機能を有するものによりガス漏れを検知した場合。	<p>操作箱内のガス漏れを、下記条件を満たすガス漏れ検知器にて検知します。</p> <p>① 接触燃焼方式により検知エレメントの変化を電氣的機構により伝達し、イソブタン (LP ガス) 常温において 0.45% (25%LEL) に設定した濃度において自動的に警報を発するもの。</p> <p>② 警報精度は警報設定値に±25%とし、電源の電圧等が10%変動した場合でも警報精度は低下しないもの。</p> <p>③ 検知から発信に至るまでの遅れは、警報設定値の1.6倍の濃度において、30秒以内とする。</p> <p>④ ブザーは液化石油ガスの濃度が低下しても、充てん作業者がその確認を行い、リセット操作を行うまで鳴り続けるものとする。</p> <p>⑤ 材質はADC-12 (ダイカスト用アルミ合金) とし、十分な強度、耐久力を有し、液化石油ガスに接触する部分の耐食性も十分なものとする。</p> <p>⑥ 労働安全衛生法第44条による検定に合格する防爆性を有するもの。</p> <p>⑦ JIS/D1601 (1990) 自動車部品振動試験に合格するもの。</p>	<p>組立図</p> <p>振動試験成績書</p> <p>防爆型式検定合格証</p>	<p>3-1、23</p> <p>4-2</p> <p>5-2</p>

号	項目	内容	対応状況	添付書類	No.
		操作箱内に設置された設備であって告示で定める機能を有するものによりガス漏れを検知した場合。	<p>① 警報として運転席内にブザーを鳴らし、同時に液晶画面が点滅表示するもの。</p> <p>② 検出部は操作箱内に1個設置する。</p>	<p>組立図</p> <p>振動試験成績書</p> <p>防爆型式検定合格証</p>	<p>3-1、23</p> <p>4-2</p> <p>5-2</p>
	(2) 衝撃検知	自動車の衝突など異常な衝撃を告示で定める機器により検知した場合。	<p>自動車の衝突など異常な衝撃を以下の条件を満たす振動検知器にて検知します。</p> <p>① 100m/s²以上の振動加速度を検知したときに作動するもの。</p> <p>② 車両後部左側、リヤバンパ内に1個設置する。</p> <p>③ JIS/D1601(1990)自動車部品振動試験に合格するもの。</p>	<p>組立図</p> <p>防爆型式検定合格証</p>	<p>3-1、25</p> <p>5-3</p>
	(3) 扉開閉検知	充てん中に操作箱の扉が開いた場合。	防爆構造(d 2G4)を有する検知機器(リミットスイッチ)により充てん作業中に操作箱が開かれたことを検知します。	<p>組立図</p> <p>防爆型式検定合格証</p>	<p>3-1、25</p> <p>5-3</p>

号	項目	内容	対応状況	添付書類	No.
19	(充てん設備の使用の本拠の所在地)				
	14条第1号	充てん設備の使用の本拠の所在地の明示	白線などで明示し、外部より見やすいように警戒標を掲げます。	敷地図面	添付書類
	14条第2号	第1種、第2種施設距離	第1種保安物件に対して第1種施設距離以上、 第2種保安物件に対して第2種施設距離以上を確保する。 第1種施設距離(θ_1) = 22.5m 第2種施設距離(θ_2) = 15.0m 最寄りの保安物件 第1種：物件名 若葉小学校 約 360 m 第2種：物件名 「山田一郎宅」 約 45 m	敷地図面	添付書類
	14条の3号	障壁	保安物件が距離内にない為に設けません。		
	14条の5号	L P ガスが滞留しない構造	4方向開放。		

充てん作業の技術上の基準

保安法第 8 条第 2 号の経産省令に定める基準に対する保安法液石則第 9 条第 4 項の基準に対する事項【例】

(液石法第 37 条の 5 第 2 項、規則第 72 条の技術上の基準に対する事項)

号	項 目	対 応 状 況
1	充てん設備により、バルク容器又はバルク貯槽へ充てんする場合	
	イ.	液化石油ガスを最初に充てんする場合は、バルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること。 並びにバルク容器又はバルク貯槽に係わる気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認します。
	ロ.	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備(充てん口を含む)の外側から第 1 種保安物件に対し、1.5m 以上、第 2 種保安物件に対し 1m 以上の距離があることを確認します。
	ハ.	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備とバルク容器又はバルク貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいが無いことを確認します。
	ニ.	充てんホースの上を車両が通過しないようにします。
	ホ.	充てん作業中は、充てん設備の周囲から見やすい場所に、充てん作業中及び火気厳禁の標識を掲げます。
	ヘ.	充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯します。
	ト.	充てん作業中は、車止めを設けること等により車両を固定します。
	チ.	充てん作業中は、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量がバルク容器又はバルク貯槽の容積 85% (地盤面下に埋設されたバルク容器又はバルク貯槽であつて、内容積が 2 千リットル以上のものにあつては 90%) を超えないようにします。
	リ.	充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行います。
	ヌ.	充てん作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後、キャップを装着し、ブリーダ弁を閉じます。
	ル.	バルク容器の液取入バルブ又はバルク貯槽の液取入弁は、液封を防止するため常時開放しておきます。
	ヲ.	充てんするときは、あらかじめ、バルク容器が基礎に確実に設置され、安全な充てんが可能であることを確認します。

規則第 72 条の技術上の基準に対する事項（例）

号	項 目	対 応 状 況
	ワ.	充てん設備の使用の本拠の所在地の周囲 2m 以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置きません。
2	充てん設備により容器（バルク容器を除く）又は貯槽に充てんする場合	
	イ.	液化石油ガスを最初に充てんする場合は、バルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること 並びにバルク容器又はバルク貯槽に係わる気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認します。
	ロ.	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む）の外側から第 1 種保安物件に対し 15m 以上、第 2 種保安物件に対し 10m 以上の距離があることを確認します。
	ハ.	内容積千リットルを超える容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認します。
	ニ.	内容積千リットル以下の容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認します。
	ホ.	貯槽に充てんするときは、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の 90%を超えないようにします。
	ヘ.	充てん設備と容器又は貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認します。
	ト.	充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行います。
	チ.	前頁 1 号ニを参照 前頁 1 号ホを参照 前頁 1 号へを参照 前頁 1 号トを参照 上記 1 号ワを参照

保安法液石則第 48 条の基準に対する事項（例）

号	項 目	対 応 状 況	資 料
1	警戒標	▶ 車両の前後に高圧ガス標示板を掲げます。	別添資料 移動式製造設備の構造図
2	温度計等	▶ 充てん容器等はその温度を常に 40℃以下に保ちます。 ▶ 容器内温度を管理するため目盛範囲 -30℃～+70℃の温度計 1ヶ常備します。	別添資料 配管系統図
3	防波板	▶ タンク本体内部に 3 枚設けます。	別添資料 移動式製造設備の構造図
4	高さ検知棒	▶ 運転台の屋根上に 1 本常備します。	別添資料
5	容器後面と後バンパーとの距離	▶ 弁取付位置が該当せず。	
6	容器後面と後バンパーとの距離	▶ 容器の後面と車両の後バンパー後面との水平距離は 30 cm以上とします。 実際寸法： 101 cm	別添資料 移動式製造設備の構造図
7	操作箱と後バンパーとの距離	▶ 車両左側へ常備し、後バンパー後面との水平距離は 20cm 以上とします。 実際寸法： 388cm	別添資料 移動式製造設備の構造図
8	附属品の損傷防止	▶ 固定式プロテクター（材質 SS400, 厚さ 9 mm）を設けます。	別添資料 タンク本体組立図
9	液面計	▶ フロート式液面計を常備します。	別添資料 移動式製造設備の構造図
10	開閉表示	▶ 開閉表示板を常備します。	
11	点検	▶ 移動開始、終了時にガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のある時は補修その他の危険を防止するための措置をします。	
12	資材・工具等	▶ 粉末消火器及び防災工具を常備します。	別添資料 移動式製造設備の構造図
13	駐車	▶ 駐車する場合にあつては、充てん容器等に液化石油ガスを受け入れ送り出すときを除き第 1 種保安物件の近辺及び第 2 種保安物件が密集する地域を避け、かつ交通量が少ない安全な場所を選びます。 また、運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れません。	

号	項目	対応状況	資料
14	移動監視者	▶ 移動の監視者は、丙種化学責任者免状所持者を乗務員とします。	
15	免状の携帯	▶ 移動するときは免状を携帯します。	
16	危険時の措置	▶ 車両に固定した容器により、質量 3000 kg以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ当該高圧ガスの移動中充てん容器等が危険な状態となった場合、又は当該容器等に係わる事故が発生した場合における荷送人へ確実に連絡するための措置、荷送人又は移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他、高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置、その他の災害発生又は拡大防止のために必要な措置をします。	
17	繁華街及び二人乗車	▶ 移動するときは繁華街又は人ごみを避けます。 ▶ 下記の場合は、車両 1 台について運転者を 2 人充てます (イ) 連続運転時間が 4 時間を超える場合 (ロ) 運転時間が、1 日当たり 9 時間を超える場合	
18	イエロー・カード	▶ 移動するときは、運転者が移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面（イエロー・カード）を常に携帯させ、注意事項を遵守します。	

※ 容器置場

LPガスバルクローリーは、基準通りに設置した容器置場に駐車します。

誤発進防止装置

LPガスバルクタンクローリーには、充てん作業終了後ホースを完全に格納し、バルブ類操作箱のドアを、確実に閉じなければ発進できない誤発進防止装置を装備します。

容 器 置 場 の 基 準

(保安法液石則第9条第1項第5号<<保安法液石則第6条第1項第35号(ホ)を除く>>の技術上の基準に対応する事項)

号	項 目	対 応 事 項		
5	容 器 置 場	警 戒 標		
		第1種置場距離及び 第2種置場距離	面 積	m ²
			置場距離	$\varnothing 1 = \quad \quad \quad \text{m}$ $\varnothing 2 = \quad \quad \quad \text{m}$ $\varnothing 3 = \quad \quad \quad \text{m}$ $\varnothing 4 = \quad \quad \quad \text{m}$
			第1種保安物件名 (物件名))	
			水平距離 m	
			第2種保安物件名 (物件名))	
		水平距離 m		
障 壁				
ガスが滞留しない 構 造				
消 火 設 備				


(保安法液石則第9条第2項の第2号<<保安法液石則第6条第2項の第7号(ハ)>>の技術上の基準に対応する事項)

火 気 と の 距 離	施設名	
	法定距離	2 m
	水平距離 m	
	緩和措置	有 ・ 無
緩和措置の方法 ())		
迂回距離 m		


【記入例】

容 器 置 場 の 基 準


(保安法液石則第9条第1項第5号<<保安法液石則第6条第1項第35号(ホ)を除く>>の技術上の基準に対応する事項)

号	項 目	対 応 事 項		
5	容 器 置 場	警 戒 標 A	・ L P ガス容器置場 ・  火気厳禁	
		第1種置場距離及び 第2種置場距離	面 積	3 0 . 0 0 m ²
			置場距離	ℓ1= 2 2 . 5 m ℓ2= 1 5 . 0 m ℓ3= 1 1 . 2 5 m ℓ4= 7 . 5 m
			第1種保安物件名 (物件名 若葉小学校) 水平距離 3 6 0 m	
			第2種保安物件名 (物件名 「山田 一郎宅」) 水平距離 4 5 m	
			障 壁 C	保安物件が距離内にない為に設けません
		ガスが滞留しない 構 造 D	4 方向開放	
消 火 設 備 E	A B C 消火器 2 0 型 × 2 本			

(保安法液石則第9条第2項の第2号<<保安法液石則第6条第2項の第7号(ハ)>>の技術上の基準に対応する事項)

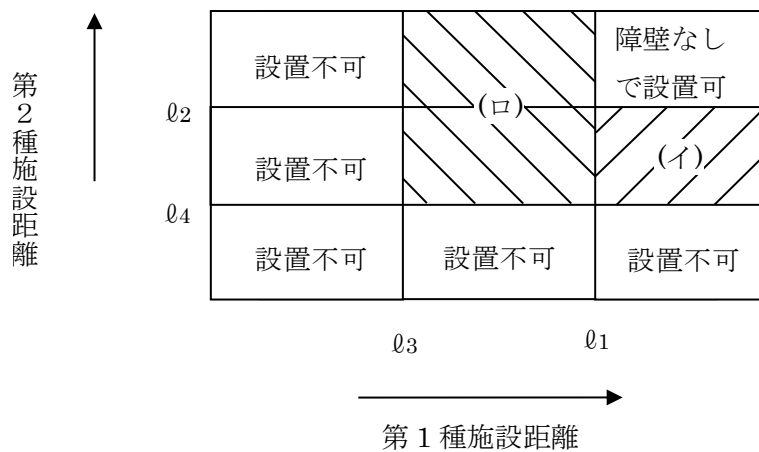
火 気 と の 距 離	施設名 焼 却 炉	
	法定距離 2 m	水平距離 1 0 m
	緩和措置	有 ・  無
F		緩和措置の方法() 迂回距離 m

容器置場の基準

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
A	<p>警戒標</p> <p>容器置場は、明示され、かつその外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。</p> <p>保安法液石則第6条第1項 第35号イ</p>	<p>警戒標は次の基準による。</p> <p>(1) 警戒標を掲げる場所は、販売施設の出入口又は販売施設等に近接又は、立ち入ることができる場所の周辺の外部から見やすい場所とする。この場合近接又は立ち入ることができる方向が数方向ある場合には、それぞれの方向に掲げること。</p> <p>(2) 警戒標の表示は次のとおりとする。(いずれもたて型でもよい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① LPガス容器置場 ②  (赤色文字とする。) ③ 火気厳禁 (赤色文字とする。) ④ 貯蔵施設等の管理者の氏名、住所 ⑤ 貯蔵施設等の管理者の電話番号 <p>保安法例示基準1.</p>

施 設 基 準	備 考
<p>さく、へいのある場合は、さく、へい、貯蔵施設等外部から見やすい場所の出入口付近に表示するものとする。</p> <p>(2)、⑤の次に「無断立入禁止」の標識を追加すること。</p>	

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等		
B	<p>容器置場の施設距離</p> <p>容器置場は、2階建以下とする</p> <p>保安法液石則第6条第1項 第35号ロ</p> <p>容器置場(貯蔵設備であるものを除く。)であって、次の表に掲げるもの以外のものは、その外面から、第1種保安物件に対し第1種施設距離以上の距離を、第2種保安物件に対し第2種施設距離以上の距離を有すること。</p> <p>保安法液石則第6条第1項 第35号ハ</p>	<p>自社敷地内で第2種施設距離は確保すること。</p> <p>液石法通達(規則関係)第14条2.</p>		
容器置場の区分	貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離	貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離		
(イ)	l_1 以上	l_4 以上 l_2 未満		
(ロ)	l_3 以上 l_1 未満	l_4 以上		
(単位： m)				
	$0 \leq X < 8$	$8 \leq X < 25$	$25 \leq X$	備 考
l_1	$9\sqrt{2}$ (12.73)	$4.5 \sqrt{X}$	22.5	第1種施設距離
l_2	$6\sqrt{2}$ (8.49)	$3 \sqrt{X}$	15	第2種施設距離
l_3	0	$2.25 \sqrt{X}$	11.25	障壁構造時の第1種施設距離
l_4	0	$1.5 \sqrt{X}$	7.5	障壁構造時の第2種施設距離
Xは、容器置場の面積を表す。				



項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
C	<p>障壁</p> <p>規則 6 条第 35 号第 1 項ハの表に掲げる容器置場には、第 1 種施設距離内にある第 1 種保安物件又は第 2 種施設距離内にある第 2 種保安物件に対し厚さ 12 cm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。</p> <p>保安法液石則第 6 条第 1 項 第 35 号ニ</p>	<p>障壁構造とは次の各号に掲げるものであって、高さ 1.8m 以上の堅固な基礎の上に構築され対象物を有効に保護できるものであること。</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート造り</p> <p>厚さ 12 cm 以上のコンクリート造りで、直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋したものであること。</p> <p>(2) コンクリートブロック造り</p> <p>厚さ 15cm 以上のコンクリートブロック造りで、直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロック空洞部にコンクリートモルタルを充てんしたものであること。</p> <p>保安物件に対する障壁は仰角を考慮すること。</p> <p>(3) 鋼板製障壁</p> <p>① 厚さ 3.2 mm 以上の鋼板に、縦横 40 cm 以下の間隔に 30×30 mm 以上の等辺山形鋼を溶接で取り付けて補強したものであること。</p> <p>② 厚さ 6 mm 以上の鋼板に、縦横 1.8m 以下の間隔に 30×30 mm 以上の等辺山形鋼を溶接で取り付けて補強したものであること。</p> <p>保安法例示基準 2.</p>

施 設 基 準	備 考

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
D	<p>ガスが滞留しない構造</p> <p>容器置場は当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。</p> <p>保安法液石則第6条第1項 第35号へ</p>	<p>漏えいした液化石油ガスが滞留しないような構造又は措置は、次の基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) 床面に接し、かつ、外気に面して設けられた換気口の通風可能面積の合計が床面積1m²につき300cm²(金網等を取り付けた場合は、その大きさによって減少する面積を差引いた面積とする。)の割合で計算した面積以上(1箇所の換気口的面積は2400cm²以下とする。)であること。この場合、四方を障壁等で囲まれている場合にあってもは、換気口は2方向以上に分散して設けること。</p> <p>(2) 次の基準に適合した強制換気装置を設けること。</p> <p>① 通風能力が床面積1m²につき0.5m³/min以上であること。</p> <p>② 吸入口を床面近くに設けること。</p> <p>③ 排気ガス放出口を地盤面上より5m以上高い位置に設けること。</p> <p>保安法例示基準11.</p>
E	<p>消火設備</p> <p>容器置場には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。</p> <p>保安法液石則第6条第1項 第35号チ</p>	<p>貯槽以外の貯蔵設備(容器置場を含む。)、処理設備又は消費設備の中にある液化石油ガスの停滞量10tにつき能力B-10の粉末消火器1個相当以上のものを設置すること。この場合、最少設置数量は、能力単位B-10の消火器3個(容器置場にあつては2個)相当であること。</p> <p>保安法例示基準26.</p>

施 設 基 準	備 考

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
F	<p>火気との距離</p> <p>貯蔵施設の周囲2m以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵施設に厚さ9cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁を設けた場合は、この限りでない。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保安法液石則第6条第2項 第7号のハ</p> <p>貯蔵施設には、携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入らないこと。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保安法液石則第6条第2項 第7号のヘ</p>	<p>防火上有効な障壁とは次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート</p> <p>厚さ9cm以上の鉄筋コンクリート造りで、直径9mm以上の鉄筋を縦横40cm以下の間隔に配筋したものであり、高さ1.8m以上で火気又は引火性若しくは発火性の物を隔離できるものとする。</p> <p>(2) コンクリートブロック造り</p> <p>厚さ12cm以上のコンクリートブロック造りで、直径9mm以上の鉄筋を縦横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部は確実に結束し、高さ1.8m以上のもので、火気又は引火性若しくは発火性の物を隔離できるものであること。</p>

施 設 基 準	備 考
<p>貯蔵施設の換気口と当該火気との間の迂回水平距離は2mを超えること。</p> <p>電気設備を設ける場合は防爆構造の器具を用い、電動機等必要な箇所には100Ω以下のアースをとること。</p> <p>携帯電灯は防爆構造とする。</p>	<p>火気とは一般に火をいい、ライター・マッチの火、煙草の火、焚火、ストーブの火、ボイラーの火、自動車のエンジンの火花等も含まれる。</p> <p>また、電灯類(防爆構造を除く)スイッチ、浄化槽用モーター(密閉式地下埋設型を除く)、空調設備のモーター等も含む。</p> <p>貯蔵施設の換気口から2m以内に火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。</p>

様式第 35 (第 63 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 許可番号	

充てん設備許可申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑨

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 2 充てん設備の貯蔵設備の記号及び番号並びに貯蔵能力

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 許可番号	

充てん設備変更許可申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 3 項で準用する同法第 37 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 変更しようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

2 充てん設備の変更の内容

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

充てん設備変更届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 3 項で準用する同法第 37 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届出します。

1 変更の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 38 (第 68 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 検査番号	

充てん設備完成検査申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 4 項で準用する同法第 37 条の 3 第 1 項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 検査を受けようとする充てん設備の許可の年月日及び許可番号

2 検査を受けようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 検査番号	

充てん設備保安検査申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 第 1 項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号

3 前回の保安検査の検査年月日及び充てん設備保安検査証の検査番号

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

充てん設備保安検査受検届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

㊞

住 所 〒

連 絡 担 当 者 名

電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 第 1 項ただし書きの規定により、次のとおり届け出します。

1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号

2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

3 検査実施者の名称及び検査年月日

4 充てん設備保安検査証の検査番号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

充てん事業報告

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

印

〒

住 所

連 絡 担 当 者

電 話

▶ —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1 報告する事業年度の期間

年 月 日から 年 月 日

2 充てんに係る一般消費者等の数

- | | |
|-----------|------------|
| 1) 充てん設備数 | 件数 (許可設備数) |
| 2) 供給設備数 | 件数 |
| 3) 消費者戸数 | 戸数 (メーター数) |

3 充てんの作業に従事している充てん作業者の数

人

※ 2 の消費者とはバルク供給を受けている消費者数
工業用消費者は除く

【記入例】

充てん事業報告

〇〇××年 5月20日

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 静岡プロパン株式会社
静岡 一郎 ㊞
〒420-0064
住 所 静岡市葵区本通6丁目1-10
連 絡 担 当 者 清水 太郎
電 話 054-255-2451

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1 報告する事業年度の期間

〇〇××年 ×月 ×日から〇〇××年 ×月××日

2 充てんに係る一般消費者等の数

- 1) 充てん設備数 1 件数 (許可設備数)
- 2) 供給設備数 50 件数
- 3) 消費者戸数 300 戸数 (メーター数)

3 充てんの作業に従事している充てん作業者の数

2 人

※ 2 の消費者とはバルク供給を受けている消費者数
工業用消費者は除く

様式第 1 (第 3 条関係)

高圧ガス製造許可申請書	液	× 整理番号	
		× 審査結果	
	石	× 受理年月日	年 月 日
		× 許可番号	
名 称(事業所の名称を含む)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地		〒	
事 業 所 所 在 地		〒	
欠格事由に関する事項	1 高圧ガス保安法第 38 条第 1 項の規定により許可を取り消され、取消の日から 2 年を経過しない者		
	2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者		
	3 成 年 被 後 見 人		
	4 法人であって、その業務を行なう役員のうち前 3 号のいずれかに該当する者があるもの		

年 月 日

名 称
代表者氏名

Ⓔ

様

備考 ×印の項は記載しないこと。

担当者 所属

氏 名

T E L

様式第 4 (第 15 条関係)

第 2 編 第 5 章

高圧ガス製造施設等 変更許可申請書	液	× 整理番号	
		× 審査結果	
		× 受理年月日	年 月 日
	石	× 許可番号	
名 称 (事業所の名称を含む)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地		〒	
事 業 所 所 在 地		〒	
変 更 の 種 類			

年 月 日

名 称
代表者氏名

⑩

様

- 備考 1 ×印の項は記載しないこと。
2 二以上の変更の許可申請を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。

担当者 所属 氏 名

TEL

製 造 計 画 書 変 更 明 細 書

1 製造の目的

2 変更の内容

3 処理設備の処理能力

既設、増設	処 理 設 備	処理能力 (m ³ /日)
合 計		

$$Q = L \times \rho \times 22.4 / M \times 60 \times 24$$

Q : LPガス(プロパン)の1日当りの処理能力 (m³/日)

L : ポンプの能力 (ℓ/min)

ρ : LP(プロパン)ガスの液密度(0℃) 0.53 (kg/ℓ)

M : LP(プロパン)ガスの分子量 44

$$Q = \frac{\text{ } (\ell/\text{min})}{\text{ }} \times 0.53 \times 22.4 / 44 \times 60 \times 24$$

$$= \frac{\text{ }}{\text{ }} (\text{m}^3/\text{日}) \quad (\text{小数点以下切捨て})$$

4 貯蔵設備の貯蔵能力

既設、増設	貯 蔵 設 備	貯 蔵 能 力 (kg)
合 計		

$$W = V / C$$

W : LPガス(プロパン)の貯蔵能力 (kg)

V : 容器の内容積 (ℓ)

C : 容器保安規則第 22 条に定める値 2.33

$$W = \frac{\quad (\ell)}{\quad} / 2.33$$

$$= \frac{\quad (\text{kg})}{\quad} \quad (\text{バルクローリーのみ 10kg 未満は切捨て})$$

【記入例】

~~製 造 計 画 書~~
変 更 明 細 書

1 製造の目的

移動式製造設備を設置し、工業用消費先の貯蔵設備にLPガスを移充てんする。

2 変更の内容

既設のLPガス充てん所に、移動式製造設備を1台増車する。

3 処理設備の処理能力

既設、増設	処 理 設 備	処理能力 (m ³ /日)
既 設	プロパンポンプ	93,038
既 設	ブタンポンプ	83,303
既 設	ガスコンプレッサー	4,877
増 設	移動式製造設備	77,708
合 計		258,926

$$Q = L \times \rho \times 22.4 / M \times 60 \times 24$$

Q : LPガス(プロパン)の1日当りの処理能力 (m³/日)

L : ポンプの能力 (ℓ/min)

ρ : LPガス(プロパン)の液密度(0℃) 0.53 (kg/ℓ)

M : LPガス(プロパン)の分子量 44

$$Q = \frac{200}{77,707} \frac{(\ell/\text{min})}{(\text{m}^3/\text{日})} \times 0.53 \times 22.4 / 44 \times 60 \times 24$$

(小数点以下切捨て)

4 貯蔵設備の貯蔵能力

既設、増設	貯 蔵 設 備	貯 蔵 能 力 (kg)
既 設	20トンタンク (プロパン)	19,900
既 設	20トンタンク (ブタン)	22,400
増 設	移動式製造設備	7,400
合 計		49,700

$$W = V / C$$

W : LPガス(プロパン)の貯蔵能力 (kg)

V : 容器の内容積 (ℓ)

C : 容器保安規則第22条に定める値 2.33

$$\begin{aligned}
 W &= \frac{17,242 \text{ (ℓ)}}{2.33} \\
 &= \frac{7,400 \text{ (kg)}}{\text{(バルクローリーのみ 10kg 未満は切捨て)}}
 \end{aligned}$$

従来型バルクローリー明細書

(保安法液石則第9条第1項の技術上の基準に対応する事項)

号	項 目	対 応 事 項			
1	引火性又は発火性物 質				
2	警 戒 標				
3	高压ガス設備の耐圧試験				
	高压ガス設備の気密試験				
	高压ガス強度肉厚				
4	消 火 設 備				
5	容器置場	警 戒 標			
		第1種置場距離及び 第2種置場距離	面 積	m ²	
			置 場 距 離	01=	m
				02=	m
				03=	m
			04=	m	
		第1種保安物件 (物件名)		水平距離 m	
		第2種保安物件 (物件名)		水平距離 m	
障 壁					
ガスが滞留しない構造					
消 火 設 備					

規則第16条の第7号に対応する事項

火 気 と の 距 離	施設名			
	法定距離	2 m	水平距離	m
	緩和措置	有 ・ 無	緩和措置の方法 ()	
			迂回距離	

製造の方法については、保安法液石則第9条第2項の基準を遵守します。

充てん作業については、規則第72条第3号の基準を遵守します。

移動については、保安法液石則第48条の基準を遵守します。

【記入例】

従来型バルクローリー明細書

(保安法液石則第9条第1項の技術上の基準に対応する事項)

号	項目	対応事項		
1	引火性又は発火性物	なし		
2	警戒標	あり		
3	高圧ガス設備の耐圧試験	検査試験成績書による (追って提出)		
	高圧ガス設備の気密試験	検査試験成績書による (追って提出)		
	高圧ガス強度肉厚	機器等一覧表、強度計算参照		
4	消火設備	能力単位A-5・B-12・C 粉末消火器3個取付		
5	容器置場	警戒標	あり	
		第1種置場距離及び第2種置場距離	面積	400 m ²
			置場距離	01= 22.5 m 02= 15 m 03= m 04= m
			第1種保安物件 (物件名 若葉小学校)	水平距離 100 m
			第2種保安物件 (物件名 住宅「山田一郎宅」)	水平距離 50 m
		障壁	なし	
		ガスが滞留しない構造	図面参照	
		消火設備	能力単位A-5・B-12・C 粉末消火器2個取付	

規則第16条の第7号に対応する事項

火気との距離	施設名			
	法定距離	2 m	水平距離	m
	緩和措置	有・無	緩和措置の方法()	
			迂回距離	m

製造の方法については、保安法液石則第9条第2項の基準を遵守します。

充てん作業については、規則第72条第3号の基準を遵守します。

移動については、保安法液石則第48条の基準を遵守します。

移動式製造設備による製造の技術上の基準【例】

保安法第8条第2号の経産省令で定める基準に対する保安法液石則第9条第2項の基準に対する事項

号	項 目	対 応 状 況
1	イ.	車両に固定された容器（当該車両の燃料の用のみに供する液化石油ガスを充てんするためのもに限る。）には充てんしません。
	ロ.	充てんするときは、あらかじめ、製造設備の外側から第1種保安物件に対し15m以上、第2種保安物件に対し、10m以上の距離があることを確認します。
	ハ.	内容積千リットルを超える容器または貯槽に充てんするときは、液面計もしくは過充てん防止装置が設けられていることを確認します。
	ニ.	内容積千リットル以下の容器または貯槽に充てんするときは、液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認します。
	ホ.	貯槽に充てんするときは、液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の90%を超えないようにします。
	ヘ.	充てんするときは、移動式製造設備の原動機から火花の放出を防止する措置を講じます。
	ト.	製造設備の配管と貯槽または容器との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認します。
	チ.	充てんするときは、製造設備に生じる静電気を除去する措置を講じます。
	リ.	車両に固定した容器（内容積が4千リットル以上のものに限る）に液化石油ガスを送り出したり受け入れるときは、車止めを設けること等により、車両を固定します。
2	貯蔵設備である充てん容器等及び容器置場の基準	
	イ.	充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。
	ロ.	計量器等作業に必要なもの以外のものを置きません。
	ハ.	容器置場の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性もしくは発火性のものを置きません。
	ホ.	充てん容器等（内容積が5千リットル以下のものを除く）には転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ粗暴な取扱いはしません。
	ヘ.	容器置場には、携帯電灯以外の燈火を携えて立ち入りません。

従来型バルクローリー充てん作業の技術上の基準【例】

液石法第 37 条の 4 第 1 項の充てん設備が、保安法液石則第 2 条第 9 号に定める移動式製造設備である場合

条項	項 目	対 応 状 況
規則 第 72 条 第 3 号	イ.	<p>液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器、貯槽またはバルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること、または残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること。</p> <p>並びに容器、貯槽またはバルク貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認します。</p>
	ロ.	<p>充てん設備の停止場所は、他の車両と接触事故等を起こすおそれのない場所で、液化石油ガスを供給する者または供給を受ける者の所有または占有する土地とします。</p>
	ハ.	<p>充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む）の外側から第 1 種保安物件に対し 15m 以上、第 2 種保安物件に対し 10m 以上の距離があることを確認します。</p>
	ニ.	<p>内容積千リットルを超える容器または貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器または貯槽に液面計または過充てん防止装置が設けられていることを確認します。</p>
	ホ.	<p>内容積千リットル以下の容器または貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器または貯槽に、液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認します。</p>
	ヘ.	<p>貯槽に充てんするときは、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の 90% を超えないようにします。</p>
	ト.	<p>充てんするときは、充てん設備の原動機からの火花の放出を防止する措置を講じます。</p>
	チ.	<p>充てんするときは、充てん設備に生じる静電気を除去する措置を講じます。</p>

様式第5（第16条関係）

高圧ガス製造施設 軽微変更届書	液	× 整理番号	
	石	× 受理年月日	年 月 日
名 称（事業所の名称を含む）			
事 務 所（本 社）所 在 地	〒		
事 業 所 所 在 地	〒		
変 更 の 種 類			

年 月 日

名 称
代表者氏名

印

様

- 備考 1 ×印の項は記載しないこと。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

担当者 所属

氏 名

TEL

様式第 13 (第 32 条関係)

製造施設完成検査 申請書	液 石	× 整理番号	
		× 審査結果	
		× 受理年月日	年 月 日
		× 許可番号	
名称 (事業所の名称を含む)			
事務所 (本社) 所在地		〒	
事業所所在地		〒	
許可年月日		年 月 日	
許可番号		防消防 第 号 の	
完成年月日		年 月 日	

年 月 日

名 称

代表者氏名

Ⓜ

様

備考 1 ×印の項は記載しないこと。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

担当者 所属

氏 名

TEL

様式第 31 (第 61 条関係)

危害予防規程届書	液	(制定)	×整理番号	
	石	(変更)	×受理年月日	年 月 日
名 称(事業所の名称を含む)				
事務所(本社)所在地				
事業所所在地				

年 月 日

名 称

代表者氏名

印

様

- 備考
1. ×印の項は記載しないこと。
 2. 添付書類、危害予防規程
 3. 変更の場合は、新旧対照表及び変更明細書を添付すること。

担当者 所属

氏 名

T E L

様式第 32 (第 65 条関係)

高 圧 ガ ス 保 安		液	(選任)	×整理番号	
統 括 者 届 書		石	(解任)	×受理年月日	年 月 日
名 称(事業所の名称を含む)					
事 務 所 (本 社) 所 在 地		〒			
事 業 所 所 在 地		〒			
保 安 統 括 者 等 の 区 分					
製 造 施 設 の 区 分					
選 任	製 造 保 安 責 任 者 免 状 の 種 類				
	保 安 統 括 者 等 の 氏 名				
解 任	製 造 保 安 責 任 者 免 状 の 種 類				
	保 安 統 括 者 等 の 氏 名				
選 任 解 任		年 月 日			
解 任 の 理 由					

年 月 日

名 称

代表者氏名

⑩

様

- 備考 1 ×印の項は記載しないこと。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 36 (第 76 条関係)

高圧ガス保安統括者 代理者届書	液	(選任)	×整理番号	
	石	(解任)	×受理年月日	年 月 日
名 称(事業所の名称を含む)				
事務所(本社)所在地		〒		
事業所所在地		〒		
保安統括者等代理者の区分				
製造施設の区分				
選 任	製造保安責任者 免状の種類			
	代表者等の氏名			
解 任	製造保安責任者 免状の種類			
	代理者の氏名			
選 任 年 月 日				
解 任 の 理 由				

年 月 日

名 称

代表者氏名

⑩

様

備考 1 ×印の項は記載しないこと。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

高圧ガス製造保安統括者（代理者）証明書

事業所の名称

事業所所在地

氏 名

役 職 名

上記の者は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する者であることを証明します。

上記の者は、保安統括者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であることを証明します。

年 月 日

代表者氏名

Ⓜ

様式第 32 の 2、33 (第 65・69 条関係)

高压ガス保安主任者 高压ガス保安係員 届書 高压ガス保安技術管理者 高压ガス保安企画推進員	液 石	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名 称(事業所の名称を含む)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地	〒		
事 業 所 所 在 地	〒		
選 任 又 は 解 任 の 状 況	別紙のとおり		

年 月 日

名 称

代表者氏名

⑩

様

- 備考
1. ×印の項は記載しないこと。
 2. 選任または解任の状況については、別紙に記載すること。
 3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

保安技術管理者、保安係員等の選任・解任リスト

製造保安責任者の種類（保安技術管理者, 保安係員, 保安主任者, 保安企画推進員）

選解任 年月日	選任者氏名	解任者氏名	選任者の 免状の種類	選任者の 部署・役職

製造保安責任者経歴書

I 製造保安責任者免状

別紙写のとおり（免状写を添付のこと）

II 経歴書

住 所

氏 名 年 月 日生

学 歴（最終学歴）

職 歴（高圧ガス製造の作業又は消費の経験年数）

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

職 名

氏 名

印

製造保安責任者承諾書

私は、高圧ガス製造施設の

に選任されたことを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

⑩

事業所長

様

※ 注意事項

保安責任者の選任あたっては、被選任者から本承諾書を得ること。

様式第 22 (第 42 条関係)

高圧ガス製造開始届書	液	× 整理番号	
	石	× 受理年月日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地	〒		
事 業 所 所 在 地	〒		
製 造 開 始 年 月 日	年 月 日		

年 月 日

名 称

代表者氏名

⑩

様

- 備考 1 ×印の項は記載しないこと。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

担当者 所属

氏 名

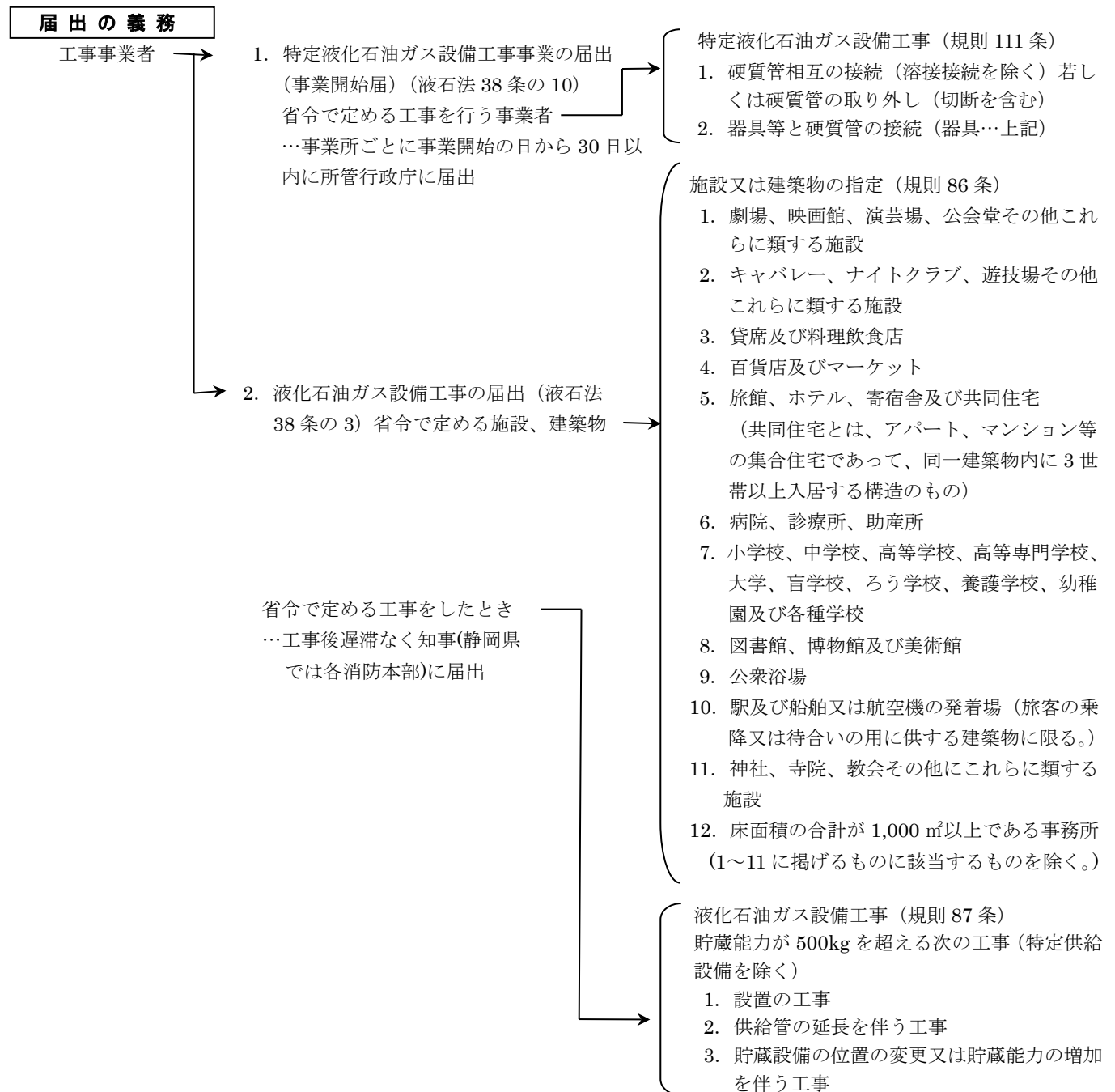
TEL

第2編 第6章

液化石油ガス設備工事

1. 液化石油ガス設備工事に関する法規制

<p>設備士でなければ → 設備工事の作業に関する制限（液石法 38 条の 7） できない作業 … 特別の知識及び技能を必要とし、かつ、 災害の発生の防止上重要な作業</p>	<p>設備工事の作業（規則 108 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 硬質管の寸法取り又はねじ切り 2. 硬質管相互の接続（溶接接続を除く）若しくは硬質管の取り外し（切断を含む） 3. 器具等と硬質管の接続（器具…気化装置、調整器、ガスメーター、自動ガスしゃ断器、バルブ、ガス栓） 4. 埋設硬質管の腐しよく防止（電気防しよくを除く） 5. 気密試験
---	--



工事施工上の義務

- 設備士
- 1. 技術上の基準に適合した工事の施工
(液石法 38 条の 2、液石法 38 条の 8)
供給設備の技術上の基準 (規則 18 条・19 条)
特定供給設備の技術上の基準 (規則 53 条・54 条)
消費設備の技術上の基準 (規則 44 条)
 - 2. 設備士免状の携帯 (液石法 38 条の 8)

工事施工後の義務

- 工事業業者
- 1. 液化石油ガス設備工事の届出 (上記「届出の義務」)
 - 2. 施工後の表示 (液石法 38 条の 11) …別紙のとおり省令で定める特定液化石油ガス設備工事をしたとき
表示すべき事項
 - 3. 記録の保存 (液石法 38 条の 12)
省令で定める事項に関する記録の作成、保存
- 施行後の表示に係る特定液化石油ガス設備工事 (規則 115 条)
- 1. 2 以上の消費設備にガスを供給するための供給設備の設置又は変更 (供給管の変更を伴うものに限る)
 - 2. ガスメーターと一の末端ガス栓の間の配管の長さが屋内において 4m 以上となる消費設備の設置又は変更 (配管の変更を伴うものに限る、上記 1. に該当するものを除く)
- 表示すべき事項 (規則 117 条)
- 1. 特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称
 - 2. 施工年月日又は工事番号
 - 3. 連絡先(住所及び電話番号)
- 記録すべき事項、保存 (規則 118 条、119 条)
- 1. 注文者の氏名又は名称及び住所
 - 2. 工事の内容、施工場所及び施工年月日
 - 3. 工事に従事した設備士の氏名
 - 4. 施工後の気密試験結果
…記録及び配管図面を工事した事業所に 5 年間保存

その他の義務

- 設備士
- 1. 設備士講習の受講 (液石法 38 条の 9) (規則 109 条)
 - 2. 設備士免状の書き換え (液石法 38 条の 4)
免状の記載事項に変更を生じたとき (規則 98 条)
…住所、氏名
- 工事業業者 → 器具の備付け (液石法 38 条の 13)
気密試験用器具及び自記圧力計

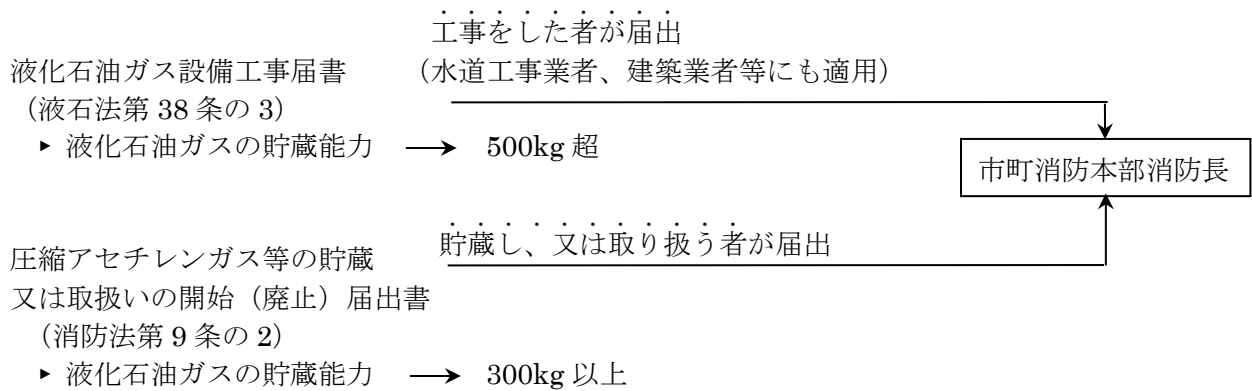
2. 液化石油ガス設備工事等の届出

区 分	左 に 該 当 す る 内 容	提出先	様式	
設 備 工 事 関 係	液化石油ガス 設備工事届書	▶ 規則第 86 条に定める施設に当該供給設備に係る貯蔵設備の貯蔵能力が 500kg を超える液化石油ガス供給設備の設置又は変更の工事をしたとき (特定供給設備を除く)	当該工事の 所在地を管 轄する消防 本部	P270
	特定液化石油ガス 設備工事業 開始届書	▶ 特定液化石油ガス設備工事業を開始したとき ▶ 特定液化石油ガス設備工事業を行う事業所を新設したとき ▶ 個人から法人へ組織変更したとき	所管行政庁	P271
	特定液化石油ガス 設備工事業 変更届書	▶ 特定液化石油ガス設備工事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者を変更したとき ▶ 事業所の名称又は所在地を変更したとき ▶ 記録及び配管図面の保存の場所を変更したとき ▶ 記録及び配管図面の分類の方法を変更したとき ▶ 事業所の液化石油ガス設備士に変更があったとき ▶ 自記圧力計の数を変更したとき	所管行政庁	P272
	特定液化石油ガス 設備工事業 廃止届書	▶ 特定液化石油ガス設備工事業を廃止したとき	所管行政庁	P273

※ 提出部数は 2 部

(1) 液化石油ガス設備工事届

特定供給設備を除く



学校、病院、興行場その他の多数の者が出入りする施設（規則第 86 条に定める施設又は建築物）について液化石油ガス設備工事（下記に該当する場合に限る。）をした者は遅滞なくその旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する各消防本部に届け出なければならない。

届出を必要とする液化石油ガス設備工事は特定供給設備以外の供給設備の設置又は変更の工事で、下記に該当する場合である。

- ① 貯蔵能力が 500kg 超
- ② 規則第 86 条に定める施設又は建築物であること。
- ③ 変更の工事の場合は、下記一、二のいずれかに該当するもの。（規則 87 条）
 - 一 供給管の延長を伴う工事
 - 二 貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事

▶ 書類の提出方法

供給設備の工事を施工した設備工事事業者が届け出る。

設備工事事業者が 2 以上の場合、下記配管図に工事の区分を明示し、区分ごとにそれぞれの事業者名、工事を行った設備士名及び免状番号を記載すること。

<<添付書類>>

- ① 案内図
- ② 容器設置場所の状況図（容器設置場所、供給設備とその材質、くさりがけの方法、換気口等を含む）
- ③ 設備工事施工後の配管図又はアイソメ図（容器設置場所から消費設備まで）
- ④ 当該設備工事記録台帳の写し及び気密試験結果（チャート紙等）の写し

なお、配管等は赤色で明示し、太さ・材質・埋設等を明瞭に記入するとともに上記の図面内に警報器設置場所を記入すること。

(2) 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

液化石油ガス設備工事として、次の①、②に掲げる作業を行う者は、事業開始の日から 30 日以内に、特定液化石油ガス設備工事事業開始届書を所管行政庁に提出しなければならない。(専ら工事を受注し、それを他の特定液化石油ガス設備工事事業者に発注する者は含まない)

- ① 硬質管相互の接続に係る工事（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）
- ② 次に掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事（a から d までに掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事であっては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）
 - a. 気化装置
 - b. 調整器
 - c. ガスメーター
 - d. 自動ガスしゃ断器
 - e. バルブ
 - f. ガス栓

下記の事項に該当する場合、開始届書を提出すること。

- ▶ 新たに事業を開始した場合（事業所ごと）
 - ▶ 法人化した場合（個人事業者の廃止届書も必要）
 - ▶ 個人事業者の代表者が変更になった場合（旧代表者による廃止届書も必要）
- (注) 法人代表者変更の場合は変更届書が必要

<<添付書類>>

次の事項を記載した書面

- ▶ 液化石油ガス設備士の氏名及び液化石油ガス設備士免状の写し
- ▶ 自記圧力計の数

(3) 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

下記の事項に変更が生じたときは変更届書を提出しなければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 記録及び配管図面の保存の場所
- ④ 記録及び配管図面の分類方法
- ⑤ 液化石油ガス設備士の免状番号
- ⑥ 自記圧力計の数

<<添付書類>>

液化石油ガス設備士の変更の場合次の事項を記載した書面

- ▶ 液化石油ガス設備士の氏名及び液化石油ガス設備士免状の写し

(4) 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書

下記の事項に該当する場合、廃止届書を提出すること。

- ① 特定液化石油ガス設備工事事業を廃止した場合
- ② 法人化した場合
- ③ 個人事業者の代表者が変更になった場合

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス設備工事届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所 〒

㊞

連絡担当者名
電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 3 の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備 又は消費設備の所在地	
当該設備の所有者又は 占有者の氏名又は名称	
当該設備の使用目的	
貯蔵設備の貯蔵能力	
工事の内容	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日
× 事業所番号	

特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所 〒

㊞

連絡担当者名
電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 10 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 事業所の名称

2. 事業所の所在地

3. 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法
 - (1) 保存の場所
 - イ 事業所の戸棚

 - ロ その他 ()

 - (2) 分類の方法
 - イ アイウエオ順

 - ロ その他 ()

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所 〒

㊞

事業所番号
連絡担当者名
電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 10 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 事業開始の届出の年月日

年 月 日

2. 変更の内容

3. 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所 〒

印

事業所番号
連絡担当者名
電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 10 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

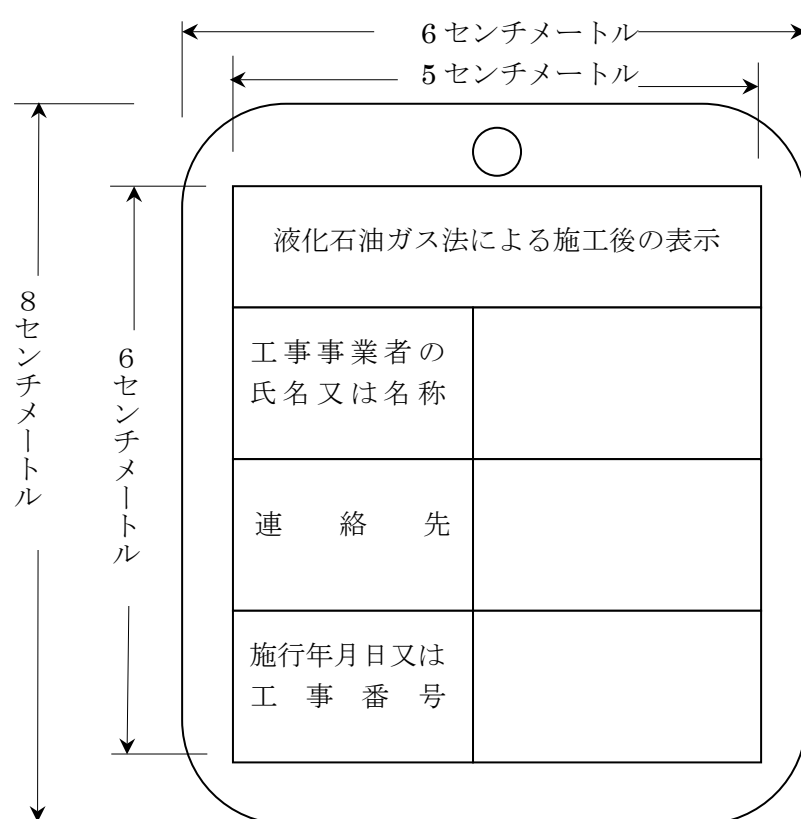
事業開始の届出の年月日

昭和 ・ 年 月 日

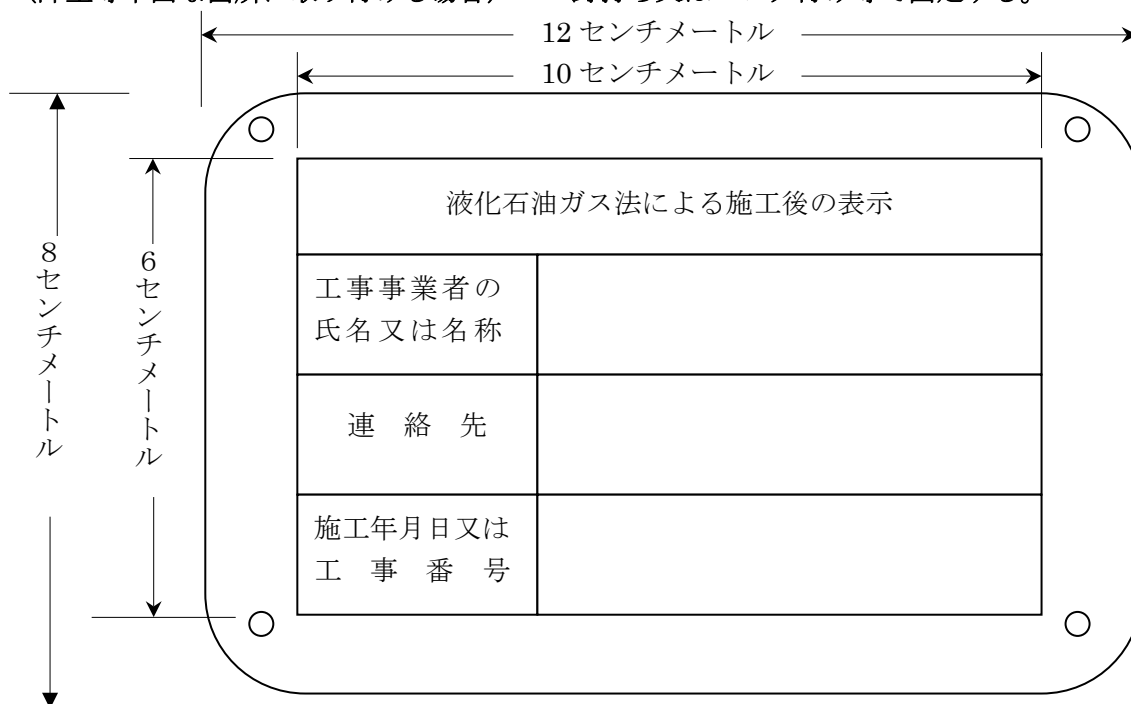
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

施工後の表示

(供給管又は配管に取り付ける場合) ……針金等で固定して取り付ける。



(障壁等平面な箇所に取り付ける場合) ……釘打ち又はハンダ付け等で固定する。



(備考) 表示の文字は、明瞭かつ消えないように記載すること。

(別紙)

液化石油ガス設備工事台帳

事業者名

工事No.	施工年月日	発注者名	消費者名	施工場所	工事内容	施工者名	図面No.	備考

液化石油ガス設備工事記録台帳

工事名		施行年月日		年 月 日										
消費者		TEL	氏名		TEL									
		コードNo.	住所											
供給形態		戸別		集合		供給開始		年 月 日		書面交付		年 月 日		
容器		開始時	kg	本	kg	本	kg	本	kg	本	kg	本	kg	本
		開始時	kg	本	kg	本	kg	本	kg	本	kg	本	kg	本
高圧側		開始時	cm		cm		cm		cm		cm		cm	
		開始時	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
低圧側		開始時	cm		cm		cm		cm		cm		cm	
		開始時	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
調整器		開始時	kg/h		kg/h		kg/h		kg/h		kg/h		kg/h	
		開始時	kg/h		kg/h		kg/h		kg/h		kg/h		kg/h	
対震ガスしや断		開始時	kg/h		kg/h		kg/h		kg/h		kg/h		kg/h	
		開始時	kg/h		kg/h		kg/h		kg/h		kg/h		kg/h	
配管		鋼		鋼		鋼		鋼		鋼		鋼		
消費設備		開始時	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
		開始時	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B

配管		ガス		配管		配管		配管		配管		配管		配管		配管	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
消費設備		湯沸器		風呂釜		湯沸器		風呂釜		湯沸器		風呂釜		湯沸器		風呂釜	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
ガス消費量合計		開始時		変更後		変更後		変更後		変更後		変更後		変更後		変更後	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
ガス消費量合計		開始時		変更後		変更後		変更後		変更後		変更後		変更後		変更後	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
開始時		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg		kg	

ガス漏れ警報器		有・無		点		取得年月日・メーカー・型式		取得年月日・メーカー・型式		取得年月日・メーカー・型式	
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
耐圧試験		(規格合格品の確認又は水圧試験)		検査年月日		検査者氏名					
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
気密試験		分間		分間		分間					
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
調整器		閉そく圧		調整機能		調整機能					
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
燃焼器		入口圧力		kPa		kPa					
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
貯蔵能力 500 kg超の設備工事届		貯蔵能力 300 kg超の貯蔵・取扱届出		表示		特定ガス消費機器の表示					
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
果知事		年 月 日		消防署		年 月 日					
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
設計者名		施工者名		施工責任者名		図面番号					
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
設備士名		免状番号		工事番号		図面番号					
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											
取得年月日											

※ 5年間保存。 (2) 該当欄に記入又は該当文字に○印をつける。 (3) 自記圧力計チャート紙を台帳に添付しておく。

お客様番号

LPガス設備調査点検結果について (販売店用)

調査区分

本日、周知(27条)を併せて行いました。

Header information form including customer name, address, phone number, and inspection dates.

Table with columns for equipment type (燃焼器具, 給排気設備), name, model, and inspection results.

Table for gas equipment details including gas type, pressure, and safety features.

Form for inspection details including inspector name, date, and phone number.

Table for supply equipment (供給設備) including gas meter, regulator, and safety devices.

- 判定: 〇 (良好), △ (危険), × (不適), ー (該当無し)

- 調査区分: 1 (学校), 2 (病院), 3 (公会堂等), 4 (旅館及び料理飲食店), 5 (共同住宅), 6 (その他), 7 (一般住宅), 8 (材料区分)

- 調査内容: 1 (白管), 2 (被白管), 3 (被覆鋼管), 4 (ポリ管), 5 (フレキ管), 6 (その他)

- 調査項目: 1 (末端ガス栓), 2 (ヒューズガス栓), 3 (コンセントガス栓), 4 (フレキ&ヒューズガス栓), 5 (フレキガス栓), 6 (検付フレキガス栓), 7 (燃焼器接続ガス栓), 8 (検付燃焼器接続ガス栓), 9 (ポールガス栓), 10 (旧型), 11 (接続方法)

- 調査項目: 1 (ゴム管), 2 (塩化ビニールホース), 3 (金属管), 4 (金属フレキシブルホース), 5 (継手金具付低圧ホース), 6 (両端迅速継手付低圧ホース), 7 (両端迅速継手付ゴム管), 8 (両端迅速継手付塩化ビニールホース), 9 (不適合), 10 (ハイセーフ等種類), 11 (マイコンメーター II), 12 (マイコンメーター B), 13 (マイコンメーター C), 14 (マイコンメーター L), 15 (マイコンメーター S), 16 (マイコンメーター SB), 17 (マイコンメーター H), 18 (その他)

埋設部を明示すること

消費者からの連絡事項						
年月日	通報内容	年月日	講じた措置	担当者	立会者	

アイソメ図

< 参 考 >

貯蔵能力が 300 kg以上の貯蔵設備を設置した場合は、設備を使用する前に、該当設備を管轄する消防署に届け出ること。

消防法第 9 条の 3 危険物の規則に関する政令第 1 条の 10

危険物の規制に関する規則 第 1 条の 5

消防署への届出は、内容証明郵便等の届出の証明が可能な方法により行うことができる。

危険物の貯蔵または取り扱いの開始等の届出書

様式第 1 (第 1 条の 5 関係)

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書

年 月 日	
様	
届出者	
住所 (TEL)	
氏名 (印)	
事業所の所在地及び名称	所在地 名称
貯蔵し、又は取扱う倉庫、施設等の名称	貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の構造等の概要
	貯蔵し、又は取り扱う物質の名称
	最大貯蔵数量又は最大取扱数量 (kg)
	消火設備の概要
物質に対する処理剤の種類及び保有量	種類
	保有量
	対象物質
貯蔵又は取扱開始(廃止)予定年月日	
緊急時の連絡先	昼間 (TEL)
	夜間・休日 (TEL)
その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
 3 「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸着剤をいう。
 4 ※印の欄は記入しないこと。
 5 貯蔵又は取扱いを開始しようとするときは、倉庫、施設等の位置及び倉庫、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること。

【消防法関係】圧縮アセチレン等の貯蔵又は取扱い開始等の届出書 ダウンロード先一覧

消防本部	掲載サイト	URL	備考
静岡市消防局	静岡市	http://shinsei.city.shizuoka.jp/dtl.php?id=84	静岡市・島田市 牧之原市・吉田町 川根本町
浜松市消防局	浜松市	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hfdyobo/disaster/shobo/service/asetiren/asetiren001.html	
熱海市消防本部	熱海市	http://www.city.atami.lg.jp/kurashi/kyuku/1004752/1004755.html	
富士宮市消防本部	富士宮市	http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/11ti2b000000ml7d.html	
富士市消防本部	富士市	http://www.city.fuji.shizuoka.jp/safety/c0306/fmervo000000fm17.html	
磐田市消防本部	磐田市	http://www.city.iwata.shizuoka.jp/bousai_anzen/bousai/saigai/manual/1001199.html	
掛川市消防本部	掛川市	http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/download/shobo/sonota.htm	
湖西市消防本部	湖西市	http://www.city.kosai.shizuoka.jp/1830.htm	
御前崎市消防本部	御前崎市	▶ 危険物関係 ▶ ㊿ https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/kurashi/shinsei/sho/kurashi/asechirengas.html	
菊川市消防本部	菊川市	https://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/shoubouhonbu/sinnsei/todokede.html	
御殿場市・小山町 広域行政組合 消防本部	御殿場市・小山町 広域行政組合 消防本部	http://www.gotemba-oyama-kouiki.jp/syoubou/download.html	御殿場市・小山町
袋井市森町広域 行政組合 袋衣消防本部	袋井市	http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/kurashi/kurashi_tetsuzuki/bosai_anzen/shobo/1425447008625.html	袋井市・森町
駿東伊豆消防本部	駿東伊豆消防本部	http://www.suntoizufd119.jp/tetuzuki/yoshiki/kikenbutsu.html	沼津市・伊東市 伊豆市・東伊豆町 伊豆の国市 函南町・清水町 焼津市・藤枝市
志太広域事務組合 志太消防本部	志太消防本部	https://www.shida119.jp/shinseisyo/kiken-youshiki/	
下田消防本部	下田消防本部	http://shimoda-fd.jp/application_forms/application_forms/dangerous_substance/	下田市・河津町 南伊豆町 西伊豆町・松崎町
富士山南東 消防本部	富士山南東 消防本部	http://fdfujisan-nantou.shizuoka.jp/document/danger	三島市・裾野市 長泉町

炉、かまど、ボイラー、乾燥設備、火花を生ずる設備設置の届出について（消防法関係）

1. 届出の手續

(1) 届出を要する設備

熱風炉	風道を使用しない熱風炉にあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。
炉 かまど	多量の可燃性ガス又は蒸気を発生するもののほか、据付面積2㎡以上のもの（個人の住居に設けるものを除く）。
ボイラー 給湯湯沸設備 （入力70kw毎時以上のもの）	個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。
乾燥設備	全部
火花を生ずる設備	全部

(2) 届出者

当該設備を設置しようとする者

(3) 届出時期

設置に先だつて、あらかじめ届け出る。

(4) 届出先

当該設備を設置する所轄の消防長又は消防署長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）とする。

(5) 届出方法

条例別記様式によって届け出る。

(6) 添付書類

当該設備の設計図書

届出は、各市町火災予防条例に基づいて行うこと（消防法第9条）

静岡市火災予防条例抜粋

（火を使用する設備等の設置の届出）

第63条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

- （1） 熱風炉
- （2） 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- （3） 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- （4） 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
- （5） 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- （6） ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）
- （7） 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- （8） サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- （9） 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- （10） 火花を生ずる設備
- （11） 放電加工機
- （12） 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- （13） 燃料電池発電設備（第12条の2第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- （14） 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第18条第4項に定めるものを除く。）
- （15） 蓄電池設備
- （16） 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- （17） 水素ガスを充てんする気球

※ 12号以降は別様式にて届出

2. 届出書の作成要領

- ① 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。
- ② 届出先は、当該設備を設置する所轄の消防長又は消防署長名を記入する。

(例) ○○市消防長、○○市○○消防署長

- ③ 届出者の住所・氏名は、当該設備を設置しようとする者の住所・氏名とすること。
- ④ 防火対象物の欄の所在地、電話・名称・主要用途の欄は、当該設備を設置する防火対象物について記入する。
- ⑤ 設置場所の欄の用途、構造・床面積・階層の欄は、当該設備を設置する場所について、それぞれ記入（階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」とする。）し、消防用設備等の欄は、当該設備に設置した消防用設備等の種類（設備個数等）を記入する。

(例) 粉末消火器（10型）5本

- ⑥ 届出設備の欄のうち
 - i. 設備の種類欄は、設置しようとする設備名等を記入する。

(例) 鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、多衆調理用かまど、蒸気式乾燥設備等とする。

ii. 着工・施工（予定）年月日の欄は、それぞれの予定年月日を記入する。

iii. 設備の概要の欄は、当該設備の位置、構造等について、具体的に記入する（書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること）。

(例) ア. 乾燥設備（蒸気式乾燥設備）の場合

キャビネットは鉄板製（幅1,500mm、奥行3,000mm、高さ1,500mm）で、保温板として石綿を被覆する。

乾燥台は、鋼板製とし、スチール蒸気管を台の下に設ける。

最高温度は75℃とし、空気通気口を底部に設ける。

排気筒は専用とし、屋外に直接排出する。

イ. 炉（暖房用熱風炉）の場合

キャビネットは鋼板製（幅1,100mm、奥行500mm、高さ1,800mm）

発生熱量は、25,000kcal/h

熱交換器はステンレススチール

送風機は600w

空気吸気口は、キャビネットの全面で、背面はダクトに接続

ウ. かまど（調理用かまど）の場合

かまどは煉瓦造とし、幅4,000mm、奥行2,500mm、高さ1,500mmとす

る。

ガスバーナー4つを設ける。

天蓋(4,500mm×2,300mm)はトタン製で天井に取り付け、屋外に直通(ファン付)する排気筒に連結する。

エ. ボイラー(温水用ボイラー)の場合

ボイラーは横型多缶式(径1,500mm、高さ1,000mm)でコンクリート基礎に設置し、缶の表面はガラスウールで被覆。

伝熱面積は38㎡、火床面積は1.5㎡、発熱量は380,000kcal/hとする。

オ. 火花を生ずる設備(グラビア印刷機)の場合

凸版用自動印刷機

インクタンクは鋼板製18ℓ容器とする。

乾燥装置は、タイル方式のもので、赤外線ヒーター(6kw)を使用する。

iv. 熱源の欄の種類は、それぞれ設備に使用する熱源を記入し、使用量は一日又は一時間当たりの使用量を記入すること。

(例) 種類: プロパンガス

使用量: 5 kg/h

v. 保安装置の欄は、当該設備に設置された保安(安全)装置を記入する。

(例) ア. 温水用ボイラーの場合

内圧力調整器及び安全弁を設ける。

イ. 調理かまどの場合

ガス漏れ警報器・自動熱源停止装置

(静岡市様式例)

炉・^{ちゅう}厨房設備・温風暖房機・ボイラー・
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
備・ヒートポンプ冷暖房機・
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日

(あて先)

住所

届出者 氏名

電話

防火対象物	所在地	静岡市 (電話)						
	名称				主用途			
設置場所	用途		床面積	m ²	消防用設備等			
	構造		階層					
届出設備	設備の種類							
	着工(予定) 年月日	年	月	日	竣工(予定) 年月日	年	月	日
	設備の概要							
	使用する 燃料・熱 源・加工液	種	類	使	用	量		
安全装置								
取扱責任者の職氏名								
工事施工者	住所	(電話)						
	氏名							
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄				

(注)

- 1 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入してください。
- 2 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用^{ちゅう}厨房設備等と記入してください。
- 3 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。
- 5 当該設備の設計図書を添付してください。

記入例

※①A4規格

炉・^{ちゆう}厨房設備・温風暖房機・ボイラー・
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
 設置届出書
 備・ヒートポンプ冷暖房機・
 火花を生ずる設備・放電加工機

年 月 日

② (あて先) **静岡市〇〇消防署長 様**

③ 住所 **静岡市葵区本通〇-〇〇**

届出者 氏名 **社会福祉法人 〇〇〇〇**

電話 **054-〇〇〇-△△△△**

④ 防火 対象 物	所在地	静岡市葵区本通〇-〇〇 (電話 054-〇〇〇-△△△△)				
	名称	介護施設 〇〇〇〇		主用用途	福祉施設	
⑤ 設置 場所	用途	給湯	床面積	〇〇.〇m²		
	構造	鉄筋3F	階層	屋外		
⑥ 届 出 設 備	i. 設備の種類	業務用給湯設備				
	ii. 着工(予定) 年月日	平成〇〇年〇月〇日		竣工(予定) 年月日	平成△△年△月△日	
	iii. 設備の概要	ガス給湯器 〇〇〇-△△××(メーカー名)				
	iv. 使用する 燃料・熱 源・加工液	種類		使用量		
		プロパンガス		70Kw/h		
v. 安全装置	フレームロッド方式					
取扱責任者の職氏名		事務長 静岡 太郎				
工事施工者	住所	静岡市葵区国吉田〇-〇 (電話 054-〇〇〇-△△△△)				
	氏名	(株)〇〇プロパン				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

(注)

- 1 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入してください。
- 2 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用^{ちゆう}厨房設備等と記入してください。
- 3 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。
- 5 当該設備の設計図書を添付してください。

【消防法関係】 炉・厨房設備等設置届出書 ダウンロード先一覧

消防本部	掲載サイト	URL	備考
静岡市消防局	静岡市	http://shinsei.city.shizuoka.jp/dtl.php?id=86	静岡市・島田市 牧之原市・吉田町 川根本町
浜松市消防局	浜松市	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hfdyobo/disaster/shobo/service/kaki/kaki000.html	
熱海市消防本部	熱海市	http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/l1ti2b000000ml7d.html	
富士宮市消防本部	富士宮市	http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/l1ti2b000000ml7d.html	
富士市消防本部	富士市	http://www.city.fuji.shizuoka.jp/safety/c0305/fmervo000000b5rh.html	
磐田市消防本部	磐田市	http://www.city.iwata.shizuoka.jp/bousai_anzen/bousai/saigai/manual/1001204.html	
掛川市消防本部	掛川市	http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/download/shobo/setubi.html	
湖西市消防本部	湖西市	http://www.city.kosai.shizuoka.jp/1830.htm	
御前崎市消防本部	御前崎市	▶ 建築関係 ▶ 2 https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/kurashi/shinsei/sho/roboi/lersecchi.html	
菊川市消防本部	菊川市	https://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/shoubouhonbu/sinnsei/todokede.html	
御殿場市・小山町 広域行政組合 消防本部	御殿場市・小山町 広域行政組合 消防本部	http://www.gotemba-oyama-kouiki.jp/syoubou/download.html	御殿場市・小山町
袋井市森町広域 行政組合 袋衣消防本部	袋井市	http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/kurashi/tetsuzuki/bosai_anzen/shobo/1425447008625.html	袋井市・森町
駿東伊豆消防本部	駿東伊豆消防本部	http://www.suntoizufd119.jp/tetuzuki/yoshiki/jyourei.html	沼津市・伊東市 伊豆市・東伊豆町 伊豆の国市 函南町・清水町 焼津市・藤枝市
志太広域事務組合 志太消防本部	志太消防本部	https://www.shida119.jp/shinseisyo/jyourei-youshiki/	
下田消防本部	下田消防本部	http://shimoda-fd.jp/application_forms/application_forms/prevention/	下田市・河津町 南伊豆町 西伊豆町・松崎町
富士山南東 消防本部	富士山南東 消防本部	http://fdfujisan-nantou.shizuoka.jp/document/prevent	三島市・裾野市 長泉町

第2編 第7章

事故届

1. 事故届 (保安法61条、保安法63条)

1) 保安法 63 条

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液石法に定める販売事業者、高圧ガスを貯蔵し又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者、その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- 一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき
- 二 その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪出し、又は盗まれたとき

(届出：様式 57 による届出)

2) 保安法 液石則 9 3 条の 2

液化石油ガス販売事業者は「特定消費設備」(ガスメーターと末端ガス栓の間の、配管・その他の設備を除く消費設備)について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部に報告しなければならない。

- 一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- 二 特定消費設備から漏洩したガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

(速報：別紙様式例によるファクシミリ等)

(届出：様式 57 の 2 による届出)

3) 液石法 規則第 133 条

保安機関は、自ら行なっている保安業務の範囲内において、当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生した時には遅滞なくその旨を警察官に届け出なければならない。

(1) 事故の定義

本章の適用となる事故とは、保安法の適用をうけるもの並びに 液石法が適用される一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、以下に該当するものをいう

保安法

- 1) 所有又は占有する高圧ガスについて漏えい、火災等が発生したとき
- 2) 所有又は占有する高圧ガス又は容器を喪出し、又は盗まれたとき

液石法

1) LPガス事故

- ① 漏えい LPガスが漏えいしたものであって、引火に至らず、かつ中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。
- ② 漏えい爆発 LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発により火災に至ったもの。
 - イ. 漏えい爆発（漏えいガスによる爆発のみの場合）
 - ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいガスによる爆発後火災の場合）
- ③ 漏えい火災 LPガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認知したものととは限らない）に至ったもの。（上記②は除く）

なお、LPガスの漏えいがない状態でLPガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む）の過熱し、又は故障したことによる火災及びコンロ、グリル等の炎が周囲の物に燃え移った事による火災はLPガス事故に該当しない。
- ④ 中毒・酸欠 LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏症の人的被害のあったもの。

2) LPガス事故に該当しない事故

- ① 自殺、故意、いたずら、盗難等が原因による事故
- ② 自然災害による事故
 - 例) 地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故
 - 例) 洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故

ただし、自然災害による事故のうち、事故発生原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲いや保護板の設置等）の不備等保安対策の実施不十分等に係るものについてはLPガス事故とする。
- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器に係る事故
- ④ その他上記 1) に掲げるLPガス事故に該当しない事故
 - 例) 自動車の飛び込みによる事故

(2-1) 届出書類

(特定消費設備での事故で、死亡、中毒、酸欠事故、漏えい引火による負傷、又は物損事故)

項目	書類	備考	様式
1	事故報告(速報)	直ちに関東東北産業保安監督部保安課へ報告(電話・FAX等) 加えて、静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(電話・FAX等) 発生日時・場所・概要・原因・当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月 その他参考となる事項を報告 不明である事項は不明と明記すること	例 P298
2	追加報告	当初報告時点で不明で、その後明らかになった事項 事故発生9日以内：関東東北産業保安監督部保安課へ報告(FAX等) 加えて、静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(FAX等) 事故発生10日以上：静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(FAX等)	—
3	事故届書 (様式57の2)	遅滞なく届出ること 静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故：静岡県危機管理部消防保安課・協会支部 静岡市内の事故：静岡市消防局消防部予防課・協会支部 浜松市内の事故：浜松市消防局予防課・協会支部 発生時間は24時間呼称による 特定消費設備の名称及び機種は別表による	P297
4	事故状況報告書	発生原因、被害の程度等記載すること その他 には警報器、安全装置の有無等記載	P296
5	現場図面		—
6	写真		—
7	案内図	住宅地図等	—
8	特定消費設備に関する資料	カタログ・仕様書・取扱説明書 (上記資料が無ければ特定消費設備の写真)	—

(2-2) 届出書類

(2-1 以外の事故)

項目	書類	備考	様式
1	事故届書 (様式57)	遅滞なく届出すること 発生時間は24時間呼称による	P295
2	事故状況報告書	発生原因、被害の程度等記載すること その他 には警報器、安全装置の有無等記載	P296
3	現場図面		—
4	写真		—
5	案内図	住宅地図等	—

(3) 連絡と届出

事故については、遅滞なく所管行政庁へ事故の概要を電話連絡すると共に、事故届を、静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課及び協会支部へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課及び協会支部へ提出すること。

(4) 事故の分類

事故が発生したとき、その内容により次のとおり分類する。

1) A級事故

次の各号に該当するものをいう。

- ① 死者5名以上のもの
- ② 死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、①以外のもの
- ③ 死者及び負傷者（軽傷者を含む）が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの
- ④ 甚大な物的被害（直接被害総額約2億円以上）が生じたもの
- ⑤ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が著しく大きいと認められるもの

2) B級事故

A級事故以外で次の各号に該当するものをいう。

- ① 死者1名以上4名以下のもの

- ② 重傷者2名以上9名以下のもの
- ③ 負傷者（軽傷者を含む）6名以上29名以下のものであって、②以外のもの
- ④ 多大な物的被害（直接被害総額約4千万円以上2億円未満）を生じたもの
- ⑤ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められるもの

3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故

※ 人的被害の分類

被害の程度により次のとおり分類する。

死者：事故発生後、事故調査報告書作成時点までに死亡が確認された者

重傷者：事故発生時に全治1ヶ月以上の負傷をした者

軽傷者：事故発生時に全治1ヶ月未満の負傷をした者

(5) 事故届 届出先

- 経済産業省 関東東北産業保安監督部 保安課
住 所：埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
電 話 番 号：048-600-0294
F A X 番 号：048-601-1317
- 静岡県危機管理部消防保安課
住 所：静岡市葵区追手町9-6
電 話 番 号：054-221-2076
F A X 番 号：054-221-3327
e - m a i l : shoubo@pref. shizuoka. lg. jp
- 静岡市消防局 消防部 予防課
住 所：静岡市駿河区南八幡町10-30
電 話 番 号：054-280-0194
F A X 番 号：054-280-0182
e - m a i l : shobou-yobo@city. shizuoka. lg. jp
- 浜松市消防局 予防課
住 所：浜松市中区下池川町19-1
電 話 番 号：053-475-7542
F A X 番 号：053-475-7549
e - m a i l : hfdyobo@city. hamamatsu. shizuoka. jp
- (一社) 静岡県LPガス協会
住 所：静岡市葵区本通6-1-10
電 話 番 号：054-255-2451
F A X 番 号：054-255-2474
 - ▶ 東部支部
住 所：沼津市高島本町4-1
電 話 番 号：0559-23-1070
F A X 番 号：0559-23-1069
 - ▶ 中部支部
住 所：静岡市葵区本通6-1-10
電 話 番 号：054-255-2451
F A X 番 号：054-255-2474
 - ▶ 西部支部
住 所：浜松市中区茄子町351-2
電 話 番 号：053-465-1178
F A X 番 号：053-465-7626

様式第 57 (第 96 条関係)

事 故 届 書	液石	× 整 理 番 号	
		× 整 理 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 (事業所の名称又は販 売所の名称を含む)			
住 所 又 は 事 務 所 (本 社) 所 在 地	〒		
事 業 所 所 在 地	〒		
事 故 発 生 年 月 日	年 月 日 時 分頃		
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況	別 紙 の と お り		

年 月 日

代 表 者 氏 名

㊞

連 絡 担 当 者 名

電 話

— —

様

- 備考
- 1 ×印の項は記載しないこと。
 - 2 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

事 故 の 状 況 報 告 書

事故の種類 (該当するものに○印)	A. 爆発 B. 火災 C. 中毒 D. 漏洩 E. その他 1. 製造事業所 2. 充填所 3. スタンド 4. 移動中() 5. 消費先 6. 容器検査所 7. 貯蔵所 8. その他()	
事故の発生施設の概要		
事 故 の 状 況		
被 害 状 況	人 的	物 的
応 急 措 置		
原 因		
対 策		

*添付図面

- (1) 事故現場の施設配置図面
- (2) 事故発生箇所の詳細図

様式第57の2(第96条関係)

事 故 届 書	液石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 (事業者の名称又は販売所の名称を含む。)			
住所又は事務所(本社)所在地			
事 業 所 所 在 地			
事 故 発 生 年 月 日			
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況		別紙のとおり	
事 故 発 生 の 特 定 消 費 設 備	名 称		
	機 種		
	型 式		
	製 造 年 月	年 月	
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示	工事業者の氏名又は名称及び連絡先		
	監督者の氏名		
	資格証の番号		
	施工内容及び施工年月日		

年 月 日

代表者 氏名

⑩

様

- 備考 1 ×印の項は記載しないこと。
 2 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(別紙様式例)

特定消費設備による事故発生報告（速報）

会 社 名
電 話
報告者氏名

1. 事故発生日時（時間は24時間呼称による。） 年 月 日（ ） 時 分頃
2. 事故発生場所
3. 事故の概要 (1) 事故の概要 (2) 原因 (3) 特定消費設備 ①名称 ②特定消費設備の製造者又輸入者の名称 ③機種 ④型式 ⑤製造年月
4. 被害の状況 (1) 人的 死者 名（うち、第三者 名） 重傷者 名（うち、第三者 名） 軽傷者 名（うち、第三者 名） (2) 物的（内容）
5. その他参考となる事項
6. 液化石油ガス販売事業者 登録番号 事業者名 営業所名 電 話

注1 特定消費設備とは、消費設備でガスメーターと末端ガス栓との間の配管その他の設備を除いた設備（「特定消費設備の名称及び機種」は、別表を参考にして記載のこと。）

注2 都県の担当課の他に、直接、関東東北産業保安監督部保安課にも事故発生届を行う事故とは、
①特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故、
②特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

注3 特定消費設備による事故発生報告の報告先
関東東北産業保安監督部 保安課 電話：048-600-0294 FAX：048-601-1317

特定消費設備の名称及び機種

名 称	機 種	
燃焼器具	瞬間湯沸器	その他湯沸器
	ガスストーブ	風呂釜
	家庭用こんろ	家庭用オーブン
	家庭用炊飯器	その他家庭用
	業務用こんろ	業務用オーブン
	業務用レンジ	業務用フライヤー
	業務用炊飯器	業務用グリドル
	業務用酒かん器	業務用おでん鍋
	業務用蒸し器	業務用焼き物器
	業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
	業務用湯せん器	業務用めんゆで器
	業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
	業務用食器洗浄機	業務用その他
	硬質管	金属管
低圧ホース	液化石油ガス用継手金具付低圧ホース	低圧ホース（その他）
ゴム管等	ゴム管（両端迅速継手あり）	ゴム管その他
	塩化ビニールホース（両端迅速継手あり）	塩化ビニールホース（両端ゴム継手付）
末端ガス栓	ガス栓（ホースエンド）	ガス栓（迅速継手）
	ガス栓（フレキガス栓）	ガス栓（その他）
その他	その他	

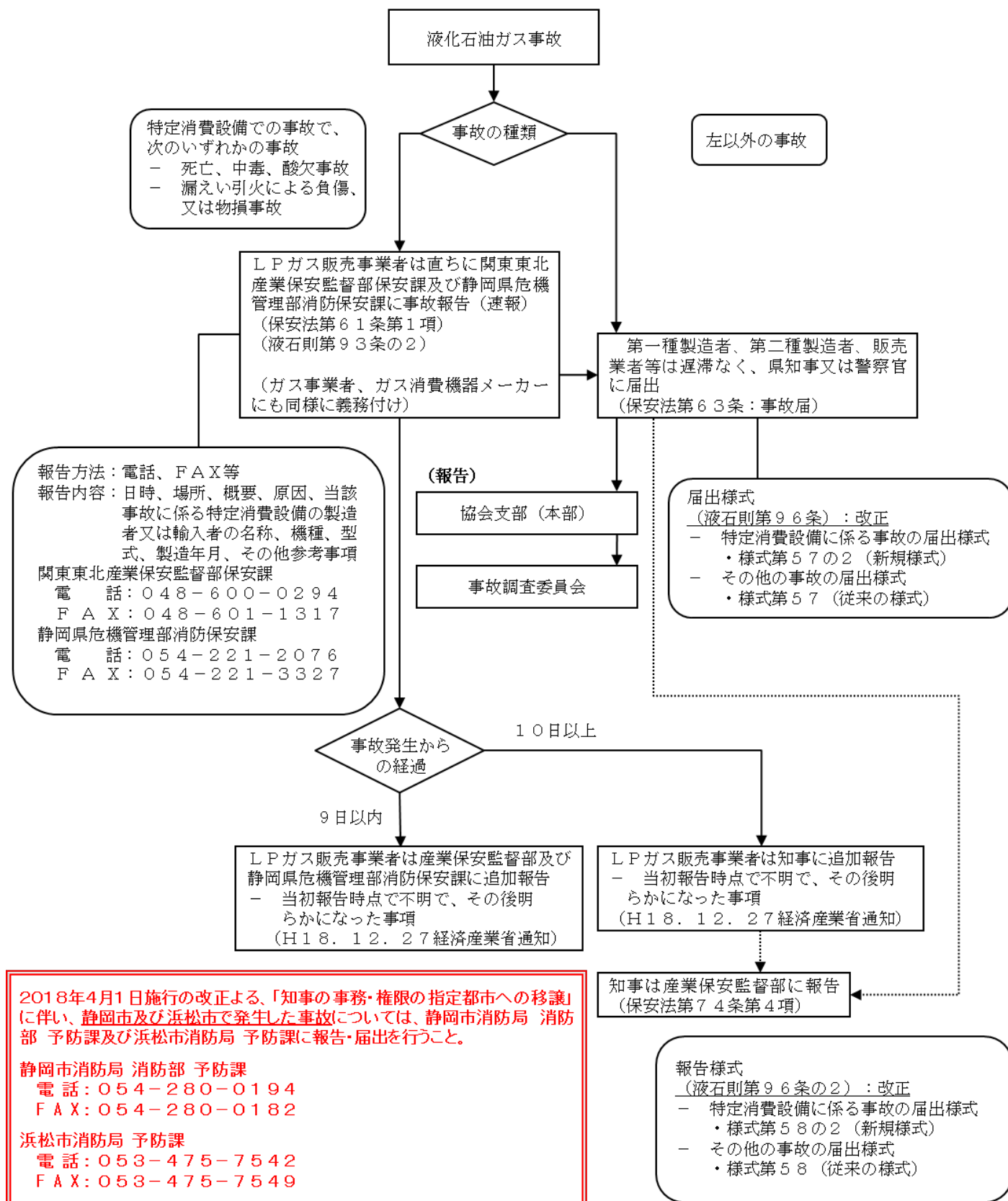
「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガスストーブ」又は「風呂釜」の場合は、給排気方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓（その他）」又は「その他」の場合は、具体的に名称を記入すること。

ガス栓には、過流出安全機構及び検査孔の有無を併記すること。その他、過流出安全機構を内臓していないガス栓の場合、接続具として安全アダプター（外挿式に限る。）の有無を併記すること。

液化石油ガス事故の報告方法等

2018年4月1日変更



2018年4月1日施行の改正による、「知事の事務・権限の指定都市への移譲」に伴い、静岡市及び浜松市で発生した事故については、静岡市消防局 消防部 予防課及び浜松市消防局 予防課に報告・届出を行うこと。

静岡市消防局 消防部 予防課
 電話: 054-280-0194
 FAX: 054-280-0182

浜松市消防局 予防課
 電話: 053-475-7542
 FAX: 053-475-7549

第3編

高圧ガス保安法における届出の手続き等

1. 届 出

保安法に基づき、液化石油ガスの販売を行う場合の主な手続きは次のとおりである。

区 分	備 考	様式
高 圧 ガ ス 販 売 事 業 届 書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売事業を始めるとき（新規） ▶ 個人から法人へ組織変更するとき（廃止届書も必要） ▶ 販売所を新設するとき ▶ 販売所を移転するとき（廃止届書も必要） 	P304
高 圧 ガ ス 販 売 事 業 廃 止 届 書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売事業を廃止したとき 	P309
高 圧 ガ ス 販 売 主 任 者 届 書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売主任者を選任又は解任したとき 	P310
高 圧 ガ ス 販 売 変 更 届	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売の方法を変更又は追加するとき ▶ 貯蔵施設を変更するとき 	P312
名 称 変 更 ・ 住 居 表 示 変 更 届 書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 名称変更したとき ▶ 販売所所在地の住居表示が変更されたとき 	P313
高 圧 ガ ス 販 売 事 業 承 継 届 書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 法人間において、合併があったとき ▶ 個人において、相続があったとき ▶ 事業の全部の譲り渡しがあったとき（個人・法人） 	P314
事 故 届 書	第 2 編 第 7 章 参 照	—

※ 提出部数は 2 部

2. 高圧ガス販売事業届

保安法では販売所ごとに事業開始の20日前までに、下記書類を所管行政庁に届け出なければならない。

項目	書 類	備 考	様式
1	高圧ガス販売事業届書		P304
2	高圧ガス販売事業計画書		P305
3	消費先保安台帳	様式は任意とするが一例を別紙に示す。	P306
4	案 内 図	最寄りの鉄道の駅等からの道順がわかるもの	—
5	容器置場の位置及び構造並びに付近の状況を示す図面	容器置場を有する場合	第2編 第1章 P64～P67

【備 考】

「消費先保安台帳」には少なくとも、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 引渡先の名称及び所在地
- ② 引渡し先に対する販売上の保安責任者（できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましい。）の氏名
- ③ 引渡した容器の種類及び数量
- ④ 消費者に直接販売する販売事業者にあつては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配置図又は、配管の配置状況及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由
- ⑤ 卸売業者にあつては、引渡先の届出年月日
- ⑥ 高圧ガス販売事業届と同時に、高圧ガス販売主任者届を提出する。

3. その他の届出

(1) 高圧ガス販売事業廃止届書

〈添付書類〉

なし

(2) 高圧ガス販売主任者届書

販売業者は、販売所ごとに、製造保安責任者免状又は、高圧ガス販売責任者免状を有し、液化石油ガスの製造又は販売に関する6ヶ月以上の経験を有する者を高圧ガス販売主任者に選任して、高圧ガス販売主任者届書（解任の場合も含む）を所管行政庁に提出しなければならない。

液化石油ガスの高圧ガス販売主任者	第二種販売主任者免状所有 甲種化学製造保安責任者免状所有 甲種機械製造保安責任者免状所有 乙種化学製造保安責任者免状所有 乙種機械製造保安責任者免状所有 丙種化学製造保安責任者免状(特別試験科目のもの〔丙化特別〕を除く。)所有	液化石油ガスの販売又は製造に関する6ヶ月以上の経験
------------------	--	---------------------------

〈添付書類〉

- ▶ 免状の写し
- ▶ 経歴書

【備考】

- ① 業務主任者と兼任は可とする。（ただし、第二種販売主任者免状所有者のみ）
- ② 保安係員との兼務は可とする。（ただし充てん設備であって移動式製造設備に限る）
- ③ 選解任を同時に行う場合は同一届書に記載のこと。
- ④ 販売主任者は、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する。（販売主任者の職務については、第4編を参照）

(3) 販売変更届

- ① 販売の方法の変更又は追加する場合。

〈添付書類〉

- ▶ 高圧ガス販売事業計画書。（高圧ガス販売事業届を参照）

- ② 貯蔵施設を変更する場合。

〈〈添付書類〉〉

- ▶ 容器置場の位置及び構造並びに付近の状況図

(4) 名称変更・住居表示変更届書

〈添付書類〉

住居表示変更の場合は市町村が発行する証明書の写し

(5) 高压ガス販売事業承継届書

① 個人の場合

事業の全部を譲り受けた場合もしくは、届け出をしていた者が死亡し、その相続をした者。(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者。)

② 法人の場合

分割(その事業の全部を承継するものに限る)の場合もしくは、他の法人と合併した場合、分割によりその事業の全部を承継した法人もしくは、合併後存続する法人や合併により設立された法人。

〈添付書類〉 ……液石法、承継届第2編第1章P16参照

事業の全部を譲渡し、又は相続若しくは、合併の事実を証する書面(相続の場合であって、相続人が2以上であるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書)

様式第 21 (第 38 条関係)

高圧ガス販売事業届書	液 石	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名 称 (販売所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地		〒	
販売所所在地		〒	

年 月 日

代表者氏名

連絡担当者

⑩

電 話

—

—

様

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

高圧ガス販売事業計画書

1 販売の目的

販売の目的	
販売区域	
事業所数	

2 販売の方法（該当するものを○で囲む）

販売の形態	小売 卸売 伝票販売 容器による販売 その他（ ）
-------	---------------------------------

3 販売をする高圧ガスの種類

高圧ガス区分	高圧ガス種類（ガス名）
液化石油ガス	P ・ P B ・ B

4 販売の技術上の基準に対する事項

液化石油ガス保安規則第41条に規定する技術上の基準を順守します。

5 保安台帳

保安台帳の様式	別紙のとおり（P295 参照）
---------	-----------------

(小売業者用)

No.		消費先保安台帳 (例)			
消費先名称					
住所		TEL			
容器貯槽	kg ×	本	設置場所		
切替装置	{	自動 手動 無	屋外	{	収納覆 有 無 上部覆 有 無
配管工事者氏名				保安責任者名	
用途					
配管			または配管図		
※容器-調整器	{	直結 高圧管			
調整器-閉止弁	{	ガス管 その他	A B	cm	cm

※ その他(金属フレキ、フレキ配管、継ぎ手金具付ホース等)

(卸売業者用)

No.	販売先保安台帳 (例)	
消費先名称	住所	TEL
販売先届出年月日		
販売先販売主任者 氏名及び資格	氏名	資格
販売先兼業内容		
販売先業種	卸売	小売
容器設置略図 面積：㎡		

容 器 授 受 簿

(小売業者用)

発 送			点検結果		帰 着		
年月日	記号番号	質 量	引渡された容器が全部消費設備に連結したか しなかった場合はその理由	配 達 確認印	年月日	記号番号	残 量

気密試験結果

(小売業者用)

高圧側			低圧側				
年月日	方 法	結 果	初圧 kPa	終圧 kPa	方 法	結 果	検 査 者

調整器検査記録

(小売業者用)

年 月 日	入 口 圧	出 口 圧	検 査 者

様式第 25 (第 44 条関係)

高 圧 ガ ス 販 売 事 業 廃 止 届 書	液 石	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (販売所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地		〒	
販 売 所 所 在 地		〒	
販 売 事 業 廃 止 年 月 日		年 月 日	
販 売 事 業 廃 止 の 理 由			

年 月 日

代表者氏名

連絡担当者

Ⓔ

電 話

—

—

様

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 34 (第 72 条関係)

高圧ガス販売主任者届書		液石	(選任) (解任)	× 整理番号 × 受理年月日	年 月 日
名 称 (販売所の名称を含む。)					
事務所(本社)所在地		〒			
販売所所在地		〒			
選 任	製造保安責任者免状又は 販売主任者免状の種類				
	販売主任者の氏名				
解 任	製造保安責任者免状又は 販売主任者免状の種類				
	販売主任者の氏名				
選 任	年 月 日				
解 任	理由				

年 月 日

代表者氏名

連絡担当者



電 話

—

—

様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

高压ガス販売主任者経歴書

I 資格免状

別紙のとおり(免状写を添付のこと)

II 経歴書

住所

氏名

年 月 日生

学 歴 (最終学歴)

職 歴 (高压ガスの製造又は販売に関する経験年数)

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

職名

氏名

Ⓔ

販 売 変 更 届	液 石	× 整 理 番 号	年 月 日
		× 受 理 年 月 日	
名 称 (販売所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地		〒	
販 売 所 所 在 地		〒	
変 更 の 内 容			

年 月 日

代表者氏名

連絡担当者

⑩

電 話

—

—

様

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

名称変更届出 住居表示変更	液石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (販売所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒		
販売所所在地	〒		
届出年月日	年 月 日		
届出番号			
旧の名称			
旧の販売所所在地			
変更年月日	年 月 日		

年 月 日

代表者氏名

連絡担当者

⑩

電 話

—

—

様

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 該当項目を○で囲み記入する。

様式第 21 の 2 (第 38 条の 2 関係)

高圧ガス販売事業承継届書	液 石	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
承継された販売事業者の名称			
承継された事業所所在地	〒		
承 継 後 の 名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地	〒		
承継された事業所の届出 年 月 日 及 び 届 出 番 号			

年 月 日

代表者氏名

連絡担当者

Ⓔ

電 話

—

—

様

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

第4編

業務主任者等の職務

1. 業務主任者等の職務

(1) 販売事業者の登録内容の変更を監督する

販売所の貯蔵施設（容器置き場）の位置及び構造、保安業務を行うものの氏名又は名称及びその所在地、賠償責任保険の契約内容について、変更が生じた場合に遅滞なく届け出るように監督する事。

(2) 法第 14 条書面を作成し、又は作成を指導する

書面交付に関して責任を持って実施し、又は実施するよう指導する事。

▶ 「液石法」第 14 条（書面の交付）

液化石油ガス販売事業者は、消費者と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を交付しなければならない。記載した事項を変更したときは、変更した部分についても、同様に交付しなければならない。

① 液化石油ガスの種類の明記

種 類	プロパン及びプロピレンの合計量の含有率
「い号」	80%以上
「ろ号」	60%以上 80%未満
「は号」	60%未満

② 液化石油ガスの引き渡しの方法

計画的な容器の交換・バルク供給設備への充てんにより、消費者の継続的消費に支障を生じないように、遅滞なく配管等に確実に接続して引き渡すこと。ただし、調整器を接続した 8 リットル（充てん量 3kg）以下の容器を引き渡す場合、または屋外で移動して消費する設備（屋台など）の場合には接続義務はありません。ガスメーターによる体積販売の場合、ガスメーターの出口を引き渡し箇所としている。

③ 供給設備及び消費設備の管理の方法

供給設備は販売事業者維持管理義務があり、法定期限内の点検、容器交換時の点検により管理されていることを明記する。消費設備は販売事業者（保安機関）が法定期限内の調査を行ない保安の確保に努めるが、維持管理責任は消費者にある。

消費設備については、周知文書や保安啓蒙用のパンフレットなどを参考に、消費者自身に責任を持って管理していただく。

④ 消費設備の調査の方法及び周知の方法

供給開始時とその後法定期限内に販売事業者（保安機関）が消費設備の調査を行い、基準に適合しない場合は通知する。

災害の発生の防止に関し、必要な事項を周知する。

⑤ 交付する消費者について保安業務を行う認定保安機関の氏名又は名称

「交付する消費者について・・・」の表記に注意。一人一人の消費者ごとに、保安

機関名が正確に通知されていなければならない。地区が異なれば2号業務や6号業務の実施者が変わることもある。容器による配送とバルク供給でも保安機関が異なることもある。消費者が「うちはこの保安機関が対応してくれるの?」との質問に対して明確な返答が求められる。

⑥ その他経済産業省令で定める事項

(書面の記載事項)

- 1) 一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合の液化石油ガス販売事業者及び保安機関の責任に関する事項
- 2) 液化石油ガスを消費する場合の一般消費者等の責任に関する事項
- 3) 液化石油ガスの計量の方法
- 4) 質量により販売した液化石油ガスであって消費されないものの引取りの方法
- 5) 液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明
- 6) 供給設備及び消費設備の所有関係
- 7) 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法
- 8) 液化石油ガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法(当該消費設備の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。)
- 9) 消費設備に係る配管について、液化石油ガスの販売契約解除時に液化石油ガス販売事業者から一般消費者等に所有権を移転する場合の精算額の計算方法(当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。)

10) 保安機関の名称、住所及び連絡方法

(3) LPガスの販売方法が基準に適合するよう監督する

質量販売の方法、需要家先の充填容器の設置基準適合、また容器・貯槽の再検査状況、LPガスの引渡しの方法、契約解除に係わる適正な対処など、基準に適合するよう監督する事。

▶ 「液石法」第16条第2項(基準適合義務)

液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない。

▶ 充てん容器

接続にあたっては、外面に異常なく、かつ、漏えいのないものを用いる。

充てん期間が明示され、充てん期限を6ヶ月以上経過していないこと。

次の場合以外は、必ず配管等に接続すること。

- ① 屋外で移動して消費される質量販売の場合
- ② 調整器が接続された内容積8リットル以下(3kg以下)の容器を使用する場合
- ③ カップリング付容器バルブを備えた内容積25リットル以下(10kg以下)の容器を使用する場合

容器の交換はLPガスの供給を中断することなく行うこと。ただし、中断する場合は、使用中の燃焼器からガスが漏れいすることがないように、末端ガス栓を閉止する等の措置を講じてすること。（消費設備が1である場合に限る）

▶ 貯蔵施設（ボンベ庫）

充てん容器、残ガス容器はそれぞれ区分して保管する。必要なもの以外は置かない。

貯蔵施設の周囲2m以内に火気、または引火性・発火性の物を置かない。

容器は常に40℃以下に保つ。

転落・転倒防止及びバルブの損傷防止措置を講じ、粗暴な取扱いをしない。

携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らない。

▶ 供給設備・消費設備の所有区分

（消費設備の所有権が販売事業者にある場合）

供給開始時までには当該消費設備が販売事業者の所有する設備であることを消費者に確認すること。

販売契約の解除の申し出があった場合、消費設備であって販売事業者が所有するものについては、適正な対価で消費者に所有権を移転すること。

消費者宅に他の販売事業者の供給設備が既に設置されている場合、販売契約の解除の申し出があっても「相当期間（基準として1週間）」が経過するまで供給設備を撤去しないこと。ただし、撤去することについて販売事業者の同意を得ているときはこの限りではない。

消費者から販売契約の解除の申し出があった場合、販売事業者は消費者の要求に応じ、自らが所有する供給設備を遅滞なく撤去すること。ただし、設備の撤去が困難な場合やその他の正当な事由が認められる場合は除かれる。例えば、バルク貯槽により供給され、撤去に時間を要する場合は「撤去が困難な場合」に該当し、販売契約条項に「販売契約の解除については、売掛金等がある場合、供給設備の撤去はその清算と同時に履行する・・・」といった内容が記されている場合は「その他正当な事由」にあたる。

▶ 販売方法

液化石油ガスは、計量法に規定する法定計量単位による体積（ m^3 ）により、ガスメーターを通して販売する。ただし次の場合は質量販売できる。

① 内容積20リットル以下（8kg以下）の容器により販売する場合

② 屋外で移動して消費される質量販売の場合

③ 調整器が接続された内容積8リットル以下（3kg以下）の容器を使用する場合

④ カップリング付容器バルブを備えた内容積25リットル以下（10kg以下）の容器を使用する場合

⑤ その他特別な事情により認められた場合

質量販売された液化石油ガスで消費されないものは、消費者立会いの下に計量し、適正な価格で引き取る。

液化石油ガスの引渡しは消費者の継続的消費に支障を生じないように遅滞なくすること。

取り外した容器は、バルブを確実に閉止し、かつ安全な場所に移すこと。

▶ 貯槽・バルク貯槽

販売所内に設置されている貯槽・バルク貯槽の周囲 2m以内に、火気、引火性・発火性の物を置かない。(消費先の供給設備との扱いの違いに注意) 貯槽・バルク貯槽の修理・清掃にあたっては基準(液石法規則第 16 条第 19 号イ～へ)に則り、保安上支障のない状態で行う。

3 t 以上の貯槽・バルク貯槽は沈下状況を測定し、沈下の程度に応じて適切な措置を講ずる。

貯槽・バルク貯槽のバルブ操作は過大な力を加えないこと。

バルク貯槽及び付属機器は告示で定めるところにより検査を行う。

バルク容器に設ける機器類は告示で定めるところにより検査を行う。

▶ 供給管・配管、集合装置の修理

修理のため液化石油ガスを遮断する場合は、基準(下記)に従って、保安上支障のない状態で行う。「液石法」規則第 16 条第 19 号の 2 イ、ロ

イ 修理の計画を定め、作業責任者の監督のもとで行う。

ロ 修理後は漏えいの無いことを確認するまで使用してはいけない。

(4) 貯蔵施設が基準に適合するよう監督する

貯蔵施設に関して、保安距離や構造など技術上の基準に適合し、又は維持されるよう監督する事。

(5) 供給設備が基準に適合するよう監督する

供給設備に関して、容器・貯槽の設置状況や調整器等の状況が技術上の基準に適合し、又は維持されるよう監督する事。(点検等の結果不備があれば、交換・改善を指示し、改善の完了まで監督すること)

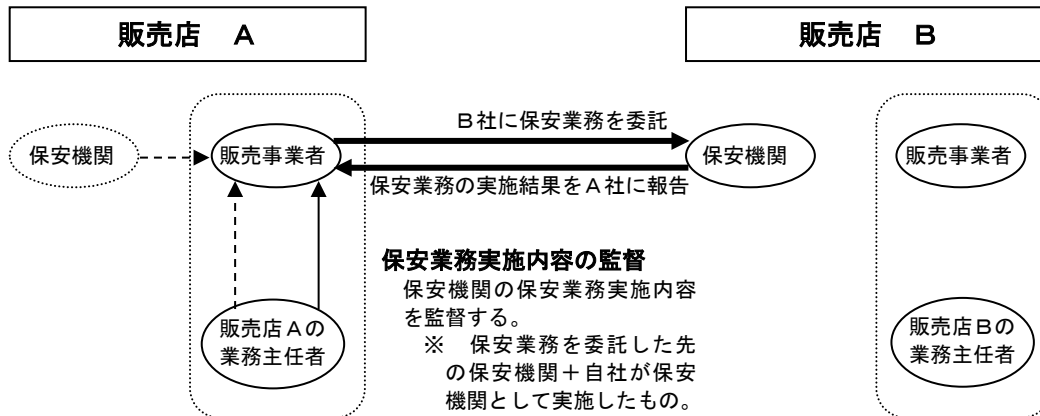
(6) 保安教育を計画、立案実施し、又はその監督を行う

従業員に対し保安教育を実施し、記録を作成し保存する事。

(7) 7つの保安業務の実施内容と結果を確認する

- ① 供給開始時点検調査
- ② 容器交換時等供給設備点検
- ③ 定期供給設備点検
- ④ 定期消費設備調査
- ⑤ 周知
- ⑥ 緊急時対応
- ⑦ 緊急時連絡

以上 7 つの保安業務に関して、自らが実施する場合また、他の保安機関に委託した場合においてもその実施内容及び実施結果について確認し、不適合がある場合は然るべき改善及び改善指示を実施する事。(調査・点検の結果不備があった場合や、緊急時連絡など保安機関から連絡があった場合、保安機関に対して対応を指示すること)



(8) 許可を必要とする貯蔵施設・特定供給設備の基準適合状況を監督する

1t以上のバルク貯槽、又は容器3t以上の特定供給設備や貯蔵施設が許可なく変更され、また完成検査を受けずに使用されることがないように監督する事。

(9) 充てん設備に関する基準適合状況を監督する

民生用バルクローリーが許可なく変更され、また完成検査・保安検査を受けずに使用される事がないよう監督する事。

(10) 帳簿の記載及び報告の内容について監督する

保安業務の委託先名簿、緊急時受付簿、保安台帳等の備えなければならない帳票、また液化石油ガス販売事業報告(様式第2編 第1章 P42)に関して、その実施状況を監督する事。(保安業務の実施に関しても帳簿として記載されるべき事項が正しく記載されるよう監督する)

規則131条に規定する販売事業者が帳簿に記載すべき事項は、販売事業者ごとに以下のとおり

記載すべき場合		記載すべき事項
1.	液化石油ガスを体積により一般消費者等に販売した場合	① 充てん容器の種類及び数 ② 販売開始の年月日 ③ 販売先 ④ 充てん容器を交換した年月日及び充てん容器の種類又は数に変更のあった場合においてはその内容
2.	液化石油ガスを質量により一般消費者等に販売した場合	① 充てん容器の種類及び数 ② 販売の年月日 ③ 販売先
3.	販売した液化石油ガスであって消費されないものを一般消費者から引き取った場合	① 引き取った液化石油ガスに係る充てん容器の種類及び数 ② 引取の年月日 ③ 引取元
4.	液石法第14条第1項の書面交付を行った場合	① 書面交付に係る一般消費者の氏名又は名称及び住所 ② 書面交付をした者の氏名 ③ 書面交付の年月日 ④ 書面の内容
5.	販売事業者が自ら行った場合	
1.	1 供給開始時点検・調査を行った場合	① 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 供給開始時点検・調査を行った者の氏名 ③ 供給開始時点検・調査の結果 ④ 供給開始時点検・調査の実施又は法第27条第1項第1号又は第2号の通知をした場合は、その内容

		<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 供給開始時点検・調査又は通知の年月日 ⑥ 供給開始時調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 ⑦ 供給開始時調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
2	容器交換時等供給設備点検を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名 ③ 容器交換時等供給設備点検の結果 ④ 容器交換時等供給設備点検の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 容器交換時等供給設備点検又は通知の年月日
3	定期供給設備点検を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 定期供給設備点検を行った者の氏名 ③ 定期供給設備点検の結果 ④ 定期供給設備点検の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 定期供給設備点検又は通知の年月日
3 2	定期供給設備点検を拒否された場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 法第 34 条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 ③ 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた年月日
4	定期消費設備調査を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 定期消費設備調査を行った者の氏名 ③ 定期消費設備調査の結果 ④ 定期消費設備調査の実施又は法第 27 条第 1 項第 2 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 定期消費設備調査又は通知の年月日 ⑥ 定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 ⑦ 定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
4 2	定期消費設備調査を拒否された場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 法第 34 条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 ③ 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた年月日
5	周知を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 周知を行った者の氏名 ③ 周知の内容 ④ 周知の年月日
6	緊急時対応を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急時対応に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 緊急時対応を行った者の氏名 ③ 緊急時対応の内容及び結果 ④ 緊急時対応を行った年月日
7	緊急時連絡を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急時連絡に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 緊急時連絡を行った者の氏名 ③ 緊急時連絡の内容及び結果 ⑤ 緊急時連絡を行った年月日
5 2.	液石法第 29 条の認定を受けた保安機関に液石法第 27 条第 1 項各号の業務委託した場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 委託に係る一般消費者の氏名又は名称及び住所 ② 委託を行った保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地 ③ 保安業務の結果 ④ 供給設備が液石法第 16 条の 2 第 1 項の技術上の基準に適合しないものであった場合は、それに対して講じた措置の内容 ⑤ 消費設備が液石法第 35 条 5 の技術上の基準に適合しないものであった場合は、その消費設備の所有者又は占有者に通知した内容 ⑥ 液石法第 27 条第 1 項第 4 号に基づき実施した措置の内容 ⑦ 保安業務を行った年月日
6.	貯蔵施設又は特定供給設備に異常があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 異常の内容 ② 異常に対して講じた措置 ③ 異常があった年月日及び措置をした年月日

液石法に規定されている事

※ 業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。

※ 液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務主任者がこの法律又はこの法律に基く命令の実施を確保するためにする指示に従わなくてはならない。

業務主任者は、LPガス販売事業者が実施すべき保安活動を具体的に実施または管理・監督する義務を負っている。

液石法を遵守し、自主保安を確立するためには、業務主任者が責任を持って職務にあたり、第一線でリーダーシップを発揮する事。

業務主任者の代理者は、業務主任者が職務を行えない場合、その職務を代行する。

2. 保安機関の職務

保安機関は、保安業務区分ごとに保安業務の実施の方法及び結果報告について保安業務規程に定め、規程に基づく保安業務の的確かつ円滑な遂行を図る。

- (1) 保安業務規程の作成と変更・認可を受けること
- (2) 保安業務計画書の作成
 - 一般消費者数の増加認可申請及び減少届出の作成
- (3) 保安業務計画書に基づいた保安業務資格者の確保
- (4) 保安業務計画書に基づいた保安業務機器の維持管理
- (5) 保安業務実施状況報告の作成と関係機関への提出（第2編第2章P107参照）
- (6) 保安業務の実施結果の販売事業者への通知
- (7) 保安業務の再委託禁止の遵守
- (8) 帳簿の記載及び報告の内容についての監督

規則 131 条に規定する保安機関が帳簿に記載すべき事項は、自ら行う販売事業に係る保安業務にあつては販売所ごとに、委託を受けた保安業務にあつては委託を受けた販売事業者ごとに、以下のとおり。

記載すべき場合		記載すべき事項
1.	供給開始時点検・調査を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 供給開始時点検・調査を行った者の氏名 ③ 供給開始時点検・調査の結果 ④ 供給開始時点検・調査の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 供給開始時点検・調査又は通知の年月日 ⑥ 供給開始時点検・調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 ⑦ 供給開始時点検・調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
2.	容器交換時等供給設備点検を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名 ③ 容器交換時等供給設備点検の結果 ④ 容器交換時等供給設備点検の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 容器交換時等供給設備点検又は通知の年月日
3.	定期供給設備点検を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 定期供給設備点検を行った者の氏名 ③ 定期供給設備点検の結果 ④ 定期供給設備点検の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 定期供給設備点検又は通知の年月日
3 2.	定期供給設備点検を拒否された場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 法第 34 条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 ③ 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた年月日
4.	定期消費設備調査を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 定期消費設備調査を行った者の氏名 ③ 定期消費設備調査の結果 ④ 定期消費設備調査の実施又は法第 27 条第 1 項第 2 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 定期消費設備調査又は通知の年月日 ⑥ 定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 ⑦ 定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
4 2.	定期消費設備調査を拒否された場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 法第 34 条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 ③ 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた年月日
5.	周知を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 周知を行った者の氏名 ③ 周知の内容 ④ 周知の年月日
6.	緊急時対応を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急時対応に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 緊急時対応を行った者の氏名 ③ 緊急時対応の内容及び結果 ④ 緊急時対応を行った年月日
7.	緊急時連絡を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急時連絡に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 緊急時連絡を行った者の氏名 ③ 緊急時連絡の内容及び結果 ⑤ 緊急時連絡を行った年月日

3. 充てん事業者の職務

- (1) 充てん設備を設置する場合、県の許可と完成検査を受け、充てん設備の技術上の基準に適合させること。
- (2) 充てん作業者に、技術上の基準に従って充てん作業を行わせること。
- (3) 充てん作業者に、保安上の教育を受けさせ、充てん作業者の再講習を受講させること。
- (4) 充てん事業報告を県に提出すること。
- (5) 保安検査を受検し、合格させること。
- (6) 移動式製造の許可を受けている充てん設備にあつては、危害予防規程の制定・届出を行うこと。
- (7) 移動式製造の許可を受けている充てん設備にあつては、保安統括者等の選任・届出を行うこと。
- (8) 移動式製造の許可を受けている充てん設備にあつては、製造の開始の届出を行うこと。(新規許可の場合)
- (9) 充てん事業者は、必要な帳簿を整理・作成すること。

規則 131 条に規定する充てん事業者が、帳簿に記載すべき事項は以下のとおり。

記載すべき場合		記載すべき事項
1.	充てんした場合	① 充てんに係る貯蔵設備の貯蔵能力並びにその貯蔵設備から液化石油ガスの供給を受けている一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 充てんした年月日 ③ 充てんした液化石油ガスの量 ④ 充てんに係る充てん設備
2.	充てん設備の保安検査を受けた場合	① 保安検査を受けた充てん設備 ② 保安検査を行った者の氏名又は名称及び住所 ③ 保安検査の結果 ④ 充てん設備が法第 37 条の 4 第 2 項の技術上の基準に適合していない場合は、それに対して講じた措置の内容 ⑤ 保安検査又は措置をした年月日
3.	充てん設備に異常があった場合	① その内容 ② それに対して講じた措置 ③ 異常があった年月日及び措置を講じた年月日

- (10) 保安機関である充てん事業者が、保安業務の委託を受けた場合、委託先販売事業者へ保安業務の実施通知を行うこと。

4. 販売主任者の職務

販売主任者は、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する。(保安法第 32 条第 7 項)

- (1) 高圧ガスの移動の基準の維持 (保安法第 23 条・液石則 48、49 条)
- (2) 販売事業者等に係る技術上の基準の維持 (保安法 20 条の 6 第 1 項・液石則第 41 条)
- (3) 消費先保安台帳の整備 (小売業者用)・販売先保安台帳の整備 (卸売業者用)
- (4) 容器授受簿の管理 (小売業者用)
- (5) 気密試験結果記録・調整器検査記録の整備 (小売業者用)
- (6) 事故届の作成 (液石則 96 条)

【備考】

液石則第 48 条 車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等 (移動式充てん設備) ※ 第 2 編 5 章 P222、P223 参照

液石則第 49 条 その他の場合における移動に係わる技術上の基準等 (シリンダー配送) ※ P325 参照

保安法液石則第 49 条の基準に対する事項(その他の場合における移動にかかる技術上の基準等)

号	項 目	内 容	備 考
1	警戒標	車両の前後に高圧ガス標示板を掲げる。	内容積が 20 リットル以下のみの積載車両であって合計内容積が 40 リットル以下の場合には除外。
2	温度	充てん容器等はその温度を常に 40℃以下に保つ。	
3	バルブの保護	突出したバルブのある充てん容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施す。	
4	衝撃及び損傷の防止	転落転倒等による衝撃、損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱をしないこと。	一段積み 10 kg 以下を除く。 横積み禁止。
5	消火設備 応急処置用資材工具	P317 (例示基準) 参照	内容積が 20 リットル以下のみの積載車両であって合計内容積が 40 リットル以下の場合には除外。
6	混載の禁止	消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物を同一の車両に積載移動の禁止。	内容積 120 リットル未満の充てん容器等と消防法別表に掲げる第四類の危険物は除外 ※ 消防法第 2 条第 7 項別表参照
7	駐車	駐車する場合にあつては、充てん容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避け、かつ交通量が少ない安全な場所を選ぶこと。また、運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。	内容積が 20 リットル以下のみの積載車両であって合計内容積が 40 リットル以下の場合には除外。
8	質量 3000 kg 以上の移動	48 条 14 号から 48 条 18 号を参照	
9	質量 3000 kg 以下の移動	48 条 18 号を参照	内容積が 20 リットル以下 (液化石油ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。) のみの積載車両であって合計内容積が 40 リットル以下の場合には除外。

保安法液石則第 49 条第 1 項第 8 号の基準に対する事項（バラ積み 3t 以上の移動）

※ 48 条第 1 項各号の基準を準用

号	項目	内 容	備 考
14	移動監視者	移動の監視者は、丙種化学責任者免状等所持者を乗務員とする。	質量 3000 kg 以上の液化石油ガスの移動
15	免状の携帯	移動するときは免状を携帯する。	質量 3000 kg 以上の液化石油ガスの移動
16	危険時の措置	充てん容器等を積載した車両により、質量 3000 kg 以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ当該高压ガスの移動中充てん容器等が危険な状態となった場合、又は当該容器等に係わる事故が発生した場合における荷送人へ確実に連絡するための措置、荷送人又は移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他、高压ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置、その他の災害発生又は拡大防止のために必要な措置をする。	質量 3000 kg 以上の液化石油ガスの移動
17	繁華街及び二人乗車	移動するときは繁華街又は人ごみを避けること。 下記の場合は、車両 1 台について運転者を 2 人充てること。 (イ)連続運転時間が 4 時間を超える場合 (ロ)運転時間が、1 日当たり 9 時間を超える場合	質量 3000 kg 以上の液化石油ガスの移動
18	イエロー・カード	移動するときは、運転者が移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面（イエロー・カード）を常に携帯させ、注意事項を遵守すること。	

※ 充てん容器等の保管については貯蔵施設で行い、車両上での保管を禁止する。

例示基準

53. 充てん容器等の移動時に携行する消火設備並びに資材等

充てん容器等を移動するときに携行する消火設備並びに必要な資材及び工具は、次の各号に定めるものとする。

これらの携行する用具、資材等は1月に1回以上点検し、常に正常な状態に維持するものとする。

1. 消火設備

1. 1 車両に固定した容器により移動する場合に携行する消火設備は次の表に掲げる消火器とし、速やかに使用できる位置取り付けられたものであること。

消火器の種類		備付け個数
消火薬剤の種類	能力単位	
粉末消火剤	B-10 以上	車両の左右にそれぞれ1個以上

備考 能力単位は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)に基づき定められたものをいう。(以下同じ。)

1. 2 充てん容器等を車両に積載して移動する場合(質量5kg以下の高圧ガスを移動する場合を除く。)に携行する消火設備は、次の表に掲げる消火器とし、速やかに使用できる位置に取り付けられたものであること。

移動によるガス量による区分	消火器の種類		備付け個数
	消火薬剤の種類	能力単位	
1,000 kgを超える場合	粉末消火剤	B-10 以上	2個以上
150 kgを超え 1,000 kg以下の場合	粉末消火剤	B-10 以上	1個以上
150 kg以下の場合	粉末消火剤	B-3 以上	1個以上

備考 一つの消火器の消火能力が所定の能力単位に満たない場合にあつては、追加して取付ける他の消火器との合算能力が所定の能力単位に相当した能力以上であればその所定の能力単位の消火器を取付けたとみなすことができる。

2. 資材及び工具等

品名	仕様	備考
赤旗		
赤色合図灯又は懐中電灯	車両備付け品でよい。	
メガホン		
ロープ	長さ15m以上のもので2本以上	
漏洩検知剤		
車輪止め	2個以上	
容器バルブ開閉用ハンドル	移動する容器に適合したもの	車両に固定した容器及び容器にバルブ開閉用ハンドルが装着されている場合を除く。
容器バルブグランドスパナ 又はモンキースパナ	移動する容器に適合したもの	車両に固定した容器の場合を除く。
革手袋		

消防法第2条第7項（一般則50条第5号のイ）

類別	性質	品名
第四類	引火性液体	一 特殊引火物 二 第一石油類 三 アルコール類 四 第二石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 動植物油類

※ 上記品名の内容については一般則50条第5号のイ 備考 十～十七を参照

5. 移動中の災害防止のために必要な注意事項（イエローカード）

- (1) 品名
- (2) 事故発生時の応急措置
- (3) 緊急通報
- (4) 緊急連絡
- (5) 災害拡大防止処置
 - ① 漏洩・飛散したときの処置
 - ② 周辺火災のときの処置
 - ③ 着火したときの処置
- (6) 救急措置
 - ① 火傷の処置
 - ② 凍傷の処置
 - ③ 酸欠の処置
- (7) 特記事項
 - ① ガスの特性
- (8) 防災事業所（別ページ参照）

防災事業所一覧

静岡県危機管理部消防保安課	054-221-2076
静岡市消防局消防部予防課	054-280-0194
浜松市消防局予防課	053-475-7542
(一社) 静岡県LPガス協会	054-255-2451
東部支部	055-923-1070
中部支部	054-255-2451
西部支部	053-465-1178

東部地区

名 称	所 在 地	電 話	連絡責任者
杉本工業(株)	下 田 市	0558-22-3153	総務部長
(株)鈴与ガスあんしんネット西伊豆事業所	西伊豆町	0558-52-0303	部 長
エネジン(株) 伊東支店	伊 東 市	0557-51-1151	保安次長
(株)TOKAI 熱海支店	熱 海 市	0557-68-3271	支店長
日本ガス興業(株) 原基地	沼 津 市	055-966-1101	保安係員
(株)鈴与ガスあんしんネット三島事業所	沼 津 市	055-972-8866	部 長
(株)カジマヤ	御 殿 場 市	0550-88-0111	技術部長
(株)TOKAI 駿東配送センター	裾 野 市	055-992-1188	配送センター所長
(株)鈴与ガスあんしんネット富士事業所	富 士 市	0545-35-3573	部 長
(株)TOKAI 富士支店	富 士 市	0545-61-4025	支店長
(株)TOKAI 富士宮支店	富 士 宮 市	0544-27-2570	支店長

中部地区

名 称	所 在 地	電 話	連絡責任者
鈴与(株) ガスターミナル	静 岡 市	054-365-7343	所 長
イワタニ首都圏(株) 静岡支社	静 岡 市	054-346-2341	保安統括部長
富士ツバメ(株) 静岡支店	静 岡 市	054-345-0195	支店長
(株)TOKAI 静岡支店	静 岡 市	054-237-3661	支店長
(株)TOKAI 焼津支店	焼 津 市	054-629-1210	支店長
東海造船運輸(株)	焼 津 市	054-622-1221	施設課長
(株)サイサン 中部支店 牧之原営業所	牧 之 原 市	0548-52-0141	保安係員
富士ツバメ(株) 榛原支店	牧 之 原 市	0548-52-0037	保安係員
(株)TOKAI 榛原支店	吉 田 町	0548-32-1155	支店長

西部地区

名 称	所 在 地	電 話	連絡責任者
ガステックサービス(株) 中遠営業所	掛 川 市	0537-22-6261	営業所長
(株)TOKAI 浜北支店	浜 松 市	053-587-0411	支店長
(株)TOKAI 浜松支店	浜 松 市	053-461-9171	支店長
富士ツバメ(株) 浜松支店	浜 松 市	053-434-3031	支店長
(株)鈴与ガスあんしんネット浜松事業所	浜 松 市	053-421-0372	部 長
ガステックサービス(株) 浜松東営業所	浜 松 市	053-463-2121	所 長
ガステックサービス(株) 浜松南営業所	浜 松 市	053-457-8930	所 長
三愛オブリガス東日本(株) 東海支店	浜 松 市	053-585-5931	課 長
サーラ物流(株) 浜松東営業所	浜 松 市	053-423-3123	所 長

付 録

販売事業者が整備すべき帳簿等

保安機関認定更新に関する Q&A

販売事業者が整備すべき帳簿等

整備すべき項目	運用及び解釈
<p>液化石油ガス販売事業者が備えなければならない帳簿とは、規則第 131 条に規定する記載事項が正確に記録されており、かつ、必要に応じ直ちに記載事項の確認ができる状態にあるものであれば、その一部を磁気テープ等で記録しても差し支えないこととする。</p> <p>液石法に基づく販売事業者は、下記の帳簿等を整理しておくこと。</p> <p>1. 保安管理台帳 以下の項目について記載があり消費者管理が一覧でわかるもの。 (1) ガスメーター管理記録 (2) ガス漏れ警報器管理記録 (3) 末端ガス栓接続方法等管理記録 (4) 周知記録 (5) 書面交付記録 (6) 消費設備調査記録</p> <p>2. 販売先台帳 消費者別に検針時ごとの体積及びその販売価格等を記載した帳簿</p> <p>3. 消費設備再検査・改善記録簿 委託先より送付される再検査管理表に講じた措置等を記録する。 自店調査の場合も同様に記録しておくこと。</p> <p>4. 苦情処理簿</p> <p>5. 設備工事記録台帳 設備工事を委託している販売事業者も、</p>	<p>規則第 131 条の二及び電磁的方法保存基準告示を参照のこと。</p> <p>電算管理が自社で行われており、直ちに必要事項の確認ができる場合は、帳簿として打ち出しておかなくてもよい。</p> <p>電算管理が自社で行われていない場合は、四半期ごと又は月 1 回以上、打ち出し結果の送付を受け、帳簿として管理しておくこと。</p> <p>一覧表になっていれば、各々の項目について別々の帳簿でもよい。</p> <p>売上傳票等でも消費者別に綴ってあればよいものとする。</p> <p>保安業務区分以外の受付記録</p> <p>通達第 131 条関係 貯蔵設備から消費者における燃焼機器又</p>

施 設 基 準	運 用 及 び 解 釈
<p>全ての販売先について整備しておくこと。</p> <p>6. 圧力計定期比較検査記録</p> <p>7. 埋設管管理台帳 埋設管を有する全ての施設について管理台帳を作成しておくこと。</p>	<p>は燃焼器のないばあいには末端ガス栓までの配置図または供給管及び配管等の状況を記載するものとする。</p> <p>自記圧力計は、6ヶ月に1回以上、最低圧力が2.0kPa以上、最高圧力が8.4kPa以上10kPa以下の範囲の圧力で最小目盛単位が0.02kPa以下のマノメーター又は、これと同等以上の精度を有する圧力計と比較検査を行い、これに合格したものであること。</p> <p>この場合、0.2kPaを超える誤差のあるものは不合格とし、0.2kPa以下の誤差のあるものは、その補正值を用いることによって使用することができるものとする。</p> <p>電気式ダイヤフラム式自記圧力計は12ヶ月に1回以上の検査を行うこと。この場合、0.03kPaを超える誤差のあるものは不合格とし、0.03kPa以下の誤差のあるものは、その補正值を用いることによって使用することができるものとする。比較は、8.4～10.0kPaの間、6.0kPa、2.0kPa前後の3点で行うこと。</p>
<p>※個人情報保護法の抜粋</p> <p><u>法第20条</u> 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p><u>法第21条</u> 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p><u>法第22条</u> 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p>	

自記圧力計補正值記録表及び修理経歴表

検査年月日	測定点	8.4k Pa	6.0k Pa	2.0k Pa	調整・修理・記録	検査員印
	測定値					
	水圧計値					
	記録計値					
	補正值					
	指示計値	()	()	()		
	水圧計値					
	記録計値					
	補正值					
	指示計値	()	()	()		
	水圧計値					
	記録計値					
	補正值					
	指示計値	()	()	()		
	水圧計値					
	記録計値					
	補正值					
	指示計値	()	()	()		
	水圧計値					
	記録計値					
	補正值					
	指示計値	()	()	()		
計器No.						

機械式自記圧力計は 6 ヶ月、電気式ダイヤフラム式自記圧力計は 12 ヶ月に 1 回以上検査し、記録すること。

白ガス管等の埋設管漏えい試験（規則）

- 白ガス管又は白ガス管に防しよくテープを施したものは、1年に1回以上漏えい試験を行うこと。

供給設備	規則第 36 条第 1 号	イ (2)
	〃	ロ (2)
	〃	ハ (2)
	〃	ニ (2)
消費設備	規則第 37 条第 1 号	イ (1)
	〃	ロ (2)

地盤面下に埋設した供給管又は配管（亜鉛メッキを施したもの又は亜鉛メッキを施した供給管に防しよくテープを施したものに限る。以下この節において「供給管等」という。）の漏えい試験を1年に1回以上、次のいずれかの方法（腐食測定による抵抗値が10Ω以上の場合は4年に1回以上(1)に定める方法）により行い、その結果、異常がある場合は、適切に当該供給管等の改善を行うこと。

(1) 例示基準第 29 節で定める方法による漏えい試験

(2) 埋設管腐食測定器（供給管等に直流電流を流し、抵抗を測定し、腐食の進行状況を診断できるものであって、高圧ガス保安協会基準 S 0739 液石法施行規則関係技術基準埋設管腐食測定器に適合するものをいう。）による腐食測定

例示基準 41

消費先保安台帳(例)

コード番号	氏名		住所		電話	台帳作成日		供給形態		用途		
								戸別・集合(戸集合)		家庭用・業務用		
消費設備												
ガス配管												
配管		区	分	開始時	年月日	開始時	年月日	変更年月日	規格・防食	変更年月日	規格・防食	接続方法
銅		管	径	B	m	B	m	・	メーカ	B	m	メーカ
P L V		管	径	B	m	B	m	・	メーカ	B	m	メーカ
P L S		管	径	B	m	B	m	・	メーカ	B	m	メーカ
フレキ管		管	径	cm	cm	cm	cm	・	メーカ	cm	cm	メーカ
ガス消費設備												
ガス		区	分	開始時	年月日	開始時	年月日	変更年月日	規格・防食	変更年月日	規格・防食	接続方法
中間ガス栓		栓	径	B	ケ	B	ケ	・	メーカ	B	ケ	メーカ
ヒューズガス栓		栓	径	□	ケ	□	ケ	・	メーカ	□	ケ	メーカ
コンセントガス		栓	径	□	ケ	□	ケ	・	メーカ	□	ケ	メーカ
ヒューズ・コンセントガス栓		栓	径	□	ケ	□	ケ	・	メーカ	□	ケ	メーカ
ボックスガス栓		栓	径	□	ケ	□	ケ	・	メーカ	□	ケ	メーカ
燃焼器具												
燃焼器具		機種	消費量	設置	年月日	消費量	年月日	機器	年月日	消費量	年月日	取付年月日
コンロ		機種	キロワット	メーカ	年月日	キロワット	年月日	メーカ	年月日	キロワット	年月日	取付年月日
レンジ		機種	キロワット	メーカ	年月日	キロワット	年月日	メーカ	年月日	キロワット	年月日	取付年月日
炊飯器		機種	キロワット	メーカ	年月日	キロワット	年月日	メーカ	年月日	キロワット	年月日	取付年月日
給排気効果												
給排気効果		機種	消費量	設置	年月日	消費量	年月日	機器	年月日	消費量	年月日	取付年月日
給排気効果		機種	キロワット	メーカ	年月日	キロワット	年月日	メーカ	年月日	キロワット	年月日	取付年月日
給排気効果		機種	キロワット	メーカ	年月日	キロワット	年月日	メーカ	年月日	キロワット	年月日	取付年月日
給排気効果		機種	キロワット	メーカ	年月日	キロワット	年月日	メーカ	年月日	キロワット	年月日	取付年月日
給排気効果		機種	キロワット	メーカ	年月日	キロワット	年月日	メーカ	年月日	キロワット	年月日	取付年月日
ガス漏れ警報器												
ガス漏れ警報器		機種	消費量	設置	年月日	消費量	年月日	機器	年月日	消費量	年月日	取付年月日
ガス漏れ警報器		機種	キロワット	メーカ	年月日	キロワット	年月日	メーカ	年月日	キロワット	年月日	取付年月日

再調査管理表(例)

コード	消費者名	住 T E L 所	4年に1回検査①		再		調		査				
			年月日	要改善指摘項目	年月日	1.改善済項目 2.再通知	年月日	1.改善済項目 2.再通知	年月日	1.改善済項目 2.再通知			
							②		③				④
							⑤		⑥				⑦
							⑧		⑨				⑩
							②		③				④
							⑤		⑥				⑦
							⑧		⑨				⑩
							②		③				④
							⑤		⑥				⑦
							⑧		⑨				⑩
							②		③				④
							⑤		⑥				⑦
							⑧		⑨				⑩
							②		③				④
							⑤		⑥				⑦
							⑧		⑨				⑩
							②		③				④
							⑤		⑥				⑦
							⑧		⑨				⑩
							②		③				④
							⑤		⑥				⑦
							⑧		⑨				⑩

1. 指摘事項のあった調査票は、別綴にして①に記入する。
2. 再調査又は改善通知を行ったものは、②以降に記入する。

埋設管管理台帳(例)

設置区分 ()

整理番号	消費者名	住所	設置年月	図面番号	配管材料	建築構造	安全器具		ガス漏えい試験等 (目視点検を含む)								改善結果											
							設置日	品名	実施日	結果	実施日	結果	実施日	結果	実施日	結果	実施日	結果	実施日	結果	実施日	結果						

異常等に対して講じた措置の記録

No.

受付日 年月日	受付時刻	受付者	消費者氏名	住所	内容	措置年月日	完了時刻	措置方法	措置者

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

保安機関認定更新に関するQ&A

1. 保安機関の認定有効期間について

Q 1 : 液石法第 32 条に認定更新は 5 年以上 10 年以内において政令で定める期間ごとに、その更新を受けなければ効力を失うとありますが、それは何年ですか？

A : (施行令第 6 条)
政令で 5 年と定められています。

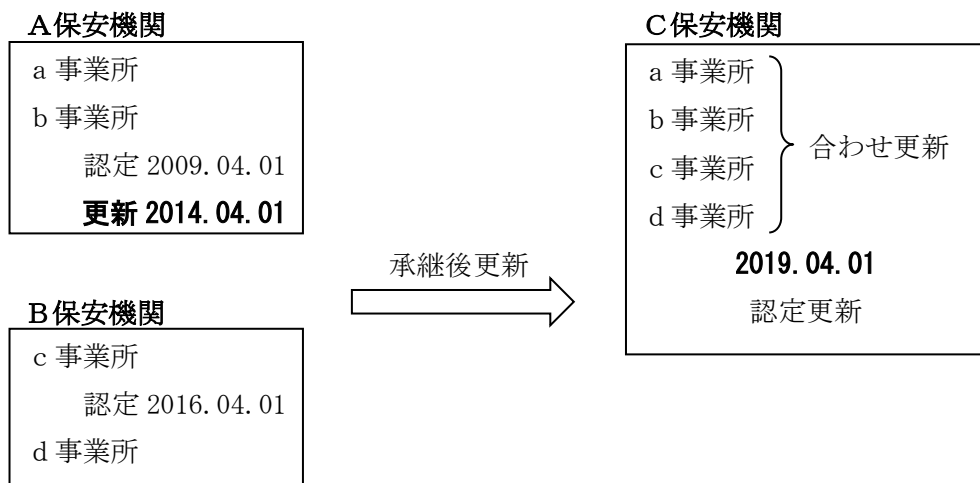
Q 2 : ある保安業務区分の認定を受けた後、その他の保安業務区分の認定を追加して受けた場合の有効期間はどのようになりますか？

A : 認定は保安業務区分ごとに行われるので、各々の保安業務区分について認定を受けた日から起算して 5 年です。
しかし、静岡県の場合直近に来る認定更新に合わせて、全ての保安業務区分の認定日を統一して更新するよう指導されております。

Q 3 : 保安機関の承継があった場合、認定の有効期間はどのようになりますか？

A : 行政庁への承継手続きを完了しておくことが前提となります。
承継（相続・合併・事業の全部譲渡）に係る保安機関が、それぞれ従前属していた保安機関に対応する保安業務区分を承継しますが、更新は古い保安機関の認定更新日に合わせて、全ての事業所を更新してください。

【例】 A 保安機関と B 保安機関が合併し、C 保安機関を設立した場合



2. 保安機関の認定更新方法について

Q 4 : 認定更新申請の手続きはいつまでにするのですか？

A : (規則第 34 条)

認定の満了する 30 日前までに申請書を提出しなければなりません。認定更新時が重なるため窓口が混雑することが予想されます。静岡県では 3 ヶ月位前から相談に応じます。詳細は、所管行政庁に相談してください。

Q 5 : 認定更新手数料はいくらかかりますか？

A : 手数料条例 (2018 年 11 月現在 : 静岡県・静岡市・浜松市)

14,000円 + (6,900円 × 更新する保安業務区分数)

Q 6 : 保安業務区分のうち、直近に認定更新を迎える保安業務区分に合わせ追加認定した他の保安業務区分も同時に認定更新できますか？
有効期間は 5 年と定められていますが、5 年未満でも認定更新ができるのですか？

A : 同時の認定更新はできます。5 年未満で認定更新してもかまいません。

静岡県では、直近の起算日に合わせるよう指導しています。

ただし、残存期間があっても持ち越すことはできず、今回認定更新を受けた年月日から 5 年間となります。

Q 7 : 認定更新時に、今後とも実施しない一部の保安業務区分を更新しないことはできますか？

A : できます。一般消費者等の数の減少届書を認定更新申請書を提出する以前に提出して下さい。認定更新申請書には更新しない保安業務区分を除いた保安業務計画書を添付して下さい。

なおこの場合、保安業務規程変更認可申請書も別途提出する必要があります。

Q 8 : 認定更新申請で、今後実施する予定の保安業務区分の追加はできますか？

A : できません。保安業務区分を追加する場合には、別途保安機関認定申請が必要です。
なおその場合、保安業務規程変更認可申請も別途提出する必要があります。

Q 9 : 認定更新申請で、今後保安業務を実施する一般消費者等の数に変更が予定される場合、増減はできますか？

A : (液石法第 33 条)(保安業務告示第 2 条・第 3 条)

できません。一般消費者等の数を増加する場合は、一般消費者等の数の増加認可申請を、減少する場合は一般消費者等の数の減少届書が必要です。

また、更新前に、現に認定を受けた一般消費者等の数を実際の消費者が上回る場合は違法状態にありますので、至急所管行政庁と相談をして下さい。

(違法状態にありますので、認定更新申請で処理することはできません。)

Q10 : 認定更新で、保安業務を実施する予定の事業所の追加はできますか？

A : できません。新しい事業所に係る一般消費者等の数の増加認可申請が必要です。

Q11 : 認定更新申請で、事業所名称の変更の場合どうしたら良いでしょうか？

A : 事業所の名称変更については、別途保安機関変更届書を提出して下さい。

Q12 : 認定更新時に B 県登録の B 県販売事業者が供給する B 県内の消費者に関する保安業務を A 県認定の A 保安機関が今後受託しようとする場合、どのような手続きが必要ですか？

A : (液石法第 29 条・第 35 条の四で準用する液石法第 6 条)

認定更新でなく、A 保安機関は、認定行政庁を変更する必要があります。

A 保安機関は、A・B 両県が同一経済産業局管内の場合は、所管経済産業局長の新規認定申請が、所管経済局を異にする場合は経済産業大臣の新規認定申請が必要になります。

認定後は、従前の認定をした A 県に認定行政庁の変更届が必要です。

なお、この場合、新規の認定ですから認定更新は認定日から 5 年後になります。

Q13：認定更新が遅れ、空白期間ができそうです。どうしたら良いでしょうか。

A：空白期間は保安業務ができません。

受託している保安業務がある場合には、その保安業務に係る販売事業者にその旨を知らせるとともに、至急所管行政庁に相談してください。

3. 保安機関の認定更新時に必要な書類

Q14：更新時にはどのような書類が必要ですか？

A：(規則第34条・規則第30条第2項)

保安機関認定更新申請書と規則第30条第2項各号に定める書類が必要です。

Q15：最初に認定を受けたときから変更のない書類まで提出する必要がありますか？

A：必要です。

Q16：保安機関の変更届で既に提出した添付書類も提出する必要がありますか？

A：必要です。

Q17：毎事業年度終了後報告している事項も書類を提出する必要がありますか？

例えば、法人の役員及び構成員の変更に関する種類など

A：必要です。

Q18：認定更新時の保安業務資格者数に変更がありますが、認定更新手続きはどうすれば良いですか？

A：認定更新申請の保安業務計画において技術的能力計算書に基づく必要資格者数を記載して申請して下さい。(資格者については数の規制があります)

Q19：認定申請時の資格者名簿のうち、退職者がいますが、どうすれば良いですか？

A：必要資格者数を満足していれば問題はなく、また、保安業務資格者の氏名の変更は手続きする必要はありません。

必要資格者数が不足する場合は法令違反となりますので、不足分の資格者数を補充して

下さい。なお、補充できない場合は、保安業務を実施する一般消費者等の数の減少の届出が必要になります。

Q20：役員が交代したが、認定更新時に何か手続きが必要ですか？

A：認定更新時の役員及び構成員の構成を説明した書面が必要です。
なお、代表者を変更した場合は、保安機関変更届書を提出して下さい。

Q21：緊急時対応の緊急出動範囲を、認定更新時に変更できますか？

現状 30 分で到着できる範囲より狭く申請しているので、実際に到着できる範囲に拡大したいのですが。

A：できます。ただし、実際に到着できることの具体的説明が必要でしょう。
例えば、高速道路の開通、道路の新設などです。

Q22：「容器交換時等供給設備点検」「定期供給設備点検」「定期消費設備調査」の 3 保安業務区分の認定を受けると『供給開始時点検・調査』は認定を受けなくても保安業務を行うことができるとのことですが、現在これら 4 区分全ての認定を受けている場合『供給開始時点検・調査』の認定更新をしなくても保安業務ができるのですか？

A：(規則の運用及び解釈通達 第 29 条関係第 1 項)
できます。
この場合は、一般消費者等の数の減少届及び保安業務規程変更認可申請書を提出して下さい。
ただし、「容器交換時等供給設備点検」、「定期供給設備点検」、「定期消費設備調査」の保安業務区分のうち最も少ない一般消費者の数を超えて受託する場合は、「供給開始時点検・調査」保安業務区分について、追加で保安機関の認定申請が別途必要になります。

Q23：「緊急時対応」を実施している一般消費者等の数が、認定を受けた一般消費者等の数よりも少ない場合、認定を受けた一般消費者等の数までは、認定を受けずに「緊急時連絡」の保安業務をできるとのことですが、現在これら 2 区分の認定を受けている場合、「緊急時連絡」の認定更新をしなくても業務ができるのですか？

A：(規則の運用及び解釈通達 第 29 条関係第 3 項)
できます。
この場合は、一般消費者等の減少届書及び保安業務規程変更認可申請書を提出して下さい。
ただし、「緊急時対応」の保安業務区分の一般消費者等の数を超えて「緊急時対応」の

保安業務を受託する場合は、「緊急時連絡」保安業務区分について追加で保安機関の認定申請が別途必要になります。

Q24：保安業務資格者の算定式はどのようになりますか？

A：(保安業務告示第2条第1号表中ロ・ハ、附則H11.9.30付省令第88号第2条)

保安機関の保安業務資格者数

①供給開始時点検・調査の算定式

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000}$$

②容器交換時等供給設備点検の算定式

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{月間実働日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業員数}$$

③定期供給設備点検の算定式

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{30 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4} - \text{充てん作業員数}$$

④定期消費設備調査の算定式

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{25 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4}$$

※ 補助員を伴って調査を行う場合は25を3分の4倍にする。

定期供給設備点検と定期消費設備調査を行うため認定を受ける保安機関の場合

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4}$$

⑤周知の算定式

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000}$$

容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査のうち1
又は2以上の保安業務と周知の実施を保安業務とする保安機関の場合

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{40,000}$$

⑥緊急時対応の算定式

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000}$$

(事業所ごとに常時算定数以上の保安業務資格者を配慮すること。)

※ 消費先に30分以内には到着し所要の措置を行う体制を確保すること。

⑦緊急時連絡の算定式

- a. 事業所ごとの消費者戸数が2万戸以下の場合

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000}$$

- b. 事業所ごとの消費者戸数が2万戸を越える場合

$$1 + (\text{消費者戸数} - 20,000) \times \frac{1}{80,000}$$

Q25：損害賠償の支払能力を証する書面は何を提出するのですか？

また、保険は認定された一般消費者等の数で加入するのですか、それとも実際に保安業務を行う一般消費者等の数で加入するのですか？

A：① 販売事業者が自社の一般消費者等の保安業務を実施する保安機関の場合、LPガス業者賠償責任保険で保安業務も担保されるので、認定更新日が該当する保険年度のLPガス業者賠償責任保険付保証明書を提出して下さい。

ただし、販売事業者が他の販売事業者の保安業務を受託する場合で、受託消費戸数が100戸以上となる時、別途LPガス受託認定保安機関賠償責任保険への加入が必要です。

② 販売事業者以外の保安機関の場合は、認定更新日が該当する保険年度のLPガス受託認定保安機関賠償責任保険の付保証明書を添付して下さい。

③ 保険の加入戸数は、実際に受託している一般消費者等の数でよく、認定された数と異なっても構いません。

受託一般消費者等の数が100戸未満の保安業務は100戸で付保して下さい。

Q26：構成員の構成を説明する書面で、株式会社は株主名簿を用いますが、株式保有率どのくらいまで記載が必要ですか？

A：主要株主を記載して下さい。
役員及び主要株主が記載されている会社案内等で代替できます。

Q27：認定更新時の現地確認の際、配送車、保安点検車等に積載して移動している保安業務用機器については現物確認ができないため、写真を貼付した設備台帳等で代替できますか？

A：代替できます。（台帳等で確認できれば結構です。）

保安業務の運用に関するQ&A

1. 保安機関に関するQ&A

Q 1 : 緊急出動「原則 30 分」とはどういうことですか？

A : 緊急出動は、消費者等からの連絡を受けた保安機関が、災害の発生する恐れ又は災害の発生に対し、災害防止又は災害の拡大防止のための措置を行う業務です。

「原則 30 分以内（およそ 20 km 程度）」とは、通常の交通状況で 30 分以内に到着できることをいいます。

Q 2 : 緊急出動「原則 30 分」を地図に書くとき、円とアメーバとどちらが良いですか？

A : 原則 30 分以内であれば、幹線道路沿いはアメーバ状で明示されても良いでしょう。

Q 3 : 充てん作業ができる保安業務は何ですか？

A : バルク関係の「充てん作業」資格保有者は保安業務のうち、供給開始時点検（消費設備調査を除く）、容器交換時等供給設備点検及び定期供給設備点検ができます。

Q 4 : ガス臭いとのことで出動するが、どのような手順で実施したら良いですか？

A : 緊急出動の場合、高圧ガス保安協会が発行している、保安業務ガイド「緊急時対応」に基づき実施して下さい。

なお、日常の保安教育を行うことが重要です。

Q 5 : 保安業務は保安機関の認定を受けている販売事業者が実施し、保安機関である配送センターが配送のみ受託している場合、保安機関としての受託にあたるのですか？

A : 配送だけの内容であれば、保安機関の受託にはなりません。

しかし、配送の際、「容器交換時等供給設備点検」の保安業務も行うと保安業務の受託になります。

Q 6 : 緊急出動(対応)は夜間従業員が自宅から出動しますが良いですか？

A : 良いです。ただし、事業所から当該自宅まで 10 分以内の従業員に限ります。

Q 7 : 供給開始時の点検で否があった改善は誰がするのですか？

A : 販売事業者が供給設備の技術上の基準について、維持管理する責任があります。

Q 8 : 無資格者に保安業務を行わせることができますか？

A : 資格者しか実施できない保安業務と資格者の指導監督の基に無資格者が実施できる保安業務に分けられます。

点検・調査業務を無資格者が行うことはできません。

無資格者ができる業務としては「周知」「緊急時対応」「緊急時連絡」があります。ただし、無資格者であっても、保安教育等により一定以上の知識、技術力を養成していることが重要です。

※ 緊急時対応の保安機関が行う保安業務範囲は現場状況に応じた「応急措置」を適確に行うことであり、出動者は保安業務資格者又は保安業務資格者の監督の下に適確に行う能力を有するものが行うこと。

(設備の修理等の業務は、販売事業者等の設備士が行うことになります。)

高圧ガス保安協会発行の保安業務ガイド「緊急時対応」を参照してください。

Q 9 : 保安機関は全ての保安業務について 30 分以内の範囲でしか業務ができないのですか？

A : 原則 30 分以内は、「緊急時対応」の場合です。他の保安業務は保安機関として管理できる範囲であれば問題はありません。

Q10 : 法定期間内に点検調査が終了しません。どうしたら良いでしょうか？

A : 保安機関は、法定機関内に点検調査しなければなりません。点検調査実施計画を見直し、法定期間内に実施して下さい。

留守宅等の場合は、消費者に訪問日時並びに次回訪問予定等を通知し、その記録を残して下さい。

Q11：マイコンメーターで2ヶ月1回漏えいの有無を確認しているのに、配管の漏えい試験を省略して良いのでしょうか？

A：マイコンⅡは、メーター下流の漏えい試験です。マイコンSは、上流の監視機能が働いていることを確認していれば、上下流の漏えい試験を代替できます。

調整器の機能試験にも代替できる項目があります。

詳細は高圧ガス保安協会発行の保安業務ガイド「定期供給設備点検・定期消費設備調査」を参照して下さい。

Q12：消費設備の調査を行う保安機関において、燃焼器具の「給気口」「排気筒」の設置状況の調査はどのように実施したら良いのでしょうか？

A：保安機関に課せられている給気口、排気筒の調査は、消費設備の設置基準に定められている項目の一部です。又、隠ぺい部等目視で調査できない箇所もあります。どこまでの範囲を調査したのか、消費者・販売事業者に明らかにしておいて下さい。詳細は、高圧ガス保安協会発行の保安業務ガイド「定期供給設備点検・定期消費設備調査」を参照して下さい。

Q13：燃焼器具のLPガス適合性とは何ですか？

A：LPガス用の燃焼器具、LPガス用検定マークのある燃焼器具などの表記をさします。調査では、LPガス用検定マークの確認、不用な場合の燃焼確認をいいます。

Q14：20kg容器の供給設備への接続にゴム管を使用しているが良いですか？

A：使用できません。

Q15：緊急出動車として赤色灯を載せられないですか？

A：ガス事業法の事業者には、赤色灯（サイレン）が認められますが、液石法及び保安法事業者では困難です。（黄色灯も同様です。）

Q16：緊急出動の際、ヘルメットや安全靴は必要ですか？

A：ヘルメットや安全靴は保安業務用機器として規定されていませんが、災害防止と安全の確保上着用が望ましいでしょう。

Q17：緊急時連絡業務の連絡先に携帯電話は認められますか？

A：認められません。携帯電話は、トンネルの中、電池切れ等、常時接続ができないケースがあり、緊急時連絡業務の電話として認められません。

Q18：保安業務員は再講習を受けなければなりませんか？

A：保安業務員の資格者に関する再講習の法規制はありません。

Q19：保安業務用機器としての自記圧力計は、比較検査の必要がありますか？
又、電気式ダイヤフラム式圧力計（ポケマノ）はどうですか？

A：自記圧力計は、6ヶ月に1回以上、最低圧力が2.0kPa以上、最高圧力が8.4kPa以上10kPa以下の範囲の圧力で最小目盛単位が0.02kPa以下のマンメーター又は、これと同等以上の精度を有する圧力計と比較検査を行い、これに合格する必要があります。

この場合、0.2kPaを超える誤差のあるものは不合格とし、0.2kPa以下の誤差のあるものは、その補正值を用いることによって使用することができるものとします。

電気式ダイヤフラム式自記圧力計は、12ヶ月に1回以上の検査を行います。この場合、0.03kPaを超える誤差のあるものは不合格とし、0.03kPa以下の誤差のあるものはその補正值を用いることによって使用することができるものとします。比較は、8.4～10.0kPaの間、6.0kPa、2.0kPa前後の3点で行います。

Q20：保安業務用機器が、故障して修理中の場合、必要個数はどうなりますか？

A：保安業務遂行に支障がある場合は、予備を確保するか代替品を借りるなどして下さい。

Q21：CO測定器は定期的に点検するのですか？

A：精密機械ですので、検知部等が劣化します。検知方式により劣化の状況が異なりますので、メーカー仕様書等に従ってメンテナンスをすると共に定期補修を受けて下さい。

Q22：腐食診断測定器(例サビ検)は、保安業務用機器ですか？

A：保安業務用機器には含まれておりません。

Q23：緊急工具類とは具体的に何ですか？

A：緊急工具の具体的内容の規定はありません。緊急出動の対象となる災害を想定し、各保安機関で整備して下さい。保安法の移動の基準に基づいた工具を参考にして下さい。

Q24：mm H₂O 目盛りの自記圧力計、マノメーターは使用できるのですか？

A：消費者に渡す調査票等への記載（証明する場合）は、S I 単位(kPa)の表示が必要です。換算表により、S I 単位(kPa)で表示すれば構いません。

ただし、換算も間違いを起こしやすいので、S I 単位を表示する機器の使用を勧めます。

Q25：自記圧力計、マノメーターをS I 単位表示の機器に交換しました。保安機関変更届出書は必要ですか？

A：変更届書を提出する必要はありません。

Q26：受託した一般消費者等に埋設管がなく、ボーリングバーを使う必要はありませんが、具備しなければなりませんか？

A：保安業務用機器として必要個数を最低限常備してください。

Q27：認定を受けた保安機関の事業所が本社だけですが、保安機関でない他の事業所に保安業務用機器を分散して保有しております。集約すれば必要個数を満足しますが良いですか？

A：保安業務用機器は、保安機関の認定を受けた事業所に常備することになっております。

Q28：保安業務用機器は、事務所に置くのですか？車に積んで置くのかどちらが良いですか？

A：常時出動が決まっている場合は、車載が良いでしょう。
出動車両が決まっていない場合は、事務所内等の所定の場所に保管してください。

Q29：保険を付保する一般消費者等の数は、認定時の一般消費者等の数ですか？それとも現に受託している一般消費者等の数ですか？

A：現に受託している一般消費者等の数です。

Q30：保安機関に関する保険は保安共済事業団以外でも良いですか？

A：規則第 32 条・保安業務告示第 4 条を満たしていれば、保安共済事業団以外でも構いません。

Q31：保安業務規程の中で、保安業務の実施結果に関する販売事業者への連絡期限を変更したいのですが？

A：保安業務規程の変更認可が必要です。

Q32：保安業務規程の内容では詳細な実務内容が記載されておりません。どうしたら良いですか？

A：保安業務規程の実施細則を事業者として別に定めて下さい。
この場合、保安業務規程の変更認可の申請の必要はありません。

Q33：緊急時連絡保安機関において、一般消費者等より「ガス欠・ガスが出ない」との電話受付をした場合はそのように対処したら良いでしょうか？

A：ガス切れは、保安業務として考えた場合は、緊急時にあたりません。ただし、消費者にとっては急を要することなどで迅速に対処することが必要です。

この場合、ガス切れの原因を必ず確認して下さい。

※ 高圧ガス保安協会発行の保安業務ガイド「緊急時連絡」における緊急情報に対する連絡方法を参照して下さい。

Q34：緊急時連絡保安機関において緊急時連絡の受信記録に「マイコンメーター作動」とあった場合はどうするのですか？

A：マイコンメーターによるガス遮断は、何らかの原因があります。その原因を究明し、解決することが重要ですから緊急時対応の保安機関への連絡等の措置をして下さい。

Q35：保安教育はどのようにするのですか？

A：保安教育に関する計画を定め、その計画に沿って実施し、その記録を保存して下さい。

Q36：保安教育の教材としては、どのようなものがありますか？

A：保安業務として実施する内容、一般消費者等にLPガスを正しく使用していただくことを考えて教育すれば良いと思います。

2. 販売事業者に関するQ&A

Q 1 : 保安機関を取得していない販売事業者が、14 条書面に保安業務に係る連絡先を自社にしても良いのですか？

A : できません。保安機関を取得していない販売事業者は、保安業務に係る連絡先を委託先の保安機関にして下さい。

Q 2 : 容器交換時等供給設備点検を行う配送センターを卸業者 A 社から B 社に変更しました。保安業務は A 社で良いですか？

A : 卸業者 B 社が保安機関でこれまで A 社に委託していた保安業務を B 社が受託する場合は B 社と契約しなければなりません。

又、法第 8 条に基づく液化石油ガス販売所等変更届出書を提出して下さい。

Q 3 : 保安機関が廃止され困っています。どうしたら良いですか？

A : 直ちに他の保安機関に委託するとともに、法第 8 条に基づく液化石油ガス販売施設等変更届書を提出して下さい。

委託する保安機関がない場合は、自ら保安機関の認定を受けて下さい。

Q 4 : 保安機関を販売事業者として管理することができないがどうしたら良いですか？

A : 業務主任者は、委託先の保安機関が保安業務を適正に実施しているか確認、管理する必要があります。保安機関を管理することができる人材を確保して下さい。

Q 5 : 保安機関からの点検調査票の報告が遅いので困っています。

A : 保安業務規程で委託先への報告（一覧表作成）日数が決まっております。

委託した保安機関が規定どおりに報告するよう催促して下さい。

Q 6 : 保安業務の実施先が変更になりましたが、14 条書面の再交付をする必要がありますか？

A : 保安業務を行う保安機関が変更になった場合、販売事業者は一般消費者に対し新たに保安業務を実施する保安機関を通知しなければなりません。

この場合、変更に係る通知のみで良く、14 条書面の再交付の必要はありません。

Q 7 : 販売事業者が保安機関である場合、受託する一般消費者等の保険の付保はどのようにしたら良いですか？

A : LP ガス保安共済事業団では販売事業者の直販の一般消費者等は、LP ガス販売事業者賠償責任保険で担保できます。

受託分（100 戸以上）はLP ガス受託認定保安機関賠償責任保険に加入して下さい。